

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針及び
動物の飼養及び保管に関する基準等の改正案に対する
意見の募集（パブリックコメント）の集計結果

1. 実施期間

平成25年6月13日（木）～平成25年7月12日（金）

2. 意見件数

FAX	メール	郵送	合計	延べ意見数
48	442	57	547	5,826

1. 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
第1(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。」を、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）における動物の愛護の基本とは、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。」等に修正すべき。	「動物の愛護」という言葉が行政的定義のもとに使われていることを明確にするために、「動物の愛護及び管理に関する法律における」を前置し、また、基本指針における「尊厳を守る」という言葉の示すところを明確にするために「生理、生態、習性等」も加筆すべき。今般の法改正では第2条2項の基本原則に、動物を取扱う場合における適正な飼養管理の確保が規定されていますので、基本指針にもその理念を随所に反映すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	27
第1(動物の愛護)	「動物の取り扱い」の後に、「習性に応じた適正な飼養や環境」と追加すべき。	心の問題は人により千差万別なので具体的にした方がいいと思います。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。」を、「動物の愛護の基本は、人においてその命や基本的人権の尊重が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守り、生きていくための基本的な基盤を保障することにある。」に修正すべき。	人も、「ただ命があれば奴隷状態でもよい」というわけではない。命あることのみを動物愛護と強調することによって、最低限の福祉を担保する行動が阻害されることを懸念する。人を例に出すのであれば、人において最低限の生活を保障する「福祉」の概念があるように、人に飼育される動物についても基本的な生活の質の保障、すなわち「福祉」が必要だということを明確に示すべき。また、目的を定めた法第一条に動物の健康・安全の保持の文言が盛り込まれており、そのことを反映させるべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	5
第1(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。」を、「動物の愛護の基本は、人においてその命を尊ぶように、動物の命についても生命系に属する役割と生命尊重の責任を果たし、動物の命を同じ命として尊重することにある。」に修正すべき。	命を尊ぶべくその動物の命は生きているのであり、人が関わり守るその基本的有様は愛情を持って可愛がるだけではなく、最低限の動物福祉への保証と、基本的な生活の質の配慮が必要である事も併せて明示すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命である動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。」を、「人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にするという観点から、動物の命に対して真摯に向き合い、その種類、習性等を考慮した適正な飼養や環境の確保を行うことが欠かせないものである。」等と修正すべき。	基本指針はあくまでも法律を基礎としたものであり、普遍的で客観的な概念の記載がなされなければなりません。個人的価値判断に左右されやすい「心を踏まえ」という文言よりも、「観点から」とするほうが適切です。「動物の命に対して感謝や畏敬の念」については、道徳的理解を促す意図は理解しますが個々の心情にまで立ち入る必要はありません。その根底には合意形成において例示される「動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣」等に対し、「国民が動物に対して抱く意識及び感情が、千差万別である」とことや、「これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる」ことを実質否定する矛盾が生じるため、「真摯に向き合い」などに修正してください。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	20
第1(動物の愛護)	「その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。」を、「その習性を考慮して適正に取り扱う動物福祉に配慮することのみにとどまるものではない。」に修正すべき。	以前に表記されていなかったアニマルウェルフェアが後段に記されているが、このカタカナ表記は、国民の殆どは馴染んでいない。むしろ動物の保護活動等や様々な場面において動物福祉がごく普通に使われているのが現状である。動物愛護管理法の理念が、動物福祉の国際的共通認識となっている飼育動物に対して5つの自由に基づく飼養管理のあり方にかなり近づいている。今後は、すでに認知されている動物福祉や動物虐待防止の文言を積極的に使うことが望まれるのでアニマルウェルフェアを動物福祉にすべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにある。」を、「動物の愛護の基本は、ひとにおいてその尊厳と幸福が大切なように、動物についてもその尊厳と幸福を守ることにある。」に修正すべき。	命を守ることと命の尊厳をまもることは意味が少しずつ異なるし、愛護という言葉の中には、その対象を慈しみ、良い状態で幸福に過ごさせるという意味合いがあり、単に命を守るというだけでは、愛護とは言いがたい。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や」を削除すべき。	「生命的に連続した」という言い方は意味がよくわからないし、その先の文とのつながりも不明確。	生物の進化におけるつながりを、「生命的に連続した」と表現しており、修文の必要はないと考えます。	1
第1(動物の愛護)	「生きとし生けるものを大切にすること」の前に、「多くの日本人が心の底に抱いている、」を追加すべき。	動植物に対して日本人は古来から敬意や愛情を持って接して来た、という日本人の特性にも言及した表現の方が、より共感をしやすい。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「みだり」の文言を削除	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	すべての行為を否定等すべきではないため、「みだりに」は必要であると考えています。	3
第1(動物の愛護)	「動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに」から「感謝」を削除等すべき。	感謝は相手の好意によりするものであり、強制的に傷つけたり、殺したりして感謝するというのは、文脈上、おかしなことであり、国際的にも品位を問われる可能性がある。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	29

第1(動物の愛護)	「動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに」を、「動物の命に対して申し訳なく思う気持ち、感謝及び畏敬の念等を抱くとともに」等と修正すべき。	この部分で「感謝及び畏敬の念」のみを取り上げることは、「合意形成」の部分で「国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である」と述べていることと矛盾する。指針が人の感情に対して踏込んで押し付けを行っているともいえ、より幅広い表現に修正すべき。特に、動物の犠牲に対しては、感謝ではなく申し訳なく思う気持ちが先に立つという意見を持つ人も相当数いるのであり、動物の犠牲を減らすための行動は、そのような感情に裏打ちされている場合が多い。感謝は、むしろ人の行動を正当化することに用いられているのであり、行動の改善には至らない現実がある。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第1(動物の愛護)	「この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。」を、「この気持ちを命あるものである動物の取扱ひ、その習性等を考慮した適正な飼養や環境の確保を行うことが欠かせないものである。」と修正すべき。	どういった動物の取扱ひかの具体例をあげたほうがより良いと思う。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「この気持ちを命あるものである動物の取扱ひに反映させることが欠かせないものである。」を、「動物の種類ごとの生理、生態、習性に配慮した適正な使用環境を確保することが欠かせないものである。」と修正すべき。	愛護の概念に「科学的見地による適正飼養」を加味するべきであろう。「可愛い」「感謝」と情緒に訴えるだけでは不十分。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、」を削除し、「そして、」に修正すべき。	人は他の生物を利用しなくとも生きていけるし、人間が人間を道徳的配慮の対象にしているのと同じく、進化生物学的に連続した存在である動物も道徳的配慮の対象であり、人間同様に尊厳(内在的価値)を持つ以上、その尊厳を守るべきである。さらに、殺処分が疎んじられるのは、人間の持つ、自然な道徳的感覚であり、それを否定することはできない。そして自然の摂理や社会の条理は事実認識であるが、そのことにより厳粛に受け止めるべき(事が必要)であるというのは自然主義的誤謬であり誤りであるから。国の定めた指針としてはあまりにも矛盾が多く、誤り、詭弁の類が多すぎるため。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	7
第1(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。」を、「人は、動物を犠牲にして生きている現状があるが、動物の利用又は殺処分を行うにあたっては、その事実を厳粛に受け止め、できる限り動物の苦痛の軽減及び犠牲の減少に努める必要がある。人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりするべきではない。」等と修正すべき。	動物愛護の基本から「他の生物」と生物全般についての記述になるのは不自然で、動物の犠牲に限定すべき。また、「動物の利用又は殺処分」が自然の摂理や社会の条理として当然であるかのような記述には賛同できない。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	41
第1(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する」を、「人は動物を犠牲にして生きてはいるが、人を動物に対する」に修正すべき。	・人間は乳製品や肉を摂らなくても生きていられるし、衣類その他にしても動物を利用しないと生きられない訳ではない。それなのに敢えてここで「生物」という表現をすることで植物や微生物にまで言及させるのは動物愛護法の範疇を超えるので不適切である。 ・殺処分を疎んじ、努力した結果、殺処分数を減少させることに成功した自治体は複数存在している為。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	5
第1(動物の愛護)	「動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。」を削除すべき。	第35条の規定と矛盾するため。(「殺処分がなくなることを目指して」)さらに、「疎んずるのではなく」という言葉は「動物の利用又は殺処分」が孕む諸問題を深刻に捉えて改善を求める態度を軽視し矮小化するものである。「基本的な考え方」に用いるふさわしくない表現であり不適切。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	1
第1(動物の愛護)	「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。」を、「命あるのみならず、苦痛の感覚と感情を有する動物に対する正しい理解、人としての責任感の育成により、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ること、それによって人と動物の共生する社会の実現を図ることが必要である。」等と修正すべき。	動物は命あるのみならず、生物学的に中枢神経を有し苦痛の感覚も感情も持つ生命存在であるということを明記してください。また、改正動物愛護管理法の目的は「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取り扱ひ、動物の健康及び安全の保持によって、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」ことにあります。そのため、イメージや様子を表す言葉であり、その解釈は千差万別ともいえる「やさしい眼差し」などの曖昧な表現は、各都道府県の動物愛護推進計画のベースとなる基本指針に用いるには適切とは言えません。また、改正動物愛護管理法の目的に「人と動物の共生する社会の実現を図る」と明記されているため、ここに反映することが適切と思われます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	28
第1(動物の愛護)	「やさしい眼差し向けることができるような」を、「正しい理解、人としての責任ある」等と修正すべき。	「やさしい眼差し」は個々の心情的表現で、具体的行動への導きが不明確です。	基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	6
第1(動物の管理)	「動物の命を尊重する考え方及び態度を確立すること」を、「動物の命についても生態系に属する役割と生命尊重の責任をともなう社会認知を確立すること」と修正すべき。	命を尊ぶべくその動物の命は生きているのであり、人が関わり守るその基本的あり様は、愛情を持って可愛がるだけではなく、最低限の動物福祉への保障と、基本的な生活の質の配慮が必要である事も併せて明示すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第1(動物の管理)	「動物の命を尊重する考え方」を、「動物の命や生活の質を尊重する考え方」と修正すべき。	こども、命の尊重だけではなく、生活の質を担保することを重要とする考え方が含まれることを反映させるべき。冒頭で「動物の命を尊重する考え方」と言ってしまうのがために、「動物の管理」の部分すべてが、実験動物・畜産動物など、命を犠牲にしている動物を除外してしまっている印象を与えている。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	7
第1(動物の管理)	「動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。」の、適切の前に「正しい知識と責任をもって」を追加すべき。	管理する側の知識不足と責任感不足が大きな問題となることがあるから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第1(動物の管理)	「動物の係留」の内容が明確にわかるよう修正すべき。	逸走の防止やノーリードで散歩をしないこと等を示しているのであれば、普及啓発の観点からも、そのことが明確にわかる記載にしてください。現行の表記では、犬が何の配慮もなくただ屋外に繋がれているようなイメージを与え、その措置を促しているかのように受け取られるおそれがあります。改正動物愛護管理法においてそのような行為は虐待に当たる可能性があり、また環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」にも適合しません。	前段に「動物による侵害を引き起こさないよう適切に管理するためには」とあり、基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	20
第1(動物の管理)	「動物の係留」を「動物の健康を害さないような方法での係留」など動物愛護に則した説明を追加すべき。	適正な管理の例として「動物の係留」の措置をあげてますが「つなぎっぱなしで散歩もさせないような係留は「虐待」に繋がります。		3
第1(動物の管理)	「動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により」を、「動物の逃走の防止、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により」等と修正すべき。	「動物の係留」では、愛犬が屋外に繋がれて暮らしているのを連想してしまいます。改正動物愛護管理法においてそのような行為は虐待に当たる可能性があり、また環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」とも一致しておりませんので修正すべきと思います。		10
第1(動物の管理)	「屋内での飼養」を、「屋内での適切な終生飼養」に修正すべき。		御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(動物の管理)	「みだりな繁殖の防止等の措置」を、「繁殖の防止等の措置」に修正すべき。	他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり売買したりして遊んでいるのは人間だけ。これは道義に反する。人間が他の生命体に勝手に繁殖されて譲渡されたり売買されたりしたらどう思うかを想像することが必要。	すべての行為を否定すべきではないため、「みだりな」は必要であると考えています。	3
第1(動物の管理)	「また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように」を削除すべき。	「恣意的」の解釈が難しいが、事情により、一時的に餌やりを行うことは、現実的に止むを得ないであろう。「餌をあげる」と即ち結果についての管理が行われない」とは限らない。例としてあげるにしても不適切である。いわゆる街猫など、繁殖について十分に考慮したうえで、共存している場合のほうが多い。わざわざ殖やそうとしてえさをあげている者はまずいない。また、誰かの飼養している迷い犬と思いきものが庭に現れ、戸惑いつつも捕まえられず、2-3日、餌やりを行うなどの状況も考えられる。このような事態も全て悪であるかのような解釈がなされないような啓蒙もまた必要である。	基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第1(動物の管理)	「また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為の中で、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合があり」に修正すべき。	所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり行為としては、社会問題として「猫の餌やり行為」がある。これは地域社会問題であり、動物苦情問題でも数多く寄せられ自治体も頭を抱えている。繁殖制限なしの恣意的な餌やり行為が現実問題として多くの不幸な猫を増加させている一因ではあるが、こうした表現では、一方的に餌やり行為が責められ、そこに暮らす猫や野生動物と地域住民との共生の芽を摘むことにもつながるおそれがある。また地域猫活動を形骸化させるおそれもあり、好ましくない表現であると考えられる。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第1(動物の管理)	「また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。」を「また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果について行為に対する責任に基づく管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、生活環境の保全の支障を引き起こす場合があることについても十分に留意し行為者への啓発等を行う必要がある。」と修正すべき。	法改正により生活環境の保全が法の目的であることがあらためて明記されたことから、恣意的な餌やりにより生じる事態は「好ましくない」に留まらず、保護法益を侵害している事態であることを明確にすべき。民事訴訟の判例により、恣意的な餌やり行為については給餌者がその行為の結果に対して責任を負うことが示されている。それら判例で認定された保護すべき利益は生活環境の保全という動愛管理法の法益と同一のものであることから、法の運用においても判例を踏まえる必要がある。一部で餌やり行為に対して責任はないという主張が、不適切な行為の改善の施策の妨げとなっていることから、指針において行為責任についても言及すべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第1(動物の管理)	「その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われ ない場合には、」を「不妊去勢手術」「TNR」に差し替 えるか補足すべき。	不妊去勢手術は「地域猫」「餌やり」の大前提であり、こ れを為さずして「地域猫」の方法論もできないが、それ でも不妊去勢手術の方法や必要性についての無知や無理解な どがある。これは啓発の不足によるものであり、人がもた らした「飼い主のいない猫」に対する国による不作為の結 果である。それに代わり、また国や自治体の助けを経て、 有志によって確立された方法(施策)が「地域猫」「TNR」 である。 「地域猫」の定義は「野良猫の生息を抑えるために、猫た ちのテリトリーで生体循環を支配すること」である。これ は明らかに「動物の管理」である。そこで客観的に考慮し て効果や実績が認めら、科学的ですらある「不妊去勢手 術」「TNR」という方法を明示し、これらの文言を補足す べきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指 針の中に盛り込まれているものと考え ています。	1
第1(動物の管理)	「ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活 に欠かせない存在となる一方」を、「ペットが伴侶動物 (コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない人が存 在する一方」に修正すべき。	近年、ペットが伴侶動物として生活に欠かせない存在と なっている人が増えていることは事実であるとしても、飼 育世帯率等の統計数値を参照すると「生活に欠かせない存 在」と断言するまでには至っていません。このような記述 は個人的価値観の押しつけと感じる人も少なくないはず で、合意形成の冒頭にある「国民が動物に対して抱く意識 及び感情は、千差万別である。」という文言とも矛盾して いるため修正が必要です。	ご意見を踏まえて「ペットが伴侶動物 (コンパニオンアニマル)として生活 に欠かせない存在になりつつある一 方」と修正します。	22
第1(動物の管理)	「ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活 に欠かせない存在となる一方」を、「伴侶動物(コンパニ オンアニマル)が生活に欠かせない存在となる一方」と修 正すべき。	愛玩物扱い・所有物扱いを連想させる「ペット」の表現を 不快に感じる人がいる以上、行政文書ではなるべく使わ ないことが望ましい。また、コレクター的に所有を目的と して飼育されている動物もあり、全ての「ペット」が伴侶 動物であるとは感じない人もいます。ここは単に「伴侶動物 が生活に欠かせない」とするのが適切と思われる。	基本的な考え方を示すものであるた め、原案のとおりとします。	2
第1(動物の管理)	「ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活 に欠かせない存在となる一方」を、「動物が生活に欠かせ ない存在となる一方」と修正すべき。	「ペット」「伴侶動物」「コンパニオンアニマル」など は、実業社会勢力がその事業目的や権益保護などの為に伏 したものであり、法の下での当指針には不適切である。		2
第1(動物の管理)	「ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活 に欠かせない存在となる一方、動物が人と一緒に生活する 存在として社会に受け入れられるためには、人と動物と社 会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及 び保管(以下「飼養等」という。)を適切に行うことが求 められている。」を、「犬、猫等の愛護動物が生涯の伴侶 動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存 在となる一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会 に受け入れられるためには、人と動物と社会との関わりに についても十分に考慮した上で、その飼養及び保管(以下 「飼養等」という。)を業者、一般飼い主、学校飼育者は 適切に行うことを義務付ける。」に修正すべき。	「ペット」という表現が「軽視、差別」を連想する。飼養 するにあたり、「誰」がというのは明記必須。		1
第1(動物の管理)	「動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き 起こさないように努めなければならない。」を、「動物によ る人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさな いように義務付けなければならない。」に修正すべき。		動物愛護管理法の規定を踏まえて記載 しているため、原案のとおりとしま す。	1
第1(動物の管理)	以下文章を追加すべき。「動物をやむを得ず殺処分せざる を得ない場合においては、動物の愛護の精神に基づき、ど のような種類の動物も恐怖や苦痛を与えない方法を採用し なければならない。」	殺処分理由については、そのほとんどが人間側の都合であ る。また、人間側の都合によらない場合であっても、殺処 分に処する場合は、人道的見地から、恐怖や苦痛を与える べきではない。殺処分の方法の決定、採用に当たっては、 人間側の都合で分類した動物種類(家庭動物、実験動物、 産業動物、等)でその苦悶レベルを決定、容認するのでは なく、すべて安楽死させる方法であるべきである。生きて いる間の虐待防止については、各種規定等に具体的な例示 が見受けられるが、殺処分方法については具体的規定、例 示がほとんど見受けられないため、「第1動物の愛護及び 管理の基本的な考え方」に「殺処分方法」に関して明示 し、すべての施策別の取組みに反映すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指 針の中に盛り込まれているものと考え ています。	1
第1(合意形成)	「猫の屋内飼養」を削除すべき。	「猫の屋内飼養」について否定的意見が多いということ はない。	賛否両論が見受けられる行為の例示で あることから、原案のとおりとしま す。	2
第1(合意形成)	「畜産等における動物の資源利用」を、「畜産等における 動物の利用」と修正すべき。	単に「動物の利用」と改めるべき。畜産動物も「命あるも の」であり、苦痛を感じる存在である。動物愛護管理法に おいては、畜産動物を「資源」とする、モノ扱いの表現は ふさわしくなく、指針のここまでの文章で「命あること」 が強調されてきたことと矛盾を感じる。削除すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指 針の中に盛り込まれており、原案のと おりとします。	8
第1(合意形成)	「畜産等における動物の資源利用」を、「畜産等における 動物の生態系資源の経済利用」と修正すべき。	資源利用の言葉への解釈が理解しがたい。生態系資源を畜 産等の経済利用で行き過ぎた為に、自然が破壊を招いて いる現状を含んだ表現にするべき。	ここでは様々な動物の取扱いについて 例示しているため、原案のとおりと します。	1
第1(合意形成)	「動物を利用した祭礼儀式」を削除すべき。	伝統的な祭礼儀式に動物の犠牲を伴うものも、時代の流れ により、海外ではその代替方法を取り入れる動きがありま す。に法もその流れをくむべきであり、「抵触するものでは ない」と断言すべきではありません。	基本的考え方を示すものであるため、 原案のとおりとします。	1
第1(合意形成)	「狩猟等の動物の捕獲行為」「外来生物の駆除」「動物の 個体数の調整」を削除すべき。	そもそもこれらの行為の対象となる動物は、動物愛護管理 法の対象外であり、ここに例示することで誤解を招く可能 性があり、言及する必要もないのではないか。別の法律に よって管理されている人と動物の在り方については言及せ ず、削除すべき。	文意を明確にする必要があること等か ら、例示として必要であると考えてい ます。	4

第1(合意形成)	「安楽殺処分」を「殺処分」に変更すべき。	強制的に殺されることは苦痛であり、安楽とは言えないから。強制的に殺す殺人は安楽殺と呼べないし、強制的に強姦することを安楽強姦とは呼べないのと同義であるため。動物の苦痛に配慮・検討していないからこういった誤りが出現する。	意味を明確にする必要があることから、原案のとおりとします。	26
第1(合意形成)	「これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが」の「やその精神」を削除すべき。	動物愛護管理法の「精神」というべきものは、第一条、第二条に示されているが、同法内においてその精神が他の条文に十分に反映しているとは言えない。よって、「法律」に抵触しないという表現については、処罰対象にはならないと言う意味では容認するとしても、「精神」に抵触しないとは言いきることは不正である。特に、実験動物や産業動物については「精神」に抵触するような悲惨な状況におかれていることが明白である。	基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	2
第1(合意形成)	「その精神に抵触するものではないが」を、「その精神に抵触するものではない場合もあるが」に追加すべき。	、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、正当な理由をもって適切に行われているとは言いがたい面がある。主観や一方的な価値観で法を括るのは適切ではない。現に動物の権利の面から動物を資源とみなさない人々も存在し、一概には、既存の動物利用や動物の殺処分等の社会的習慣が、動物愛護管理法の精神に抵触するものではないとは言いがたい。	基本的考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第1(合意形成)	「正当な理由をもって適切に」を、「正当な理由をもち、動物の苦痛の軽減を考慮された適切な方法により」に修正すべき。	正当な理由の如何に関わらず、動物の尊厳・福祉を軽視する行いにおいては、「動物愛護管理法」やその精神に抵触するおそれがある。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1(合意形成)	「国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。」を、「国民全体の総意に基づき、苦痛への配慮、被差別主義、一貫性を求める規範より形成されるべき、妥当性、普遍性及び客観性の高いものでなければならない。」に修正すべき。	妥当性が全く考慮されていない。多数決であるだけでは多数意見が妥当でない場合、動物愛護精神と真逆の規範ができる可能性があるため。誰もが認めざるを得ない「苦痛への配慮」、「非差別主義」、「一貫性」という基本原理により作られる妥当な規範で方向性を定めようとして、現実的に対応していくべき。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	5
第1(合意形成)	「いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。」を、「他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり売買したりしているのは人間だけ。これは道義に反するのではないか」に修正すべき。	人間が、他の生命体に勝手に繁殖されて譲渡されたり売買されたりしたらどれだけ苦痛かを想像すべき。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	3
第1(合意形成)	「国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。」を、「国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものであるように求められている。」に修正すべき。	合意形成に、ここまできっちり求められているのか疑問があるから	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第1(合意形成)	「国民全体の総意に基づき」を削除すべき。	民主主義的考えとして「千差万別な考え」を支持するとしても、動物はその方法について異議も申し立てられない。もし総意を集めることが実現したとし、その結果が金銭的な受益や愛玩動物としての所有欲などによる純粋な利己主義を求める方向に傾いていた場合には絶望的といわざるをえない。（今の日本では、その可能性の方が強い）	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第1(合意形成)	「社会の実情を踏まえた」を削除すべき。	絶えず変容される社会というものの性質の実情に、合意形成という人と人との契約を持ちこみ、普遍的な存在である動物の事情を人間の都合に変容されかねない。これもまた人間至上主義の考えであるといわざるをえない。不特定多数から量的に支持されるものではなく、普遍的要素を含みながら主張される質的意見を持ち上げるべきである。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第1(合意形成) (その他)	動物実験廃止、畜産廃止とすべき。「哺乳類の殺処分禁止、肉食の禁止」を追加すべき。	動物を資源とするところが動物利用者の証拠で愛護の観点から離れた思想で全く命、思いやりから無縁な文言。考え直すべし。	賛否両論が見受けられる行為の例示であることから、修正は必要ないものと考えています。	2
第1(合意形成) (その他)	「狩猟」を、「狩猟廃止」にすべき。	狩猟を国が推奨する自体、国家戦略に過ぎない。		1
第1(合意形成) (その他)	「外来生物の駆除」を、「外来生物の駆除禁止」に修正すべき。	外来生物を輸入したのは人間。駆除するな。		1
第1(合意形成) (その他)	「我が国の風土」を、「諸外国に習い」に修正すべき。	我が国の固執された風土は不必要。諸外国に習うべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2,1,(1)	「(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進」を、「(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する道徳的取組の推進」に追加すべき。	日本は道徳心が欠落しているため	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2,1,(1)	「(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進」を、「(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の義務」に修正すべき。	その名の通り、国民の義務にする必要がある。	取組をより進めていくために「推進」としてあり、原案のとおりとします。	1

第2.1.(1)	「多くの貢献をしてきたが」を削除すべき。	多くなど貢献していない。国際的に見ても日本は動物殺害、虐待大国である。激しい動物利用のあげく、貢献とは何事か？先進国を見習うべき。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	1
第2.1.(1)	「国民共通の理解の形成にまでは至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。」を「国と自治体と国民共通の理解の形成にまでは至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の(業者、一般飼い主、学校飼育者等全ての)所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する義務がある。」に修正すべき。	国と自治体が一番、確立、形成されていないため。詳細は明記すべき。教育現場である学校飼育がずさんで乱れているからである。国民が低レベルの様な言い換えは責任転嫁も甚だしい。そもそも国の動物に対する意識が低いことを棚上げするのは遺憾である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.1.(1)	「国民共通の理解の形成にまでは至っていない」を、「動物との関わりについて多様な考えがある以上、国民共通の理解の形成はややもすれば困難とも捉えられるが、一定程度の共通認識を得られるよう議論が求められている状況である」に修正すべき。	「共通の理解」という言葉を使える状況ではないように思われる。何らかの但し書きが必要ではなからうか。		1
第2.1.(1)	「学校、地域、家庭等において展開する必要」を、「学校、地域、家庭等において命教育のプログラムを展開する必要」に修正すべき。	啓発であるが、方法として学校の道徳の時間に「命教育」のプログラムを設けることを提案する。無論それは学校に限ったことではない。「国民共通の理解の形成にまでは至っていない。」のは日々痛感することであり、地域の他、行政にとっても必要な教育となる。		1
第2.1.(1)	「終生飼養等が明記された」を「終生飼養の努力義務等が明記された」と正確に記載すべき			10
第2.1.(1)	「学校、地域、家庭等」に、「企業」を追加すべき。	企業が一番、販売や動物実験等で動物を利用しているから明文化していなければならない。		11
第2.1.(2)	「家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。」を、「家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)、野生動物、水生動物等、幅広く対象とされている。」に修正すべき。	動物の愛護及び管理に関する法律では、罰則対象になっていないとはいえ、基本原則の部分で、人の占有であるか否かに関わらず魚や野生動物も法の対象動物となっており、「家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物」と限定することは、法との整合性を欠くため。	施策の対象となる動物は、人が所有又は占有している動物であり、いわゆる「野生動物」はその対象とはなりません。「水生動物」については人が所有又は占有していれば施策の対象となります。人が所有又は占有している動物が広く含まれるよう「等」と記載していることから、原案のとおりとします。	9
第2.1.(2)	「危険な動物(特定動物)」を、「特定動物(危険な動物)」に修正すべき。	動物愛護管理法 第5節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 に特定動物と明記されているため。	危険な動物には特定動物だけでなく、その大きさや闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物も含まれるため、このような表現としています。	1
第2.1.(3)	「機関等」に、「警察、教育、消防及び自衛隊」の個別の名称を明確に追加すべき。	警察については法の罰則、例えば遺棄、衰弱虐待、殺傷犯罪などの警察官への周知が主な目的。教育機関は動物愛護に関する知識教育の採用と、不適切な学校飼育動物や安易な動物ふれあいイベントなどの見直し。消防は日常的なアニマルレスキューへの対応と、自衛隊は緊急災害時動物救済などの連携について、それぞれとの十分な協働の仕組みが必要と思う。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.1.(3)	「獣医師会」を「獣医師関連学協会」に修正すべき。	獣医師会には実験動物に係る適当な分科会等が存在しないが、獣医師関連学協会として日本獣医学学会、日本実験動物医学学会、日本実験動物医学専門医協会など複数のより専門性の高い学協会が存在するため、それらの学協会の協力も得ることが重要と考えるから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.1.(3)	全ての地方公共団体の積極的協力の必要性をより強調する表現を付け加えていただきたいです。	政令市でも中核市でもない市町村に住んでいては、環境省作成のパンフレットなどを目にするのがまずないのが現状。例えば、EXILEの啓発ポスターですら、福岡市で掲示されてから1ヶ月経っても地元では市役所でさえ見ることができませんでした。犬猫のトラブルに悩む人はまず近くの市役所や役場に相談しますから、愛護担当職員の配置は無理でも環境省のポスター・パンフレットの中身は把握している職員はいて頂きたいし、必要な住民へ提供できる体制を求めます。温暖化対策や自然保護関係のパンフレットは届いているので、そんなに難しい事ではないはず。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.1.(3)	「民間のアニマルポリス設置」を追加すべき。	行政機関と個人ボランティアとの確執は大きい。すべては、養成機関が協力をしようとしていないことが問題。野良猫問題はどの地域でも住民が困っており個人ボランティアだけでは解決できないことになっている。法改正に伴い、一般人のアニマルポリスを行政下に置くことにより、行政の抱える業務も減少し、自ら動くボランティアも一般住民により話を持って行きやすくなる。	動物愛護管理法の規定を踏まえて記載しているため、原案のとおりとします。	1

第2.1.(4)	「動物愛護管理施設等の拡充」を、「動物愛護管理施設等の拡充及び管理水準の向上」とする。	施設の拡充だけが重要なのではなく、いかに管理運営されているかも動物福祉にとっては重要である。立派な施設があっても、管理面が充実していないために生かしていない現状もある。ハード面はもちろん重要であるが、細かいケアによってカバーできる側面もあり、また適切な管理こそ重要であるため、管理についてもセットで言及すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第2.1.(4)	「動物愛護管理施設等の拡充」を、「動物愛護管理施設等の譲渡事業への拡充及び官民協働」と修正すべき。	殺処分ゼロを目指す為、施設等に拡充が求められる新たな事業は、殺す為の施設への設備投資ではなく、収容した動物達をより多く譲渡等の機会を設けられ、多くの特化した民間とより多く生かすための連携が必要であるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2	「平成35年度まで」を「速やかに」と修正すべき。	できる事から直ちに取組みを始めるべき。「努める」のに余裕をみるのはおかしい。	当該基本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を10年間という一定期間の中で総合的に推進するための基本的な指針を定めるものであり、概ね5年ごとに見直しをすることとなっているため、今回計画期間も「平成35年度まで」と見直す必要があります。	1
第2.2	「平成35年度まで」を元のとおりに「平成29年度」のままにすべき。	・平成35年度までは長すぎる。 ・変化要素が多すぎる。		4
第2.2	「平成35年度まで」を「平成30年度」に修正すべき。	その実施が図られるように努めるものとする。と書かれてあり、義務化されていない上、目標が10年先だと誰も本気で取り組まないから。		1
第2.2	「動物虐待の防止」を新項目として追加すべき。			1
第2.2.(1).①	「終生飼養の責務」を「終生飼養の努力義務」と正確に記載すべき。	努力義務と責務では用語の意味が異なると思う。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第2.2.(1).①	「適切な方法による機会の確保が求められている」を削除すべき。	社会的にこのような機会の確保が求められているか不明である。現行規定の言い回しから変更する必要があるのか疑問である。	基本的視点を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	9
第2.2.(1).①	「終生飼養の責務や動物の虐待の防止と」を、「終生飼養の責務や動物の虐待、遺棄の防止の」に修正すべき。	動物愛護管理法第1条の目的に「遺棄の防止」が加わったことをうけ、「遺棄」と加筆することが適切と思われる。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	29
第2.2.(1).①	現状と課題を明確にすべき。	普及啓発の「現状と課題」を明確にしなければ適切かつ効果的な施策を講じることはできません。なぜ、「徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく」、であるのか、「様々な機会をとらえて教育活動や広報活動に取り組むことが求められている」とは、具体的にどのような機会も含まれるのか明記すべきです。	十分に時間をかける必要があることからこの表現にしています。	19
第2.2.(1).①	「このため、国、地方公共団体等によって、」の前に「この他にも、伝統、地域行事等において、動物が見世物、客寄せなどに用いられ不適切な取扱いを受けている事案も散見されるため、地域社会に対する取組みも必要である。動物の所有者、飼養経験者であっても、その状況を目の当たりにした際に問題認識されていないことがある。」を追加すべき。	一部の伝統、地域行事等において、動物が見世物、客寄せなどに使われ、虐待のおそれがある行為や不適切な扱いを受けている事案があります。しかし、伝統、地域行事等において虐待と思われる行為や不適切な飼養を目の当たりにしても、多くの人はそれが問題だと認識せず、なかにはそのような扱いを助長するような人もいます。このような実態があることを普及啓発の現状と課題として明記すべきです。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	21
第2.2.(1).①	「動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく」を「動物の愛護及び管理の普及啓発事業が徐々に進んでいるが、まだまだ十分ではなく」と修正すべき。	現実を見据えるべきだと思います。私自身は猫を飼っていますが、国、地方公共団体による動物の愛護及び管理の普及啓発事業を目にした記憶がありません。少々の事をされていたとしても、一般の人にはまったく届いていないという現実を受け入れる必要がまず、あると思います。		3
第2.2.(1).①	「特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、」を、「動物の所有者、特に子どもを持つ世帯などにおいて、動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保が重要であることが指摘されており、」に修正すべき。	愛玩動物との触れ合いや、家庭における動物飼育経験がない子どもが心豊かに育たないという根拠はありません。むしろ植物や昆虫、野鳥といった身近な自然の仲間との関わり、水環境保全活動などに取り組む子どもたちが心豊かに育っていることは、環境省大臣が毎年表彰している環境学習実践例等からも明白であるので、動物の飼養者、特に子どもがいる世帯において適正飼養の普及啓発は重要である等の趣旨に修正してください。		19
第2.2.(1).①	「また、生命尊重、友愛等の情操の滋養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。」を、削除すべき。	子供の情操教育に動物を無理に利用する必要はないと思う。子供のためという一言で全てが許されるような風潮に導きがちではないでしょうか？家で動物を飼っている子供すべてが心豊かに育つわけではないと思う。学校飼育動物、動物園、家でペットを飼うことのイメージを美化するだけだと思う。それら全てに反対するわけではないが、動愛法では子供の情操教育云々を述べなくても良いと思う。	適切に実施される動物との触れ合いは、生命尊重等の面で重要と指摘されている現状から、原案のとおりとします。	4

第2.2.(1).①	「動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。」を、「家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されている。」と修正すべき。	「動物との触れ合い」という表現は幅が広いが、家庭での動物の飼育に関する調査研究と比較して、論拠をもって重要性が指摘されているような触れ合いは、あまりないと言っているのではないかと。 また、「家庭動物の適正な飼養」には「適正な」の語がかかっているが、「動物との触れ合い」は「動物との適正な触れ合い」と限定する表現となっておらず、文末の「適正な方法による機会の確保が求められている」の部分は、主に「動物との触れ合い」の適正化を指しているものと思われる。もし「触れ合い」に言及するのであれば、「方法の適正化が求められている」と明言するべきであるし、「家庭動物の適正な飼養」の適正化をさらに行うのは日本語の文章として重複になっているため、この文章は何らかの修正を行うべき。 また、触れ合いの機会の確保自体は、動物の福祉を配慮する立場からは決して望まれていない。「機会の確保」の表現は、触れ合いを行うべきとの印象を与えるため、削除を要望する。		3
第2.2.(1).②	下記項目を追加すべき。 「国及び地方公共団体は、所有者に対して適正飼養講習会等への参加を義務付け、設けられた段階別講習会により、飼育対象の種類や頭数等の制限を設ける等の法制度の検討を進めること。」	適正な飼養を行うには、所有者が正しく飼育及び愛護についての理解を得る必要がある。もちえた飼育知識と愛護精神により、飼育する動物種別と頭数等の制限を設けることで正しく飼養がされるものとする。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(1).②.ア	「学校、地域、家庭等」に、「企業」を追加すべき。	企業が一番、販売や動物実験等で動物を利用しているから明文化していなければならない。		9
第2.2.(1).②.ア	「国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、」を、「国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）、野生動物、水生動物など幅広い範囲の動物を対象に、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、」に修正すべき。	動物愛護管理法の対象動物は家庭動物のみではないにもかかわらず、現状、動物愛護行事は家庭動物を対象したものになっている。家庭動物以外の動物に私たちが触れ合うことは少ないとはいえ、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）、野生動物、水生動物なども私たちの生活に大きなかわりを持っており、動物愛護の啓発には、もっと幅広い動物を対象とした活動が必要である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。なお、施策の対象となる動物は、人が所有又は占有している動物であり、いわゆる「野生動物」はその対象とはなりません。「水生動物」については人が所有又は占有していれば施策の対象となります。	9
第2.2.(1).②.ア	「終生飼養や適切な繁殖制限措置」に「愛護動物の遺棄は刑罰をもって禁止されていること」も例示すべき。	遺棄しないことは、終生飼養の裏返しであることから、終生飼養と同様に重要であり、明記する必要がある。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	11
第2.2.(1).②.ア	「適切な繁殖制限措置を講ずること」を「繁殖による悲劇を理解し去勢不妊を必ずすること」に修正すべき。	他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり売買したりして遊んでいるのは人間だけ。これは道義に反する。人間が他の生命体に勝手に繁殖されて譲渡されたり売買されたりしたらどう思うかを想像すべき。		5
第2.2.(1).②.ア	「講ずることについては積極的にすること。」を、「講ずることの義務化に向けて積極的に取り組むこと。」に修正すべき。	改正法には、「動物の所有者は繁殖に関する適切な措置を講ずるように努めなければならない」ことが盛り込まれている。犬猫の殺処分数の削減には、犬猫の不妊去勢手術の徹底が欠かせない。「積極的にすること」では効力がないに等しく、「義務化に向けて積極的な取り組みや努力」が必要であるとする。		2
第2.2.(1).②.イ	「検討すること。」の前に「早急に」を追加。	動物愛護法の基本原則の趣旨にのっとり、学校飼育動物達の福祉が早急に守られるべきです。		1
第2.2.(1).②.イ	「動物との触れ合い」を「動物にさわる体験」に修正すべき。			1
第2.2.(1).②.イ	「動物との触れ合い事業の推進にあたっては」の「の推進」を削除すべき。	動物との触れ合い事業が、環境省によって推進の対象とされたことは、これまででないのではないかと。国民的議論を経ないうちに国の態度を「推進」とすることは問題であり、この部分は必ず改めるべき。 ガイドライン化では、むしろ使用する動物種を限定するなど、推進とは逆の方向性が必要である。	適切に実施される動物との触れ合いは、生命尊重等の面で重要と指摘されている現状から、原案のとおりとします。	15
第2.2.(1).②.イ	「ストレス」を、「苦痛やストレスなどの負担」等と修正すべき。	触れ合いによる動物が味わうのはストレスのみではなく、子どもに乱暴に扱われたりなどの肉体的苦痛や恐怖などもある。	ご指摘の趣旨については、「適切な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮」に含まれているものと考えています。	16
第2.2.(1).②.イ	「学校飼育動物についても適正な飼養管理が行われるよう検討すること。」を、「学校飼育動物は、原則、飼養を行うべきではないことから、適正な飼養管理を行いつつ、廃止に向けて検討すること。」に修正すべき。	休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をして も治療を受けさせないなど、学校や幼稚園等で飼養されている動物が劣悪な状態に置かれているという問題は各地で起こっており、当会にも多くの通報が寄せられている。どんな生き物を飼養するにも、費用や手間が必要であるにも拘わらず、十分な予算を確保していない学校が多いうえに、そもそも児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話までさせることは不可能である。仮に獣医師や専門飼養者がいたとしても、子供たちに頻りに触られる学校や幼稚園といった教育の場で動物を適切に飼養することは無理があり、原則、禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。	情操の涵養等の目的で、学校において動物を飼養していることの意義を高く評価する考え方も強く、この指針でこの点を否定することはできませんが、ご意見の趣旨も踏まえ「学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。」と修正案をいたします。	42

第2.2.(1). ②.イ	<p>「動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成などそのあり方について検討すること。また、情操を目的とした学校飼育動物についても触れ合いの一環として考えられることから適正な飼養管理が行われるよう検討すること。」を、</p> <p>「動物に触れる体験」事業の実施に当たっては、種や個体の選定などを慎重に行い、動物にストレスをかけない配慮が必要であるが、それらの専門知識を有する行政職員、獣医師はまだ少ない。（同事業を普及啓発と位置付けるならば、）動物に触らせる行為そのものよりも、大人が動物をどう扱うか身をもって示す過程が重要であるので、安易な実施は逆効果となる事を行政に周知していくことも必要である。尚、ふれあいに適さない、うさぎやモルモット、鳥類の利用は控えるようにすること。</p> <p>国によるガイドライン作成などそのあり方について検討するにあたっては、動物福祉の理念を理解する専門家が選定されるべきであるが、生きている動物を使わずとも動物の生理生態、習性等の知識を習得する教育は可能であるため、まずは優良教材の収集や作成、それらの活用の推進を検討すること。</p> <p>また、学校飼育動物についても、不特定多数を対象とした「触れる体験」に用いられている現状があることから、同様の配慮が必要であることを啓発していくとともに、適切な飼養管理が行われるよう、所管行政職員等による指導も検討すること。」のように修正すべき。</p>	<p>講ずべき施策のイは、動物にストレスをかけている現状を見直す必要があるとの意見を受けて新設された項目であるにもかかわらず、「動物との触れ合い事業の推進」が前提となっていることに違和感を覚えます。効果検証が困難な「動物との触れ合い事業」については、税金を投じて実施するに相応しい施策とは言えないため推進すべきではありません。生きている動物を「触れ合い」に供さずとも、良質で費用対効果も高いと思われる啓発教材は存在しますので、国によるガイドライン作成などそのあり方について検討する場を設ける場合は、先ずそれらの情報収集と活用推進の検討がなされることを強く求めます。なお、「動物との触れ合い」事業の用語定義が不適切であるため、「動物に触れる」事業に修正してください。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	20
第2.2.(1). ②.イ	<p>「また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物の飼養についても適正な管理が行われるよう検討すること。」を、「学校飼育動物については、学校という環境が命ある動物を飼育するのに適した環境といえないため、今後新たな動物を飼育することを禁止し、現時点で飼育している動物については繁殖制限を行い、災害時の救護体制、学校飼育動物にかかわる予算確保など、終生飼養に向けた適正な管理体制を確保すること。」に修正すべき。</p>	<p>東北大地震では置き去りにされ、衰弱死した学校飼育動物が相当数散見された。また病気になるでも放置されるケースも少なくない。夏休みの間にウサギが死んだ、無秩序な繁殖など問題が後を絶たず、学校での動物飼育には限界があると思われるため。</p>	<p>情操の涵養等の目的で、学校において動物を飼養していることの意義を高く評価する考え方も強く、この指針でこの点を否定することはできませんが、ご意見の趣旨も踏まえ「学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。」と修文いたします。</p>	8
第2.2.(1). ②.イ	<p>「情操の涵養等を目的とした学校飼育動物の飼養に」を、「学校飼育動物の飼養に」に修正すべき。</p>	<p>生態の観察を行うことを目的として飼育される動物は、実験動物の飼養保管基準の対象から除外されている。学校飼育動物の飼養の適正化をはかるのであれば、これら理科目的で飼育される動物に関しても適正化をはかるべきであるが、「情操の涵養等を目的とした学校飼育動物」と限定的な表記がなされることで、生態観察のために飼育されている動物がここで除外されているかのような印象を与えるのではないかと懸念する。</p> <p>また、情操の涵養を掲げている場合においても、情操の涵養に至りえない飼養状況によって目的が達成できていない実態が批判されているのであり、ここでは目的には言及せず、単に学校で飼育される動物全体を対象とする旨の記述にとどめるべき。</p>		5
第2.2.(1). ②.イ	<p>下記文章を追加すべき。 「学校飼育動物の飼養については、環境省が文部科学省と獣医師会との協働により適正な飼養管理が行われるよう検討すること。」</p>	<p>学校飼育を推進するのは文部科学省と獣医師会の一部である。環境省が積極的に介入する必要がある。まずは、「触ること＝触れ合い」という認識を改めさせることが必要。なお、触れ合い事業のあり方の検討については、動物の安全と健康確保の点ではルールを了解させた上で入店させている一部の猫カフェ業者に規範となる部分が多く、参考にさせると良い。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2). ①	<p>「飼い主に対する教育が重要であり」を、「所有者もしくは管理者に対する教育が重要であり」等と修正すべきである。</p>	<p>動物愛護管理法の所有者責務を基に考えるならば、飼い主に限定すべきではない。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	3
第2.2.(2). ①	<p>「飼育放棄、遺棄、虐待等」に「安易な販売・繁殖」を追加すべき。</p>	<p>個人のブリーダーがネットに情報を掲載するなど、昨今の繁殖業は法外でしかない。そもそも命を売買するということ自体、人間のエゴである。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2). ①	<p>「依然として容易な購入」の前に「店頭やインターネットでの生体販売があふれている現状で」を追加すべき。</p>	<p>容易な購入の原因をはっきり記述すべき。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2). ①	<p>「依然として容易な購入」を、「依然として安易な入手」に修正すべき。</p>	<p>動物を飼育し始める場合は、購入だけに限らず、不適切な繁殖や保護による安易な譲渡なども適正飼養の妨げとなるため。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	6
第2.2.(2). ①	<p>「遺棄、虐待等の」を、「遺棄、殺傷、衰弱虐待」と修正すべき。</p>	<p>法第4.4条の罰則の執行については、その内容が警察のみならず、行政にすら行き届いていない。人のネグレクトの虐待と、動物の衰弱虐待は大きく異なり、本法では殺傷犯罪と衰弱などの虐待の意味が明確に区別され、罰則も異なる。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2). ①	<p>「一部において見られている。」を、「多数見られている。」に修正すべき。</p>	<p>多くの自治体や動物愛護団体が、飼育放棄や遺棄、虐待された動物を多数保護し、新しい飼い主を探す取組に大変苦労している現状から考えても、「一部において」というのは事実と反する誤った表現である。</p>	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	15

第2.2.(2).①	「適正な繁殖に係る努力義務」を、「適正な繁殖制限に係る努力義務」に修正すべき。	殺処分数が未だ数十万単位の現在では動物飼育の基本は、繁殖制限であるべきだから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第2.2.(2).①	「所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。」を、「所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化され、また、虐待や遺棄への罰則が大幅に強化された。」に修正すべき。	本法の目的の筆頭には虐待や遺棄の防止があり、今改正で大幅な罰則の強化が行われたことを具体的に明記しておくほうがより適切であると考えます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	25
第2.2.(2).①	「繁殖に係る努力義務が明文化された」を、「繁殖制限の努力義務とは努力した証を提示できなければ努力義務に反することを踏まえて、最大限の努力をすべきであり、今後、罰則規定への流れとなるであろう」に修正すべき。	繁殖と行政処分の因果関係からして、繁殖する飼い主（野良猫への給餌者も含む）は公金の無駄遣いに加担している。平等の原理からして罰金を課するのが妥当。	ご指摘の箇所については、平成24年の改正法について説明している部分のため、原案のとおりとします。	3
第2.2.(2).①	「殺処分率の減少」は、具体的な数値目標を設定すべき。	—	引取り数を減らすことによって、逆に殺処分率が上昇する可能性もあるため、具体的な数値目標の設定は難しいと考えています。	11
第2.2.(2).①	引取り数の数値目標について、犬と猫を分けて設定すべき。	当初の想定よりも早い5年で前回目標が達成できたことについては、近年の動物愛護意識の高まりや、関係行政や関係団体等の努力の賜物であり、喜ばしいことです。特に成果が現れているのが犬であり、行政収容数、殺処分数も減少傾向にあります。その一方で、猫の収容数、殺処分数は下げ幅が鈍化しており、中でも所有者不明の子猫が殺処分数の多くを占める状況をなかなか脱することができていません。今後さらに注力すべきは地域猫対策の推進（不妊去勢手術の助成事業等を含む）とその効果検証であることから、犬と猫それぞれに数値目標を定めたほうがより効果的であり、改正動物愛護管理法35条4項に明記された「殺処分がなくなることを目指して」という目標に近づけると考えられます。	国としては、犬猫合わせた全体としての引取り数の削減を進めていく必要があることから「犬及び猫の引取り数」としてしています。	36
第2.2.(2).①	平成16年度ではなく、最新の平成23年度の数字を用いるべき。引取数ではなく、殺処分数、または殺処分率とすべき。例えば「犬の殺処分数について、平成23年度比半減となる概ね2万頭、猫の殺処分数について、平成23年度比半減となる概ね6万5千頭を目指す。」に変更する。	犬と猫では原因と対策が全く違うことを考慮し、ざっくり10万頭などではなく丁寧に目標値を定めることが必要である。平成16年度の犬の引取数は推計値であることと全体数が異常に多くその後急激に減少していることなどから平成16年度の数字で比べるとあたかも非常に良く達成されているように錯覚するため最新の数値を使用すべき。引取数の削減が、窓口での引取拒否ばかりになることを防ぐため、引取数は多くとも、返還譲渡率を高めると言う行政側の努力で殺処分数を減らしていくのが本当の動物愛護だから。近年の殺処分数の低減を見れば、10年後に現在の殺処分数半減は無理な数字ではないが、猫については地域猫等のより一層の具体的な官民協働の施策が必要である。	引取り数削減の取組は、自治体毎に差があるため、現行指針に記載されている平成16年度の引取り数を引き続き基準値としています。また、殺処分数を減らすには、引取り数を減らす取組が必要であると考え、目標を設定しています。なお、国としては、犬猫合わせた全体としての引取り数の削減を進めていく必要があることから「犬及び猫の引取り数」としてしています。	5
第2.2.(2).①	「22万頭と大幅に減少したが、殺処分は～約79%（平成23年度）への減少となり」と、「22万頭と大幅に減少したが、殺処分は～約79%（平成23年度）への減少となり」とに修正すべき。	文脈がおかしい。殺処分94%から79%への減少を大きい数字とみるか小さい数字とみるかは別として、分かりやすい文章にすべき。	文意はほぼ同じであるため、原案のとおりとします。	3
第2.2.(2).①	「殺処分率は約94%（平成16年度）から約79%（平成23年度）への減少となり」と、「この期間に犬の殺処分数が57%減少したのに対し猫の殺処分数は40%の減少にとどまっている。また殺処分率は約94%（平成16年度）から約79%（平成23年度）への減少となり」と、犬猫それぞれの殺処分数の減少及び殺処分率の減少に向け更なる取組が必要である。」に修正すべき。	殺処分率が当初目標を上回るペースで減少していること自体は喜ばしいことである。しかしながら、全体の殺処分数だけで施策を決定できるわけではなく、むしろ今は犬と猫とでそれぞれ異なる施策の必要性が認められる。なぜならば、登録制度のある犬とそうではない猫とを比べると、当然ながら収容から殺処分に至る経緯は異なっており、その結果としての殺処分数の推移も異なってくる。殺処分数減少のためのより有効な施策をとる上では、犬・猫を分けて分析・考察することが望ましいと考える。	国としては、犬猫合わせた全体としての引取り数の削減を進めていく必要があることから犬猫を合わせた記述としてしています。	1
第2.2.(2).①	下記文章を追加すべき。「殺処分数の減少には、引取数を減らすのではなく、返還譲渡率を上げることに重きをおくよう自治体へ理解を求めることが必要である。」	殺処分数の減少を推進するための取り組みが、自治体窓口での引取拒否ばかりになってはいけない。飼い主によって窓口へ持ち込まれる動物の健康と安全を考慮すれば、自治体で引き取り適切な治療や健康管理を行った上での譲渡が、本当の意味での動物愛護であるから。近年の引取数の減少により、施設や人員に余裕が出てきている自治体もあると思われ、今後は引取拒否した動物の福祉を考慮する時期に来ていると考えられる。片っぱしから引取拒否するのが動物愛護ではない事をきちんと理解することが必要。	殺処分数を減らすには、引取り数を減らす取組が必要であると考えています。	5
第2.2.(2).①	「検討する必要がある。」を、「検討し速やかに実行する必要がある。」に修正すべき。	減少したとはいえ、未だ尋常ではない数の犬や猫が殺処分されている。施設によって取り組み姿勢もかなり違うため、検討だけではなく、実行する必要性を強く訴えるべき。また、いい加減な飼い主の尻ぬぐいをさせられている自治体や保健所の方やボランティアの方々の意見など取り入れ、生の声をもっと反映させてほしい。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(2).②、ア	「みだりな」の文言を削除	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	すべての行為を否定等すべきではないため、「みだりな」は必要であると考えています。	1

第2.2.(2).②.ア	「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、」を、「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置や地域猫活動等による飼い主のいない個体の適正管理の推進、」に修正すべき	殺処分のうち飼い主の特定できない幼齢個体の占める割合は大きい。これに対応するためには、地域猫活動等によって飼い主の特定できない成熟個体の適正管理を進めることが有効であるとする。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2).②.ア	「動物取扱業者からの販売時における説明・指導等が適切に行われるようにすること等により」を、「動物取扱業者への適切な指導・教育、および動物取扱業者からの販売時における説明・指導等が適切に行われるようにすること等により」に修正すべき。	伴侶動物とされるものをみだりに動物を繁殖させているのは動物取扱業者や、そのバックグラウンドにある（届出のない）ブリーダーなどでもある。買って捨てる人（もちろん悪いが）にだけ責任を持っていくような考えは好ましくない。遺棄された動物の保護を行っている人（一部不適切な人もいるが）に責任を持っていくのは、非常に不平等であり、人間同士の問題としても、とても大切な視点が欠けているように思われる。諸外国では日本のように簡単にペットを繁殖させて売ることはいわゆる、俗にペットといわれる種類の動物について、日本での処遇が明らかにおかしいことをより強く認識すべきであろう。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(2).②.ア	「平成35年度まで」を元の「平成29年度」のままにすべき。	平成16年度の年間約42万頭から平成23年度に22万頭と、7年間でほぼ半減している。23年度から29年度の6年間で更に22万頭をほぼ半減させた数値、10万頭を目標にしてもそれ程不合理ではないと思う。	基本指針全体の施策取組の目標年を「平成35年度」とすることから、引取り数の目標年も「平成35年度」としてあります。	1
第2.2.(2).②.ア	「平成35年度の～10万頭を目指す。」を、「平成29年度までに～殺処分ゼロを目指す。」に修正すべき。	生体販売を早急に廃止し、「愛護管理センター」を真の保護センターにすること。	基本指針全体の施策取組の目標年を「平成35年度」とすることから、引取り数の目標年も「平成35年度」としてあります。目標値につきましては、これまでの経過等を勘案して10万頭としております。	3
第2.2.(2).②.ア	「平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。」を「概ね5万頭を目指す。」と修正するべき。	これまで、そして、現在の引き取り数の多さは、あつてはいけないものであるから、目標は、より、高く掲げるべきと考えます。引き取りは、どうしてもやむを得ずという場面に限り、利益目的の業者のみだりな繁殖や飼養の放棄、飼い主の身勝手な飼養の放棄を許さないようにと真剣に取り組むべきである。	目標値につきましては、これまでの経過等を勘案して10万頭としております。	2
第2.2.(2).②.ア	「インターネット等を活用しながら」とあるが、他の活用法の記載も必要と思われる。	現在携帯を持つ人が多く、インターネットも普及されているが、高齢者においては使用が難しい場合が多い。特にインターネットとなると普段使わないということがある。現に、動物指導センターで迷い犬などネットで公開しているが、どれほどの人が見ているか、ネット公開を知っているかは疑問である。故に、インターネットだけに頼らないことも含め、広報紙や回覧板などの使用も必要であり、記載することが良いと思われる。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	2
第2.2.(2).②.ア	「犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。」を、「犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指し、殺処分数の大半を占め且つ引取り減少率が乏しい猫に対しては、収容動物の譲渡推進を図り、平成16年度比半減の50%減を目指す。」	殺処分数においても削減の数字目標を数値明示する事で、各自治体収容施設動物の適正な譲渡推進に必要な施策を講ずるべく自治体に促し、結果的に殺処分ゼロを目指すにあたり大幅な改善及び削減目標を達成しうるので。	殺処分数を減らすには、引取り数を減らす取組が必要であると考えているため、このような目標設定としております。	1
第2.2.(2).②.ア	地方公共団体における所有者明示措置の徹底した確認を明記してください。	最近、地方公共団体の動物収容施設において、飼い主がいる猫を誤って殺処分した事案が発生しましたが、これは他の動物収容施設においても当事者意識を持って取り組むべき問題です。威嚇行動などにより職員が触ることのできない個体は収容期間に関らず致死処分することができると規定している動物収容施設も少なくありませんが、これではマイクロチップを読み取る作業も実施困難になりかねないため対策を講じる必要があります。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	20
第2.2.(2).②.ア	下記を追加すべき。 ①譲渡の推進にあたっては、動物愛護団体や動物愛護推進員等と連携を図りつつ、譲渡先の選定を適正に行いながら進めること。 ②譲渡対象にする動物を年齢・健康状態等で限定せず、等しく生存の機会を与える事 ③自治体の施設に収容されている期間の動物の健康及び安全を図るため、施設・設備及び管理方法に係るガイドラインを策定すること。 ④『動物の処分方法に関する指針の解説』の見直しを行うとともに、殺処分方法に関しても麻酔薬による方法への転換を図ること。	① 殺処分の削減の数字目標を達成せんがために、安易な譲渡がおこなわれるのであれば問題である。動物愛護団体や推進員の活用を図るなど、適正な譲渡先の選定に努める必要がある。 ②引き取り希望者があっても頑なに譲渡を拒み、高齢・病弱等適切な対処や治療を施せば問題なく生きられる動物を殺処分する例が後を絶たない為 ③ 自治体の動物収容施設の中には、未だ劣悪ともいえる施設がある。地方自治体は、動物の所有者・占有者を指導する立場であり、目安となるガイドラインを国が策定し、改善・底上げによる均一化を図るべき。③ 多くの自治体で採用されている炭酸ガスによる殺処分についても、麻酔薬による方法への転換を図るべき。その際、「動物の殺処分方法に関する指針」は内容が具体的ではないため、日本獣医師会が発行する「動物の処分方法に関する指針の解説」に最新の科学的知見・技術的改善等を反映し、改訂を行うこともするべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(2).②.イ	「虐待の具体的な事例が明記」→「虐待に該当する具体的な行為が例示」	「事例」とは具体的なケースのことであり、用語として正確ではない。また、「その他の虐待」とあることから、条文中で示された具体的な行為類型は例示列挙である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	8

第2.2.(2).②.イ	「愛護動物の殺傷、虐待等の罰則が強化されたことの周知」を「愛護動物の殺傷、虐待及び遺棄等の罰則が強化されたことの周知」	・適正飼養の推進という趣旨からは、殺傷や虐待よりも「遺棄」の方が心理的な抵抗が少なく、行われやすいと考えられるので、「遺棄」も含めるべき。 ・遺棄も犯罪である。 ・自治体の引取り業務に影響を及ぼす行為なので明記すべき	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	11
第2.2.(2).②.イ	「虐待が疑われる場合、獣医師に対して通報努力義務が課された」ことも追加すべき。		御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2).②.イ	「動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、虐待の具体的事例が明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を行うとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。」を、「動物が命あるのみならず、苦痛の感覚と感情を有するものであることを踏まえ、動物収容施設が動物の種類、習性を考慮した適切な飼養を行う普及啓発拠点となるよう収容施設の改善を行うこと、また適正な飼養方法、虐待の具体的事例が明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を行うとともに、虐待を受けていると思われる動物の一時保護、遺棄への対応を含め、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。」と修正すべき。	動物は命あるのみならず、生物学的に中枢神経を有し苦痛の感覚も感情も持つ生命存在であり、人間と同様に苦痛の軽減と快適性への配慮がなされなければならないという合理的根拠を示す内容に修正してください。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	29
第2.2.(2).②.イ	「警察との連携を」の前に、「地方自治体が適正な飼養が行われていることを確認し、反する行為を指導することができる組織（アニマルポリス）を構築すること。また、」を追加すべき。	適正飼養ができない悲惨な状況を救済するためにも、行政が中心となって適正な飼養を監視するにあまるポリスの設立を推進する必要がある。	動物愛護管理法に根拠のない内容を盛り込むことはできません。	2
第2.2.(2).②.イ	「殺傷、虐待等の罰則が強化された」に、「遺棄」も含めるべき。	適正飼養の推進という趣旨からは、殺傷や虐待よりも「遺棄」の方が心理的な抵抗が少なく、行われやすいと考えられるので、「遺棄」も含めるべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2).②.イ	「警察への捜査の協力及び通報等を積極的に行い、警察との連携を一層推進することにより」と追加すべき。	明らかな遺棄虐待事例であっても事件として適切に取り扱われる事が少ないのが現状である。警察が積極的に介入するとともに自治体並びに個人からも通報することで、違反した者に罰則が適用されることで、愛護法のこれまでもより強化された刑罰が犯罪の抑止力になると考えられるから。		6
第2.2.(2).②.イ	「警察との連携」の前に「警察学校カリキュラムに動物福祉教育の導入や警察署長に対する動物福祉についてのアンケートの実施等を通じての警察に対する教育、動物愛護部局での警察OB起用等々による」を追加すべき。	ストーカー事件も無視する警察の実態から具体的な施策を入れないと有耶無耶にされる。動物愛護部局としても警察が一向に動かないことで悲鳴を上げているのが現状。警察の意識改革を切望する。警察の現役にはゆとりは無いと思われる為、OBの起用が現実的。	基本的な考え方を示すものであるため、原案のとおりとします。	2
第2.2.(2).②	ウとして以下の一文を挿入する。 犬についてはマイクロチップの普及推進、装着義務化に向けて狂犬病予防法による畜犬登録と鑑札の装着義務を今一度見直し、平成35年度までに登録、鑑札装着の実施率100%を目指すこと。	畜犬登録義務を棚上げ、マイクロチップの普及や装着義務化だけが、独り歩きするように見受けられます。実際問題として、リーダーを置いている施設が少ないため、チップが入っているよりも鑑札に電話番号を入れてぶら下げておくのが最も実用的です。登録もできない飼い主が半数いるのにマイクロチップを義務化できるのでしょうか。チップの義務化と畜犬登録はリンクすべきなので、現在義務化されている狂犬病予防法を遵守させるのが先です。	犬の登録、鑑札の装着等は狂犬病予防法に基づく措置であるため、本指針に追加する必要はないものと考えています。	2
第2.2.(2).②	多頭飼育崩壊者の精神性を理解する人材を有する専門窓口との連携体制構築が必要である旨を明記してください。	海外において行われた調査で、多頭飼育崩壊者（アニマルホーダー）は精神的な問題を根底に抱えていることが多いという結果も出ています。飼養管理能力と経済状況に見合ふ数頭の動物の保護を繰り返す、状況認知力が欠如している当事者の対応に苦慮する団体、個人も少なくなく、動物愛護管理行政と支援者の対応だけでは限界があるため専門家との連携が必要です。一部の自治体では、すでに人の精神的ケアの専門家（社会福祉士、臨床心理士、心理カウンセラー等）と協働して多頭飼育問題対策を行っているところもあるといわれていますが、まずは「連携の必要性」を周知することに意義があると考えて記載してください。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	29
第2.2.(2).②	「地方自治体は多頭飼育が崩壊している実態がないか定期的に調査を進めること。」を追加すべき。	飼養管理能力と経済状況に見合ふ数頭の動物の保護を繰り返す、状況認知力が欠如している当事者の対応に苦慮する団体・個人も少なくなく、動物愛護管理行政と支援者の対応だけでは限界があるため専門家との連携と体制が必要と考えます。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
第2.2.(2).②	「譲渡の推進にあたっては、動物愛護団体や動物愛護推進員等と連携を図りつつ、譲渡先の選定を適正に行いながら進めること。」を追加すべき。	殺処分削減の数字目標を達成せんがために、安易な譲渡がおこなわれるのであれば問題である。動物愛護推進員の活用を図るなど、適正な譲渡先の選定に努める必要がある。また、譲渡の推進には動物愛護団体等との連携が欠かせないものとなり、そのことについても言及すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	4

第2.2.(2).②	「自治体の施設に収容されている期間の動物の健康及び安全を図るため、施設・設備及び管理方法に係るガイドラインを策定すること。」を追加すべき。	自治体の動物収容施設の中には、未だ劣悪ともいえる施設がある。譲渡対象の動物は冷暖房のある部屋に入れるなど対応を変えるが、譲渡対象とならなかった動物は劣悪な状態に置く自治体もある。地方自治体は、動物の所有者・占有者を指導する立場であり、目安となるガイドラインを国が策定し、改善・底上げによる均一化を図るべき。		4
第2.2.(2).②	「『動物の処分方法に関する指針の解説』の見直しを行うとともに、殺処分方法に関しても麻酔薬による方法への転換を図ること。」を追加すべき。	また、多くの自治体で採用される炭酸ガスによる殺処分についても、麻酔薬による方法への転換を図るべき。その際、「動物の殺処分方法に関する指針」は内容が具体的ではないため、日本獣医師会が発行する「動物の処分方法に関する指針の解説」に最新の科学的知見・技術的改善等を反映し、改訂を行うこともするべき。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	4
第2.2.(2).②	以下文章を追加すべき。 「国は、平成24年度の時点で後進的な自治体に対し、個別指導を行うと共に、引き取り動物の適切な飼養環境を整える為の資金助成を行うこと。」	犬猫の引取り殺処分の状況は地域格差が著しい。地方自治体の公務員と住民の意識はシンクロしている。殺処分が発生するのは自治体に飼養する為のハード・人材が不足しているから。該当自治体名を公表した上で、助成を行うのが望ましい。なお、特に猫については個体識別表示が無いことを大義名分とした引取りと殺処分が行われている。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(2).②	以下追記すべき。 「引取り拒否をされた所有者の聞き取りを調査していくこと。遺棄は犯罪である。」	受取拒否ができるようになるのは大変進歩だと思うが、拒否された側が河川敷や人の家の前に遺棄することが増えること懸念されるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(2).②	以下項目を累加すべき。「また、建前としての罰則ではなく、実際に罰則を適用することにより、遺棄・飼養の放棄・虐待などの防止を加速化すること。」	利益目的の業者が繰り返し動物への虐待に近い繁殖や飼養を行うこと、売れなかった動物の引き取りを申し出ることに対しては、速やかに罰則を適用することしか、改善のスピード化を図ることはできないと考えます。どの動物も命は一つ。人間の身勝手ではなく、一つ一つの命と生活を守るべく、速かな改善が必要と考えます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(3)	「動物による危害や迷惑問題の防止」を、「人間による動物を使った危害や迷惑問題の防止」と修正すべき。	迷惑問題を起こしているのは、動物ではなく、人間である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3).①	「苦情等も依然として多い状況にある」の後に、「動物取扱業者の不適切な飼養に対する苦情もまた、例外ではないことにも考慮すべきである」を追加すべき。	この箇所では、人々の感情的対立という問題が提起されており、その表面化は避けたいものである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3).①	「また、許可を」の前に、「そのため、行政は国民に対し動物愛護管理法を周知させ、住民間の対立を避けるようルール作り等の支援を図らなければならない。」を追加すべき。	動物による危害及び迷惑問題は、住民間の人間関係や付き合いによって、それを危害や迷惑等の問題と思うか思わないかという感情的要素により、その判断が変わってくる場合もある。人と人との問題でもある以上、動物愛護管理法の周知を図り対立を回避させることや、人間側の利益のみを追求することのないよう、行政が中立的な立場で地域の実態に合わせた支援策等を講じていくべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(3).①	「より厳格な法令遵守が求められている」を「特定動物の飼養においては禁止することを検討し、その実現に向けて現状の在り方を検討すること。」に修正すべき。	特定動物による人の殺傷事案が発生しているにも関わらず、所有者による厳格な法令遵守が求められているに留め、特定動物の飼養を許可し続けることは疑問である。特定動物の飼養は単なる好奇心や興味本位の場合もあり、その飼育の難しさから飼育放棄に至ったり、遺棄することにより生態系を乱したりしているという現実を、重く受け止めるべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、禁止等を行うことは制度上できないこととなっています。	2
第2.2.(3).①	「また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。」を、「また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守と、その普及啓発」が求められている。」< >内を追加してください。	2012年4月頃、茨城県と秋田県で特定動物による死亡事故が発生、3名が死亡しました。また同年9月にはチンパンジーが職員に噛みつき、全治2週間の怪我を負わせる事故が発生しています。こうした事故をなくし、動物と人双方の安全を確保していくために、より厳格な法令遵守に加えて、法令の普及啓発を行っていく必要があると考えます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	19
第2.2.(3).②.ア	冒頭に「猫の所有者等に不妊去勢手術の周知徹底を図るとともに、」を追加すべき。	改正法第七条に、「動物の所有者は（中略）繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない」と盛り込まれたことを反映させるべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3).②.ア	冒頭に「獣医師会との協働により」と追加すべき。	行政での殺処分の半分は子猫である。特に飼い主のいない猫を減らすには獣医師会の協力が必要。TNRのネックとなっているのは手術費用である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3).②.ア	「不妊去勢手術」を「不妊手術」と修正すべき。	去勢手術は不妊手術に含まれるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3).②.ア	「地域住民の合意の下に」を削除すべき。	地域猫活動の捉え方はさまざまである。また、たとえば「地域住民には話してはいるが、自分のできる範囲で不妊去勢手術だけ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。飼い主のいない猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存していることから、できるだけボランティアを増やすためには、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。	ご意見を踏まえて「地域住民の十分な理解の下に」と修正します。	31

第2.2.(3).②.ア	「地域住民の合意の下に」を、「地域住民が主体となり、猫の生態を支配しながら世話を」に修正すべき。	「地域住民の合意の下」を、野良猫の生息地「すべての住民の総意」と理解され、住民より野良猫対策の中止を宣告される事例が沢山あることと、行政担当者が地域の合意を取り付けられないため、対策を進められない事例もあります。その他、「住民の合意の下に管理」を役所の権限で指示を出す際に、猫の所有、占有、取扱いなどの権利も役所が市民に与える結果になり、役所が市民にそのような権利を与える権限はありません。役所がそのような権限を持つとしたら、ノラ猫の管理義務も併せて役所が担うことになる。	1
第2.2.(3).②.ア	「地域住民の合意の下に管理する地域猫対策について」を「地域住民、地域において事業を営む者等、地域の生活環境および地域内での保有財産について権利を持つ者、並びに地域内の施設の管理者等、施設利用者の身体財産の保護に関して責任を有する者の合意の下に管理する地域猫対策について」とすべき	地域猫対策は専有部分に対する被害を無くせる方法ではないことが平成22年の東京地裁の判決で認定されている。飼育動物による被害からの保護は飼い主の無過失責任に基づき保護される権利である。(民法第718条)占有管理状態にないため権利侵害防止措置が講じられない猫は、それ自体上記の権利が守られていない状態である。商業地域で営業者の権利を侵害する活動が行われている実態があることから、権利の侵害の可能性がある者全ての合意が必要であることを明記しなければならない。	2
第2.2.(3).②.ア	「取組」を「取組(助成金制度を含む)」と修正すべき。	飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の助成を推進するために、助成金制度についても盛り込むべき。	3
第2.2.(3).②.ア	地域猫対策の取組みを推進するとともに、地方公共団体における地域猫対策の実施状況把握率を上げるよう国が支援策を講じてください。	現在殺処分数の多くを占めるのは所有者不明の子猫であり、今後地域猫対策に注力しなければ殺処分をなくしていくことはできません。しかし、地方公共団体の半数が地域猫対策についての実施状況を把握すらしておらず、(実施状況を把握しているのは17地方公共団体、把握していないのは29地方公共団体。第39回中央環境審議会動物愛護部会配布資料の参考資料9、地域猫活動の実態把握について)このような状況では地域猫対策の推進はもとより、殺処分をなくすという改正動物愛護管理法の目的も到底達成できませんので、実態把握率を上げる取り組みが急務です。	24
第2.2.(3).②.ア	地域猫対策の推進にあたっては環境省作成の「住宅密集地における犬猫の適正飼養のガイドライン」を活用するように明記してください。	効果的な地域猫対策を行っていくためには、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」にあるように、地方公共団体が中立的、オブザーバー的な立場となって、地域の実態にあわせた支援策等を講じていくべきであり、基本指針にそのことを明記してください。	36
第2.2.(3).②.ア	「各自治体のHPに地域猫推進のサイトを作り、県民に周知すること。」を追加すべき。	現在全国のほとんどの自治体並びに住民が地域猫について知らないので、普及啓発するため。	2
第2.2.(3).②.ア	「また、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引き取りは動物愛護の観点から原則として認められないことを、官民へ周知させること。」の一文を追加すべき。	2012年の、動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、この法律の施行にあたって留意する点として、記載があるため、本指針にも明示すべき。	4
第2.2.(3).②.ア	「地域猫対策について」の後に「有効性、及ぼした影響について検証を行い」の一文を加えるべき	平成16年の動物の愛護管理のあり方検討会において、地域猫対策について「継続性をどう担保するか」「放逐を招くのではないか」「損害賠償責任はどうするか」について課題が指摘されており、環境省のガイドラインでもこれらについて解決案が示されていない。また、平成16年の環境省ヒアリングに呼ばれた横浜市は平成19年の議会答弁で地域猫対策について、猫の引取件数、苦情の多い少ないのみで効果がない旨を回答している。環境省が実施した自治体アンケートでは、地域猫対策に取り組んだが効果がなかった事例やむしろ悪化した事例について調査していない。また、「地域でルールを決めた」ことによる成功件数を地域猫対策であるかのように言い換えているが、餌やり禁止を地域で決める事も地域のルールには含まれるので解釈が正しくない。(自治体アンケートからは地域猫対策を積極的に推進することが法の目的の推進に有効であるという結論は導けない)	1
第2.2.(3).②.ア	「地域猫対策について」の後に「諸法令との整合性を含めた法的問題について整理し」を加えるべき	法人格のない任意団体による行為は、不法行為については無限責任を負うとされている。餌やり行為が不法行為責任をおうことは既に判示されているところ「地域」とはだれがどのように賠償する仕組みであるのか明確ではない。占有を離脱した飼い猫についても所有権は保護されており、法の規定に基づかずその財産権が侵害されることはあってはならない。屋外にいる猫を捕獲して手術することは財産権の侵害の可能性がある。(所有者不明の猫の引取りは法に基づく手続きであるので財産権に対して制限を及ぼさず)	1

第2.2.(3). ②.ア	「猫の引取り数削減の推進を図ること。」を「飼い主のいない猫による被害をなくすことを目指すこと」と改めるべき	本項目は、被害の防止を目的として設けられた項目であるので、目的に沿った記述とすべき。 地域猫対策は人の権利保護を名分として提唱されたにも関わらずしばしば猫の保護のための方法とすり替えられ、人の権利を顧みない方法に逸脱することがみられるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3). ②.ア	下記文言を追加すべき。 「行政担当とボランティアが協力して推進を図ること」	行政に特だった担当が居ないのであれば、個人ボランティアと連携して必死に解決に努めるのが良案である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(3). ②.イ	特定動物は、原則、飼養を行うべきではない旨を追記する。	特定動物は安易に飼養すべきではないとの観点から、原則、飼養禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。	特定動物の飼養については許可制となっており、御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	39
第2.2.(3). ②.イ	イを削除し、「特定動物を販売する動物取扱業者を禁止する。」に修正すべき。		本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、禁止等を行うことは制度上できないこととなっています。	1
第2.2.(3). ②.ウ	文末に「また既存の専門家等と連携しながら、現状の監視や改善を行えるようなシステムを構築すること。」を追加してください。	専門知識を持った人を育成するにあたっては多くの時間と労力が必要であり、即時性に欠け、大幅なタイムラグが生じてしまう可能性があります。特定動物に関する法令遵守をより有効に行うためにも、法令遵守に遅れを生じさせないためにも、人材育成を支援することにあわせて、既存の研究者や専門家等と協力し、監視や改善が行えるようなシステムの構築を求めます。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	19
第2.2.(3). ②.ウ	文末に「そして、現状の監視や改善を行い、違反者には飼養を禁止すること。」を追加すべき。	人材を育成支援するだけでは、悪質な違反者はいなくなりません。捕まっても大した罪にならないからといって、悪事を繰り返す人もいるので、飼養を禁止し、違反したら罰則罰金しかないと思います。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(4). ①	以下文言を追加すべき。「猫等については、所有の明示について議論があるところでもあり、そのような状況をどう議論し、人・動物双方にとってより良い方向に導くかについても、より考えを深める必要がある」	マイクロチップなど賛成派であるが、日本にはさまざまな地域があることを加味すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(4). ②	マイクロチップの適用動物について、実験動物が含まれるのか改正案では分からないが、実験動物を含める必要はない。	実験動物は閉鎖された環境で飼育されており、逃亡のおそれはない。	実験動物につきましては、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準において、マイクロチップ装着等の識別措置について「講じるよう努めること」としています。	1
第2.2.(4). ②.ア	「所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図るなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特にマイクロチップの普及を推進すること。」を「所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図るとともに、マイクロチップの普及を推進し、すべての犬及び猫にマイクロチップの装着を義務化すること。」と修正すべき。	続きに記載されている公的機関によるデータの一元的管理体制を構築するためにも、マイクロチップによる所有明示を早急に行うべきです。現在行っている鑑札による登録では、鑑札と飼い主を結びつけることはできても、犬と飼い主を結びつけることはできません。災害時の動物保護やその後の飼い主への返還、または譲渡などを行うにも、現状ではマイクロチップによる所有明示が最も役立つのではないのでしょうか。国は補助をしてでも基本となる所有明示の実施を早急に行うべきだと思います。	「義務化」については、改正法附則において、国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップの装着を義務づけることに向けて検討することとされていることから、それを踏まえた記述としています。	1
第2.2.(4). ②.ア	「特に、マイクロチップの普及を推進すること。」を削除すべき。	所有者明示は、動物の種類や動物個々の特徴、性質、性格等を考慮して、装着の有無の判断や方法の選択を行い、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。 さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべきである。 また、たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねない。	マイクロチップは逸走時の身元確認方法等として有効な手段であり、普及を推進することが必要と考えております。	11
第2.2.(4). ②.ア	「特に、マイクロチップの普及を推進すること。」を、「特に、IT技術の活用を推進すること。」に修正すべき。	マイクロチップは猫の体内を移動するなど、長年の研究成果の見られない電子商品です。緊急時には読み取り機との課題が解決できないことから、緊急時にすぐに目視や判別の可能な所有明示が有効。 IT技術を積極的にとり入れた、動物を対象とする位置情報システムやバーコードリーダー技術などは既に実用化されている。携帯電話などが、読み取りや判別の端末に利用され、専門的な獣医療技術の不要な個体識別方法などがあります。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(4). ②.ア	「迷子札設置」を追記すべき。	マイクロチップは行政など、リーダーがあるところでない個体判別できない。しかし、迷子札は一般市民同士の解決が多くなる。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第2.2.(4). ②.イ	「等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと」という文言の追加を見合わせるべき。	マイクロチップの利点はペットと離れ離れになっても戻ってくる可能性が高いことかと思うが、首輪等に連絡先を記載しておけば対処できる。マイクロチップという異物を半永久的に埋め込むことは飼い主にとって心理的抵抗感が大きい。マイクロチップ以外の所有明示措置は努力義務なのに、マイクロチップだけを義務化するするのは相当無理があると思う。	改正法附則において、国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップの装着を義務づけることに向けて検討することとされていることから、それを踏まえた記述としています。	1
第2.2.(4). ②.イ	「販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと」を「飼養する犬猫へのマイクロチップ等装着の義務化に向けた検討を行うこと」と修正すべき。	犬については、狂犬病予防法により登録、鑑札及び注射済票の装着が義務づけられており、マイクロチップの装着も義務化すると飼養者は二重の負担となるし、販売者も不利益を被る。また、犬も猫も不適切な飼養は多頭飼育者に多いことから、販売者だけに義務化するの是不十分。迷子を発見するには、マイクロチップでは目視確認できないため。		1
第2.2.(4). ②.イ	地方公共団体における所有者明示措置の徹底した確認を明記してください。	最近、地方公共団体の動物収容施設において、飼い主がいる猫を誤って殺処分した事案が発生しましたが、これは他の動物収容施設においても当事者意識を持って取り組むべき問題です。威嚇行動などにより職員が触ることのできない個体は収容期間に問わず致死処分することができると規定している動物収容施設も少なくありませんが、これではマイクロチップを読み取る作業も実施困難になりかねないため対策を講じる必要があります。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(4). ②	以下の文章を追加すべき。 「犬のマイクロチップの普及については狂犬病予防法による畜犬登録との互換性も検討すること。」	犬については畜犬登録情報データベースを利用した方がコスト削減になり、かつ装着率のアップが見込まれる。		3
第2.2.(4). ②.イ	イ 全文を削除すべき。	マイクロチップは猫の体内を移動するなど、長年の研究成果の見られない電子商品です。緊急時には読み取り機との課題が解決できないことから、緊急時にすぐに目視や判別の可能な所有明示が有効。 IT技術を積極的にとり入れた、動物を対象とする位置情報システムやバーコードリーダー技術などは既に実用化されている。携帯電話などが、読み取りや判別の端末に利用され、専門的な獣医療技術の不要な個体識別方法などがあります。	マイクロチップは逸走時の身元確認方法等として有効な手段であり、普及を推進することが必要と考えております。	2
第2.2.(5)	「(5)動物取扱業の適正化」を、「(5)動物取扱業の廃止」に修正すべき。	業者の持ち込みなどの不正行為、虐待、ネグレクトが相次いでいるから。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、廃止等を行うことは制度上できないこととなっています。	4
第2.2.(5). ①	「動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く」を「動物取扱業なる反社会的な業があってはならないという声が高く」に修正すべき。	動物人口過剰だからこそ処分・遺棄されている。追い打ちをかけるように繁殖する必要性は全くない。正しく飼える方は保健所から引き取るとか被災動物を保護すれば良い。それが動物福祉に即している。	国民の要望としては、「動物取扱業の適正化を求める声が高い」と認識しており、原案のとおりとします。	3
第2.2.(5). ②	「地方自治体は多頭飼育が崩壊している実態がないか定期的に調査を進めること。」を追加すべき。	飼養管理能力と経済状況に見合わせ数の動物の保護を繰り返す、状況認知力が欠如している当事者の対応に苦慮する団体・個人も少なくなく、動物愛護管理行政と支援者の対応だけでは限界があるため専門家との連携と体制が必要と考えます。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	2
第2.2.(5). ②.ア	「着実な運用を図ること。」を「着実な運用及び改善を図ること。」に修正する。	新規制により大幅な改善がみられるとはいえ、更なる改善は必要とされているところであり、現状の順守のみでは不完全で、定期的なチェック・現状把握・見直しが必要であると考える。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(5). ②.ア	「動物愛護管理施設からの里親募集を推進し」を追加すべき。	犬猫販売業からの購入ではなく、動物愛護施設からの里親募集を推進することで、殺処分数を減らすことができる。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(5). ②.イ	「優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。」を、「優良な動物取扱業者の育成策を検討するとともに、飼養管理等が不適切な繁殖業者や動物取扱業者に対する指導強化策を講じた上で、業界全体の資質の向上を図ること。」等と修正すべき。	劣悪な繁殖業者や動物取扱業者の撲滅を図る具体的な施策を講じることなしに、業界全体の資質の向上を図ることはできないと考える。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	6
第2.2.(5). ②.ウ	監視指導の項目に販売される子犬や子猫だけでなく、その親に対しての監視指導を入れる必要がある。	現在、多くの親たちが無理な出産や適当な医療が受けられない、劣悪な飼育環境で生きているという現実がある。それを改善することが早急に必要である。また、フリーダー同士でいらなくなった親を引き渡すこともあり、そこにも監視が必要と思われる。	動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目第5条第3号において、動物の繁殖方法について規定されているほか、改正法においても犬猫等販売業者は犬猫等健康安全計画の作成にあたり、繁殖の用に供される犬猫についての健康及び安全を保持するための体制の整備を記載し、それを遵守することとなっています。	1
第2.2.(5). ②.ウ	「支援策を検討すること。」を、「支援をする。」に修正すべき。	先進国の中でも動物愛護についてかなり遅れている日本は地方自治体だけの力では限界がある。弱者への愛護精神を当たり前のものになければ、次は人間の子供への虐待にも繋がりがねず、早急な対応が必要である。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第2.2.(5). ②.ウ	「監視指導をより強化することができるようその支援策を検討すること。」を、「監視指導をより強化し、必要があれば行政処分並びに刑事告発を適切に行うことができるよう、数値基準を設ける等、支援策を検討すること。」と修正すべき。	衆議院の委員会決議及び参議院の附帯決議に以下の通り述べられていることを反映させるべき。 「動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。」		2
第2.2.(5). ②	以下項目を追加すべき。 「国は育種（ブリーディング）の資格要件を検討する。」	日本の犬猫の繁殖業界には知識・モラル・技術が欠如している。出荷および消費者への販売については法整備が進んでいたが、命を作る所を見直すべきだと獣医師会が前向きになっている。専門委員会を設けて英国等海外の制度・事例を研究すべき。	すでに動物取扱業者の遵守基準等が義務づけられており、資格要件の検討を記載する必要はないものと考えています。	1
第2.2.(5). ②	以下の項目を追加すべき。 「国は、動物園等の展示施設の許可条件について見直しを行う。更に、動物園のあり方を官民協働で議論を展開し動物園法制定を目指す。」	動物園の閉園の際は特定動物、希少動物を含む数多くの動物が犠牲になる。引取先があったとしても、輸送と飼養環境変化により死亡する個体が多い。飼養保管基準としては改正前のものでも基本的には妥当だが現実には基準を満たしていない面もある。突然死的な死に方をする個体が少なく、健康管理面で問題があると思われる。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加の必要はないものと考えています。	1
第2.2.(6)	「(6)実験動物の適正な取扱いの推進」を、「(6)実験動物の廃止」に修正すべき。	日本は規制も全くなく異常。動物実験が虐待そのものであるから。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、廃止等を行うことは制度上でできないこととなっています。	1
第2.2.(6). ①	「必要不可欠なものであるが」を「行われているが、できる限り早く、動物を使わない方法へ転換させることを目指し」等に修正すべき。	「必要不可欠なもの」としてしまえば、今後永久に「動物実験ありき」と述べているも同然であり、また、実際には必要不可欠とはいえないばかりでなく、これでは、動物の愛護及び管理に関する法律に3R、とりわけ「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」が盛り込まれている意味がなくなるため。	動物を科学上の利用に供することは現状においては必要不可欠なものと考えております。	51
第2.2.(6). ①	「自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが」を削除すべき。	実験動物の飼養等の適正化を図る仕組みが自主管理を基本としたものとなっている現状については、これまで長年にわたり法制度の不備が指摘されてきており、審議会でも議論の俎上に載せられてきています。それにもかかわらず、該当箇所は、自主管理を基本とした仕組みがあたかも国レベルで公に合意された仕組みであるかのような印象を与えるため、削除を求めます。	現状に即した記載であることから、原案のとおりとします。	21
第2.2.(6). ①	「生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものである」を削除すべき。	「必要不可欠なものであるが」と断言することは、動物実験に関する一方的な価値判断を国民に強いるものであり、中立性を欠く表現であると指摘せざるを得ません。動物実験は、科学研究の手段であるとしても全てではなく、この表現では動物実験に代わる方法に取り組もうとしている人々の努力をないがしろにするおそれがあります。そもそも国の法規は、存在する行為に対する基準を定めるものであり、動物実験の必要性を問う議論に立ち入ることは不適切であると考えます。	動物を科学上の利用に供することは現状においては必要不可欠なものと考えております。	48
第2.2.(6). ①	「動物が命あるものであることにかんがみ、」を「動物が痛苦の感覚を有する命あるものであることにかんがみ、」とすべき。	動物は命があるのみならず、生物学的に中枢神経を有し痛苦の感覚を持つ生命存在であるために、痛苦の軽減の義務、その他の配慮がなされなければならないという合理的根拠を示すように求めます。	法第2条の表現を踏まえたものであることから、原案のとおりとします。	26
第2.2.(6). ①	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、」を削除すべき。	実験の現場では「研究や科学の発展に必要」という名目で、過度に苦痛を与える処置が行われたり、多数の動物が犠牲になる例がある。該当箇所のような文言は、そういった実験処置にお墨付きを与えることに成り得る。動物福祉に常に最大限の配慮を行なうという意味で「できる限り」という表現で十分である。	法第41条の表現を踏まえたものであることから、原案のとおりとします。	1
第2.2.(6). ①	「適切な措置を講じること等が必要とされている。」を、「適切な措置を講じることと情報公開の推進等が必要とされている。」と修正すべき。	業界に任せていては全ての会社が透明に見せてくれるとは思えず、不透明な部分が必ず出てくると思います。それにより、どのような問題があるのか、問題があるのかすら見えてきません。それは改善させるべきです。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	5
第2.2.(6). ①	以下を追加すべき。 「国際獣疫事務局（OIE）においては研究及び教育に供される動物に関して基準が設けられ、国際医学団体協議会（CIOMS）においても動物実験に関するバイオメディカル研究の原則の改訂が行われたところである。このような国際的な動きを踏まえ、我が国においても、実験動物の取扱いに係る法制度の整備へ向けた検討を進めていく必要がある。」	国際的動向はさまざまあるが、OIEの基準とCIOMSの原則の2点については言及し、国内においても実験動物の取扱いに係る法制度の整備へ向けた検討を進めていく必要があることを明記するべきである。衆議院の委員会決議及び参議院の附帯決議も、「実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては」と、法制度の検討がなされることが前提の記述となっている。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第2.2.(6). ①	以下の内容を文末に追加すべき。 「さらに、動物福祉に配慮し、獣医学的管理に基づいた実験動物の飼養と取り扱い、およびその知識と技術を具えた人材が必要とされている。」	基本的な考え方にある「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度」を基本に、実験処置に関する考慮のみならず、それぞれの実験動物の生理・生態や特性を考慮した飼養管理の実施に必要な項目であるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第2.2.(6).②.ア	基準の解説書の作成に当たっては、実験動物専門の獣医師をメンバーに入れるべき。	基準解説書の作成は大変有用。そのための小委員会を立ち上げ、実験動物の専門家、動物実験の専門家、実験動物専門獣医師をメンバーに入れるべき。基準解説書に加えて緊急時に対応するための計画等のひな形も作成すべき。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	2
第2.2.(6).②.ア	基準の解説書の作成に当たっては、動物実験を全否定するような個人、団体を加えないべき。	どのような意見を持つとも、個人の自由であるが、どのように実験動物を扱うべきかを審議するとき、動物実験・実験動物を全否定されるような個人、団体の方々を加えても無用な混乱を招き、本来あるべき実験動物の扱い方から離れてしまうように思う。色々な意見を取り入れるべきだとは思うが、動物実験に関わる人たちは真剣に社会から認知されるべき実験動物のあり方、動物実験の実施方法を考えている。そのような人達を中心に協議してもらいたい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	1
第2.2.(6).②.ア	「効果的かつ効率的に行われるようにすること。さらに、同基準の解説書の作成を行い、これにより周知を推進する。」とすべき。	実験動物の飼養保管等基準の周知は既に実施していること、それに対して同基準の解説書は未だ作成されていない現状を踏まえた文章とすべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(6).②.ア	「同基準の解説書の作成」を、「同基準の見直し及び解説書の改訂等」と修正すべき。	同基準の解説書は過去に作成されており、現在も解説書としての位置づけにあることは変わらないのではないかと。内容は古く、改訂には賛成だが、それ以前に飼養保管基準や各省の動物実験指針などの見直しが先行するはずであり、そのことについても盛り込むべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(6).②.ア	「同基準の解説書の作成」を、「既定の国際的標準を参考に同基準の解説書の作成」に修正すべき。		御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(6).②.ア	実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集だけではなく、最新の研究から動物実験よりも良い代替法を見つけた場合には、移行していくことを記載すべき。	国際的な動向として、動物実験から代替法へと変化してきている実情があり、その中で情報収集は必要不可欠であるが、収集だけでなく物によっては変更も必要なのではないか？	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ等を行うことは制度上でできないこととなっています。	1
第2.2.(6).②.ア	「実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。」を、「実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集し、動物実験関係者への人材育成の場での情報共有を図り、必要においては通知等で実験動物管理業務仕様書等へ具体的な反映を促す。」等と修正すべき。	環境省以外の省でも、国際的なガイドラインの動向や、動物福祉に関する最新の動向については情報収集が図られており、それら蓄積情報データを国内関係機関に広域に利用できる支援体制を図り、各省の統一動物実験指針作成においては国際レベルから逸脱しない改正の検討を、実務者会合の場に設置すべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	6
第2.2.(6).②.ア	「国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。」を、「国は、関係省庁、地方公共団体等と連携し、実験動物飼養保管施設の所在確認を行うとともに、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の遵守状況、実験動物の飼養保管状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行い、1年に一度、インターネットなど適切な方法で公表すること。」等と修正すべき。	現状では、基準の順守状況等の実態把握を行うための前提となる、実験動物飼養保管施設の所在が把握されていません。従って、まず何よりも実態把握の内容については、3Rの遵守状況も含めるべきです。また、災害等緊急時に対応するためにも、関係省庁、地方自治体、また必要に応じて関係業界団体や学術研究団体と連携する必要があります。	環境省では、基準の遵守状況についてアンケート調査を実施し、その結果を中央環境審議会動物愛護部会に報告するとともに、環境省ホームページに掲載しています。	45
第2.2.(6).②.ア	「3Rの原則」について、3Rをただ謳うのではなく、その3Rの中身や順序がどうなっているのか、どうすべきであるのかというようなことを、より細密に考えるべき。」を追加すべき。	3Rは、実験者や、あるいは動物愛護系団体においてもよく言われますが、その内容が意外と精査できていない、とは一部の実験関係者からも言われることです。理想論としてリプレイメントを前提とした上で、すぐにそれは出来ないんであればリダクションを行う、そのためにはリファインメントが必要である、などと、順序などについてもより議論を深め実状をつかみ、良い方向を目指すべきだと考えます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(6).②.イ	実験動物の飼養保管基準の遵守状況について緊急時に対応するための計画作成状況も含めることに賛成する。	ILARガイド改訂版（第8版）及び日本学術会議ガイドラインで、緊急時（災害）対応計画の作成が求められており、国内の外部検証機関及びAAALACで、統一性のある検証の基準を設けるべきであるため。	案のとおり改正します。	1
第2.2.(6).②	以下の項目を追加すべき。 「国は獣医師の協力を得て、みだりに傷つけられ、もしくは虐待を受けたと思われる実験動物を発見したときには関係機関に通報する事などにより未然に実験動物の虐待を防ぐ方策を立てるだけでなく、再発防止に努めなければならない。」	改正法文第41条の2に獣医師による通報が追記されたことに伴い、実験動物においても国民が科学研究の実施において、実験動物が虐待されているような疑念を抱くような事がないようにするため、実験動物獣医師が研究上の必要性と不要な飼養保管の失直による実験動物の健康被害を防止し、あるいは再発を食い止めるための仕組みを作り、国民の疑念を払拭するため。	御指摘の趣旨については、既に改正動物愛護管理法の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第2.2.(6).②	以下項目を追加すべき。 「国は基準及び指針の順守状況点検結果の検証を行う外部機関についての条件を定めること。」	内輪でお茶を濁していると考えられる。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	2
第2.2.(6).②	以下項目を追加すべき。 「国は＜3Rの原則＞を広く周知させ、国及び関係団体は代替法推進の資金助成を行うこと。」	欧米とは比較にならないほど代替法研究資金が少ない。国際競争力の側面でも代替法技術については既に大きく遅れをとっている。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ等を行うことは制度上でできないこととなっています。	1
第2.2.(6).②	以下項目を追加すべき。 「国及び関係団体は＜3Rの原則＞が着実に実行されるべく人材の育成を図ること。」	特に実験施設内で獣医学的ケアのできる人材がいない。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1

第2.2.(7)	「(7)産業動物の適正な取扱いの推進」を、「(7)産業動物の廃止」に修正すべき。		本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、廃止等を行うことは制度上でできないこととなっています。	1
第2.2.(7).①	「、我が国の実情」を削除する。	実情を優先させるとレベルの向上につながらない。実情を変えるための基準の見直しを行うべき。	前後の文脈から、原案のとおりとします。	4
第2.2.(7).①	「普及啓発を進めるために、農林水産省や自治体の家畜衛生保健所と連携をとり、業界団体等に周知徹底を図ることのできる体制づくりをすること」を追加すべき。	日本の産業動物の福祉がEUと比べて著しく遅れています。環境省も積極的に関与して産業動物の福祉を改善してもらいたいから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	3
第2.2.(7).①	「環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度が2割以下に留まっている。」を削除すべき。	このカタカナ表記のアニマルウェルフェアの認知度が2割以下であったことを納得しても、動物福祉の文言であれば、もっと高い認知度であったのではと思われる。実際に、街中で確認した場合、アニマルウェルフェアよりも動物福祉の方がはるかに認知されていたので、調査のあり方に疑問があるから。	現状を説明するために記載しており、原案のとおりとします。	1
第2.2.(7).①	「「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。」を「「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」は最低限のウェルフェアであることを認識し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に変更を加え、その普及啓発を進めていく必要がある。」等と修正すべき。	現在作成されている「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」は、日本の平均的な飼育方法を記載しており、アニマルウェルフェアの向上には踏み込んでいない。他国と比較すると、大きく遅れを取っており、この指針の普及ではアニマルウェルフェアの向上は見込めない。EUでのバタリーケージの廃止、豚の妊娠用ストールの廃止や、その他中長期的計画を参考に、日本でも企業ごとには検討を進めているところもあるが、指針の存在を知らないばかりか、必要性について認識しているところも少なく、畜産動物のアニマルウェルフェアの正しい形を産業動物の飼養及び保管に関する基準で示していくべきである。 □	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	9
第2.2.(7).②	以下の項目を追加すべき 「国際的に認知されており、動物の福祉の目標である「5つの自由」(①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快感からの自由、⑤正常な行動ができる自由)を考慮し、社会全体で産業動物のあり方を議論していくこと。」	「5つの自由」は、国際的に認知された概念であり、命あるものに対して最低限確保されなければならない自由である。しかし現実には、畜産の現場で5つの自由は守られていない。生産者の努力、消費者の意識向上、畜産行政の改革などが必要であり、社会全体での議論が欠かせないため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第2.2.(7).②	以下の項目を追加すべき。 「畜産動物がと殺される現場を撮った動画がネット上に配信されている。これを小学校一年生の段階で見せること。」	暗い現実を知ることが動物福祉向上のきっかけとなる。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加は必要ないものと考えています。	3
第2.2.(7).②(その他)	以下の項目を追加すべき。 「嗜好品である毛皮製品・剥製などの品質表示や製造工程を管理するための法規制を検討する」 「国は毛皮動物の取扱いについても検討を始めること。」	皮製品などはあまりに残酷な産業で、人間が生きるために必要でないにもかかわらず、毎年大量の動物が日本へ毛皮となって輸入されるために虐待同然の環境で飼育され、毛皮のためだけに殺害されていることは今の時代にあっていません。動物を毛皮を取るために飼育することの禁止、毛皮製品の品質表示義務、毛皮や剥製の輸入・販売の禁止など法規制を行ってください。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、追加は必要ないものと考えています。	2
第2.2.(7).②.イ	「産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。」で、普及啓発に加え、実態把握とその公表を行うことを求めます。	市民団体の調査では、畜産動物施設の所在を把握している自治体(動物愛護担当)は全体の21%に留まっています。そのため、非常事態における対策を講じるうえでも、何よりもまず畜産関連課との連携を図り、少なくとも管轄内の施設の所在を把握するべきです。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	22
第2.2.(7).②.イ	「産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること」を「産業動物の飼育実態を周知させ、産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること」に修正すべき。	産業動物の多くは過密飼育され、妊娠豚のストール飼育や採卵用鶏のケージ飼育など正常行動ができる自由を奪われていることが多い。しかし多くの人はその実態を知らない。飼育実態を知らせずに、産業動物の愛護及び管理の必要性の普及啓発を行うことは不可能であるため。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	11
第2.2.(7).②.イ	「産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること」に、「また、産業動物の飼育実態の把握を行い、インターネットなど適切な方法で公表すること」と追加すべきです。	(6)実験動物の適正な取扱いの推進、②講ずべき施策、イと同じく、災害等の緊急事態のためにも飼養状況を把握しておく必要があります。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(7).②.ウ	ウを「災害時における産業動物の取扱い及び被災動物の救護についても、についても、情報共有を図りつつ関係各省庁と地方公共団体(自治体)が協力して検討し、対策を講ずること。」とすべき。	東日本大震災で被災した産業動物の中には、畜舎外に逃れるすべもなく、給餌もされずに餓死した悲惨なもの、放浪生活を余儀なくされるもの、その他のさまざまな状況に置かれ、現在も解されないままである。よって、本基本指針に産業動物に対する災害時対策をきっちり盛り込むべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(7).②.ウ	「情報共有を図りつつ関係各省庁が協力して検討すること。」を「協力して実行すること。」等に修正すべき。	災害時の生き物には1日1日が生きるか死ぬかの瀬戸際で、検討しているうちに死滅するからです。早急な対応を促すためにも「検討」を「実行」に修正してください。	災害時における産業動物の取扱いについて検討することが必要であると考えているため、原案のとおりとします。	8
第2.2.(8)	下記文章を追加すべき。 「避難所だけでなく、仮設住宅でも同居できるような対策を」	飼いが判明しているのに、仮設や借り上げ住宅のため、未だに元のように一緒に住めない動物が沢山いるため。また、動物を保護していると、更に保護することが困難になっていくため。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	3

第2.2.(8). ②.ア	「地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。」を「地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう家庭動物・産業動物・実験動物・展示動物・特定動物・水生動物ごとの救護体制の整備を図ること。」に修正すべき。	各自治体における被災動物の救護対策体制は、家庭動物中心になっており、救護対象を犬・猫などの動物に限定しているところもある。しかし被災するのは家庭動物のみではない。東北大震災では、多くの産業動物が警戒区域内に取り残され餓死し、実験動物にいたってはその被害数すら明らかになっていない。動物の愛護及び管理に関する法律は家庭動物のみを対象とする法律ではなく、幅広い動物を対象とした救護体制が求められるため。	救護等すべき動物の対象については、少なくとも家庭動物（犬、猫等）は含めていただきたいと考えていますが、その範囲については地域の実情や災害の種類に応じて自治体毎に判断されるものと考えます。	5
第2.2.(8). ②.ア	「所有者（飼い主）責任を基本とした」を削除すべき。	災害に備える為には地域共有で避難場所や物資等の整備をする必要がある、所有者の個人責任にしては対応できないケースが多いと思われる。	同行避難においては、所有者（飼い主）責任が基本となると考えています。	1
第2.2.(8). ②.イ	以下文章を追加すべき。 「また、所有明示などの判明しない動物についても、衛生面の悪化等を防ぐ為、迅速に救護、救護不能場合についても、適切な管理と給餌給水などを行うこと。」	東日本大震災においては、最悪の結果を生んだため。	救護等すべき動物の対象については、少なくとも家庭動物（犬、猫等）は含めていただきたいと考えていますが、その範囲については地域の実情や災害の種類に応じて自治体毎に判断されるものと考えます。	1
第2.2.(8). ②	下記文章を追加すべき。 「地域防災計画に動物の救援を取り入れ、放置放浪動物の救援にあたること。」	近年の大震災では、一部の自治体に地域防災計画はあるものの「ペット」や「愛玩動物」などの記載から、所有者等の判明のできない放置放浪動物は「災害対策本部の救援対象外になったから。」		1
第2.2.(9). ①	現行動物愛護推進員の質の向上について記載すべき。	自治体の動物愛護推進員が最近作成した冊子の表紙はノードで砂浜を遊ぶ愛犬の写真でした。その冊子の中身にはリードのことはちゃんと書かれていましたが、表紙がそのようなものでは説得力がありません。このように、啓発する当事者へ啓発しなければいけないと感じている。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(9). ①	文末「更に」を「早急に」に修正すべき。		御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(9). ②.ア	「国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。」を「国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術、および正しいアニマルウェルフェアの知識の習得に対する支援を行い、その普及に努めること。」等と修正すべき	日本の動物愛護は、他国のアニマルウェルフェアと乖離があり、単純な感情論に陥りがちである。すでにアニマルウェルフェアは確立した考え方であり、その習得を行政も行き、さらに一般市民に普及をすべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	7
第2.2.(9). ②.イ	動物愛護推進員等の委嘱について「動物愛護推進委員は原則として公募制とし、面接や活動履歴等を考慮することで透明性の確保を行い、委員の偏重がないように留意すべきである。」といった文言を追加すべき。	民間団体の調査によると、動物愛護推進員の委嘱を行っている都道府県において、愛護推進員が獣医師だけで構成されているところがあります。このような偏りは、公正公平な観点を失ふこととなり、目的を達成することができなくなるおそれがあります。広く民間の協力を求め、公正で公平な動物愛護推進委員、協議会を作るために、動物愛護推進員は原則として公募も含めるとし、なおかつ面接や活動履歴を考慮することが望ましいと考えます。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	20
第2.2.(9). ②.ウ	「連携事業を推進すること。」を、「連携事業を積極的に広報すること」と修正すべき。	推進することでは手ぬるいと思うし、具体的にことを運ばなければこの国の動物愛護法は遅れたままになるから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(9). ②	下記文章を追加すべき。 「関係地方公共団体等は動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に努め、職務の推進を図ること。」	狂犬病予防法の事務などを除き、関係地方公共団体には従来になかった、例えば被災動物、ペットショップ規制、介助犬、ドッグラン、地域猫活動、引取申請の断りなどやそのほかの新しい職務が生まれています。一般的な知識ではあたるれない事項の推進については、関係地方公共団体の積極的な教育の仕組みや、執行体制のサポートを必要としている。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(9)	「行政での飼い主のいない猫の避妊去勢手術については、研修獣医を積極的に採用し手術すべき」を追記すべき。	手術の日程が猫の出産に追いついていない。現状は厳しいと言うこと。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
第2.2.(9). ②	下記文章を追加すべき。 「動物愛護担当職員、動物愛護推進委員等は公募も可とする。」	自薦、他薦を問わず、地域の動物問題を積極的に、融和的に解決できる人材を広く一般から募ることにより、動物行政のより良い進展が望める。		1
第2.2.(10). ①	「調査研究を推進する必要がある」の後に「また、国は、地方動物愛護管理行政の窓口へ寄せられる苦情、相談等の件数や内容を照会し、政策に反映できるようなシステム構築も検討する必要がある。」を追加すべき。	現在、地方動物愛護管理行政に寄せられる住民からの苦情、相談等の件数や内容の照会、それらに対応し動愛法に基づいて行う指導や命令措置等の件数を国が把握する制度が存在していません。現場で発生している事案とその対応を把握し政策に反映できるようなシステムが構築されなければ、現実と乖離した施策展開となる恐れもあるため体制の整備が望まれています。	調査研究について記述しているものですが、ご指摘については今後の参考とさせていただきます。	19

第2.2.(10).①	「動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、日本における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」の部分 「動物の愛護及び管理に関する家庭動物・産業動物・実験動物・展示動物・特定動物・野生動物・水生動物等の国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、日本の実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」に修正すべき。	海外の先進国では、家庭動物のみならず、産業動物・実験動物等への福祉・保護体制も日本より進んでいるところが多い。動物の愛護及び管理に関する法律は家庭動物のみを対象とする法律ではないため、幅広い動物を対象として調査研究を進める必要がある。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。なお、施策の対象となる動物は、人が所有又は占有している動物であり、いわゆる「野生動物」はその対象とはなりません。	9
第2.2.(10).②	以下の項目を追加すべき。 「収集した情報や研究を基に新しい規定や制度を作り、定着させるシステムについても研究と検討を推進し、改善を早急に実現できるように努めること。」	調査研究だけでも、それを現実に生かさなければ意味はない。早急に改善を実現させるシステムの構築等が最も大切と考えます。例えば動物愛護の先進国ドイツ等に近づけるよう、実践への道筋の研究をお願いしたいと望んでいます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(10).①	「日本における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた」を削除すべき。	「流通や飼養実態」の意味が明確でない。例えば、幼齢犬猫を親から離す時期の調査研究について、既存の販売形態や子犬を好む購入者層の意識も考慮すべきとの趣旨であるならば、適切でない。あくまでも動物の福祉、動物の健全育成の観点からの科学的知見が集積されるべき。	調査研究を進めるに当たっては、流通や飼養実態を踏まえる必要があると考えています。	11
第2.2.(10).①	「日本における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。」を、「日本における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえて、科学的知見を充実させる必要がある。」に修正すべき。	科学的知見に対して流通実態等が優先されるような感を受けるから。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(10).②	以下の項目を追加すべき。 「地域猫の取り組みがノラと呼ばれる猫たちの生態にどう影響しているか科学データとしてまとめるべき。」	地域猫の取り組みには猫を迷惑がっている住民への理解が必要な条件ですが、一代限りのノラ猫寿命について大まかな経験則しかなく、もし出展などを求められても答えられません。一方で、ノラ猫にエサやりをしている人の中には、生殖という生きる目的を失ったノラ猫はより短命になってしまうと信じて疑わず、猫の幸せを願うからこそ不妊去勢手術に反対すると主張されたりもする。そのような場面の説得材料にするために、各地で先進的に行われている地域猫の取り組みについて、科学データをまとめて頂きたいです。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(10).②.ア	「幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期について」を、「幼齢の犬猫を親等から引き離してはならない最低限の時期について」に修正すべき。	本来、幼齢動物を親等から引き離すべきではなく、特に日本は動物愛護の進んだ欧米に比べ早期に引き離している現状がある。「引き離しても良い適切な時期」では、引き離して良いのが前提であるかのような表現であり容認できない。加えて言うなら、いつになるか分からない日本独自の科学的知見の充実を待つより、早々に最低限の基準である8週齢規制を導入すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第2.2.(10).②.イ	「マイクロチップ」を、削除すべき。	マイクロチップのみを強く推進するのはおかし。	改正法附則において、国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップの装着を義務づけることに向けて検討することとされていることから、それを踏まえた記述としています。	2
第2.2.(10).②.ウ	「国内における遺棄、虐待の罰則」→「国内における殺傷、虐待、遺棄の罰則」とする	刑事処分が科された殺傷事件もそれなりの数があり、外れる理由はない。順番は、条文どおり。	特に判断が分かれると考えられるものについて、例示的に示したものです。	10
第2.2.(10).②.ウ	「関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。」の後に、「動物の福祉に資するものは我が国においても適用を検討すること。」を追加すべき。	情報収集だけではなく適用も視野に入れてほしいです。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第2.2.(10).②.ウ	「関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと」を「関係機関が協力して、家庭動物・産業動物・実験動物・展示動物・特定動物・野生動物・水生動物における諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと」に修正すべき	動物の愛護及び管理に関して、家庭動物中心になりがちだが、法の対象は家庭動物のみではない。また感受性のある命ある動物も家庭動物のみではない。調査研究は幅広い動物を対象に行われるべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。なお、施策の対象となる動物は、人が所有又は占有している動物であり、いわゆる「野生動物」はその対象とはなりません。	9
第2.2.(10).②.ウ	文末に下記文章を追加すべき。「実態把握の為に、国内にもアニマルポリスの設置が必要である。」		動物愛護管理法等の改正が必要な措置になります。	1
第3.2	今回の指針改正に伴い、各自治体の「動物愛護推進計画」についての計画期間は10年間と定めない。	「※ 基本指針に即して、都道府県が策定することとされている動物愛護管理推進計画は、原則として、改正法施行後の平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とする。」とあるが、ほとんどの自治体は前回10年計画で策定しており今回は、5年目の見直しに当たる。今後5年を見据えた改正と10年を見据えたものでは施策は異なるものとなる。各自治体とも5年見直しとして準備を進めているが10年間の計画期間とすると新規の作りなおしになる可能性がある。	基本指針は概ね5年毎に見直すこととされているため、それに合わせて計画期間も見直しが必要と考えています。	2
第3.2	「平成36年3月31日までの10年間」を、「平成31年3月31日までの5年間」に修正すべき。	環境の変化や実績に応じて計画を見直すべきであり、5年サイクルでの見直しが妥当と考える。		2

第3, 5, (1)	動物愛護推進計画の策定過程における透明性の向上のために、会議の公開及び議事録・資料の公開を行うよう明記してください。	動物愛護推進計画の策定にあたって議事録の公開を行っているのは、一部の地方公共団体のみという現状があります。動物愛護推進計画の策定過程における透明性を向上させるためには、全ての地方公共団体において会議の公開及び議事録、資料の公開を行うことが必要ですので、基本指針中に明記するよう求めます。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。具体的な取組みについては各都道府県において検討されるものと考えています。	16
第3, 5, (1)	「また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリックコメント等を行うものとする。」の部分で、「多種多様な意見の集約のために、パブリックコメントを必ず行うこと、またタウンミーティングの開催も必要に応じて行うこと」を明記すべき。	動物の愛護においては多種多様な考え方が存在しますが、様々な意見の集約を行い、地域の実態に沿った推進計画を作成するために、パブリックコメントを必ず行い、またタウンミーティングも適宜実施することを明記してください。	御指摘の趣旨については、既に当該指針の中に盛り込まれているものと考えています。具体的な取組みについては各都道府県において検討されるものと考えています。	16
第4	「策定後概ね5年目に当たる平成30年度」を、「策定後概ね3年目に当たる平成28年度」に修正すべき。	5年毎の見直しでは、間隔が空きすぎである。	見直す間隔は概ね5年毎が妥当であると考えています。	1
その他	動物取扱業、実験動物、産業動物等を必要とするのであれば、動物の愛護及び管理に関する法律とは別建ての法律で定めるべきである。	動物の繁殖制限や適正な終生飼養を原則とする、唯一の動物愛護法で取扱業、実験、産業などの動物を対象にすると、矛盾が多く、整合性のとれない事実は明らか。動愛法を制定し、且つ、必要とするのであれば、各々の法体系を個別に整える必要を感じる。命ある愛護動物の適正な修正飼養に基づく当基本指針に各種事業に供される物体としての動物の愛護と管理に関する施策を同時に組み込むには、当初より無理を思う。	いただいたご意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。	1
その他	随所に「犬猫」と表記されていますが、「家庭動物」や「犬猫以外の家庭動物」と修正できる箇所は修正したほうが良いです。	家庭動物の代表は犬猫なイメージが確かに強く、犬猫の両者をしっかり表記しているところは納得できます。しかし、家庭動物は犬猫以外にもウサギ、ハムスター、小鳥等他にもおり、それらの家庭動物と暮らしている人も多いです。小鳥と暮らしている人は「小鳥は家庭動物ではないのですか」といったそれぞれの家庭動物と暮らしている人たちに反感を持たせないためにも修正できる箇所は修正したほうが良いと思います。		1
その他	「動物愛護」と「動物福祉」は違う。「愛護」は、動物を可愛がって楽しむことが第一義になることを容認してしまう。動物福祉は人によってさんざん利用されて悲惨な生活を強いられている動物の立場から考えることである。今後、「動物の愛護および管理に関する法律」を「動物の福祉および管理に関する法律」に改名する必要性を痛感する。			3
その他	国内における全ての生物に対し愛護及び管理を今後はドイツ、オランダと同じ基準にすること	全ての問題の原因は法規制のずさんさにある。ドイツ、オランダと同じ基準にすれば全ての動物に関する犠牲が解消、緩和される。全ての文言に対し、この意見を適用すべき。		1
その他	以下文章を追加すべき。「倫理学の分野では、アニマル・ライツ（動物の権利・解放）の結論に至る研究も多い。このような立場に立つと、動物実験やペット飼育などは直ちに停止しなくてはいけないことになる。アニマルライツ対アニマルウェルフェアの対立ではなく、両論者が歩み寄れること、現実的なウェルフェアの推進と同時に、ライツについて科学的に考える人間からも知見を得て、総合的な知見の充実を図るべきである。」	アニマルライツを考えた上で、アニマルウェルフェアをやっている人が多いのだ、という「現実」を見ていただきたい。		1
その他	自治体による指導監督部門の設置。相談会、講習会の開催。アニマルシェルター、アニマルポリスの新設。			1

2. 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
告示名及び本文中	「家庭動物等」を「愛護動物」に修正すべき。	一義的に命ある愛護動物を、敢えて家庭動物と分類することにより、漠然として分かりにくくなるため。	家庭動物は終生飼養が所有者等の責務とされ、愛護動物とは範囲が異なることから区分したものです。	1
第1.1	「命あるもの」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つものである」「命と感受性あるもの」に変更すべき。	動物種は中枢神経を持ち、苦痛に対する感受性が有り、感情も持つ。動物に関わる人間が、まず、認識すべきことであるため。	本基準では「愛情をもって」取り扱うこととしており、ご指摘の趣旨は含まれるものと考えます。	12
第1.1	「恐怖を与えないこと、脅かしたりしないこと」を追加すべき。			2
第1.1	「動物の健康及び安全を保持しつつ生態、」を、「動物の心身共に健康及び安全を保持しつつ生態」に変更すべき。	健康とは身体的なものと思われがちだが、多頭飼育等不適切な飼養によって精神的なダメージを受け心のケアも必要とする家庭動物も存在するため。	健康と安全を保持することを通して適正な飼養を行うことができるものと考えます。	17
第1.1	「その命を終えるまで(動物福祉に配慮して)適切に飼養(以下「終生飼養」という。)」と修正すべき	5つの自由に基づく飼育動物の飼養管理は、動物福祉あるいは動物虐待防止の国際的な共通認識であり、国内でも広く認識されているため。	ご指摘の趣旨は第1・1に含まれるものと考えます。	1
第1.1 第1.3	「飼養するように努めること。」を、「飼養すること。」にすべき。		この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めていることから「努めること」としています。	1
第1.1 (その他)	所有者が直接、処分・遺棄・虐待しないまでも、去勢不妊を怠って繁殖し、新しい飼い主探しをすることが、処分・遺棄・虐待に繋がるという因果関係を理解することを明確にするべき。	初めは「一生、大切に大切に飼います」と言うが、最後まで飼えない人があとを絶たないため。	本基準では所有者等に対し「終生飼養」することについて普及啓発を進めてまいります。	3
第1.2	以下文章を追加すべき。 「公共の場での散歩、運動などの際には、引き綱を手元から放してはいけない。」	引き綱を放し公園を利用している所有者が多く、マナーを守っている愛犬家が公園を利用しにくくなっている。愛犬の散歩中に、ノーリード犬が追いかけて来て噛み付くことが度々ある。罰則と罰金をお願いします。	本基準で罰則等を定めることはできませんが、マナーの徹底を含めた普及啓発を進めてまいります。	1
第1.2 (その他)	野生動物は飼わないことを明記すべき。	飼育が著しく困難である動物を飼うことは、動物を苦しめるばかりでなく、所有者も苦しみ、近隣住民へ迷惑を掛ける。それが遺棄につながるため。	野生動物の飼養は限定的であるべき旨記述しています。	3
第1.3	「知識の習得」の部分を「正しい知識の習得」に変更すべき。	海外など動物愛護の進んでいるところの知識を参考にすることが必要であるため。	習得する知識は正しいことが前提と考えています。	10
第1.3	「住宅環境及び家族構成」の前に「自分の経済力と体力、」を追加すべき。	手軽に飼養に手を出す風潮の是正。動物の健康と安全を守るためには経済力と体力も必要であるため。	ご指摘の点は「将来にわたる飼養の可能性」に含まれるものと考えます。また特に経費が必要と考えられる野生動物の飼養保管については第1・4に記述しています。	1
第1.3	「飼養する動物の寿命等」を「飼養する動物の寿命、繁殖等による増加、動物のために確保できる広さ、経費、飼い主がかけられる時間、介護の必要性、飼育できなくなった場合の譲渡等」を修正すべき。	動物を飼育するうえで、アニマルウェルフェアに関連して具体的な課題を明確に記載すべきであるため。	ご指摘の点は「将来にわたる飼養の可能性」、「住宅環境」に含まれるものと考えます。	11
第1.3	「終生飼養の責務を果たす上」を「終生飼養と適正飼養の責務を果たす上」を修正すべき。(適正飼養の責務も追加すべき)	終生飼養することも重要だが、それ以上に適正な飼養は動物には必要なものであるため。その点をすべての個所において記載し、繰り返し認識させるべきであるため。	終生飼養には「適正に飼養」という考え方も含まれています。	5
第1.3	動物を飼ったことがない家族に対し、アレルギーの有無を確認する内容を追加すべき。		ご指摘に点は普及広報等を通じ周知してまいります。	1
第1.4	「特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易ではないこと、人に危害を加えるおそれのある種く又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きい事等からその飼養については、基本的に家庭動物等として飼養すべきでないことを前提として、>限定的であるべきこと<を勘案しつつ、適正な飼養には<当該野生動物等に関する十分な知識及び相当の経費>等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。」 該当箇所を< >内のように修正・加筆すべき。	改正動物愛護管理法において種の保存法や外来生物法等の関連法違反が動物取扱業者登録の取消事由として新たに追加されたこと、種の保存法が改正されたことにより個人に対する罰則も大幅に強化されたこと、展示動物飼養保管基準では既に野生個体の導入に関して種の保存に関する事項が明記されていること等に鑑み、種の保全の観点からの課題も追記が必要であるため。	絶滅のおそれのある野生動物の保護については、他法令で対処されるものであることからここでは特に安全性に関する留意事項を記述しています。ご指摘のとおり、適切に飼養保管するための条件がそろえることが前提であることから、限定的であるべきとしています。	7
第1.4	「慎重に検討すること。」を、「原則、飼養を行うべきではないこと」に修正すべき。慎重に検討し、飼養を控えること。」と修正すべき。	野生動物は安易に飼養すべきではない。将来的に飼養しない方向で、原則、飼養禁止にすべきであるため。	適正に飼養保管するための条件を整えることが難しい野生動物等については「限定的であるべき」としています。	10
第1.4	「さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。」を削除すべき。	動物が命あるものであることにかんがみ、野生動物の飼養や保管をすべきではない。	飼養保管をする場合の責任について示したものです。適正に飼養保管できることが前提であることから条件を整えることが難しい野生動物等については「限定的であるべき」としています。	1
第1.4	「譲渡しが」を、「譲り渡しが」と修正すべき。	・「譲渡し」は読み方としては許容範囲であるが、読み取りに「譲り渡し」とする方がよい。 ・ちなみに資料2 p.7 第4の7・8や第5の4・5等では「譲渡する」という言葉が何度も使われている。「譲渡しが～」と「譲渡する」は区別した方がやはり、いいと思います。	「譲渡し」については法律中の用法に準じています。	2
第2.(1)	「(1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。」を「(1) 動物 脊椎動物、頭足類、円口に属する動物をいう。」と修正すべき。	罰則には当たらなくても、人が占有する動物は種に関係なく、当基準の対象となるべきである。	本基準は法に義務規定が定められる哺乳類、鳥類、爬虫類を対象としています。	5
第2	(1)を削除し、(2)を「愛護動物」として法第4条4項に準じて定義するべき。	一義的に命ある動物を「家庭動物」のみならず「伴侶動物(コンパニオンアニマル)」などと分類特化することにより、法の精神に反するため。	愛護動物には、非終生飼養である産業動物等が含まれるため、終生飼養が責務とされる家庭動物として区分したものです。	1

第3	以下の項目を追加すべき。 「やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合には、適正に譲渡することのできる者に譲渡するように努めること。また、譲り渡しの際には、必ず新たな飼養者の適正を見極め、当該動物についての十分な情報提供を行うこと。」を追加すべき。	「第4 犬の飼養及び保管に関する基準」と「第5 猫の飼養及び保管に関する基準」には、やむを得ず継続して飼養することができなくなった場合の記載があるが、本来、遺棄や放置をすべきではないことは、すべての動物に対して言うべきであるため。	一般原則に終生飼養を明記しています。犬及び猫については、特に飼養数が多いことから、別途記述したものです。	9
第3.1	「できる限り行動に自由を与えられるような飼養環境で飼育すること。」を追加すべき。	運動量を確保することについては言及があるが、運動時以外はずなぐなどの飼いがされる場合があるため、「5つの自由」の理念を体現する基準とするために、別途行動の自由についての記述が必要のため。	ご指摘の点は「健康及び安全の保持」に含まれるものと考えます。	6
第3.1	「みだりに恐怖を与えないこと、脅かしたりしないこと。」を追加すべき。	「5つの自由」の理念を体現する基準とするために、ぜひ盛り込むべき。 動物虐待者が動物がおびえるようになることを楽しんでいる記述などもみられ、虐待に準ずる行為として、行なうべきでない」と明記すべき。	ご指摘の点は「健康及び安全の保持」に含まれるものと考えます。	6
第3.1. (1)	「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。」を、「家庭動物等の種類、数、発育状況及び健康状態」等に応じて適正な質及び量の餌を給与し、常に新鮮な水を給与すること。また、みだりに、給餌又は給水をやめることは虐待となることを十分に認識すること。を、 「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。」を、 「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。」に修正すべき。	既に展示動物飼養保管基準においては、種類、数、発育状況、健康状態等に応じた給餌や給水が定められているが、本基準では該当箇所のように簡素な記述となっているため。	ご指摘の点は第3.1.(2)に含まれるものと考えます。	16
第3.1. (1)	「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。」を、「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて、健康改善目的以外にあっては、新鮮な餌及び水を給与すること。」に修正すべき。	「適正」という表現では、餌を粗悪品にして動物の健康を省みないことも可能であり、腐りかけの水にしても動物に苦痛を与えるため。	健康に害を及ぼす給餌給水は「適正」とは考えていません。	1
第3.1. (1)	「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。」を、「家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に新鮮で安全な餌及び水を給与すること。」を追加すべき。	新鮮な飲み水と食事が与えられるべき。	「適切な給餌・給水」は健康に害のないことが前提と考えます。	1
第3.1. (1)	(適正な給餌・給水について) 基準を公示すべき。		適正飼養に関するパンフレット等を通じて普及啓発を進めてまいります。	1
第3.1. (2)	「みだりに、疾病にかかり〜」の「みだりに、」は不要ではないか。	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	単に「疾病にかかったものの保護」、「負傷したものの保護」を行わないことが虐待にあたる行為ではなく、「みだりに」行わないことが虐待となるおそれがある行為のため、原文のままとします。	4
第3.1. (2)	「疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、・・・(中略)・・・『みだりに殴打、酷使する等は虐待であることを』十分認識すること。」上記の『みだりに殴打、酷使する等は虐待となるおそれがあることを』を『みだりに殴打、酷使する等は虐待であることを』に変更すべき。	正当防衛や緊急避難に位置づけられた殴打以外は「みだりに」となるため、人間と同様に「虐待」に他ならない。また、「みだりに酷使すること」は、本法第44条第2項に規定された、れっきとした「虐待」であり、「おそれがある」のではなく虐待そのものであるため。	個々の案件が実際に虐待に当たるかどうかの判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものであることから「おそれ」としていません。	75
第3.1. (2)	「適切な保護を行わないことは、動物福祉に反することになり、動物の虐待となるおそれ」と、修正すべき。	国際的共通認識である5つの自由に基づく動物福祉が分かりやすく理解しやすいため	5つの自由の考え方は、第1・1に含まれています。	1
第3.1. (2)	「適切な保護を行わないことは」の「保護」の後に、「治療」、「救護」を追加すべき。	保護という言葉だけでは治療は含まれないため。	保護には治療も含まれるものと考えます。	19
第3.1. (3)	「所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、数、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、十分な広さ、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。」と<>内を追加すべき。	改正動物愛護管理法で多頭飼育の適正化が図られことに鑑み、飼養施設を設けるに当たり、適正な飼養を行い、動物への福祉を担保するためには動物の種類や生態、習性及び生理を検討することにあわせて、数も考慮することが必要であるため。 また、動物の種類等に応じた十分な広さを確保する必要があり、展示動物飼養保管基準においても同様の規定がなされていることから、本基準においても必要であるため。	家庭動物の飼養環境は多様であることから、実情に応じた適切な飼養環境を確保することを求めるものです。	19
第3.1. (3)	「飼い主が用意できる施設に動物の種類、生体、習慣が合わない場合には、動物に手術(声帯切除や爪剥奪など)を施す飼いが見られるが、動物愛護の観点からこれを行うことを禁止し、獣医師もこれらの手術を行わない事。」を追加すべき。	動物を不具にさせてまで飼う飼いが多く、適切な施設の確保だけを基準としてあげると、本末転倒な動物虐待につながりかねないため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第3.1. (3)	「衛生状態の維持に配慮すること。」を、「衛生状態を維持すること。」に修正すべき。	適切な衛生状態の維持は、所有者の最低限の義務であり、「配慮すること」では弱すぎる。	ご指摘の趣旨は本案に含まれるものと考えます。	12
第3.1. (3)	以下追記すべき。 「動物の健康安全の保持以外の目的でなされる外科的処置(断耳・断尾など)は望ましくない」	犬種によって行われている場合があるが人間が勝手に決めた基準のために苦痛を与える必要はない。	ご意見は業務の参考とさせていただきます	1
第3.1. (3)	(飼養施設について) 明確な基準を示すべき。このような書き方では、適切にできない飼いはばかり。		適正飼養に関するパンフレット等を通じて普及啓発を進めてまいります。	1
第3.2	下記項目を追加すべき。 「鳩や池の鯉等の野生動物に無責任に給餌をすることは衛生上好ましくないばかりが、生態系に悪影響を及ぼすことを認識すること。」	野生動物と家畜の区別認識がないことによるトラブルの回避の為。ちなみに、イネコを野生動物と認識している都心の獣医師も少なくない。	ご指摘の点につきましては普及広報を通じて周知を図ります。	1
第3.2. (2)	「みだり」の文言を削除するべき。	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	理由無く行うことが虐待に当たることから法44条においても「みだりに」と規定されています。	6
第3.2. (2)	「自己の管理するものにおいて」の意味が明確になるよう、文言の検討を求める。		法44条の記述に準じて記述したものです。	1
第3.2. (2)	「所有者等は、自ら飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となる(『おそれがある』を削除)ことを十分認識し、(以下、省略)『虐待となるおそれがあること』を『虐待となること』に変更すべき。	「みだりに排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管すること」は、本法第44条第2項に規定された、明らかなネグレクトであり「虐待」であるため。	個々の案件が実際に虐待に当たるかどうかの判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものであることから「おそれ」としていません。	89

第3.2. (2)	「自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは動物福祉に反することになり虐待となるおそれがあることを十分に認識し、」に変更するべき。	国際的共通認識である5つの自由に基づく動物福祉が分かりやすく理解しやすいため	ご指摘の趣旨につきましては、第1.1で一般原則として記述しています。	1
第3.2. (2)	「飼養施設を常に清潔にして悪臭、ネズミや昆虫等の衛生動物の発生防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。」と変更するべき。	衛生動物がどんな動物か、理解している人が、獣医師を含めてあまりいない。一般の人ではほとんどが知らないため。	普及啓発等を通じて必要に応じ周知します。	1
第3.2. (2)	「周辺生活環境」の前に、「動物の快適性と健康の維持及び」を追加すべき。		文前半で、飼養保管に関する記述、後半に周辺生活環境に関する記述を行っているものです。	1
第3.3	「適切な管理をおこなうことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分に認識すること。」を、「適切な管理をおこなうことができない場合、＜地方自治体からの指導に基づき改善に努めること。＞」のように修正すべき。	「適切な管理ができない場合」は、つまり本法第44の2に該当する行為であり、明らかに「虐待」であることから、「おそれがある」は削除すべきである。	法第25条の趣旨を踏まえたものです。実際に適切な管理が行われていないおそれがある場合は法に基づいた措置がとられることとなります。	18
第3.4	「所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保または適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」を 「所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加することのないよう、必ず去勢手術、不妊手術をすること。また、病氣や動物種によって去勢手術、不妊手術が出来ない場合は、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」に修正すべき。	年間犬と猫は約18万匹殺処分をされており、処分されるほど動物の数が過剰になっており、繁殖させるべきでないため。また災害時に飼い主の管理下でなくなってしまう場合、去勢手術、不妊手術をしていないがために繁殖してしまい野良猫、野良犬などが増え問題が出てきてしまうため。	法的な禁止規定がないため、所有者等の責務を踏まえた記述としています。	7
第3.4	「原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」の「雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」は削除、「原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術とする。」とするべき。	雌雄の分別飼養で繁殖を制限することは難しい。殺処分されるどうぶつを経らすためには、去勢手術、不妊手術は不可欠である。また、動物が生殖本能からくるストレスにさらされることも言わば虐待にあたる。	繁殖制限措置に関する義務規定がないため、所有者責務規定を踏まえた記述としています。	12
第3.4	下記文章を追記すべき。 「犬や猫の放し飼いや所有者が繁殖の管理をしない場合は、繁殖制限のため所有者以外の第三者が不妊手術を実施してもよい。」	飼い主が不妊手術せずに放し飼いをした場合、外で反則することを防止するには現状では飼い主が不妊手術を実施するのを待つしかなく、飼い主が不妊手術をしない場合でも野良猫などの発生とそれによる行政の殺処分数を抑制できるようにするため。	法的な禁止規定がないため、所有者等の責務を踏まえた記述としています。	1
第3.4 (その)	知らない飼い主が多い。もっと広く情報を出すべき。		普及啓発を通じ広報に努めます。	1
第3.5. (1)	「家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため」を、「家庭動物等の疲労及び心身の苦痛を小さくするため」に修正すべき。	輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要であるため。	ご指摘の点は原案に含まれるものと考えます。	6
第3.5. (3)	(動物の輸送について) 明確な基準を公示すべき。		解説書等において必要に応じて明らかにすることとします。	1
第3.6	「所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、＜家庭動物等の入手先である動物販売業者又は地方公共団体若しくは動物愛護団体等＞が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ること、動物の種類によっては家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律第166号)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)等の関連法令を参照すること」などにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。」<>内に修正すべき。	家庭動物等の入手先は動物取扱業者だけでなく、地方公共団体(動物愛護管理行政、保健所等)や動物愛護団体等による譲渡の割合も増えており、人獣共通感染症についての情報は、動物販売業者に説明が義務づけられているが、地方公共団体、動物愛護団体等による譲渡時においても、人獣共通感染症について情報提供を行う等実態に合わせた記載にする必要があるため。	ご指摘の点につきましては必要に応じて別途情報提供を行うこととします。	6
第3.7.(3)	「逸走した場合に所有者の発見を容易にするためマイクロチップを装着する等の所有明示をすること。」の冒頭に「犬及び猫、特定動物等にあつては」を追加する。もしくは、該当箇所文末を「……所有明示に努めること。」とする。	当基準の文言と「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」の文言との間に矛盾があつてはならないと考えられるため、ここはいずれかの修正を行なうべきである。 つまり、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての改正案」の「第4 識別器具等の装着又は施術の方法」においては、文末は「常時動物に装着するように努めること。」となっており、以下の除外規定が設けられていることと整合性をつけるべきである 「幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。」 また、家庭で飼育されている一般的な小動物のうち、特に体の小さいもの等(ハムスターなど齧歯類、小鳥等)に関しては、マイクロチップ挿入は一般的ではなく、所有者明示に関して有効かつ一般的に行なわれているような手段はないと考えられる。 ここで「すること」とするのであれば、犬猫及び特定動物等に限定すべきであるし、すべての家庭動物を対象にするのであれば、「装着が可能である動物については装着に努めること」とするのが妥当である。	マイクロチップ以外の所有明示方法を含めたものとなっています。	5
第3.7.(3)	「マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。」を、「所有者明示をするよう努めること。」に修正すべき。	所有者明示は、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべき。	改正法の附則において販売される犬猫にマイクロチップを装着させるための検討が規定されていることから、「マイクロチップ等」として所有明示の例を示したものです。	6
第3.7.(3)	「逸走した場合に所有者の発見を容易にするためマイクロチップを装着する等の所有明示をすること。」を 「逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、犬には鑑札、迷子札、猫には迷子札をつけ、併せてマイクロチップを装着する所有明示をすること。」とすべき。	マイクロチップの装着が義務付けられていない今、鑑札や迷子札は大変重要なため。さらに読み取り機なしに判別ができるため、より有効であるため。	例示としてマイクロチップをあげているものです。	37

第3.7.(3)	「逸走した場合に所有者の発見を容易にするためマイクロチップを装着する等の所有明示をすること。」を「逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、電子技術や携帯電話等を利用した、GPS首輪やバーコード等を印字した標識等を装着する等の、外観から判断のできる所有明示をすること。」	重大災害でも証明されたように、マイクロチップは外観から判断できないので、逸走動物の身元の発見に、すぐは繋がりません。IT技術は急速な進化で日進月歩を超えます。十数年以上前の技術であるマイクロチップだけに拘泥する整合性が不明瞭。バーコードや動物の鼻紋の撮影等で個体識別できるIT技術や読み取り用の携帯電話を活用した技術、位置情報確認技術（GPS）などは既に実用化の段階である。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第3.8.(7)	「所有者等は、特定動物の飼養又は保管がくやむをえない事情により困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制をくその飼養に先立ち確保すること。＜また、特定動物以外の人に危害を加えるおそれのある家庭動物についても、終生飼養の確保のために、飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡又は譲渡先を探すための体制をその飼養に先立ち確保するように努めること。＞」 該当箇所をく内のように修正・加筆してください。	特定動物の飼養を行うにおいては、その危険性から、人の生命、身体又は財産への侵害のおそれがあることを踏まえ、飼養又は保管が困難となる場合においては「やむを得ない」事情があるときだけであると限定的に解釈すべきであり、そのことを本基準にも明記すべきです。 しかし、将来的に予期しえない「やむを得ない事情」が発生し、飼養が困難になる可能性も考えられることから、譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保する必要がありますが、問題が発生してから対策をとるのでは譲渡先を探すのに苦慮し、遺棄されてしまう等の特定動物の福祉が損なわれる結果となる可能性があります。こうしたことから、特定動物の飼養に先立って体制の確保を行う必要があり、本基準に記載を求めます。 なお、特定動物以外の人に危害を加えるおそれのある動物についても、人への危険性や動物福祉の保障という観点から特定動物と同様に扱われるべきであり、飼養又は保管が困難になった場合における譲渡や譲渡先を探すための措置を、あらかじめ講じておくように努力義務を課すべきです。	特定動物の飼養保管については、限定的であるべき旨本指針に明記しています	7
第3.8.(7)	譲渡先又は譲渡先を探すための」を、「適切な譲渡先又は適切な譲渡先を探すための」と追加すべき。	同じように飼養保管が困難となるような施設、もしくは飼養保管に問題のある施設等に譲渡されても、動物の幸せにはつながらない。ここは適切な譲渡先に限定するべき。	譲渡先は適切であることが前提と考えます。	4
第3.9	「移動用の容器、非常食の用意等」に、「日頃からの躰」を追加すべき。	避難先で許容されるのは現実には犬プラスアルファの種である。日常でも犬に躰が必要という認識が欠如している飼主は多い為、明記すべき。	ご指摘の点につきましては、別途ガイドライン等で示してまいります。	1
第3.9	「できるだけ同行避難～に努めること」→改正案から「できるだけ」を削除	「努めること」の文言の中に「できるだけ」の趣旨は含まれており、重ねる必要がないため。	災害種類や地域の実情により対策が異なるため、このような記述としています。	13
第3.9	「できるだけ同行避難～に努めること」の「努めること」を「しなければならぬ」に修正すべき。	同行避難は子供や老人と同じく「すべき」ことであるから。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第3.9	末尾に「また、避難所等公的な場所での管理に関しては、各自治体行政も然るべき配慮及び支援体制を運用できるよう整備しておくこと。」を追加すべき。	東日本大震災時には避難所での動物に関する遠慮や不適切な管理の事例もあった。避難所であった校舎には入れず校庭につながれた犬たちは津波に呑みこまれ死亡したケースもあった。未曾有の災害とはいえ、いや逆にだからこそ平時に想定準備がなされていれば、動物が苦手な方々への配慮と動物たちの命を守る事のバランスをとった措置が可能であったかもしれないと考える。	当該自治体の取組、体制整備等については本指針において記述しています。	1
第3	以下の項目を追加すべき。 「できるだけ、行動に自由を与えられるような飼養環境で飼育すること。」	動物福祉の「5つの自由」の理念を体現する基準とするために、盛り込むべき。 運動時以外は繋ぐなどの飼いがされる場合があるため、別途、行動の自由についての記述が必要である。日常の飼養環境においても、行動の選択がとれるように安全に気をつけた自由があるべきで、そのことを明記するべき。	ご指摘の趣旨は第1（一般原則）に含まれるものと考えます	2
第3	以下の項目を追加すべき。 「みだりに恐怖を与えないこと。脅かしたりしないこと。」	動物福祉の「5つの自由」の理念を体現する基準とするために、盛り込むべき。 動物虐待者が動物がおびえることを楽しんでいる記述などもみられ、虐待に準ずる行為として、行うべきでないとして明記するべき。	ご指摘の趣旨は第1（一般原則）に含まれるものと考えます	2
第3	「動物が亡くなった際」の規定を追加する。 「死体を放置などはせず、適切に処置し、亡くなった動物の所有者等の心情にも配慮すべき」を追加する。 また、「その際、死亡の確認は必ず行うもの」を必ず追加する。	新たに動物虐待とされた項目の中に、死体が放置された場所での飼育があります。また、動物取扱業には含められませんが、動物葬送業者の遺体の取り扱いについても議論がありました。死亡の確認は必ず行うものとしてください。なぜなら、生きたまま火葬を依頼した飼主の事例があったからです。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第4	「マイクロチップ登録情報の保健所への届出を義務化する」を追加すべき。	国内の犬猫の個人情報管理を徹底することにより個体管理に寄与（迷子になった時に有用）するだけでなく様々な疾病管理を正確に行える（公衆衛生に貢献）ようになると思われるため。	マイクロチップ装着の義務化については今後検討することとしています。	1
第4	以下の項目を追加すべき 「犬の飼育にあたっては、適切な広さを確保しなくてはならない。適切な広さは、1頭当たり、中型犬までで6㎡以上、大型犬の場合9㎡以上の寝床とさらに自由に動ける6㎡以上のスペースである。けい留する場合は、ガイドレール2㎡以上とし、少なくとも5㎡以上自由に動けるスペースを確保する。」	給餌給水とともに、動物が自由に動くことができる広さの確保は、動物の基本的な福祉に含まれる重要なポイントであることからこれらの広さについて、具体的な数値を明記すべきである。	解説書等において必要に応じて明らかにすることとします。	5
第4.1	「飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。」を、「飼養及び保管すること。囲いのない飼育場所、野外での犬の放し飼いを行わないこと。」と修正すべき。	脱走を防止する措置を行い、飼主のそばを離れないようみだりに飛び出さないようしつけをし、けい留に頼らずに犬を飼主とその犬の住居敷地内にとどめておくことが最善と考えます。	ご指摘の趣旨は普及啓発を通じ周知を図ります。	1
第4.1	「犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬」を、「犬の所有者等は、やむをえず犬をけい留する場合には、一時的、短期間としけい留されている犬」に修正すべき。	実際は犬を大きな敷地内の母屋から離れた場所に小さな小屋で係留して飼育している家庭も多いと考えられるため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第4.1	文末に追記すべき。「また、このような状態を発見した場合は速やかに警察へ連絡すること。放置をしている側も虐待に該当する。」	みて見ぬふりはいけない。年配の方は係留されているのが当たり前と思っている人が多い。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第4.1.(2)	(2)を削除すべき。	当該追ひ払いの使役はm産業や畜産などに関わる事態様であり、家庭動物に分類される愛護動物を対象にしている。	使役犬も愛護動物に含まれます。	1

第4.2	「犬をけい留する場合には、けい留されている犬の」を、「犬をつなぐ場合には、つながれている犬の」とする。	一般の飼い主にわかりやすい表現にする。一時的なけい留を指す印象もあたえるため、つなぎ飼いの飼い主に自覚をうながす意味でも、つなぐこと全般であることを明確にするべき。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	5
第4.2	愛犬を外で暮らせること自体があまり好ましくありません。 『第5 猫の飼養及び保管に関する基準』の2にある「屋内飼養に努めること」という文面をこちらにも付け加えるべきだと思います。	大型犬でも外で暮らせることは、コミュニケーション不足を招く可能性が高く、その結果問題行動へと繋がるケースもあります。 病気がケガを発見するのが遅くなるということ、温度管理が難しいこと、虐待に合う危険性があること、群れで暮らす種族に対して1匹でけい留をさせることでの精神的ストレスなど問題があるため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第4.2	「みだり」の文言を削除	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	「みだりに」行った結果衰弱することは虐待に当たることから原文通りとします。	2
第4.2	「犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。」を 「ガイドレールを利用し犬が自由に動ける広さを確保し、さらに犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。」と修正すべき	1mの鎖でつないだり、犬がほとんど運動できない状態でのけい留が横行しており、これらの犬慢性的な運動不足に陥っており、一日2度の散歩ではその運動不足は解消されない。さらに犬を短い鎖でけい留することは、人と動物とのかわり方において動物を支配できるという誤った意識を植え付け、情操教育や日本人の動物愛護精神の向上にも悪影響を与えている。さらに海外の基準では違法な行為に当たるとも多く、動物愛護に関する基準として推奨されるべきではない。	「必要な運動量」の確保を努力義務としています。	6
第4.2	「犬の所有者等は、＜やむを得ない事情により＞犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、＜犬種ごとの生理、生態及び年齢等を考慮し＞犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待に該当することを十分認識すること。」 該当箇所を＜ ＞内の文言を加筆してください。	「けい留」が犬の標準的な飼養管理方法であるかのような書きぶりは普及啓発の観点からも問題があるため。	「必要な運動量」の確保を努力義務としています。	8
第4.2	「により衰弱させること」を削除すべき。	虐待である。	改正法第44条の内容を踏まえた記述です。	1
第4.2	「犬の放し飼いを罰金制にすべき。」を追加すべき。	子供は怪我をし、迷惑している人が沢山居る。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第4.3	「特に糞尿の始末は所有者等の当然の義務であることを認識すること。」を追加すべき。	飼養管理の基本中の基本であるが徹底されていない。本来であれば罰則規定にした方が良い。そもそも、犬の散歩の目的が排泄ではないことが一般には理解されていない。	普及広報を通じ必要に応じ周知します。	1
第4.4	「所有者等の制止に従うよう」を「所有者等の指示に従うよう」に修正すべき。	危害を加えることを前提とした表現は誤解を生む可能性があるため、制止を含む指示とすべき。	危険防止にかかる基準であるため制止が適切と考えます。	5
第4.5. (2)	「引綱」を、「引綱、および首輪」に追加すべき。	チー殿金具や、首輪の留め金や、首輪の素材の劣化で犬が自由になってしまい、事故を起こすケースが多い。	行動抑制に関するものであるため、引綱について記述したものです	2
第4.5. (4)	「特に大きき及びく身体能力又は闘争本能にかんがみ、く行動の制御ができなくなった場合に人の生命、身体及び財産＞危害を加えるおそれがおおい犬」 該当箇所をく ＞内のように修正・加筆すべき。	事故は、意図的に闘争心を高めるために交配・生育されている特定犬種、護衛目的で飼養されている犬等が、何らかの原因で興奮状態に陥り行動を制御できなくなった場合が多いとされており、闘争本能によるものだけではなく、また、人が所有している犬等の動物を死傷させるような危害を加える咬傷事故も発生しており、人の生命や身体だけではなく、所有している犬等の動物、財産に対しても侵害がおよぶ可能性があることを注意喚起のためにも明記が必要。 この条項の意図する「危害を加えるおそれがおおい犬」をより明確にし、当該犬の飼養者に対し一層の注意を促す必要がある。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	7
第4.6	「危険犬」という表現は適切ではないと考えます。「特定犬」等、別の表現に変更してください。	犬を交配や訓練等によって口輪の装着等を講じなければならないような気質に生育するのは人であり、犬の性質がもともと危険であるかのように受け取られかねないため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	8
第4.7	犬猫以外の動物についても犬猫に準じた考慮の必要があることを、「第8 準用」等、適所に記載することを強く求める。	該当箇所は改正動物愛護管理法第22条の5の幼齢の犬又は猫に係る販売等の規制の趣旨を踏まえ犬猫以外の動物も犬猫に準じて考慮する必要があることについて「第8 準用」など適切な箇所に記載する必要があるため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	14
第4.7	「適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努めること。」を「適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう責任を負うこと。」に修正すべき。	責任という文言に飼い主の責任感を持たせ、安易な保健所持ち込みをさせないため。	ご指摘の趣旨は案に含まれるものと考えます。	1
第4.7	「これが拒否される可能性があること」を「原則としてこれは拒否されること」へ修正すべき。	「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の收容に関する措置」についての改正素案の趣旨に照らしても、引取りの拒否にまず努め、引取りはあくまで緊急避難措置であるという認識周知がまず必要であり、本項での記述にニュアンスの齟齬があつては、結局は現場行政の方々が混乱すると考える。安易かつ機械的な引取り減少の為。	法35条第1項ただし書は、「拒否できる」と規定していることから、「可能性がある」としています。	2
第4.7	「可能性がある」を削除すべき。	安易に無責任な飼育者からの引き取りを行わないように、引き取り条件をみたさない場合は引き取りを行わないことが必要と考えます。	法35条第1項ただし書は、「拒否できる」と規定していることから、「可能性がある」としています。	1
第4.7	「当該犬を譲渡するよう努めること。」を、「当該犬を譲渡すること。」に修正すべき。		譲渡できない場合もあることから、努めることとしています。	2
第4.7	以下追記すべき。 「引取り拒否をされた所有者の聞き取りを調査していくこと。遺棄は犯罪である。」	受取拒否ができるようになるのは大変進歩だと思うが、拒否された側が河川敷や人の家の前に遺棄することが増えると懸念されるため。	動物の遺棄が罪となることは法44条に明記しています。	1
第4.8	「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努める」を「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないようしなければならない」に修正すべき。	法令遵守のもと、離乳前の安易な譲渡を避けるためにより断定的な文言にすることで、所有者の責任感を持たせるため。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1

第4.8	「特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに」を、「特別の場合を除き、必ず離乳前に親から引き離さないようにするとともに」と修正すべきです。	法第22条の5の規定趣旨を反映させるべきです。また、離乳前の譲渡は、成長後などに問題行動や精神的な病気などさまざまな問題が出てくることから「努める」でなくもっと断言して良いと思います。	法第22条の5の規定は犬猫等販売者にかかる義務規定であるため、同規定の趣旨を踏まえ努力義務としています。	8
第4.8	「特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに」を、「特別の場合を除き、必ず離乳前に親兄弟から引き離さないように努めるとともに」に修正すべきです。	問題なのは、親兄弟からほ早期引き離してであることを明記すべき。	第4.8において「社会化に関する情報を提供するよう努めること」としています。	2
第4.8	下記文章に修正すべき。 「犬の所有者には終生飼養の責務があり、子犬を生ませないことと、原則として生まれても所有者による修正飼養の責務の対象であり、譲り渡しにあたらないとの見識を持って、終生飼養すること。」	犬の所有者は原則として、去勢手術等の繁殖制限措置を講じることが責務。	飼養数が増加しても終生飼養等の責務に反しないこと、譲渡等が可能である場合を除き繁殖制限を行うこととしています。	1
第4.8	犬猫以外の動物についても犬猫に準じた考慮の必要があることを、「第8 準用」等、適所に記載することを強く求めます。	離乳前に親から引き離して譲渡しないよう努めることや、やむを得ず継続して飼養することができない場合の対応については犬猫に限定して行われるべきではなく、本来は本基準に定義される動物（離乳については哺乳類のみ）に共通して考慮されるべきものであるため。犬猫以外の動物も犬猫に準じて考慮する必要があることについて「第8 準用」など適切な箇所に記載する必要があります。	法22条の5は、犬又は猫に関する規定であることから、第4・8及び第5・5に規定したものです。ご意見は業務の参考とさせていただきます。	15
第4.8 (その他)	犬の所有者はオスメスを問わず去勢不妊を受けさせること。よって子犬の譲渡という概念を持たないこと。	メスだけでは妊娠せず、オス飼い主にも責任の半分があるため。	所有者等には、適切な繁殖を行う責務があります。	3
第5	「マイクロチップ登録情報の保健所への届出を義務化する」を追加すべき。	国内の犬猫の個体情報の管理を徹底することにより個体管理に寄与（迷子になった時に有用）するだけでなく様々な疾病管理を正確に行える（公衆衛生に貢献）ようになると思われるため。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第5.2	「当該猫の屋内飼養に努めること。」を「当該猫の屋内のみの飼養に努めること。」に修正すべき。	基本的には屋内飼養だが、たまに外に出る猫が多いことから単なる屋内飼養では趣旨が伝わらないため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	8
第5.2	「特に糞尿の始末は所有者等の当然の義務であることを認識すること。」を追加すべき。	飼養管理の基本中の基本であるが徹底されていない。本来であれば罰則規定にした方がよい。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第5.3	「猫の所有者は」を、「猫の所有者等は」とし、文末に「（自己の所有しない猫に給餌等を行なう場合を含む。）」と追加する。	所有者のみならず、自己の所有しない猫に給餌等を行なう場合についても、繁殖制限を行なうべきことを明確にする。繁殖制限をせず餌やりをして不幸な子猫を生み出しているケースが多いのは周知のとおりであり、対策がとれるような記述を盛り込むべき。	所有者であるかどうかは個別の判断によるものと考えます	5
第5.3	「猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。」を「猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋外、屋内飼養にかかわらず、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。」とすべき	屋外での繁殖だけではなく、屋内で複数の猫を飼育している場合は、不適切に繁殖をし、遺棄につながったり、不適切な多頭飼育（ホーダー）になったりする可能性があるため。	所有者等には、適切な繁殖を行う責務があります。	5
第5.3	「屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。」を「屋外、屋内飼養にかかわらず、必ず去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。」と追加すべき。	去勢手術の猫が屋外で自由に繁殖することこそ、飼い主のいない猫等の根本的な原因だから。せめて飼い猫だけでも100%手術して下さい。	所有者等には、適切な繁殖を行う責務があります。	5
第5.3	「原則として」を削除する改正案には賛成。繁殖制限措置を講じる義務の違反について、罰則を設けるべき。	どのような場面で例外か不明確であった「原則として」が削除され、外飼いの猫について繁殖制限措置の規制が明確にされたことで、幼猫の引取りおよび殺処分数の減少に寄与することが期待できる。これをより効果的に機能させるには、違反行為についてのペナルティが必要である。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	10
第5.3 (その他)	猫の所有者は室内飼育・室外飼育を問わず、オスメスとわず去勢不妊手術を受けさせること。	メスだけでは妊娠せず、オス飼い主にも責任の半分があるため。	所有者等には、適切な繁殖を行う責務があります。	3
第5.3 (その他)	この項目は義務化すべき。		この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	2
第5.3 (その他)	この項目は削除すべき。	「猫を飼う」＝「完全室内飼育」という方を定めないと殺処分はなくなる。	屋外飼養は禁止されていないことから、原文のままとします。	1
第5.4	犬猫以外の動物についても犬猫に準じた考慮の必要があることを、「第8 準用」等、適所に記載することを強く求めます。	該当箇所は改正動物愛護管理法第22条の5の幼齢の犬又は猫に係る販売等の規制の趣旨を考慮し、新設された条項です。しかし、離乳前に親から引き離して譲渡しないよう努めることや、やむを得ず継続して飼養することができない場合の対応については犬猫に限定して行われるべきものではなく、本来は本基準に定義される動物（離乳については哺乳類のみ）に共通して考慮されるべきものです。この点について誤解を招かぬよう、犬猫以外の動物も犬猫に準じて考慮する必要があることについて「第8 準用」など適切な箇所に記載する必要があります。	法22条の5は、犬又は猫に関する規定であることから、第4・8及び第5・5に規定しています。	13
第5.4	「これが拒否される可能性があること」を「原則としてこれは拒否されること」へ修正すべき。	「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の收容に関する措置」についての改正素案の趣旨に照らしても、引取りの拒否にまず努め、引取りはあくまで緊急避難措置であるという認識周知がまず必要であり、本項での記述にニュアンスの齟齬があつては、結局は現場行政の方々が混乱すると考える。安易かつ機械的な引取り減少の為。	条文上、「拒否することができる」とされていることから原案通りとします。	2
第5.4	以下追記すべき。 「引取り拒否をされた所有者の受取りを調査していくこと。遺棄は犯罪である。」	受取拒否ができるようになるのは大変進歩だと思うが、拒否された側が河川敷や人の家の前に遺棄することが増えると懸念されるため。	遺棄が罪となることは普及啓発を通じ周知してまいります。	1
第5.4	文中の「努める」を削除すべき。		この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めていることから「努める」としています。	2

第5.5	「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努める」を「特別な場合を除き、離乳前に譲渡しないようしなければならない」に修正すべき。	法令遵守のもと、離乳前の安易な譲渡を避けるためにより断定的な文言にすることで、所有者の責任感を持たせるため。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	11
第5.5	「特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに」を、「特別の場合を除き、必ず離乳前に親から引き離さないようにするとともに」と修正すべきです。	法第22条の5の規定趣旨を反映させるべきです。また、離乳前の譲渡は、成長後などに問題行動や精神的な病気などさまざまな問題が出てくることから「努める」でなくもっと断言して良いと思います。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	6
第5.5	「特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに」を、「特別の場合を除き、必ず離乳前に親兄弟から引き離さないように努めるとともに」に修正すべきです。	問題なのは、親兄弟からほ早期引き離しであることを明記すべき。	社会化の重要性については、普及啓発通じ周知してまいります。	1
第5.5	犬猫以外の動物についても犬猫に準じた考慮の必要があることを、「第8 準用」等、適所に記載することを強く求めます。	該当箇所は改正動物愛護管理法第22条の5の幼齢の犬又は猫に係る販売等の規制の趣旨を考慮し、新設された条項です。しかし、離乳前に親から引き離して譲渡しないよう努めることや、やむを得ず継続して飼養することができない場合の対応については犬猫に限定して行われるべきものではなく、本来は本基準に定義される動物（離乳については哺乳類のみ）に共通して考慮されるべきものです。この点について誤解を招かぬよう、犬猫以外の動物も犬猫に準じて考慮する必要があることについて「第8 準用」など適切な箇所に記載する必要があります。	法22条の5は、犬又は猫に関する規定であることから、第4・8及び第5・5に規定しています。	13
第5.5 (その他)	猫の所有者は、オスメスとわず去勢不妊手術を受けさせること。よって子猫の譲渡という概念を持たないこと。	メスだけでは妊娠せず、オス飼主にも責任の半分がある。男性の方、「オレには子供がいないが妻にだけ子供がいる」と言いますか？オス去勢の必要性については、不幸ないのちをつくらないばかりでなく、猫エイズ等感染症の予防・メスを求めている遠出による交通事故を防げる。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	3
第5.5	文中の「努める」を削除すべき。(3カ所)		この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めていることから「努める」としてきます。	1
第5.6	「不妊去勢手術を施して周辺地域の住民の合意の下に」を、「周辺住民全戸の同意を得た上で」に修正すべき。	地域猫活動により健康被害を受ける住民が出る可能性も鑑み、厳格な手続きの上で活動を行う必要がある。例えば被毛による猫アレルギー、トキソプラズマ菌の感染被害、更には万一狂犬病が日本に再上陸した場合、屋外飼育の猫から感染拡大が懸念される。	ご意見の趣旨を踏まえ、「地域住民の十分な理解の下に」と修正します。	2
第5.6	「飼い主のいない猫を管理する場合には」を「飼い主のいない猫の問題を解決するために」に修正してください。	飼い主のいない猫の問題を解決するためには行政・地域住民・獣医師会の協働の下でなければ解決しません。「飼い主のいない猫を管理する場合には」という言い回しでは、見て見ぬふりをしている人は何もしなくてもよい、という印象を与えてしまいますし、関与している人だけに責任を押し付けることになってしまいます。それではいつまでたっても野良猫問題は解決しません。地域の環境問題である野良猫問題を解決するには地域住民皆の力が必要であり、皆の問題であるということを理解させるためには、「飼い主のいない猫を管理する場合には」という文言よりも「飼い主のいない猫の問題を解決するために」という文言のほうが理解させやすいと思います。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	2
第5.6	「飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して『周辺地域の住民の合意の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う』地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に『配慮した管理』を実施するよう努めること。」の『』部分を次のように修正する。 「飼い主のいない猫の世話する場合には、不妊去勢手術を施して『マナーある給餌及び給水等』を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減になりえる方法で実施するよう努めること。」	地域猫活動の捉え方はさまざまである。また、たとえば「給餌給水や排泄物の処理はできないが不妊去勢手術だけ行う」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる貴重な行為である。飼い主のいない猫を減らすための活動は、ボランティアで行われている活動に大きく依存していることから、できるだけボランティアを増やすためには、その取組を細かく規定しすぎてハードルをあげたり、厳しく縛りつけるべきではない。	地域猫活動の内容については例として示しているものです。	26
		「管理」という言葉には管理責任が伴う。公益的な活動であるにもかかわらず、猫に関わる善意の市民が猫が原因での損害賠償などの対象になることがあってはならない。所有者のいない（と思われる）猫の捕獲、不妊手術を行う権限は行政にしかない。外にいる猫の所有権は不明瞭であるから。本来所有者にしかできない不妊手術を行えるのは行政以外にない。管理者になれるのも行政がいけない。	地域猫活動の内容については例として示しているものです。	2
第5.6	「飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して（『周辺地域の住民の合意の下に』を削除。）給餌及び給水し、排せつ物の適正な処理等を行うように努める地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。」 上記の『周辺地域の住民の合意の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う』を『給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う』に変更する。	地域猫活動の実態に即した基準を設けるべき。たとえば「給餌給水や排泄物の処理はできないが不妊去勢手術だけ行うだけ」といった取組でも、飼い主のいない猫の削減につながる行為であり、多くの場合、飼い主のいない猫を減らすための活動はボランティアで行われており、ボランティアの活動を活性化させて、飼い主のいない猫を削減するために規制をするべきでなく、むしろ規制緩和するべきである。	ご意見を踏まえ、「地域住民の十分な理解の下に」と修正します。	30
第5.6	「不妊去勢手術」の前に、「将来的に飼い主のいない猫をなくしていくために」を追加すべき。	近年、地域猫対策に取り組む自治体、動物愛護団体、個人活動者等の尽力により「地域猫」への理解が浸透しつつあります。しかし一般社会における理解度はまだ高いとは言えず、当該活動に関心が高い層であっても、「あくまでも将来的に飼い主のいない猫をなくしていくための施策」という認識が共有されていない場合があること等から、「飼い主のいない猫を管理する場合」における前提を明確にしておく必要があります。	地域猫対策の目的として、飼い主のいない猫の数を削減することが含まれると考えます。	13

第5.6	以下の文章に修正すべき。 「飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して周辺地域の住民の合意の下に給餌及び給水、排泄物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。」 「環境保全を目的に、飼い主のいない猫の生態の繰り返しを押し戻す対策をとる場合には、地域住民などが主体となる、不妊去勢手術、給餌及び給水、排泄物の適正な処理、等々を包括的に行う地域猫対策など、猫の生息数の削減に配慮して実施するよう努めること。」	飼い主のいない猫の問題を解決するためには行政・地域住民・獣医師会の協働の下でなければ解決しません。人の手から放たれる猫をなくすことに併行し、地域環境を守るための、猫の生態循環を人が支配のできる対策が各地で広く行われている。地域猫対策に限らず、周辺地域の住民の合意などは容易に成立するものではなく、猫の管理を指導する役所や、管理を行う一部住民に対する責任の比重が極めて高く、地域環境の保全に伴う地域住民等受益者との平等性が保てない。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
第6.1	冒頭に以下追加すべき。「学校、福祉施設等の動物の飼育については、飼養保管にかかわる人員や時間の配分が困難である場合が多いことから限定的であるべきこと、また、適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。」	学校等での動物の飼育は、本来の業務の片手間に行われているものであり、動物に目が行き届かないのが現状である。長期休暇中の十分な世話が困難、予算に治療費が考慮されていない、季節ごとの暑さ寒さ対策がなされていないなど、本基準に合致した条件での飼育が行われていない実態があるため、本来は飼育自体が望ましくない旨を明記すべき。	学校等における飼育については、適正な飼育管理が行われるよう配慮することが基本指針に示しています。	8
第6.1	学校など教育の場では、「原則、動物の飼育を行うべきではないこと」旨を追加する。	休日に給餌給水を行わない、風雨や暑さ・寒さの防げない環境下に置く、病気や怪我をしても治療を受けさせないなど、適切な管理が出来ていないから。十分な予算を確保していない学校が多い上に、児童・生徒の指導で手一杯の教師に動物の世話は不可能。獣医師や専門飼養者がいたとしても、子供たちに頻りに触られる学校や幼稚園といった教育の場で動物を適切に飼養することは無理。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべき。劣悪な飼養を放置しておくことは、児童や生徒へ間違った動物飼育や愛護意識を持たせかねない。	情操の目的で、学校において動物を飼養することの意義を評価する考え方も強いが、適正な飼養管理を旨とした内容としています。	36
第6.1	「学校、福祉施設等の動物の飼育については、常に教育に介在させる動物の環境エンリッチメントを行い、動物への福祉にも配慮がなされているか努めること。又新たに学習ツールの継続として学校動物を導入する場合、その飼養動物の命を全うできるまで、学習達成目標、着地点、学校関係者のニーズ、動物飼養が学習過程に教材として盛り込まれる事への保護者側の理解と協力、予算、年度単位でこれらを継続運用できるかを、計画段階から慎重に考慮する」と修正すべき。	施設備品として管理者が飼養管理において実務把握を行う中で、結果として、現時点の受け入れる施設飼養環境や諸事情を持って、命あるものを飼養するにあたり動物への福祉を考慮し、ヒトも動物にも双方有益な生理的・精神的効果を達成できていない報告を踏まえた判断としては、適正に運用されるよう努める現段階ではなく、標準化できる適切な学校動物種は無いと考え、安易な新規事業計画を指導すべきである。	学校等における飼育については、適正な飼養管理が行われるよう配慮することが基本指針に示しています。	1
第6.2	「立地及び施設の整備の状況」を「立地及び温湿度等の気候要因、施設の整備の状況」に修正すべき。	学校飼育動物が苦しみ、死に至る最も大きな要因として暑さ、寒さの問題があります。飼育動物の生理的限界を超える気温、とりわけ人間でも熱中症で倒れるような猛暑下に動物を置けば死に至るのは明らかであり、現在も多くの学校飼育動物が暑さに苦しんでいることから、気温に係る問題を明記する必要があります。児童が動物を飼養する際に温湿度管理に鈍感になってしまうなど、適正飼養における普及啓発の観点からも大きな問題です。	学校等における飼育については、適正な飼養管理が行われるよう配慮することが基本指針に示しています。	1
	学校飼育自体に反対です。やむを得ず、学校飼育を行う際は、災害時の救護対策の作成、学校飼育の予算確保、休日の飼養を義務付ける、頻繁な健康チェック、(その種族に合った適正生活温度の確保など)適切な環境の用意を義務付ける、などを整える必要があります。	東北の震災で亡くなった学校飼育動物の数の多さ、虐待、不適切な飼育によっての死亡例など問題が多いことから。やむを得ず、学校飼育を行う際は、「努める」「配慮する」でなく「義務付ける」強い主張が必要である。	情操の目的で、学校において動物を飼養することの意義を評価する考え方も強いが、適正飼養を旨とした内容としています。なお、学校等における飼育については、適正な飼育管理等に配慮が必要であり、国によるガイドラインの作成等によるあり方の検討を行うよう「基本指針」に示しています。	1
第6.4	「管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。」を、「管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに＜法第二十五条第三項の環境省令で定める虐待のおそれがある事態について周知を行うとともに、＞動物による事故の防止に努めること。」 該当箇所を＜ ＞内の文言を加筆・修正してください。	第2回動物愛護管理のあり方検討小委員会にて、学校飼育動物が議題に上げられた経緯があり、同委員会の専門委員を務めた当会前代表が、配布資料をもとに多様な視点から学校での動物飼育における問題点を指摘しています。また、他の専門委員からは「学校飼育を進める側の問題」の本質を突く的確な指摘がなされており、パブリックコメントの結果では学校飼育を規制すべきとする意見が多数集計されていたこと等に鑑み、今改正で実効性のある基準に改訂するとともに、学校、福祉施設等における同法の周知徹底を図ることを強く求めます。	学校等における飼育については、適正な飼育管理等に配慮するよう「基本指針」に示しています。	10
第6.5	「動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」を「動物の飼養及び保管が適切に行われるようにしなければならない」に変更すべき。	適切な飼養や保管は、管理者の最低限の義務であり、それを土日といえども放棄することは、ネグレクトであり、子供達に不適正な飼養やネグレクトを涵養することになり、適正な教育とならないため。休日等に給餌給水を行うなどの「適切な飼養や保管」は管理者の当然の義務である。それができないならば、動物を飼養すべきでない。	学校等における飼育については、適正な飼育管理等に配慮するよう「基本指針」に示しています。	46
第6.6	「講じるよう努めること。」を、「講じなければならない」に修正すべき。	学校などで飼育している動物たちがあまりにも無防備で被害にあっているケースが多い。すぐに実行できる問題なので、努めるという言葉でなくて良いと思う。努力義務としておくとうる無耶にされる。	学校等における飼育については、適正な飼育管理等に配慮するよう「基本指針」に示しています。	2
第6.7	「動物の飼養及び保管が適切に行なわれるように配慮すること。」を、「動物の避難もしくは飼養及び保管が適切に行なわれるように、緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成すること。」と修正すべき。	学校や福祉施設の動物についても、災害時には避難させる必要が出てくる場合もあるはずであり、「避難」も選択肢として追加すべき。災害時対策ができないのであれば、飼育自体をやめるべきという意味でも、「配慮」といった弱い文言は避けるべき。ここでは実験動物の飼養保管基準に準じ、具体的な計画の立案を求めることが妥当。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	6
第6.7	「動物の飼養及び保管が適切に行なわれるように配慮すること。」を、「動物の避難もしくは飼養及び保管が適切に行なわれるように、緊急措置に関する管理等所在や決定は、緊急時対応する動物飼育管理責任者と生徒と生徒父母ボランティアに周知すべきであり、日頃の防災教育の啓発が必要な為、事前の議論合意の上で災害時対応について計画をあらかじめ作成すること。」と変更する。	管理者による個々の対応では、災害時には執行実現性に乏しい。災害時の学校飼育動物の救護について、細目や要綱、マニュアル等個別に取り決めなされるべきである。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1

第6.7	「管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」を、「管理者は、地震、火災、暴風、豪雨等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるようその飼養に先立ち予め検討すること。」 該当箇所にく >内の文言を加筆・修正してください。	東日本大震災において一部の地域で学校飼育動物が全滅していたとの報告もありますが、未曾有の災害や火災だけでなく、飼育動物が影響を受ける頻度が高い「暴風、豪雨」等についても明記しておくべきであり、悪天候下に飼育動物を放置してはいけないことを管理者に理解させる必要がある。	地震、火災は例示であり、豪雨等についても想定したものです。また、災害時の対応を適切に行うためには事前の準備が前提であると考えます。	10
第6.7	「配慮すること。」を、「努めなければならない。」に修正すべき。	飼養動物の適切な飼養や管理は、管理者の最低限の責務である。いくら災害時のこととはいえ、「配慮すること」では弱すぎる。	災害種類や地域の実情により対策が異なるため、このような記述としています。	6
第6	以下の項目を「1」として新設すべき。 「管理者は、教育的な指導に値する十分な知識を有していること。経験や知識を有する管理者のいない場合には、動物を飼養しないこと。」	教える側にも、教わる側にも、ほとんど知識教育のないままに、「動物との触れ合い」などと称する、安易な「情操教育」と名付けた動物飼育が続いている。動物を情操教育などの場に供する前に、教える側と教わる側の両方に対する知識教育の行われていないことが理由。	この基準の根拠になる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた法第7条第7項も、強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第8	全文を削除すべき。	家庭動物等に該当しない犬又は猫への準用は、矛盾があり、可能と思われない。	保管目的に反しない限り基本基準が準用されるものとしてあり、矛盾はないものと考えます。	1
全体	餌をやっている、その家に住み着いている野良猫の定義を家庭動物と同等にして欲しい。また、餌をやっている人の管理責任を所有者と同等になることを明記して欲しい。	近所に野良猫に餌を与えている人がいて、その野良猫により、自分の畑や庭に被害が出ているため。	所有者等にあたるかどうかの判断については、個別の事案毎に判断されることとなります。	1
全体	野良猫に餌を与えている人の責任を「動物の占有者等の責任」（民法718条）に連携できるようにして欲しい。	現状では、野良猫に餌を与えているだけでは、被害が出て何もできないため。		1
全体	「...するように努めること」などと表現が曖昧で、「...してはならない」などとしっかりと虐待行為を定義した上で禁止すると明記すべきだと思います。虐待行為を一般家庭でも多く見られます。動物の虐待、遺棄は犯罪行為であり、犯罪を犯した者は、罰せられる。その罰則も明記すべきです。どのような行為で犯罪行為で禁止され、どのような罰則があるのかを明記してほしい。		罰則については、普及啓発等を通じ周知を図ってまいります。	1
全体	野良猫に餌を与えている人に対して、保健所では指導できる権原と強制力があることを明記して欲しい。	現状では、保健所は何もできない、意味のない法律になっているため。	ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
全体	適正な飼養管理が更に推進されるよう、法律を改正すべき。		ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
全体	飼い主のことを「犬の所有者」としたり、コンパニオンアニマルのことを「所有物」とすることは、もののような扱い方になってしまっています。動物のことを物として捉えるような表現や考え方は改めるべき。		ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
その他 第3.7. (3)	飼育犬に関しては、個体管理の手段として鑑札とマイクロチップのどちらを将来的に国策として推奨していくかについてはさらなる議論の上、検討されたい。特にマイクロチップの取り扱いについては、登録義務者を獣医師にするなどの方法について考慮されたい。		ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1
その他 第3.8	人に危害を加えるおそれのある家庭動物等については原則として一般家庭での飼養を禁止するという意見に」について検討されたい。		人に危害を加えるおそれのある動物（特定動物）の飼養については、都道府県知事の許可が無ければ飼養できないことになっています。	1
その他 第4.5. (2)	犬種に応じた引綱の長さ、太さについて配慮を求めるよう強く要望する。		ご意見は業務の参考とさせていただきます。	1

3. 展示動物の飼養及び保管に関する基準

該当箇所	意見等の概要	理由	意見に対する考え方	数
第1.1	「命あるものである」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つものである」に変更すべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。	本基準は法第2条の表現を踏まえたものであることから原案のとおりとします。	9
第1.1 第3.7 第4.2	「命あるものである」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つものである」に変更すべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。	本基準は法第2条の表現を踏まえたものであることから原案のとおりとします。	1
第1.1	「命あるものである」を、「命と感受性があるもの」に修正すべき。	本法にて規定される動物種は中枢神経を持ち、苦痛に対する感受性があり、感情を持つ。動物に関わる人間が、まず、認識すべきことである。本来は法で謳うべき。	本基準は法第2条の表現を踏まえたものであることから原案のとおりとします。	1
第1.1	「管理者及び飼育者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物を禁止し、又展示動物という言葉を廃止する」に修正すべき。	命あるものを展示することはモラルに反するから。	動物の展示に当たっては、その動物の生態、習性及び生理などに配慮して適切に行うべきものと考えます。	1
第1.1	「環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、」の「適正に」を「動物種別に動物福祉に適した」修正すべき。	・国際的に広く理解されている、5つの自由に基づく飼育動物の飼養管理は、動物福祉、動物虐待防止の理念であり、共通認識となっている。 ・自然界における動物は、樹上、草原、森林、岩山、氷上、水棲等様々な環境で生息し、その行動様式も夜行性、昼行性等、多種多様である。その多種多様な動物を展示するために飼養・保管するのであれば、当然その動物種に適した飼養環境を整備し、動物福祉に配慮しできるだけストレスがないようにすべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第1.1	「また、展示動物による人の生命、身体」を「また、展示動物の健康及び安全を保持しつつ、展示動物による人の生命、身体」に修正すべき。（「展示動物の健康及び安全を保持しつつ、」を加筆）	・改正法第一条に加えられた「動物の健康及び安全の保持等」の文言を基準にも反映させる。この文言は、動物の福祉を意味するものであり、展示動物の飼育にあたって尊重されるべき重要な項目である。 ・動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するにあたっては、動物の健康及び安全の保持がないがしろにされることがあってはならない。 ・人体の安全だけでなく、動物の肉體、精神面の両方における配慮もするべき。	ご指摘の趣旨は前段の部分に盛り込まれていると考えます。	6
第1.1	基本的な考えかたとして、生体販売は反社会的な業であり、違憲である。	・生体販売業者は売れ残った動物を遺棄したり処分している。保健所へ持ち込むこともある（これらには多くの証言がある）。血税で処分されていることから、公共の福祉に反するため違憲。 ・動物を憐れむ者達が「売れ残った動物はどうなるの？」と胸を痛め病気になることが多々あるため、業者は「他人の生活権を侵害」している。 ・ボランティアが動物福祉精神から生体販売業者から売れ残った動物を引き取って世話をすることが多い。苦しむ動物を放っておけない性分を有しているがゆえに生体販売業者に「財産権・生活権を侵害されている」。法的にはボランティアが生体販売業者を民訴（697条/事務管理）できる。	動物の取扱いに当たっては、本法制度に基づき適切に行われるべきと考えます。	3
第1.1	文中の「努める」を削除すべき。（3カ所）		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1.2	「管理者は、施設の立地及び整備の状況」を「管理者は、施設の立地及び動物の生態や習性に配慮した環境整備の状況」に修正すべき。	多くの展示動物施設で、動物がその生態や習性に配慮された飼育をされていない。動物の生態や習性に配慮された環境整備がなされないなら、飼育すべきではない。 （例えば、本来はグループで生活し文化的行動を持ち、樹上を渡り歩くチンパンジーが、狭いケージの中、長期に渡り一頭だけで飼育されているケースや、野生下ではサバンナや森林で、母系の群れで何千平方キロメートルもの行動範囲を持つアフリカゾウが、ただ1匹狭いコンクリートの檻の中で何十年も飼育されているケースなど劣悪な飼育環境は枚挙に暇がない。）	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	5
第1.2	「管理者は、施設の立地及び整備の状況やその維持管理等に」を「管理者は、施設の立地及び動物の生態、習性、生理等を配慮した環境整備の状況やその維持管理等に」と修正すべき。	動物の生態や習性を十分に考慮されている施設がまだまだ少ないです。 動物の生態や習性を十分に考慮されていない環境化で長期間暮らせる行為は虐待に近いと思います。	同上	1
第1.2	「努める」を「義務付ける」に変更すべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8

第1.2	「整備の状況やその維持管理等に」を「整備の状況や飼養を行おうとしている動物種の生態、習性、生理等に合った施設の維持管理等に」に修正すべき。	導入しようとしている動物の種に合った生態、習性、生理等を踏まえ個体のニーズを満たすことができない飼養環境でありながらも、新規動物を導入する施設が多く存在する。改正動物愛護管理法で、「動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保」が盛り込まれたことから、それらの条件に見合った範囲で動物種を選定すべき。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	13
第1.2	「問題等が発生するおそれが大きいこと等からその飼養については限定的であるべき」を「問題等が発生するおそれが大きいこと等から入手に当たっては、捕獲した野生動物等避け、できるだけ国内で繁殖された動物にすべきでありその飼養については限定的であるべき」に加筆修正すべき	国外からの移入動物や展示動物の逸走によって、生態系、種の保存等への心配や人への危害を避けるためには野生動物等の輸入を原則的に禁止すべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第1.2	「家畜化されていない野生動物に係る選定については」、「人工的な空間に収容して飼育することが著しい障害を与える動物の飼育を控えるとともに」を追加。	動物の生態が明らかにされることによって、飼育に全く向かない野生動物（シロクマ、イルカ等）がいることがわかってきている。人工的な空間に収容して飼育することによって著しい障害を受ける動物を展示動物にすることは、動物の虐待に相当する。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	1
第1.2	「その飼養については限定的であるべきこと」を「原則、飼養を行うべきではないこと」に修正する。	野生動物は安易に飼養すべきではないとの観点から、原則、飼養禁止にすべきである。即時、禁止は困難な現状を考慮し、禁止を睨んで、飼養できない方向に移行すべきである。	野生動物の生態や習性などに関する展示を通した正しい知識や動物愛護の精神の普及は必要と考えます。	12
第1.2	「限定的」を「制限的」など適切な言い回しを選択すべき。	「飼養」が「限定的」というのは用語として違和感があり、「制限的」など適切な言い回しを選択すべき。	適当な表現と考えます。	8
第1.2	「慎重に検討すべきであること。」を「また、」に修正。 「おそれがあることを勘案しつつ、」の後に、「その動物の生態や習性に配慮された適正な飼養及び管理ができない場合は飼養を行わないようにし、」に修正。	多くの展示動物施設で、動物がその生態や習性に配慮された飼育をされていないため。檻の中で行ったり来たりを繰り返す、柵をなめ続ける、頭を左右に振り続けるなどの常同行動が散見されており、動物の生態や習性に配慮された環境整備がなされないなら、飼育すべきではない。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	8
第1.2	「おそれがあることを勘案しつつ、」の後、「より慎重に検討すべきであること。」を「その動物の生態や習性に配慮された適正な飼養及び管理ができていない場合は、速やかに改善し、その動物の生態や習性に配慮された適正な飼養及び管理ができない場合は、その動物を新たに飼養してはならない。」と修正すべき。	動物の生態や習性を充分に考慮されている施設がまだまだ少ない。動物の生態や習性を充分に考慮されていない環境化で長期間暮らさせる行為は虐待に近いと思われる。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	1
第1.2	「施設の規模」も追加すべき。		ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	1
第1.2	文中の「努める」を削除すべき。		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1.3	管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、去勢手術、不妊手術、またはそれに代わる医療措置を施し、計画的な繁殖制限を行うこと。また、必要に応じて（去勢手術、不妊手術、雌雄分別飼育等その 削除）繁殖するための措置又は施設への譲渡若しくは貸出しの措置を適切に講ずる（ように努める削除）こと。さらに遺伝性疾患が生じるおそれのある動物またはその組み合わせを繁殖の用に供さないとともに、専門的な知識の習得に努めること。に修正すべき。 「健康状態等を勘案し、」の後、「去勢手術、不妊手術、またはそれに代わる医療措置を施し、」を加筆。「努めること。」を「行うこと。」に修正。 「去勢手術、不妊手術、雌雄分別飼育等その」を削除。「ように努める」を削除。「遺伝性疾患が生じるおそれのある動物」の後に「またはその組み合わせ」を加筆。「ように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように」を「とともに、専門的な知識の習得に」修正。	動物園動物でもペットでも動物飼育の基本は繁殖制限であり、繁殖には相応の知識と責任を持ってあたるべきだから。殖やすだけ殖やして「経営破綻すれば殺処分」ではもはや容認できないし、クマなどの特定動物の受け入れ先が難航したことなどは記憶に新しく、真剣に認識しあらかじめ対策すべき事項であるから。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。また、本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1.3	「管理者は、・・・（中略）・・・計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。」 「計画的な繁殖を行うように努めること。」を「繁殖を行う場合には、計画的な繁殖を行うこと」に、「去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等」を「去勢手術、不妊手術等」に、「講ずるように努めること。」を「講じなければならない」に、「供さないように努める」を「供さないようにする」に、「行わないように努めること。」を「行わないようにすること」に修正する。	この項は繁殖を行うことが前提となった書きぶりになっているが、展示動物であっても経営状態などを鑑み、「これ以上増やさない」という判断もされるべきである。そのため、「繁殖を行う場合には」と追記するべきである。またすべて「努めること」と弱い規定になっている。「計画的な」「必要に応じて」「過度な」などの文言により規定緩和がなされており、さらに「努めること」といった緩める文言は必要ない。計画的な繁殖は、展示動物を扱う業者の崩壊、それともなう動物の殺処分の減少に不可欠なことは明らかであり、繁殖制限は厳しく規定すべきである。また、発情した個体が同家屋だけでなく近距離にいるだけで、ストレスや心身に苦痛を感じ、犬猫など動物種によっては、雌雄の分別飼育は適切な繁殖制限ではないケースも多い。よって、措置の例として、雌雄の分別飼育をここに示すべきではない。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	12

第1,3	「努める」を「義務付ける」に変更するべき。 「努める」を削除する。	・責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。 ・計画的に繁殖することで、展示動物を扱う業者の崩壊やそれともなう動物の殺処分減少に不可欠なことは明らかであり、繁殖制限は厳しく規定すべきである。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	9
第1,3	動物を繁殖してはならない。	絶滅しても動物は不幸にはならない。すでに絶滅した種が悲しんでいますか？苦しんでいますか？「絶滅の危機」という概念は動物福祉向上の弊害となる。	野生動物の生態や習性などに関する展示を通じた正しい知識や動物愛護の精神の普及は必要と考えます。	3
第1,3	遺伝性疾患が生じるおそれがある動物の近親交配は、すべて禁止すべき。		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1,3	文中の「努める」を削除すべき。(4カ所)		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第1,3	文末に以下文章を追加すべき。 「いずれも十分な配慮がなされない場合は虐待となり、刑罰に相当する場合はある事を認知すること。」	現実からより強い記述にする必要がある為	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1,4	「適切に飼養(以下「終生飼養」という。)されるよう努めること。」を「適切に飼養(以下「終生飼養」という。)すること。」に修正。	「飼養されるよう」という表現では受け身で他力本願な印象である。所有者や管理者の責任を正しく認識させるような表現に変えるべき。「第1一般原則」の中の「4 終生飼養等」であるから、「努めること。」と緩和する必要はない。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	4
第1,4	「展示動物がその命を終えるまで」の後に「それぞれの種の生態、習性及び生理に適した方法で」修正・加筆すべき。	動物園等において過剰な繁殖による余剰動物は、観覧者の目に触れない場所(バックヤード等)で、動物の福祉的に低いレベルで終生飼養をされていることが報告されています。終生飼養は動物を飼養する以上、最低限の遵守事項ではありますが(希少な野生動物の保護繁殖事業に伴う野生復帰を除く)、動物の福祉に配慮しない飼育状態では、動物は死よりも残酷な精神的苦痛・苦悩を受けることになるため、例え余剰動物であっても、動物たちのニーズを満たした飼養管理を行う必要がある。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	14
第1,4	「甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合」を削除すべき。	種に起因するものにしる、個体に起因するものにしる、飼養管理能力を超えた動物の飼養は、導入前の「動物の選定」において十分に検討されるべきことであり、終生飼養を行うことができない理由にはならない。	導入後に感染した疾病等による事例等も考えられることから適当な表現と考えます。	6
第1,4	「甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合」を削除し、「どうしても引き取った先がその動物の福祉に沿った終生飼養等が不可能な場合、福祉に沿った終生飼養等が可能な引き取り先を必ず見つけること」を別項目に明記すべき	種に起因するものにしる、個体に起因するものにしる、飼養管理能力を超えた動物の飼養は、導入前の「動物の選定」において十分に検討されるべきことであり、終生飼養を行うことができない理由にはならない。 どうしても引き取った先が福祉に沿った終生飼養が不可能な場合は、そのような引き取り先を必ず見つける責任がある。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	1
第1,4	「殺処分しなければならぬときであっても、」の後に、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月4日総理府告示第40号)に基づき」を挿入。	「動物の殺処分方法に関する指針」では、「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること(同指針第3)」と、より具体的に倫理的な殺処分方法が明記されていることから、参照すべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	14
第1,4	「できる限り、」を削除。	・「できる限り」を入れることで、苦痛や恐怖を与えないようにする意志があったという事で、どのような方法でも行ってよいことになってしまうため。 ・保健所での殺処分方法を見直してほしい。	動物愛護管理法においては、できる限り苦痛を軽減することとされていることから、原案のとおりとします。	2
第1,4	「努める」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	9
第1～第4	文中全ての「努める」・「努めること」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1,4	「できる限り、」を削除し、「努めること」は「すること」に修正する。	誰でも殺す事が出来る様にすることは獣医学的な知識と技術の無いものでも殺せることとなり、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与える可能性があるだけでなく、動物を殺す事で、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養にならないだけで無く、その残酷性を涵養することにより、将来、その残酷性が人間にも向かう恐れもあるため、国民の間に動物を愛護する風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するという、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である第1条に反するから。	動物愛護管理法においては、できる限り苦痛を軽減することとされていることから、原案のとおりとします。	29

第1.4	「できる限り、」を削除し、「獣医師等」の「等」を削除。「努めること」は「すること」に修正する。	苦痛のない方法によって殺処分するには、獣医学的な知識と技術が必要であることから獣医師以外の者が行うべきではない。	動物愛護管理法においては、できる限り苦痛を軽減することとされていることから、原案のとおりとします。	8
第1.4	「獣医師等によって行われるように努めること。」を「獣医師が行うこと。」に修正する。	安楽殺は知識と技術が必要であると推測されるため、専門家である獣医師以外の者が行うべきではないから。	獣医師によって行われることが望ましいことと考えますが、獣医師以外の者が行わざるを得ない場合もあると想定されることから「等」としており、原案のとおりとします。	3
	最後に「同時に、死亡の経緯・証拠を記録し開示すべき。」	疾病や年齢などにより、展示に不適となり、余剰となった場合においても、業者は開業時の飼養義務をはたさなければならない。	ご指摘の趣旨は、第3の5動物の記録管理の適正化の中に盛り込まれていると考えます。	1
第1.4	管理者（生体販売業者）は動物を処分する場合はビデオ撮影をしネットで公開すること。	生体販売業者が売れ残った動物を虐殺したり、保健所へ持ち込んでいることは周知の事実。絶えず世間から白い目で見られていることを自覚し、廃業を目指すこと。	ご指摘の趣旨は、第3の5動物の記録管理の適正化の中に盛り込まれていると考えます。	3
第1.4	文中の「努める」を削除すべき。（3カ所）		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	1
第1.4	「やむを得ず殺処分しなければならないときであっても」の定義を具体的に明記すべき。		前段において具体的な例を明記しています。	1
第2.(1)	「動物 哺乳類、鳥類又爬虫類に属する動物をいう。」を「動物 すべての脊椎動物、頭足類、円口類をいう。」に修正すべき。	動物の愛護及び管理に関する法律の対象動物には魚類も含まれており、痛みを感じることができるとして、魚類を動物実験福祉法の対象にしている先進国は多い。福祉に配慮した養殖をすることで魚は申し分なく成長することも知られており、マスは孤立することを嫌い仲間の側にいることを好む。このように苦しむ能力を持ち、社会的生活を営む魚類を法の下に保護される対象からはずされるべきではない。またEJ動物実験指令には「本指令には、脊椎動物に加え、痛み、苦痛、ストレスそして持続的な害からの苦痛を感じることが科学的に証明されている円口類、頭足類を含む。」と記されている。痛みを感じることができる生き物は、痛みを感じないよう配慮されるべきであり、この基準の対象から外されるべきではない。さらには現状でも哺乳類、鳥類又爬虫類以外の動物が多数展示されており、その動物たちを対象外にする必要性はないはずである。	動物愛護管理法に基づく動物取扱業の対象としている動物との整合や動物の飼養保管の実態等を考慮し、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としています。	4
第2.(1)	「動物 哺乳類、鳥類又爬虫類に属する動物をいう。」を「両生類・魚類・昆虫類」も追加するべき。	水族館、縁日の金魚等、生き物を扱うところは、法で規制すべき。	動物愛護管理法に基づく動物取扱業の対象としている動物との整合や動物の飼養保管の実態等を考慮し、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としています。	9
第2.(4)	「人との触れ合いの機会の提供、」を「人が動物に触れる機会の提供、」に修正。「触れ合い動物」を「触れる体験の用に供される動物」に修正。	「触れ合い」に多用されているうさぎやモルモット、鶏（ひよこ含む）などは被捕食動物ゆえ臆病で警戒心が強い個体が多いことは広く知られ、犬などに比べると人への共感力も低いとされているため不特定多数の人間と「触れ合っている」と認識しているとは考えにくく、それを証明する科学的根拠も存在しないため用語定義を正すべき。 なお、昨今、生体を利用した「興行又は客寄せ」行為がエスカレートしつつあり、動物園のふれあいコーナーをはじめ、ペットイベントにおける生体無償配布、住宅展示場における移動動物園展示など、動物福祉的な配慮が欠如した催しが様々な業界で開催されています。動物本来の生理生態及び習性等の尊重との両立が困難な催しも多く、また、観覧者に対し誤解を与えるおそれがあることから実施側に自重を促していかなければならない事象であり、本基準中に注意事項として明記すべき。	適当な表現と考えます。	16
第3.1	「最低限、販売目的の場合は親がどのような状態で現状居るのかを明記して販売すること」と追記。		ご指摘の趣旨は、現行の表現及び第4個別基準2販売に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(1)	「管理者及び飼養保管者は、」の後に「動物福祉を考慮して」を追加修正すべし。	すべての飼育下にある動物に対しては、動物福祉の5つの自由に基づく飼養管理を行うべきであるから	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(1)	「本来の習性が発現できるように努めること。」を「努めること。」を「しなければならない。」に修正すべき。	・群れで行動する動物が、単独で飼育されている、糞尿だらけの狭いケージの中で飼育されているといったケースが後を絶たない。早急にこういった状況に対処すべき必要があり、努力義務では効力が薄い。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	10
第3.1.(1)	「本来の習性が発現できるように努めること。」の「努めること。」を「義務付けること。」に変更すべき。	・責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8

第3.1.(1).イ	「みだり」の文言を削除。	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	適当な表現と考えます。	7
第3.1.イ	文中の「努める」を削除すべき。		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第3.1.(1).イ	「適切な保護を行わないことは」を「適切な保護、治療を行わないことは」に修正する。	保護は治療の意味を含まず、展示動物の疾病負傷に治療を施すのは当り前のことだから。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	6
第3.1.(1).イ	「みだりに、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないことは」を「みだりに、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護、治療を行わず放置することは」に修正する。	「みだりに・・・行わないことは」という表現は日本語として違和感がある。「みだりに・・・行っってはならない」、「みだりに・・・行わないこと」とする用法はあるが、該当箇所の表現は「みだりに・・・行わないことをすることは」という趣旨であり、そのような用法はないと考える。	適当な表現と考えます。	1
第3.1.(1).カ	「飼養すること。」を「飼養し、触れる体験の用に供する等の無用なストレスを与えないこと。」に修正・加筆すべきです。	幼齢動物は、肉体的にも行動上も十分に発達しておらず、ストレス要因をうまく回避することができないことから、成獣に比べ、より福祉的な配慮が必要であることが科学的に分かっています。とりわけ「触れ合い動物」においては、生後間もない動物を観覧者に触らせている施設が多数存在することからも、幼齢個体に対する配慮について明記する必要があります。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	14
第3.1.(1).カ	「親子を共に飼養するよう努めること」を「親子等を共に飼養すること」とする。（「等」を追加。）	・親だけではなく、兄弟姉妹とともに飼養することも重要。この部分の前段では「一定期間内、親子等を共に飼養すること。」と「等」が入っており、文言は合わせたほうがよいのではないかと。 ・前段部分で「飼養すること」とされているにもかかわらず、法律に日齢まで盛り込まれた犬と猫については「努めること」とされているのは、おかしい。同様に「飼養すること」とすべき。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	6
第3.1.(1).カ	「飼養するよう努めること。」を「飼養するよう義務付けること」に変更すべき。 「飼養するよう努めること。」を「飼養しなければならぬ。」に変更すべき。 「飼養するよう努めること。」を「飼養すること。」に変更すべき。	・責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。 ・期間を決めたのだから強制するべき。 ・「努める」の表現を加えることは、規制の抜け道に口実を与えることになる。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	12
第3.1.(1).カ	哺乳類を親離れの前に親と引き離すことは好ましいことではない等を追加すべき。		ご指摘の趣旨は、改正した表現に盛り込まれていると考えます。	2
第3.1.(1).カ	「努めること」を、「義務づけること」に修正すべき。	「努める」では、あまい。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第3.1.(1).キ	「適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。」を「適切な給餌及び給水を行い、展示しないよう努めること。」に変更する。	動物福祉の観点から、展示は若く健康な動物に限り、病気怪我、妊娠子育て中、高齢の動物はできるだけ展示せず、より手厚い飼育環境を与えるべき。 □	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	6
第3.1.(1).キ	「努める」を削除し、休息だけでなく展示も行わないこと。	動物福祉の観点から、展示は若く健康な個体に限り、病気怪我、妊娠子育て中、高齢の動物は展示せず、より手厚い飼育環境を与えるべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(1).ク	「犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後八時までの間において行うこと。」の「原則として、」を削除する。	・施行規則第8条第4項において、犬猫の夜間展示は禁じられているにもかかわらず、ここに「原則として」とあることで、必ずしも守らなければならない規定ではないかのような誤解を与える。猫カフェの例外を考慮し、この「原則として」とあるならば、「原則として」は削除し、具体的に例外を示すべきである。 ・「原則として」では不明確であり、いわゆる猫カフェの適用除外を想定しているのであれば、その規定を明記すべき。 ・午前八時から午後八時と言えば相当に長い時間です。例外を認める理由がないと思います。	適当な表現と考えます。	20
第3.1.(1).ク	「午前八時から午後八時までの間」を「1日12時間以内」とすべき。	猫は夜行性であり、行動したい夜間に閉じ込めるのはおかしい。猫カフェの規制緩和もあるはず。展示しているときに自由で、展示時間外は閉じ込めることになると、こちらの方が虐待ではないか。	適当な表現と考えます。	1
第3.1.(1).ク	「犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。夜間（午前八時から午後八時）に犬又は猫を顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き離すことはできない。休息している施設に顧客が立ち入ることや見せることはできない。生後1年以上の猫を「猫カフェ」などにおいて午後八時から午後10時までの間に、休息場所に自由に移動できる状態で展示する場合は平成26年5月31日までの間は展示規制の対象とならない。」と全文を修正する。	犬猫の展示を午前8時から午後8時までに行うという規則に例外があるような書き方はよくない。正確な表記を求める。	適当な表現と考えます。	2
第3.1.(1).ク	「犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前八時から午後八時までの間において行うこと。」を修正または削除すべき。	犬猫の本来の生理・生態には大きな相違があるので、原則として、犬と猫を別の分類に分けて考えるべき。猫は本来夜行性なので、昼行性に強制移行することで、ストレスが増大することもある。この項に記載のある内容について、必ずしも法的に義務づけ措置をするべきではない。	適当な表現と考えます。	3

第3.1.(1).ク	「午前八時から午後八時までの間」を「午前八時から午後五時までの間で3時間」などと時間を限定とすべき。	午後八時はすでに夜である。ペットが欲しいという消費者が不便に感じて命だから仕方ないと思える仕組みにすべき。安易に飼うことは罪だと認識させるべき。	適当な表現と考えます。	1
第3.1.(1).ク	「犬又は猫の展示を行う場合は」を、「展示動物は」に修正すべき。	動物は習性的による眠る動物。全ての展示動物を対象とすべき。	夜間展示規制については、取扱量の多さ、一定の科学的知見の存在、人との接触可能性の多さ等から対象を犬及び猫に限定しています。	4
第3.1.(1).ク	「必ず適切な休息をとらせながら」を追加すべき。		ご指摘の趣旨は、第4共通基準1動物の健康及び安全の保持(1)飼養及び保管の方法に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(1)	新設項として「できる限り行動に自由を与えられるような飼養環境で飼育すること。」を追加する。	運動を確保することについては言及があるが、運動時以外は狭い枠内に閉じ込められるなどの飼いがされる場合があるため、別途行動の自由についての記述が必要と考える。日常の飼養環境においてもできる限り本来の行動の欲求が満たされるような自由があるべきであり、そのことを明記するべき。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	4
第3.1.(1)	新設項として「みだりに恐怖を与えないこと、脅かしたりしないこと。」を追加する。	虐待に準ずる行為として、行なうべきでないことを明記すべき。また、虐待の意図はなくとも、みだりに恐怖を与えることによって動物の人との関係を悪化させる場合もあり、ストレスを与えることにより健康を害することにつながる場合もある。また、みだりに驚かされたことで逸走につながる場合もある。特に展示動物は恐怖や苦痛を与える方法で調教されることもあり、来園者等がものを投げけるなどして恐怖を与える場合もあるため、この項目は重要。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方の中に盛り込まれていると考えます。	4
第3.1.(1)	新設項として「捕獲や展示の際のストレスにより志望又は著しく短命となる恐れのある動物の捕獲・展示を禁止する。」を追加すべき。	イルカやシャチなどをはじめ、捕獲・展示のストレスにより死亡又は著しく寿命が短くなる恐れのある動物を人間の娯楽のために飼養すべきではない。動物愛護先進国であるイギリスでは1993年に全てのイルカの展示施設が閉鎖されています。	ご指摘の趣旨は、第4共通基準1動物の健康及び安全の保持(1)飼養及び保管の方法に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(1)	新設項として「動物園に於いては野生復帰予定の個体以外は健康管理の為、可能な範囲で人間(飼育担当、施設の獣医師)に馴化させること。」	野生は野生のままにという動物園業界論理の元、突然死的な死に方が多いと思われる。環境エンリッチメントに配慮されたとしても動物園空間は本来の生息環境と異なる。飼養下にある以上は動物の健康安全は人間に責任がある。	ご指摘の趣旨は、第4共通基準1動物の健康及び安全の保持(1)飼養及び保管の方法に盛り込まれていると考えます。	1
第3.1.(2)	「に努めること。」を「をしなければならぬ。」「となるように努めること。」を「にしなければならぬ。」に修正すべき。	習性・生態を無視した無機質な環境で飼育されている動物がいるとの報告が後を絶たない。例えば、広島宮島水族館では、トドが狭い水槽の中で、潜って浮かび上がって潜って浮かび上がってというステレオタイプの異常行動を起こしている。早急にこういった状況に対処すべき必要があり、努力義務では効力が薄い。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	9
第3.1.(2)	「努めること。」を「可能な限り生息地の環境を再現すること。」に修正する。	動物福祉の観点から、動物園内で命を終える野生動物のためにより良い環境整備が必要であり、単なる見世物ではなく学習の場としても意義を持たせるため。鉄格子の中をぐるぐる歩く野生動物を見ても、得るものは何もなく嫌な気持ちしか残らない。予算が無いなら飼育する必要もなく、現状の1世代で飼育を終わらせるべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	2
第3.1.(2).ア	「立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ」に「潜る」も追加すべき。	土に潜る習性の動物は多いため、明記するべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	3
第3.1.(2).オ	「傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。」を「展示動物が障害等を受けるおそれがないような構造にすること。」(「展示動物が」を追加。)	実験動物の飼養保管基準では「実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること」とされている。この項では清掃について触れられているため、従業員の安全のことであって動物のことではないと解釈される可能性があり、展示動物にとって安全な施設にしなければいけないことを明確にするべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	5
第3.1.(2)	施設の構造等の全ての「努める」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第3.1.(2)	「災害時にスムーズな動物救護が行える施設構造にしなければならない。また、電気・ガス・水道が停止した場合、生存が困難になる展示動物を飼育する場合は、展示動物の生存を維持するために必要な、自家発電機などの装置を備えなければならない。」の項目を加えるべき	本指針の第一、一般原則の基本的な考え方には「管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、(中略)愛情と責任をもって適正に飼養及び保管する」とある。この基本指針に基づくならば、災害時の動物救護体制に配慮することは当然の義務である。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	10

第3.1.(2)	ア〜オの後に「カ 展示動物の飼養管理に当たっては、十分な飼育場（広さ）、飼養場の床材を動物種に適合したもの、道具や玩具以外の動物種にあった刺激、逃避し避ける場、動物種ごとの社会的関係（飼育環境）を与えること。」を追加すべき	無機質なコンクリートや檻で囲われた飼育環境に閉じ込められた動物は、常同行動などの異常行動を引き起こし、また群飼での闘争の多発、逃避できる避難所がなく悲惨な状況に陥るなどが起こっている。これを避けるために、この5 S's (Space, Substrate, Stimulation, Shelter, Social Context) が展示動物には必要である。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	2
第3.1.(3)	「経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。」を、「経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者は、展示動物の生態、習性、生理について正しい知識を収集し、それを展示動物への扱いに反映させなければならない」に追加すべき。	動物の生態や習性を十分に考慮されている施設がまだまだ少ないです。動物の生態や習性を十分に考慮されていない環境化で長期間暮らさせる行為は虐待に近いと思います。また、知識を有するだけでなく、それを行動にうつして対応することも重要です。	本基準は、努力規定として規定されていることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第3.2	「努めること」を「義務付けること」に変更すべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	9
第3.2.(2)	下記項目を追加すべき。 「上記を守らない業者には、罰則をもって取り締まることを早急に検討すること。また、業者の行いを監視するシステムと人員を早急に確保すること。」	罰則をもって早急に取り締まることをしなければ、親犬が劣悪な飼養状態から救うことも、みだりな繁殖のために子犬が命を失うことの阻止もできずと考えます。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第3.3	「最低でも月に一度の行政調査をする」と追記。	行政が無理なら、一般市民のアニマルポリスを制定すべき。	ご指摘の趣旨は、第3(3)飼育保管者の教育訓練等に盛り込まれていると考えます。	1
第3.3.(3)	「捕獲もしくは捕殺」を「捕獲等」に修正すべき。	「捕殺」とは捕えて殺すことであり、捕獲に言及すれば十分。むしろ捕えず射殺等することが想定されているのではないかとと思われるが、動物愛護管理法のもとではできる限り安楽に殺処分することが求められており、捕獲を第一にめざすべきという意味で「捕獲等」の表現にとどめるべき。	やむを得ない措置の場合も考えられることから適当な表現と考えます。	4
第3.3.(3)	文末に「また、管理者は、動物が逸走した場合を想定し、逸走動物が園内外に逃げるのに利用しそうな経路及び観覧者の行動を勘案しつつ、観覧者の誘導及び避難の訓練を定期的実施するように努めること。」を追加すべき。	火災に関しては、それを想定して消防法で避難訓練の実施が義務付けられているように、人に危害を加える等のおそれのある展示動物の逸走の緊急時に備えて、実際に観覧者の誘導や避難の訓練を実施することは重要。危機管理の意識の高い動物園ではすでに実施していることから、少なくとも努力義務として追加することが必要。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	11
第3.3.(3)ア	「危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が」を、「「危害を加えるおそれが高い動物を展示しなければよい。」に修正すべき。	野生動物を捕まえて展示して危険の意味がわからないから。	適当な表現と考えます。	1
第3.3.(4)	「管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、」の「地震、火災等」を「地震、火災、津波等」に、「措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、」を「動物の救護および避難場所、飼料の備蓄などに関する計画をあらかじめ作成するものとし、火災の原因となる電気系の設備点検を定期的に行い、消火器などの消火設備を設置し、」に修正すべき。	災害時の展示動物救護は、動物を展示しているものとして、最優先して行わなければならない措置である。日ごろからの設備点検と、動物救護のみならず避難場所の計画の作成は、展示動物管理者の義務である。	ご指摘の趣旨は、現行の表現にも盛り込まれていると考えておりますが、解説書等において、必要に応じて明らかにすることとします。	10
第3.3.(4)	以下文末に追加すべき。 「また避難が必要な場合は安全な場所に移し、適切な給餌、給水等を行う事。」	動物への配慮の記述も必要な為	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方に盛り込まれていると考えます。	1
第3.4	すべての「努める」を「義務付ける」に変更すべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第3.5	「管理者は、逸走した展示動物の捕獲率の向上を図るために、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等、個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講じ、その内容を記録するとともに、飼養及び保管の適正化を図るために特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を行うように努めること。」に修正する。 「展示動物の飼養及び保管の適正化並びに」を削除。 「発見率」を「捕獲率」に修正。 「講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する」を「講じ、その内容を記録するとともに、飼養及び保管の適正化を図るために特徴、飼育履歴、病歴等に関する」に修正。	逸走時対策としての「動物の記録管理の適正化」なので、そのことを前提とするなら逸走することを先に掲げてその他の飼育等を記録することは付随の措置として述べられるように文章の構成を変える。 また、発見率を捕獲率としたのは、(3)逸走時対策イにおいて捕獲と謳っていることから、文章を構成する上で統一すべきと考えるから。 □	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	4

第3.5	すべての「努める」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第3.6(1)	「できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに」は削除するべき。	短い時間のほうがストレスを軽減できるとは限らない。時間をかけても、揺れや密集状態で輸送することを避けることも必要であり、時間だけにこだわるのは間違いである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	10
第3.6(1)	「展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。」の「疲労及び苦痛」を「疲労及び心身の苦痛」に修正する。	輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要であるため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	9
第3.6	「（４）輸送時には、輸送対象の動物種についての専門知識を持つ獣医師が随時、定期的に動物の様子を観察し、不調が見られる場合は即座に処置を行わなければならない。」を追加すべき。	移動中および移動後の死亡事故は多く、展示動物の輸送は誰でもができる軽い作業ではないため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	5
第3.6	「展示動物を輸出入することを禁止する」の項目を追加すべき。	6 輸送時の取り扱いの（１）には「展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を探る」と記されており、できるだけ短い時間にするのなら、動物の輸出入はすべきではない。また、動物に負担を強いてまで輸出入をする必要性が見出せない。	展示動物の輸送時の留意事項であり、展示動物の輸出入禁止措置まで規定できない。	4
第3.6	全ての項目に対し、動物種ごと、具体的に適切な移動方法、移動可能距離、休憩時間、随行すべき獣医師の役割、空調の方法等を別途指定すべき。	全ての項目があいまいであり、任意項目として受け取られる。移動中および移動後の死亡事故は多く、より綿密な輸送方法を指定しなくてはならない。	動物種ごとの具体的な扱い等を規定することは考えていない。	5
第3.6	「輸送前、輸送後には十分な体調チェックを行う。」旨を追加すべき。	輸送中、輸送後の死亡例が多い。	ご指摘の趣旨は、第3の1動物の健康及び安全の保持に盛り込まれていると考えます。	1
第3.7	第7項を「7 施設廃止時等の取扱い」とし（「等」を追加） 「管理者は、施設の廃止もしくは規模縮小等に当たっては」とする。（「もしくは規模縮小等」を追加。）	展示業、販売業においては、多種多様な動物種を扱っているにもかかわらず、適正な飼養保管ができておらず、頭数を減らすよう指導されている施設がある。適正な事業規模に持っていくに当たっても、この条項が適用されるよう、改正を行なうべき。	ご指摘の趣旨は、第3共通基準1動物の健康安全の保持に盛り込まれていると考えます。	5
第3.7	「できるだけ」を削除するべき。		やむを得ない措置の場合も考えられることから適当な表現と考えます。	2
第3.7	「努めること」を「義務付けること」に修正すべき。		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第3.7	「命あるもの」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つもの」に変更するべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	9
第3.7	「また、あらかじめ、展示動物の適切な譲渡先又は適切な譲渡先を探すための体制の確保に努めること。」とする。 （「適切な譲渡先又は」を追加。）	廃止する施設と同じように飼養保管が困難となるような施設、もしくは飼養保管に問題のある施設等に譲渡されても、動物の幸せにはつながらない。ここは譲渡先を「適切な」ものに限定すべき。また、決められるのであれば事前に譲渡先を決めておくことも重要であるため、表現を家庭動物の飼養保管基準の改定案に合わせて、「譲渡先又は」を追加する。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	4
第3.7	「また、あらかじめ、展示動物の適切な譲渡先を探すための体制の確保に努めること。」を、「また、緊急災害時の備えとして、あらかじめ、展示動物の適切な譲渡先を探すための事前の体制の確保に努めること。」に修正すべき。	廃止する状況になってから譲渡可能な施設を探し選別することは困難な為、事前に体制を強化すべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第3.7	「また、あらかじめ、展示動物の適切な譲渡先を探すための体制の確保に努めること。」の後に、下記文章を追加すべき。 「ただし本基準の内容を満たさない施設や法の理念に反するような施設を譲渡先には選ばないように配慮すること。また、自然な状態での動物の行動を観察する類の研究を除き、動物を科学上の利用に供する施設への譲渡は行わないこと。」	譲渡先が福祉に反した施設では二次的な法律違反を招く恐れがあります。 また、科学上に使うための譲渡は、今までと違う対応や環境によって強いストレスがかかることが想定でき、福祉に反していると思います。 今まで観察していた人々の中には、強い精神的なショックを受ける人も多く出る可能性が高く、侵襲性を伴わない行動観察的研究以外の科学上に使うための譲渡は禁止すべきだと思います。	ご指摘の趣旨は、第1の1基本的な考え方に盛り込まれていると考えます。	4

第3.7	「施設へ譲り渡すように努めること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。」を「譲り渡し、動物愛護にかなった扱いを行うこと。また、万が一のため、あらかじめ、譲渡先となる施設を決めておくこと」に修正する。「できる限り、」は「動物の心身に」に修正、「獣医師等」の「等」は削除し、最後の「努めること。」は「すること。」に修正する。	展示動物は、子供の情操等を目的として飼養されているケースがほとんどであり、それら展示動物に親しみを持っている国民も多い。施設の閉鎖によって、たとえば畜産動物や実験動物とされることは、到底社会的理解が得られず、譲渡先において譲渡された動物が愛護にかなった扱いをされるよう規定すべきである。また、苦痛のない方法によって殺処分するには、獣医学的な知識と技術が必要であることから獣医師以外の者が行うべきではない。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。基本準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	11
第3.7	「獣医師等によって行われるように努めること。」の「獣医師等」の「等」を削除する。	殺処分に当たって、できる限り苦痛を与えない方法を探るためには獣医師の麻酔による方法が最適である。「等」は削除するべき。	獣医師によって行われることが望ましいことと考えますが、獣医師以外の者が行わざるを得ない場合もあると想定されることから「等」としており、原案のとおりとします。	7
第3.7	「努めること」を何れも「すること」に変更する。	展示動物は、子供達の情操教育のためという要素があるとのことであるから、それを殺す事は教育的見地から動物の愛護及び管理に関する法律の目的である第1条に反するばかりでなく、さらに、誰でも殺す事が出来る様にする事は獣医学的な知識と技術の無いものでも殺せることとなり、苦痛(恐怖及びストレスを含む。以下同じ。)を与える可能性があるだけでなく、動物を殺す事で、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養にならないだけで無く、その残虐性を涵養することにより、将来、その残虐性が人間にも向かう恐れもあるため、国民の間で動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するという、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である第1条に反するから。	基本準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	26
第3.7	すべての「努める」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	基本準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第3.7	文末に「ただし動物を科学的な使用、実験の為の使用に供する施設への譲渡は行わないこと。」を加筆する。	元々は展示動物であった動物が科学上の利用に供されることは、慣れない環境での動物のストレスが大きい動物福祉に反し、また安易な実験を助長するおそれがあり、また元観覧者を含めた一般市民の期待に反するおそれがあるため、	ご指摘の趣旨は、第1一般一般原則4終生飼養等に盛り込まれていると考えます。	1
第3.7	文末に「ただし基本準の内容を満たさない施設や法の理念に反するような施設を譲渡先には選ばないように配慮すること。また、自然な状態での動物の行動を観察する類の研究を除き、動物を科学上の利用に供する施設への譲渡は行わないこと。」を加筆する。	譲渡が可能であっても、譲渡先が不適切・不十分な飼養管理能力しかない場合は、動物の福祉の確保がなされないだけでなく、動物の逃走等の人への危害が加わることも懸念される。また、元々は展示動物であった動物が科学上の利用に供されることは、慣れない環境での動物のストレスが大きい動物福祉に反し、また安易な実験を助長するおそれがあり、また元観覧者を含めた一般市民の期待に反するおそれがあるため、侵襲性を伴わない行動観察的な研究を除き、行われるべきではない。	ご指摘の趣旨は、第1一般一般原則4終生飼養等に盛り込まれていると考えます。	11
第3.7	管理者(生体販売業者)は動物を殺処分する場合は獣医師による安楽死をすること。	生体販売業者が売れ残った動物を虐殺したり、保健所へ持ち込んでいることは周知の事実。絶えず世間から白い目で見られていることを自覚し、廃業を目指すこと。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	3
第3.7	「やむを得ず殺処分」を削除すべき。	実際に苦痛を与えるドリームボックスなどが存在していることはどう説明するのか?よって例外はないし、国民の税金によって殺処分が行われている現実を見習い即刻廃止すべきだし、その無駄に殺処分されるために使われた命と税金を生きるための施設建設運営にまわすべきである。	やむを得ない措置の場合も考えられることから適当な表現と考えます。	2
第3.7	「やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。」を、「やむを得ず展示動物を譲渡できない場合は、国が終生飼養するように義務づけること。」に修正すべき。	終生飼養は当たり前。	ご指摘の趣旨は、第1の4終生飼養等に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1	動物園等における展示の「努める」を「義務付ける」に変更するべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	基本準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第4.1.(1)	「逃げ道のない困いの中で不特定多数の人との触れ合いは、動物に多大なストレスを与えることを鑑み、触れ合い実施は慎重に検討されなければならない。」	触れ合いが動物、特に野性動物に与えるストレスを考え、触れ合い事業は中止にもっていくべきである。衛生面でも人畜共通感染症などの疾病面でも問題であり、このような触れ合いは人間と動物との関係を誤解させるものでもある。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(1).ア	「障害を持つ動物又は治療中の動物は展示してはならない」に変更すべき。	余計なストレスになるため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	10
第4.1.(1).ア	展示される動物に負担をかけないようにすることを追記する。	ここでは観覧者に対する配慮しか触れられていない。動物の負担軽減を最優先すべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	10
第4.1.(1).ア	「障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は」を、「障害を持つ動物を展示する場合は」に修正すべき。	治療中の動物を多くの人目がふれる場にさせるとは、動物福祉の面から見ても好ましいとは思えず、疾病や負傷の治療に専念するべきです。精神的な面から治療を遅らせることになる可能性は除くべきです。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	2
第4.1.(1).ア	「～十分な説明を行うこと」とし、「と共に、残酷な印象を与えないように配慮する」を削除する。	事実を伝えることが重要である。残酷な印象を与えないために配慮をしすぎると、事実をゆがめて伝える恐れがある。	適当な表現と考えます。	1

第4.1.(1).イ	「必要と認められる場合を除き」を削除する。	「本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束」は虐待に他ならない。これらをししないと展示できないならば、展示すべきではない。	適当な表現と考えます。	6
第4.1.(1).イ	「本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。」を削除。	本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束」は虐待に他ならない。これらをししないと展示できないならば、展示すべきではない	必要と認められる場合も考えられることから適当な表現と考えます。	3
第4.1.(1).ウ	「動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待とならないようにすること。」を「動物に演芸させてはならない。」に修正すべき。	・演芸および訓練は動物の習性に反し虐待である。動物は芸人ではない。 ・本指針の第一、一般原則の基本的な考え方には「管理者及び飼養管理者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。」とある。自然界において演芸をする習性を持つ動物はおらず、動物に芸を覚えさせ演じさせる不自然な行為そのものが、本指針の基本的な考え方に反している。	展示動物の飼養の目的として、演芸をさせることがあることは事実であり、基準はこれを前提とした場合のガイドラインを示しています。またこの基準の根拠となる法第7条は全体が努力義務を定めており、これを受けた改正法第7条7項も、第7条を超えた強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	14
第4.1.(1).ウ	「みだりに」を削除。	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	適当な表現と考えます。	3
第4.1.(1).ウ	「みだりに」を削除し、「酷使する等の虐待となるおそれがある」を「酷使する等の虐待、又は虐待のおそれがある」に修正する	殴打は、みだりであるなしの区別なく、「虐待」である。また、「みだりに」があることで殴打してもよい場合もあるかのような誤解を与える。また、「みだりに酷使すること」は、本法第44条の2に規定された「虐待」である。	適当な表現と考えます。	8
第4.1.(1).ウ	「動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待とならないようにすること。」の「配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待とならないようにすること。」を「配慮する。動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待にあたる。」と修正すべき。	動物の演芸が目的だからといって、殴打や酷使することは虐待に他ならない。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(1).ウ	「動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものにならない」を「正当防衛や緊急避難との位置づけとされる特別な理由が無い限り動物を殴打し、酷使する等の虐待や過酷なものにならないようにしなければならない。」と修正すべき。	動物の園芸等は家族や子供が対象であり、教育的見地も含め、動物を虐待する事で、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養にならないだけで無く、その残酷性を 涵養することにより、将来、その残酷性が人間にも向かう恐れもあるため、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資 するという、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である第1条に反するから。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	24
第4.1.(1).エ	「生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。」を「生きている動物を餌として与えなければならない動物を、使用及び保管、展示してはならない。」に修正すべき。	自然界では捕食者に狙われた動物は、かならずしも捕らわれるものではなく逃げる可能性が残されている。にもかかわらず、人の飼養下にある動物の餌にされる動物には、生き残る可能性が閉ざされている。このような不自然で残酷な環境を人が作り出すべきではない。	動物の本来の生態等の観覧のため必要な措置と考えます。	3
第4.1.(1).エ	生きている動物を餌として与えるのは、動物虐待にすべき。禁止とすべき。		動物の本来の生態等の観覧のため必要な措置と考えます。	1
第4.1.(1).オ	出産回数を決め、無理な出産をやめることを追加すべき。		ご指摘の趣旨は、第1の計画的な繁殖等に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(1).カ	「動物の生態」を、「動物の本来の生態と展示状況との違い」に修正すべき。	展示状態は動物にとって本来の生態とはかけ離れたものであり、決して適切ではないが多く一般市民の知るどころではない為	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(1).キ	「キ 孵化したばかりの幼齢個体であるヒヨコや、臍病で警戒心が強いウサギやモルモット等の小動物は、人が動物に触れる機会の提供には不向きであることから、できる限り使用を避けること。」の項目を新設すべき。	意見内容に記載した通り。	ご指摘の趣旨は、(5)展示動物との接触到に盛り込まれていると考えます。	10
第4.1.(2).ア	「みだり」を削除	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	展示動物の通常の食事と合わせて行う場合等もあると考えられることから、適当な表現と考えます。	1

第4.1.(2).イ	「触れ合い動物を」を「触れる体験の用に供される動物をつかむ、握る、落とす、踏み潰す、追いかける等により、」に修正。	「触れ合い」事業において、特に常時動物に触れるような形態では、従業員が監視を行っていないことが多く、そのため、「触れ合い動物」が掴み上げ、落とされ、追いかけられたりしていることが日常的に見られ、さらに、踏みつぶされ、握りつぶされることも散見される。悪意のない行為であっても、観覧者の多くを占める子ども達が動物に知らずにストレスをかけているこのような行為を例示して、管理者へ気づきを与えるべき。	適当な表現と考えます。	14
第4.1.(2)	「ウ 観覧者に対して指導を行なうための人員に対して適正な教育・訓練を行い、すべての動物に目が行き届く人数を配置すること。」を新設項として追加する。	来園者及び動物の数に対して指導する人員の配置が乏しい実態がある。中には、ほとんど職員の見守りの目がない触れ合いコーナーもある。触れ合いに供されている動物すべてに対して、職員の目の行き届かない範囲がないように定めるべきである。また、人員は配置されていればよいというわけでもなく、動物の飼育管理についての知識や、指導にあたっての技術等について、十分訓練を受けた者が配置されるべきである。	ご指摘の趣旨は、第3共通基準1(3)飼養保管者の教育訓練等に盛り込まれていると考えます。	3
第4.1.(4)	「短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する」行為は、「原則、行うべきではない」旨を追加する。	移動の際の動物の疲労や心身の苦痛の問題は大きく、当該基準においても「第2 共通基準の6 輸送時の取扱い」が規定されている。輸送のなかでも短期間に移動を繰り返す移動展示はその負担は大きいことから、原則、禁止すべきである。即時、禁止が困難であるならば、禁止を睨んで、行えない方向に移行すべきである。	適切に展示が行われる場合もあることから、展示動物の移動禁止措置まで規定できない。	9
第4.1.(4)	「動物園動物又は触れ合い動物を展示する」の後「場合は、」を削除。「いわゆる移動動物園は、動物へ多大なストレスを与えることを鑑み、極力なくしていくべきであるが、現行の展示については、」を挿入。	動物へのストレスが甚大であるうえ、適正な飼育環境を保つことができていない。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(4)	文末に下記を追加すべき。 「上記を怠った場合は虐待とみなし刑罰に値する事もあると十分に認知する事」	短期間に移動する仮設の施設の展示については劣悪な環境による動物の疾患や死亡も多く厳しく取り締まり、また、場合によっては展示を中止させる可能性を考慮する必要がある為	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(5).アの前	アの前に、新設項として「不特定多数の者との触れ合いは多くの動物にとってストレスであることから、限定的であるべきこと、衛生面での配慮が必要であること等を認識し、触れ合いの実施については慎重に検討すること。」 「動物の感じるストレス、馴致できる度合い、人の生命及び身体に対する侵害の防止等の条件を考慮して、触れ合いに供する動物の種類及び数を選定すること。」 「動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による触れ合いが行なわれないようにすること。」を追加する。	本来は人との接触を好まない小動物や野生動物も触れ合いに供されており、実態としては次から次へ触り放題となっている。動物にとってはストレスであり、倒れている個体を目撃したこともある。また人の身体に危害が加えられる可能性もゼロではなく、衛生問題からも、触れ合いイベントは極力なくしていく方向にあるべきである。また、クマの赤ん坊に洋服を着せて写真を一緒に撮らせるなどの触れ合いの形態もあり、人と動物の共生のあり方として誤った観念を植え付けるようなものは避けるように定めるべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	4
第4.1.(5).ア	「飼養保管者の監督の下に行われるように」の後に「し、飼養保管者は接触する動物の生態、習性及び生理について観覧者に知らせ、その接し方を説明」の一文を追加すべき。	観覧者は一般的に、動物についての知識を持っておらず、接触動物に対して不適切な扱いをすることを防止する必要がある。	ご指摘の趣旨は、第3共通基準1(3)飼養保管者の教育訓練等に盛り込まれていると考えます。	9
第4.1.(5).ア	「飼養保管者の監督の下に行われるように」の後に「し、飼養保管者は接触する動物の生態、習性及び生理について観覧者に知らせ、その接し方を説明し、不適切な接し方をしている人がいる場合は速やかに注意、説明をその人に行うとともに」の一文を追加すべき。	飼養保管者がただいだけでなく、その動物との適切な接し方を提示する必要があります。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	1
第4.1.(5).ア	「飼養保管者の監視の下に」を「飼養保管者（以下「監視員」という）の常時監視の下に」に修正・加筆すべき。	「触れ合い」事業において、特に常時動物に触れるような形態では、従業員が監視を行っていないことが多く、そのため、「触れ合い動物」が掴み上げ、落とされ、追いかけられたりしていることが日常的に見られ、さらに、踏みつぶされ、握りつぶされることも散見されます。また、観覧者が自由に餌やりを行うことができる展示施設においても、従業員による監視がなされていないことがほとんどであり、観覧者が決められた餌以外の異物を与え動物が死亡するケースも後を絶ちません。このような現状の問題点を踏まえ、十分な知識を有する飼養保管者が、観覧者による動物への不適切な取扱い・接触がないかを常時監視する必要があります。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	5
第4.1.(5).イ	「触れ合い動物との接触を行う場合には、」の後に「監視員が」を挿入 「観覧者に対しその動物に、」の後に「第4-1-1(2)で例示したような、つかむ、握る、落とす、踏み潰す、追いかける等により、」を挿入する。	「触れ合い」事業において、特に常時動物に触れるような形態では、従業員が監視を行っていないことが多く、そのため、「触れ合い動物」が掴み上げ、落とされ、追いかけられたりしていることが日常的に見られ、さらに、踏みつぶされ、握りつぶされることも散見される。また、観覧者が自由に餌やりを行うことができる展示施設においても、従業員による監視がなされていないことがほとんどであり、観覧者が決められた餌以外の異物を与え動物が死亡するケースも後を絶たない。このような現状の問題点を踏まえ、十分な知識を有する飼養保管者が、観覧者による動物への不適切な取扱い・接触がないかを常時監視する必要がある。	ご指摘の趣旨は、第3共通基準1(3)飼養保管者の教育訓練等に盛り込まれていると考えます。	4

第4.1.(5).イ	「その動物に過度な苦痛を与えないように」の「過度な」を「心身の」に修正する。	仮に「過度な苦痛」を与えていたら「虐待」である。動物に負担のない扱いをするのは当然である。また観覧者に触れられることによる負担は肉体的なものに留まらず、ストレスや恐怖など精神的なものも多い。それらを少なくし、なくすための配慮が必要である。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	9
第4.1.(5).イ	「その動物に過度な苦痛を与えないように」の「過度な」を削除すべき。	「過度」という曖昧で主観的な表現は来園者に指導しない口実を与える。	動物との接触を行うに当たり、適当な表現と考えます。	1
第4.1.(5)	「観覧者自ら触れ合い動物に接しさせるのではなく、動物が寄ってきた場合になでてあげるよう指導する、など観覧者による過度な動物への触れ合いを抑制しなければならぬ」の項目を追加すべき。	動物の側に触れ合いを受け入れる気持ちがなければ、観覧者による接触は動物にとってストレスとなるため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	9
第4.2	販売 冒頭の「努める」を「義務付ける」に変更すべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第4.2	文中の「努める」を削除すべき。		本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	2
第4.2.(1).ア	明確な基準を公示すべき。		動物の種類等に適合したものとすることが必要と考えます。	1
第4.2.(1)	「過度の苦痛」を「苦痛」に変更する。	動物の園芸等は家族や子供が対象であり、教育的見地も含め、動物に苦痛を与え虐待する事で、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養にならないだけで無く、その残虐性を涵養することにより、将来、その残虐性が人間にも向かう恐れもあるため、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するという、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である第1条に反するから。	動物の健康及び安全の確保を図る上では、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることです。十分であると考えています。	24
第4.2.(1)	「販売動物に過度の苦痛」の「過度の」を「心身の」に修正する。	仮に「過度な苦痛」を与えていたら「虐待」である。展示されているだけでストレスになっている動物にこれ以上負担のない扱いをするのは当然である。負担は肉体的なものに留まらず、ストレスや恐怖など精神的なものも多い。それらを少なくし、なくすための配慮が必要である。	動物の健康及び安全の確保を図る上では、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることです。十分であると考えています。	8
第4.2.(2)	「みだり」の文言を削除	みだりという文言には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	適当な表現と考えます。	1
第4.2.(2)	過度な近親交配を避けること、を追加すべき。		ご指摘の趣旨は、第1一般原則3計画的な繁殖等に盛り込まれていると考えます。	1
第4.2.(2)	「すべてにおいて獣医師と連携してその回数を守る」と追記。合わせて、回数を明記。		動物の年齢、健康状態などに応じたものとすることが必要と考えます。	1
第4.2.(3).イ	「命あるもの」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つもの」に変更すべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	9
第4.2.(3).ウ	具体的に購入者に伝えるべきことを明記する。		省令において明記しています。	1
第4.3	冒頭の「努める」を「義務付ける」に変更すべき。	責任があり、守るべき事項であることを明確にし、法の逃げ道をなくすため。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	8
第4.3.(1)	「また、撮影の時間、環境等を適切なものとし」を「また、撮影の時間（待機時間や移動時間も含む）、環境、給餌給水等を適切なものとし」とする。	撮影そのものにかかる時間だけではなく、待ち時間や移動にかかる時間も動物にとってはストレスである。動物の撮影に入るまでの待機時間に、人目も水もなく放置されていたという話もある。また、撮影時に餌でコントロールを行なうために給餌を抑える場合があるが、過度なものとならないように、適正な給餌についても定めるべきである。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	5
第4.3.(1)	「特に犬又は猫の撮影に当たっては、幼齢期の取扱いに留意するよう努めること。」を「特に幼齢期の動物の撮影に当たっては、その取扱いに留意するよう努めること。」に修正すべき。	幼齢期に母親の庇護が必要なのは犬猫のみに限らず、多くの動物は幼齢期を母親の元で過ごす。犬猫のみを対象とするのは適切ではない。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	12

第4.3.(1)	「特に犬又は猫の撮影に当たっては、幼齢期の取扱いに留意するよう努めること。」の「犬又は猫の撮影に当たっては、」を削除。	幼齢期は体力も乏しく、あらゆる動物種に関して取扱いに留意すべきであり、犬猫だけを特別扱いしなければならない理由はない。撮影等のために幼い時点で親から取り上げてしまうのは、ライオンなどのふれあい動物も同様である。健全な成長のために親や兄弟姉妹と一緒にいるべきなのはすべての哺乳類共通であり、犬猫に限定する記述は改めるべき。	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます。	4
第4.3.(1)	管理者および飼養保管者（生体販売業者）は動物を撮影してはならない。	絶えず世間から白い目で見られていることを自覚し、廃業を目指すこと。	本基準は、努力規定として規定されているものであることから、強制力のある規制を課すことは制度上できないこととなっています。	3
その他	動物園廃止すべき。触れ合い動物を解放すべき。ペットタレント廃止。	動物利用は必要ない。 飼育が行き届かず、大事にされていない。金儲けの動物利用に過ぎない。表面上のかわいさ見せてネグレクトしているの道徳教育上悪い。	動物の展示に当たっては、その動物の生態、習性及び生理などに配慮して適切に行うべきものと考えます。	1
その他	生体展示販売を禁止すべき。	段階的にでも廃止の方向に持っていくべき。	この基準の根拠は法第7条であり、その構造からみて強制力のある規制を課すことは出来ないと考えています。	2

4. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

該当箇所	意見等の概要	理由	数	
第1.1	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、」を「動物を科学上の利用に供するに当たっては、」とすべき。「（ことは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用」を削除。	・「必要不可欠なものであるが」と断言することは、動物実験に関する一方的な価値判断を国民に強いるものであり、中立性を欠く表現である。動物実験は科学研究の手段であるとしても全てではなく、この表現では動物実験に代わる方法に取り組みとして人々の努力をないがしろにするおそれがある。そもそも国の法規は、存在する行為に対する基準を定めるものであり、動物実験の必要性を問う議論に立ち入ることは不適切である。 ・現在、環境省は「動物実験の内容には踏み込まない、内容については判断する立場ではない」との見解を示しており、そうであるならば環境省の立場では動物実験を「必要不可欠」と判断するような表現はできないはずである。 また、そもそも動物実験が必要不可欠か否かは議論のあるところであり、動物愛護管理基本指針の「合意形成」の部分でもそのことが述べられている。ここで一方の立場を支持するのは矛盾があるため、「必要不可欠」の記述は削除し、単に「利用に供するにあたっては」とするべき。	31	
第1.1	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、」を「動物が、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために利用されてきたが、」に変更するべき。	必要不可欠という言葉で、いつまでも頼ろうとする態度を助長するのは誤りである。今後、代替法の利用など、科学の発展に伴い、動物実験は無くしていくべきである。	13	
第1.1	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、」を削除すべき。	人間と動物では越えられない種差があり、動物実験の結果を人に当てはめることの危険性や、人と同じように感受性のある生き物を実験に使うことの倫理的問題が存在することは周知の事実である。さらに、実験動物の適正な取り扱いの推進にあたって、動物を科学的利用に供することの必要性を基準に示すのは、法の目的に無関係であり、必要のない一文であるため。	14	
第1.1	「必要不可欠なものであるが、」を「行われているが、できる限り早く、動物を供する方法に代わる方法へ転換させることを目指し」に修正する。	・「必要不可欠なもの」としてしまえば、今後永久に「動物実験ありき」と述べているも同然である。これでは、動物の愛護及び管理に関する法律に「3R、とりわけ「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」が盛り込まれている意味がない。 また、動物実験に代わる実験方法の開発に携わる人々の研究を否定することにもなりかねず、この「必要不可欠なもの」の一言によって、研究者そして、国民の少しでも動物の犠牲を少なくすることに努める意欲が減退する。 ・過去に必要不可欠であったかもしれないが、今後は3Rの原則に基づき、代替法の活用や使用数の削減が求められていくものであるからその旨を入念的に挿入すべきである。	19	
第1.1	「不可欠なものであるが、」の前に「現時点では」を入れる。	代替試験法の開発を促進することにより、「必要不可欠」である状況を軽減させることが、動物愛護管理法並びに本基準の趣旨であると考ええる。	3	
第1.1	「動物を科学上の使用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法の代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること、並びに利用に必要な範囲において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行なうことを徹底するために」を、「動物を科学上の使用に供するに当たっては、3Rの倫理原則 Replacement（代替）Reduction（削減）Refinement（苦痛の軽減）を遵守しなければならない。動物の福祉レベルは、現在普及している実験動物福祉の国際基準を満たさなければならない。 *Replacement（代替）生きている動物の使用を、動物に苦痛を引き起こす可能性のない実験方法で完全又は部分的に代替する。 科学的に妥当で合理的かつ実際に利用可能な実験方法 *Reduction（削減）動物実験で使用する動物の数を定義された科学目的を達成するために必要最小限まで削減すること *Refinement（苦痛の軽減）使用する動物に結果として生ずるあらゆる苦痛または持続的な危害を必要最小限まで削減すること」に修正すべき。	附帯決議7に明記された「実験動物の取り扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取り組み及び関係府省による実態把握の取り組みを踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的な知見に関する情報の収集につとめること。 また、関係府省との連携を図りつつ、3Rの実効性の強化などにより、実験動物の福祉の実現に努めること」を履行し、実験動物の福祉を実現するためには、日本も加盟しているところの、OIE、OECD、CIOMS、ISOなどの国際機関が求めている動物福祉の基準を満たすことが、自然なやりかたであり、加盟先進国としての責任ある態度である。 現在、国際機関が求めている動物福祉の基準は、たとえば、局所麻酔、鎮痛剤の義務化、獣医師による判断など（OECD）、具体的かつ高いレベルになってきており、データのみが最優先ではなくなってきた。 3Rの遵守、国際基準を満たすことは、「ねばならない」義務として規定するべきである。日本が信頼され、国際競争力を強化するためにも、動物福祉の規定は明確であるほうがよい。 3R、Replacement（代替）Reduction（削減）Refinement（苦痛の軽減）という表現のほうがわかりやすい。（個々の用語の*説明文を後ろにつけるとよい） また、3Rの倫理基準には、「定義された科学目的を達成するために」「必要最小限まで」といった要素がそもそもあるため、地の文に「利用の目的を達することができる範囲において」「できる限り」といった但し書きを重ねがさね織り込むことは、福祉の向上にプレーキをかける恐れがある。地の文から削除すべきである。現行の抽象的な記述については、現場で働く技術者から、「施設や人によって判断が異なり、その結果、動物の福祉レベルがばらばらになってしまう。日本中どの現場でも同じ福祉レベル、高い福祉レベルになるような法律の基準が必要」、との意見がある。	3Rについては法第41条第1項及び第2項に規定されており、これよりも強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1

第1.1	「動物が命あるものであることにかんがみ」を「動物が痛苦の感覚を有する命あるものであることにかんがみ」と修正すべき。	動物は生物学的に中枢神経を有し痛苦の感覚を持つ生命存在であるが故に、苦痛の軽減の義務等の配慮をすべきという根拠を示すべき。	法第2条の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	22
第1.1	「動物が命あるものであることにかんがみ」を「動物が痛苦や喜怒哀楽のある命あるものであることにかんがみ」と修正すべき。	動物は機械ではないことを強調するため。		2
第1.1	「命あるもの」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つもの」に変更すべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。		10
第1.1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、」と「利用に必要な限度において、」を削除。	3Rの原則の記述については、「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを…」、「できる限り利用に供される動物の数を少なくすること…」、「できる限り動物に苦痛を与えない方法によって…」と、全て「できる限り」という断り書きがあるため、指摘箇所の断り書きは二重の断りになり、3R原則を形骸化させるおそれがあるので不要。 3Rの原則でも「できる限り」という断り書きがあるため、指摘箇所の断り書きは二重の断りになり、3R原則を形骸化させるおそれがあるため。	法第41条の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	16
第1.1	「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、」を削除する。	実験動物福祉の実践が進んできている現在、科学上の目的の達成以上に動物福祉が優先される場合がある。ここは、単に「できる限り」で十分であり、該当部分を削除することによって、実験動物福祉の推進を図るべきである。		9
第1.1	できる限り を削除。	苦痛の軽減、代替法の活用、飼養数の軽減の3Rの原則を形骸化する恐れがあるので不要。		6
第1.1	「動物に対する感謝の念及び」 を削除。	動物は痛苦を感受する生命存在であるが故に、3Rの原則を適用することには合理的根拠があります。しかし、実験動物への感謝や愛情といった情緒を法規で強制することは、合理的な根拠に基づいて動物の苦痛や犠牲の数を減らしていこうとする3Rの努力をないがしろにするおそれがある。	感謝の念は必要なものと考えています。	17
第1.1	「動物に対する感謝の念及び責任をもって」を「動物に対する尊重の念及び責任をもって」に修正する。	実験動物の苦痛と犠牲に対して心を痛める一般市民が要望していることは、研究者が必要とする動物の犠牲に対し「感謝の念」を持つことではなく、「共感とお詫びの気持ち」を持つことではないかと思われる。 また、「感謝の念」は動物自らが自己を差し出した場合に使われるべき言葉であり、一方的に搾取した場合に使うべきではない。さらに「感謝」は、動物の「犠牲」に対して言及されることが多く、その意味では実験後のプロセスであり、これから実験動物を使うことに対して定める基準に用いるのは適切ではないと考える。 もしここで人の感情に踏み込むのであれば、実験動物を扱うに先立ち持つべき感情について言及すべきであり、動物福祉を実現させるものとしては「尊重」とするのが最もふさわしいと考える。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	6
第1.1	「適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。」を「適正な飼養及び保管並びに科学上の利用をしなければならない。」に修正すべき。	動物の愛護及び管理に関する法律、第四十一条に「動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。」とある。できるだけ苦痛を与えない方法をとることは、努力義務ではなく義務とされている。法律との整合性を保つべきであるため。		9
第1.1	「飼養及び保管」の前に「看護」、「飼養及び保管をする」の前に「看護」を追加すべき	術後の苦痛を速やかに軽減又は取り除いてやるのが実験動物の福祉に求められている。		1
第1.1	「動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。」の「飼養及び保管並び」の後に「死後の処理（供養など）」を付け加えるべき。「科学上の利用」の後に「情報の公開」を付け加えるべき。「努めること」を「義務付けること」に変更すべき。	文字通り、社会的責任や感謝の念、責任があるのであれば、これらを付け加え、義務にするのは当然である。	実験動物の使用の態様は用途により必ずしも一様ではなく、法第7条及び法第41条第2項及び第3項もこのことを前提としての規定を置いているので、これを踏まえた表現としています。情報公開については、今般の改正案に盛り込まれているものと考えています。	10
第1.1	「動物を科学上の利用に供することは、動物の命があるものであることにかんがみ、動物実験を禁止する。」に全文を修正すべき。	動物実験は、到底許せるものではないため。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て動物実験の禁止など強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1

第1.1	「動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものではなく、その科学上の利用に当たっては、進化生物学上、連続した存在である人間と同様に動物が命あるものであることにかんがみ、人間における治験と同様に、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、また、動物の科学上の利用を廃止していく事を前提に、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により、動物の利用を無くしていくことを徹底すること。また、動物の科学上の利用を廃止していく事を前提に、実験動物の適正な飼養及び保管により動物の命、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。」に修正する。	事実上、動物利用がなくとも、科学の進歩が止まるわけではなく、したがって動物利用が不可欠とまでは言えないため不可欠とするのは誤りであり、人間と連続した存在であるにもかかわらず、また、人間同様に苦痛を感じる動物を、生物学的区分である種で切り分け不利益を与えるという合理性の無い切り分けによる誤りを犯している。この種による切り分けは人種による切り分けや、性別による切り分けで、弱者に一方的に不利益を与えるレイシズムやセクシズムと同じ構図であり、国が定める実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準にこのような差別の原理を使うことは誤りであるから。	動物を科学上の利用に供することは必要不可欠であることから、修文の必要はないものと考えています。	24
	「動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること」を、「実験施設責任者、繁殖者輸送業者、飼養者、動物実験委員会構成員（研究者、技術者、実験動物獣医師、施設外の臨床獣医師、倫理や法学など社会科学の有識者、一般社会の関心を代表する第三者など）、実験動物にかかわる者には、その種が本来持っている社会性や好奇心、食の多様性、運動要求など、動物の生理、生態、習性を尊重し、最新の行動学、生態学、獣医臨床の知見を取り入れて、現在普及している実験動物福祉の国際基準を満たす飼養及び保管並びに看護、並びに科学上の利用を行う責任がある」に修正すべき。	たとえば、コモンマーモセットなど霊長類をはじめ、親子の情愛、仲間との共感など、こまやかな情動を持っている動物種の、その部分を傷つけることは、その動物の尊厳、および、命そのものの尊厳を傷つける行為であり、動物福祉の面からも、倫理的な面からも、好ましくない。繁殖、飼養、輸送、実験計画の作成、動物実験委員会での査定、実験の現場、看護の現場など、各場面で、動物の苦痛、苦悶を最小限にするのと同時に、その動物の尊厳が傷つけられていないかを、関わっている人全員が注意深く確認する責任がある。原文のままでは、あいまい、かつ「配慮」「努める」とぬるく、現場ごとに判断基準が分かれる表現になっており、実験動物の福祉を向上させるには実効性が乏しい。「誰が」「何を」責任を持って実行するのかを明確にするべきである。		1
	全文を修正すべき。「生命科学の進展、医療技術等の開発のために、実験で動物の使用が必要な現状がある。しかし、動物が命あるものであることにかんがみ、この基準は、科学実験において可能な限り早急に、科学や教育の現場で実験動物の代替法を達成するという最終目的に向けた第一歩となる。目標達成のために、代替法の導入の要求と促進をしなくてはならない。同時に、現在使用されている実験動物を最大限に保護しなくてはならない。この基準は、科学の進歩と動物保護の観点から定期的に見直されなければならない」（参照 EU+実験動物指令）	「生命科学の進展、医療技術等の開発のために」の部分は、EU指令の原文は、「人間と動物と環境のために」である。現在動物実験が行なわれていること自体を認めつつも、段階的に減らしていきたいというビジョンが明記されており、じっさいに、EUの動物使用数は日本の使用数よりも少ない。また、国際規格ISOの「医療用具の生物学的評価・動物の保護の要求事項」には、「ISO 10993の基本的要求事項は、理想を言えば、動物実験に頼らずに達成するのが望ましい」（付属書A）という一節がある。本文の内容も、詳細かつ厳しく実験動物の福祉が要求されている。実験で動物の使用が必要な現状を示すのみならず、動物愛護法としては、動物の側に立った、望ましいビジョンを示すべきである。		1
第1.2	「管理者は、」を「管理者は、科学上の理由だけではなく、」とする。	現状の記述では、科学的観点が無視されているように受け止められる。動物の選定にあたっては、まず第一に科学的に合理的な理由があるかどうか動物実験委員会の審査の対象となるが、ここでは、そのみならず動物の管理を行き届かせるために施設管理上の理由についても考慮せよと述べていると考えられ、そのことを明確にするために、「科学上の理由のみならず」と補足すべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第1.2	「管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。」の「飼養者の飼養能力」の後に、「アニマルウェルフェアの知識、3Rの原則」を「実験動物の種類」の後に「及び数」を入れる。	動物の選定におけるの当法律の主旨が含まれていないのは不自然であるため。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	5
第1.3	「委員会の設置」は「第三者委員会（または外部委員会）の設置」に修正する。	・関係者だけの委員会だと、実態や不祥事を隠すなど、身内の保護になり得る。 ・内部委員会では意味がないから。	今般の改正案では、「可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること」を加えることとしています。	16
第1.3	「委員会の設置又はそれと同等の機能の確保」について「委員会の設置」とする。（「又はそれと同等の機能の確保」を削除する） 「委員会の設置条件として、獣医師等、研究に使用する動物を取り扱うに当たり必要な専門性を備えている者と機関外の者を含めるように定める。」	・日本において動物実験関係者が主張する「自主管理」の肝は、動物実験委員会の設置と実験計画書の審査である。であるならば、委員会の設置すら満たせない施設において動物実験は行われるべきではなく、この部分は削除すべき。 ・文部科学省等の動物実験指針では委員会の構成に関しても定めがあり、動物の飼養管理の面からも最低限の構成については言及するべきである。その際、特に、OIEの求める動物実験委員会の構成（動物実験の専門家、獣医師、一般人）に近づく形とすることが望ましい。	施設によっては委員会を設置できない場合があるため、修文の必要はないものと考えています。	8
第1.3	「施設内における本基準の適正な周知に努めること。」を「施設内外における本基準の適正な周知に努めること。」とすべき		今般の改正案では、「本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。」としています。	2
第1.3	「本基準に則した指針の策定等」を「本基準に即した指針の策定等」に変更すべき	「本基準に則した指針」を第1.1.4その他にある「本基準に即した指針」の文言と統一させるべき。	御指摘のとおり修文いたします。	1

第1,3	「本基準の適正な周知に努めること」を、「本基準を周知し、実行すること」と、修正すべき。	「周知に努める」時間はすでに十分取ってきた。今は、3Rを確実に実行するときである。施設によってはすでに実行し続けており、先進国である日本としては、合わせるのなら実験動物の福祉が最高水準の施設のほうに合わせるべきである。	実験動物の使用の様子は用途により必ずしも一律ではなく、法第7条及び法第41条第2項及び第3項もこのことを前提としての規定を置いているので、これを踏まえた表現としています。	1
第1,3及び4	第1の3に記載された「本基準に則した指針」と4に記載された「本基準に則した指針」の位置づけを明確化すべき。	3の指針は、文脈からいわゆる「機関内規程」と解釈されるが、4の指針が何を指すのかが不明確なため。「文科・厚労・農水三省の基本指針」と明示することにより、これに法的根拠を与えることを提案する。	第1の3に記載された「本基準に則した指針」と4に記載された「本基準に則した指針」は同じものを指しています。	4
第1,4	「管理者」を「機関の長」と修正すべき。	文部科学省及び関連省庁の基本指針では「機関の長」が自己点検を実施し外部検証に努めること記されているため、既に各機関は「機関の長」が自己点検及び外部検証を実施している現状があり、このことを明確に示す必要があるため統一すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	3
第1,4	「定期的」を「年1回以上」に修正すべき。	最低でも年1回を義務とするため。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第1,4	定期的とは具体的には何か毎月に行うべきか明記すべき。また、その結果公表の方法も具体的に示すべき	施設毎や扱う実験動物の種類毎にその基準は異なると思われるが、ある程度具体的上記内容を示した方が研究者を含めた現場の混乱が避けられるとともに、遵守義務を全うできると考えるため。	御指摘の趣旨については、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第1,4	「本基準及び本基準に則した指針の遵守状況について点検を行い」を「本基準及び本基準に則した研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行い」と修正すべき。	「指針の遵守状況について点検を行い」との用語は、既に実施している文部科学省及び関連省庁の基本指針中の用語「研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施する」と異なるため、誤解や混乱を招く恐れがあるので統一すべき。	本基準に則した指針は、施設毎に異なるものであることから、修正の必要性はないものと考えています。	2
第1,4	点検の項目として「動物福祉や3Rの遵守状況」を例示するとともに、自己点検の判断基準を記載させるべき。	現状では、大学等が行っている自己点検は、動物福祉や3Rに配慮した点検項目がほとんどなく、どのような基準に基づいて点検したかも明確でないため。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	1
第1,4	「点検」の内容について、現状で、大学等が行っている自己点検は、動物福祉や3Rに配慮した点検項目がほとんどなく、またそれぞれの点検項目について「適切に行われている」等の中身の無いものとなっているため、点検を行う項目について「動物福祉や3Rの遵守状況」を例示し、またどのような基準に基づいて自己点検を行ったのか、自己点検の判断基準を記載させるべき。		御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	17
第1,4	公表の内容について、以下の項目も公表させるべき。機関内規程（指針）、実験計画書の承認・不承認件数、実験動物使用数、実験動物飼養数、実験室及び飼養保管施設の数、委員会の活動実績、教育訓練実施状況、研究成果等	社会に対する説明責任、透明性の確保の観点から、最低限必要なため。	現状の自主管理体制においては、遵守状況の点検結果を公表することで十分であると考えています。	15
第1,4	「その結果について適切な方法により公表すること。」を「その結果および動物の飼養保管状況等（施設数及び収容規模、動物の種類及び使用数・購入数・繁殖数、管理状況等）について、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。」とする。	動物実験の透明性を図るために、情報公開についてはより詳細に項目を定めるべき。特に、文部科学省の動物実験指針において「動物の飼養保管状況等」が何を指すのかが明示的でないため、ここは動物の飼養保管を所管する環境省が具体的に内容を定めるべき。その際、大型動物実験施設の近隣住民から開示の要望の強い動物種及び、3Rのうち「使用数の削減」の目安となる使用数等の公開は必須とすべきである。また、点検・公表の頻度についても目安を示すべきであり、公表方法についても文部科学省の動物実験指針と同様の例示をすることで適正化を図るべきである。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第1,4	動物実験施設の存在を行政当局は把握し、指導・助言し、動物愛護管理法の趣旨に反する場合は、処罰できるようにすべき 実験動物取扱業、動物実験施設の届出制・登録制を導入すべき。	十分な教育訓練を受けていない研究者、技術者が存在していない施設、動物実験委員会が設置されていない施設も存在しているので、これらの施設に対して、本基準の趣旨を徹底し助言を行う必要がある。そのために届出制・登録制を導入すべき。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	3
第1,4	「可能な限り」を削除し、「努めること」を「義務付けること」に変更すべき。	法の逃げ道を作ってはならない。	実験動物の使用の様子は用途により必ずしも一律ではなく、法第7条及び法第41条第2項及び第3項もこのことを前提としての規定を置いているので、これを踏まえた表現としています。	29
第1,4	「可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること」を「行政主導による外部検証を定期的に行う」に修正。	現状では、大学等が行っている自己点検は、動物福祉や3Rに配慮した点検項目がほとんどなく、果たしてその実験がひつようなのかどうか、どのような基準に基づいて点検したかも明確でないため。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	3
第1,4	外部の機関について、利害関係のない第三者機関とすることを規程すべき。	現状で、大学や製薬会社が行っている外部検証は、同じ業界の身内同士が行っている検証であり、透明性の確保が期待できないため。		1

第1.4	「外部の機関等」を「外部の者等」と修正すべき	「外部の機関等」現在対応可能な組織は3つのみであり、それぞれが特化した分野の動物施設を検証対象としている。特化した分野の3つの組織で実験動物を飼養している国内の施設全体に対応するのは不可能。 検証を行うのは必ずしも機関ではなく、外部の有識者等による検証も含めるべき。	1
第1.4	「外部の機関」について、現状で、大学や製薬会社が行っている外部検証は、中立の第三者機関ではなく、同じ業界の身内同士が行っている検証である。また、検証の内容は単に自己点検の内容をほとんど追認するだけという形式的なものとなっている。これでは本来の目的である社会に対する透明性の確保は全く期待できない。自己点検を検証する機関は、当該機関と利害関係のない第三者機関とすることを規定すべき。		16
第1.4	「管理者は、施設における動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況、取扱動物数、飼育頭数等）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。」に修正すべき。	文部科学省、農林水産省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」には「管理者は、施設における動物実験等に関する情報（例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。」と記されている。この指針は各省の所管する施設にしか適用されていないが、一般企業そのほかすべての実験施設には適用しなくてよいとする根拠はない。	19
第1.4	「外部機関等による検証を行うよう努めること」は条文どおりでよい	外部の機関等による検証は、我が国の動物実験管理体制（自主管理、機関管理）の透明性と公平性を確保することに不可欠。	1
第1.4	「国は、実態を正確に把握するために、動物実験施設を届出（あるいは登録）、動物実験倫理委員会の設置と動物実験の記録の保管と情報の開示を義務付け、動物実験施設を立ち入り調査する体制の整備を行うこと。」を追加すべき。	動物実験は、その内容によつて文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係する省庁によって自主規制としてガイドラインが設けられているが、それがすべての動物実験施設と全実験者がもれなく行っているかは、まったく分からない状況である。この基準は、動物実験の管理者及び実験者に対しての要望事項であり、検証し実態把握するものでない。よって、国及び自治体は、実態把握と、緊急災害時に対応できるようにすべきである。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。
第1.4	「本基準及び本基準に則した指針の遵守状況について点検を行い」を「本基準及び本基準に即して各施設で策定された動物実験に関する指針、あるいは関係省庁により定められた動物実験等の実施に関する基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行い」に修正すべき	「指針」と書くこと、現行基準第3.7で定義された指針との区別に混乱を招く恐れがあるので限定される記載とすべき。	現行基準第3の7では、「動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）」と記載して、それ以前に記載された指針とは明確に区別していることから、修正の必要はないものと考えています。
第1.4	「本基準及び本基準に則した指針の遵守状況について点検を行い」を「本基準及び本基準に即して関係省庁により定められた動物実験等の実施に関する基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行い」に修正すべき	「指針の遵守状況について点検を行い」との用語は、文部科学省及び関連省庁の基本指針の中の用語「動物実験の実施に関する基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施する」と異なるため、統一すべき	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。
第1.4	「本基準及び本基準に則した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること」について現在文科省指針に基づいて各研究機関が行なっている現行の自己点検の範囲を超えて、新たに飼養保管基準にまで拡大解釈される可能性があることが懸念される。	これらが拡大解釈されて、各機関の自己点検の内容が極端に増加することがないように配慮願いたい。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。
第1.4	「その点検結果について適切な方法により公表すること」を「その点検結果について適切な方法により公表するよう努めること」に修正すべき	現行の1~3は「努めること」とされており、本箇所のみ「努める」がなく、整合性を図るため。	実験動物の使用の様子は用途により必ずしも一律ではなく、法第7条及び法第41条第2項及び第3項もこのことを前提としての規定を置いているので、これを踏まえた表現としています。
第1.4	点検結果の公表については、詳細情報を公表することは難しい。例えば、外部の機関等による検証を行った場合には、「自己点検結果は、外部機関により検証が行われ、基準に従い適正に管理されていることが確認された」程度の記載を認める等、公表の具体的内容に関して、事前の調整を要する。	点検結果には機密情報も含まれるため。自己点検の細かい内容の記載を求められた場合、企業機密に関する事項も含まれてくる可能性があり、対応が難しくなるため。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。
第1.4	「自己点検結果に対する外部の機関等による検証」の必要性が追記されたことに賛同する。今後、関連する他省の指針、基準等との調和を要望する。	「外部の機関による検証」が盛り込まれていないのは、厚生労働省の指針のみである。特にこの指針は改正が必要。	案のとおり改正します。
第1.4	「なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。」とあるが、本基準への検証を実施する外部機関等について、検証可能な具体的な機関を例示すべき。	該当する機関が不明。本基準遵守の証明のための検証能力を有する機関でないと同基準遵守の担保とならない可能性があり、検証機関により評価結果にばらつきが生じるおそれがある。	外部検証は、外部の有識者であつて事業者と直接の関連がない者により行われることを想定していますが、具体的な実施機関や方法については各事業者に委ねられるものと承知しています。

第1,4	「管理者」を「機関の長」または「研究機関等の長」と修正すべき。	文部科学省及び関連省庁の基本指針では「機関の長」が自己点検を実施し外部検証に努めること記されているため、既に各機関は「機関の長」が自己点検及び外部検証を実施している現状があり、このことを明確に示す必要があるため統一すべき。改正案以外でも「管理者」が使われており、これらのうち「機関の長」を指し示す箇所においてはするように修正すべき	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第1,4	この新設項目の削除および変更が必要。	現在動物実験施設では国の指針に基づいて適切な運用を行なっている状況なので、この項目は必要ない。外部機関の検証が必要であれば、その外部機関に関し、動物愛護と科学の進歩のバランスの獲れた機関とするよう指針を作成し、有識者のもの、施設認可を行うべきと考える。何らかの問題が発生した場合に外部機関の検証を行う程度にとどめておかないと、研究活動を著しく妨げる可能性が想定される。	実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるために必要な改正であると考えています。	1
第1	下記項目を追加すべき。 「動物実験は、人間と動物と環境に必ず利益をもたらす場合のみに制限されるべきである。科学や教育のために、生きている動物を使用するのは、次の場合である。 動物実験以外の方法ではデータが入手できない場合。生きている動物を必要としない科学的にバリデーションされた適当な実験方法が正当かつ実際に利用できる場合。」（*動物以外の方法とは、数学モデル、コンピューターシミュレーション、試験管内生物システム、その他非動物アプローチの代替法） 「生きている動物の使用と置き換えられず、動物実験を行なう場合には、最小限の動物を使用し、動物の痛みや苦しみを最小にすべきである。経費や便宜を、これらの倫理原則に優先させてはならない」	実験関係者からは、「現状、必要性の低い動物実験が行なわれていることがある」、との意見がある。動物にとって苛酷な「毒性試験」は現状よりもっと減らすことができる、との意見もある。その動物実験は必要性の高いものか？について、専門家だけで構成されているのではなく、利害関係のない外部の人間や別の視点からものごとを考える人文系の人間を含めた「動物実験委員会」で実験計画書を監査し、議論するべきである。また、経費や便宜よりも動物の福祉のほうが優先されることを明文化するべきである。（参照 CIOMS）	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第1	下記項目を追加すべき。 「不必要な重複を防止しデータを共有するために、動物実験に着手する前に、関連資料を再検討し、文書化しなければならない」	データの公開、共有、国際データベースの確立を実現するべきである。製薬会社における新薬開発や、大学における基礎研究など、競争の要素がある現場で、不必要な重複が行なわれてはいないか？「動物の福祉のほうを最優先させる」法体系が必要である。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第1	下記項目を追加すべき。 「実験動物学のみならず、実験医学の充実を図る。また医歯薬・獣医学系学生への倫理教育を充実させる」	「実験医学」の中に、実験動物学が含まれるものと解釈しています。医学にはどのような実験が必要であるかをしっかり考えた上で、例えばその中の動物実験とは、すべきであるかどうか？といった議論も、学生から医師、大学関係者にまで行っていただきたい。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第2, (2)	文末に「関係省庁への登録が必要」を追加すべき。	「実験動物の苦痛の軽減」を考えるのならば、免許や登録を必要として実験の質を上げるべき。	資格については必ずしも必要ではないものと考えています。	1
第2,3	実験動物に、両生類、魚類（施設に導入するために輸送中のものを含む）	国際的には、欧米では、実験動物を脊椎動物に属する動物としている。魚類や両生類を利用した動物実験の結果を欧米の雑誌等に発表する際は、動物実験委員会の承認を得ていることを求められることが多々ある。現状のように日本だけ実験動物に対し特別な定義を設けていることは、両性類、魚類を利用している研究者に論文を発表できない等の不利益が強まるのが危惧される。	現時点では、追加する必要はないものと考えています。	3
第3,1,(1)	「実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は」を「その施設にいる全ての人は」に変更する	「書かれている以外の人、動物を傷つけた」などの言い訳が出来ないようにするため。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第3,1,(1),ア	「支障を及ぼさない範囲で」の後に、「動物福祉に適えるために」を挿入。	動物福祉に適った良質な飼養管理された実験動物を使った研究は、信頼に値するものであり、評価されている。科学論文が、掲載拒否されることがないようにするために必要である。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第3,1,(1),ア	「行うための環境の確保を行うこと。」を「行い、健康及び安全の保持に努めること。」とすべき。	「ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、」何をしたらいいのか不明確。また「行うための環境の確保」の意味する内容が曖昧。健康管理等については、基準解説書に具体例を示すことで対応可能と考える。	改正法第2条第2項の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	2

第3.1.(1).ア	「行うための環境の確保を行うこと。」を「行うための温度、湿度、換気、明るさ等の環境条件の確保を行うこと。」等具体的に表記とすべき。	「環境」という言葉は施設や設備等の物体を意味することもあり、環境の確保＝設備の整備と混乱する恐れがある。温度、湿度、換気、明るさ等を具体的に示し、「環境条件」とする方が、達成すべき事項をより明確に示すことができる。		4
第3.1.(1).ア	第三者による実験環境の評価を加えるべき	環境の確保を行うのは、実験施設の職員で自己評価となる。自治体など第三者による評価が必要。	御指摘の趣旨については、当該基準の改正案に盛り込まれているものと考えています。	1
第3.1.(1).ア	「行うための環境の確保を行うこと。」を削除。	「環境」の意味する内容が曖昧であり現場の混乱を招く。健康管理等については、「基準解説書」に具体的に示し、また、獣医師及び実験動物技術者の役割について言及すべき。	改正法第2条第2項の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	2
第3.1.(1).イ	「実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く）を表現を調整または削除すべき。	同一表現が重複しているため。	重複していません。	1
第3.1.(1).イ	「実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下、イにおいて同じ。）…」の（ ）内を削除すべき。	目的があれば、何をしても良いことになる。	法第41条を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	2
第3.1.(1).イ	（ ）内の「以下このイにおいて同じ」の2か所の文章を削除。	特になくても十分意味が通じる。むしろ何のことをさしているのかわからない。		1
第3.1.(1).ウ	野生動物の利用は望ましくないこと、家庭動物由来もしくは所有者不明の犬猫は導入しないことを追加する。	野生動物及び自治体が飼い主から引き取る犬猫の所管は環境省であり、国際的にも動物実験への利用が望ましくないと言われるこれらの動物に関して明確に規定を設けるべき立場にあるのではないかと。特に、今回、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置」の改正により、自治体が収容した犬猫の動物実験への払い下げが不可能になることを反映させるべきである。	御指摘の点は、当該基準で規定すべき内容ではないものと考えています。	14
第3.1.(1)	「動物の欲求に適合した玩具や床材を与えるなど、実験動物の快適性の向上に努めること。」 「みだりに恐怖を与えないこと、脅かしたりしないこと。」を新設項として追加する。	・日本が欧米に比べて遅れており、かつ法第41条の定めで不十分と考えられる点に、エンリッチメントの推進がある。今回、産業動物の基準に快適性に関する定めが盛り込まれることになり、実験動物に関しても快適性の向上について盛り込むべきである。 ・「5つの自由」のうち、法改正には反映されなかった「恐怖からの自由」についても、基準で言及すべき。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	2
第3.1.(2).ア	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」を削除すべき。	自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐなどは、動物福祉の目標として国際的に認知されている「5つの自由」のひとつ、「通常行動への自由」であり、この自由はすべての動物に与えられなければならない、とされており、実験動物も例外ではない。	法第41条の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	12
第3.1.(2).ア	「立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ」に「潜る」も追加すべき。	土に潜る習性の動物は多いため、明記するべき。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第3.1.(2).ア	「立ち上がる」に「伸び上がる」に修正すべき。	ただ立てるだけでなく、ストレス軽減の為に可能な限りの自遊空間を与える。		1
第3.1.(2).イ	「実験などの目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」という部分を削除する。	動物のストレス、不快、痛みを最小にすることは道徳的な責務であり、目的の達成如何にかかわらず、ストレスのない適切な環境で飼育されるべきである。	法第41条の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	11
第3.1.(2)	「災害時に備え、飼育ケージは耐久性のあるものにし、壁や床に固定しなければならない。また、電気・ガス・水道が停止した際、SPF（無菌）動物や、実験中の動物の生存を維持するために必要な燃料の確保、自家発電機などの装置を備えなければならない。」の項目を付け加えるべき。	・命ある動物を人間の管理下におく以上、災害時に動物を救護できる設備づくりは不可欠である。 ・2011年の東日本大震災の際、東北大学では、動物被害は、地震による直接被害がマウス約80匹死亡（漏水等による）、イヌ、ウサギ各1匹（いずれも実験中の動物）死亡、空調停止や断水等による衛生環境悪化により、マウス約7,000匹、ラット約1,230匹、その他28匹が殺処分されている。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	10
第3.1.(3)	「知識及び経験を有するもの」を「免許の取得者」に変更するべき。	必要な知識と経験の基準があいまいであり、少々の知識があれば誰でも出来ることにさえなってしまうから。	資格については必ずしも必要ではないものと考えています。	10
第3.1.(3)	「教育訓練が確保されるよう努めること。」を「教育訓練を定期的に行うこと。」とする。	教育訓練を受けない者が動物実験に携わるべきではない。各省の動物実験指針では既に「必要な措置を講じること」とされており、ここでは「努めること」の表現を改めるべき。また、教育訓練は一度行えばよいというものではなく、常に最新の知見をアップデートする必要があるため、定期的に行うものと定める必要がある。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	9
第3.1.(3)	「必要な教育訓練が確保されるよう努めること。」を、「必要な教育訓練を確保すること。特に実験実施者には実験手順訓練、生命倫理教育、動物福祉教育を必須とすること。」に修正すべき。	飼養者と実験実施者とは意識格差があると思われる為。手順訓練は実験で被る動物のストレスを緩和する。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1

第3.1.(3)	下記内容を追加すべき。 「動物実験は、獣医学、実験動物科学、動物の飼養・看護の専門知識と経験を有したスタッフが設計し、実施しなければならない。また、どのようにしてスタッフに経験、資格、訓練、継続した専門能力の開発を身につけさせるかについて、文書化しておかなければならないよく訓練され、手順、観察力、問題の発生をすばやく検知する能力を持ったスタッフによる看護・ケアは、実験動物のストレスを緩和させる」	施設自体の認証も大切だが、スタッフの教育、訓練、経験もまた、動物の福祉に影響が大きい。実験動物の福祉について経験、理解、情熱のあるスタッフのノウハウを、文書化したり、各地で勉強会を開いて、全国の施設で共有することも、日本の実験動物福祉の向上に役立つ可能性がある。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第3.1	「国内全ての研究機関でAAALACの基準を導入することを義務化する」を追加すべき。	日本も国際基準（欧米諸国と同等）に引き上げるべきと考えるため。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第3.1	「動物に恐怖や不安を与えないよう、適切な取扱を行うこと」の項目を追加すべき。	動物福祉の目標として国際的に認知されている「5つの自由」のひとつ、「恐怖や不安からの自由」を盛り込むべきであるため。	恐怖や不安については客観的な判断が困難であることから、基準にすることはできないと考えています。	6
第3.3.(1)	「管理者等は」を、「その施設にいる全ての人は、」に変更する	「書かれている以外の人、動物を傷つけた」などの言い訳が出来ないようにするため。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	10
第3.3.(1),カ	「必要な措置を講ずること。」の後に「ただし、一般市民が実験動物の見学、施設の視察等を希望する場合は公開すること。」を追加すべき。		この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であることを踏まえると、そのような規定を設けることはできないと考えています。	1
第3.3.(3)	「また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、実験動物の種類及びその危険性について周辺住民へ事前に周知し、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び周辺住民への連絡を行うこと。」 「措置についてあらかじめ定め、」の後に「実験動物の種類及びその危険性について周辺住民へ事前に周知し、」を挿入。 「人に危害を加える等のおそれがある」を削除。	施設によっては住宅近くや都市部にあるものもあり、逸走時には影響が大きい。また、生態系への影響や周辺住民への不安等、どのような危害が及ぶかは予測がつかないため、危険性の有無に関らず、全ての動物の逸走時には全て連絡を行うべきであるため。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	5
第3.3.(4)	「地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、」を「地震、火災、津波等の緊急事態に際してとるべき管理者の行動、動物の救護方法及び避難場所、飼料の備蓄、動物実験中に災害が起こった場合の対応等の計画をあらかじめ作成するものとし、」に修正すべき。	・動物実験施設という特殊な環境では、より綿密な防災計画が必要である。 ・2011年の東日本大震災の際、東北大学では、動物被害は、地震による直接被害がマウス約80匹死亡（漏水等による）、イヌ、ウサギ各1匹（いずれも実験中の動物）死亡、空調停止や断水等による衛生環境悪化により、マウス約7,000匹、ラット約1,230匹、その他28匹が殺処分されている。また同大学では、犬の開胸手術中に東北大震災が起こり、研究者は酸素供給をオフにして避難、戻ったときには犬は死んでいた。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	11
第3.3.5確認	文章中の「努めること」を「義務付けること」変更するべき。	「努める」では、法的拘束力が弱い。「がんばりましたができませんでした」という言い訳が通ることになる。	実験動物の使用の様子は用途により必ずしも一律ではなく、法第7条及び法第41条第2項及び第3項もこのことを前提としての規定を置いているので、これを踏まえた表現としています。	10
第3.5	「実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。」の「努めること。」を「責任を負うこと」に修正すべき。	責任という文言に管理者の責任感を持たせ、命を取り扱っているとう自覚を持たせるため。動物福祉の観点から実験動物の適正な取扱いを求めるため。		1
第3.5	記録の常時公開について付け加えるべき。	情報を常時公開することによって、路上の猫が一斉に消えるのは動物実験業者の仕業といった噂やイメージを払拭できると考える。	記録については、様々な情報が含まれるため、公開の対象とすることはできないと考えています。	1
第3.5	以下内容を追加すべき。 「管理者は、実験動物の購入ルート、購入数、出産数、実験に使用した数、死亡数、処分数などを記録すること。また、実験の目的、飼養動物の数と名称、実験の方法と成果、死後の検査の結果などを記録し、報告する義務がある。また、すべての動物実験の記録は（3年間）保管されるべきであり、その記録を査察の際に使用できるようにしておくべきである」（参照ドイツ動物保護法）	法律で記録を義務付けることは、実験動物の福祉の向上に役立つ。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	1
第3.6.ア	「なるべく短時間に輸送できる方法を探ること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。」の「疲労及び苦痛」を「疲労及び心身の苦痛」に修正、「できるだけ」を削除する。	輸送における動物の負担には、ストレスや恐怖など精神的なものも多く、それらも少なくする配慮が必要である。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	11
第3.6.ア	「また、実験動物の輸出入を行わないこと。」を追加すべき。	・毎年日本は海外から犬や猫、サル、マウスなどの実験動物を輸入している。「なるべく短時間で輸送できる方法を探る」ならば、輸出入はすべきでない。 ・サルについては、家族の群れから引き離された野生のサルが、小さな木箱に詰め込まれ、米国や英国、ヨーロッパ、日本といった世界中の実験施設に輸送されており、日本は2010年に、中国・ベトナム・フィリピン・インドネシアなどから計6229匹のサルを輸入している。日本貨物航空ではすべての動物の輸送を、動物福祉の観点から中止している。	この基準の根拠は法第7条4項及び第41条4項であり、その構造から見て強制力のある規制を課すことはできないと考えています。	12

第3.6.ア	「輸送の際には、輸送待機時を含め、適切な温度管理、空調管理の下に置くこと。また四肢の拘束は行う等、不要な苦痛を与えないこと。また、獣医師が随行し、定期的に動物の状態を観察し、不調の場合には即座に処置を行うこと。」を追加すべき。	・動物の輸送は非常にストレスのかかる行為であり、誰もが行ってよい作業ではない。獣医師の随行と観察、即座に処置ができる体制はどのような場合でも必須であるため。 ・サル四肢の拘束や、輸送待機時に屋外に長時間放置されるなど、実際に日本の空港で目撃されたことである。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	8
第3.7	「命あるもの」を「命あると共に、痛みを感じ、感情を持つもの」に変更すべき。	命というだけでは、植物と同様になってしまうために、動物に対して護らねばならない部分について説明不足であるため。	法第2条の表現を踏まえたものであることから、基準にすることを考えています。	8
第3.7	「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。」の「行うよう努めること」を、「できるだけ苦痛・恐怖・ストレスのない方法で行うよう義務付けること」に変更すべき。	動物は、命だけでなく、痛みと感情を持つものであるから。	恐怖や不安については客観的な判断が困難であることから、基準にすることはできないと考えています。	10
第3.7	「管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。」の「その有効利用を図るために、」「他の施設へ」「行うよう努めること。」を削除する。	実験動物が一般家庭に譲渡され、家庭動物となり、終生、愛情をもって飼養されることもある。よって譲渡目的を「有効利用」に限定したり、譲渡先を「他の施設」に限定すべきではない。 また、殺処分方法については、本法第40条第1項に「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」と定められており、「努めること」では弱すぎる。	御指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	14
第4.1.(1)	「実験実施者は、麻酔薬、鎮痛薬等の投与により全実験期間にわたり、動物の感じる苦痛が最小限になるように配慮しなくてはならない。また、実験等の目的により、苦痛軽減措置がとれない場合には、その理由を管理者に報告し、実験動物の記録管理に記載しなければならない。」の基準を追加すべき。	手術時には麻酔をかけるが、麻酔が切れ、痛みが最高に達する手術後に鎮痛処理がされないケースが見受けられる。動物実験は長期にわたることが多く、鎮痛処理の人的経費を考えると、手術後の鎮痛がおろそかになりやすいため基準として盛り込むべき。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第4.1.(1)	「年間における動物実験を行った動物の種類、数をインターネット等で公表すること。」の文章を追加すべき。	動物実験が行われていることを公表することにより、動物実験の抑止、廃止への効果が望めるため	現状の自主管理体制においては、遵守状況の点検結果を公表することで十分であるとと考えています。	2
第4.1.(1)	「実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除。	実験のためであればなんでも良いことになる。	法第41条の表現を踏まえたものであることから、修文の必要はないものと考えています。	1
第4.1.(1)	実験の苦痛度のレベル判定とそのレベルで実験を行う意義を実験計画書に明記するよう加筆すべき。	実験中の苦痛の軽減にも事前に評価が必要。実験の実施計画の中に苦痛度のレベル設定とそのレベルでの実験を行う意義を明記する必要がある。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
第4.1.(1)	「「脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験」、「麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置」に該当する実験を行ってはならない。」の項目を追加すべき。	Scientists Center for Animal Welfareでは「カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。」とされているが、日本ではカテゴリーEの実験について「カテゴリーEの実験であっても研究機関の動物実験委員会が正当性を認めれば実施することも可能であると理解される。」との見解を国立大学動物実験施設協議会は示しており、日本においてカテゴリーEの実験は禁止されていない。カテゴリーD、Eともに動物愛護の観点からも、人道的にも容認できるものではない。 動物の愛護および管理に関する法律の基本原則には「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」とされており、この法の対象には実験動物も含まれており、カテゴリーDやEの実験を正当化できる理由はない。		5

第4.1.(1)	「SCAW (Scientists Center for Animal Welfare) の苦痛分類において、カテゴリD、Eに該当する実験はしてはならない」にの項目を追加すべき。	SCAWの分類によると、カテゴリDの実験とは「行動面に故意にストレスを加え、その影響を調べる。麻酔下における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの。苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的欠損あるいは障害を起こすこと。苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の身体を保定（拘束）すること。本来の母親の代わりに不適切な代理母を与えること。攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。麻酔薬を使用しないで痛みを与えること。例えば、毒性試験において、動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合。放射線障害をひきおこすこと。ある種の注射、ストレスやショックの研究など。 カテゴリDに属する実験を行う場合には、研究者は、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、の方法がないか検討する責任がある。」とされている。またカテゴリDの実験は「麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置。」であり、「カテゴリEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。」とされている。しかしカテゴリEの実験について「カテゴリEの実験であっても研究機関の動物実験委員会が正当性を認めれば実施することも可能であると理解される。」との見解を国立大学動物実験施設協議会は示しており、日本においてカテゴリEの実験は禁止されていない。また大阪大学で2010年に行われたカテゴリDの実験では、マウスを動物遠心機に入れ、3ヶ月間、1分間に40回転させ続ける実験や、マウスを3ヶ月間後肢懸垂（マウスを逆さに吊るす）させる実験を行っており、カテゴリD、Eともに動物愛護の観点から容認できるものではない。動物の愛護および管理に関する法律の基本原則には「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」とされており、この法の対象には実験動物も含まれており、カテゴリDやEの実験を正当化できる理由はない。	9
第4.1.(2)	「速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等」を「速やかに致死量以上の麻酔薬の投与を行う等、」とする。	頸椎脱臼はすべての動物種に対して許される方法ではなく、例示に示すのは適切ではない。また、頸椎脱臼等の物理的方法は熟練が必要でもあり、失敗した場合の動物の苦痛は非常に大きいため安易に受け止められないよう、例示として挙げることは避けるべき。	認められている方法であることから、修文の必要はないものと考えています。
第4.1.(2)	「実験動物の死体については、適切な処理を行い」の後に「供養し、その状況を公表し」を付け加えるべき。	明記されているように、「社会的責任と感謝の念」があるのであれば、すべきことである。	死体の処理について状況を公表する必要はないと考えています。
第4.1.(2)	実験動物の処分としては、殺処分だけでなく譲渡等の寿命を全うさせる選択肢も含めるべき。	実験等を中断、終了した際の処分として、障害や疾病の程度が軽く、かつ安全衛生上問題がなく、かつ譲渡に適すると認められる動物については、終生飼養を希望する者へ譲渡すべき。	必ずしも終生飼養の必要はないものと考えています。
第4.2	「ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。」を削除すべき。	この基準は動物の愛護および管理に関する法律に基づいて作られている。法の基本原則には「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」とされており、この法の対象には実験動物も含まれており、幼齢や高齢の実験動物を強制的に繁殖させたり、みだりに実験動物を繁殖させることを正当化できる理由はない。	系統の維持の目的等特別な事情がある場合の対応について、明記する必要があるものと考えています。
第4.2	「特別な事情がある場合については」の後を、「この限りでない。」を削除し、「動物実験免許取得者と獣医師の許可をとり、特別な事情であることを公表した場合に限り、免除される。」に変更すべき。	「特別な事情」の基準を明確にするため。	資格については必ずしも必要ではないものと考えています。
第5	「畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良」を削除する。	・畜産に関するものであっても動物実験の性質に変化はなく、同様に動物の科学上の利用であり、適応からは理由にはならないため。 ・育種改良のために、畜産動物に排卵誘発剤を使用し人工的に卵子を体の奥深くから取り出すという行為は母体に危険と苦痛を伴う。痛みを伴う畜産動物の育種改良は、本基準の例外とすべきではない。 また育種改良のための畜産動物へのクローン研究が行われているが、クローン技術は母体にも、生まれたクローンにも、大きな負担と痛みを強いるものである。クローンの死産・病死の割合は、普通に出産した場合と比べ、格段に高いことから、その痛みが推し量れる。イギリスの研究によると、すべてのクローン動物には遺伝子に何らかの異常がみられたとされ、「追跡調査によると羊の場合、体の巨大化や心肺機能の欠陥、牛の場合、多くの流産、マウスの場合、胎盤が通常の4倍に肥大、などがひんぱんに見られたほか、発育障害や免疫機能不全もあった」と報じられている。このように痛みを伴う畜産動物の育種改良は、本基準の例外とすべきではない。	畜産目的で飼養及び保管をされる動物には「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示第22号）」が適用されることから、この適用除外は必要であると考えています。
第5	「管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物」を「管理者等は、脊椎動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類）」に変更。	使用する頻度は少ないが、アフリカツメガエルやゼブラフィッシュを実験動物として使用しているため。	現時点では、追加する必要はないものと考えています。

第5	なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については「なお、初等中等教育における生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については」とする。	いわゆる学校飼育動物に限定されることを明確にすべき。高等教育以上の生態の観察には侵襲的・実験的な手段が伴う場合がある。さらに動物種が特殊であるなど、施設の整備・管理に配慮が必要な場合もあり、基準の及ぶところとすべきである。	生態の観察を行っているのは必ずしも初等中等教育に限定されるものではないと考えています。	2
その他	動物実験を行うに当たり獣医師の役割を明確にしてください。	獣医師による実験動物の健康管理、苦痛の軽減等は国際的には動物実験の中で極めて重要な地位を占めている。法律、指針等で獣医師の役割が明確化されておらず、獣医師の関わりを持たずに動物実験が可能なおおは日本だけである。国際的なレベルの基準に改正すべき。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	1
その他	・「環境省は、実験動物の飼養保管等基準の内容を解説する書類を作成することができる」といった規程を追加すべき。 ・動物愛護管理・基本的な指針とは別に「基準解説書」の根拠となる条文を基準の適所に加える。	「基準解説書」の根拠条文は、「基本的な指針」に加えて「基準」そのものにも記載すべき。	今後の参考とさせていただきます。	3
その他	関係者も交えた十分な検討を行い、全面改正とすべき。	今回の実験動物の飼養保管基準の改正についてはあまりに議論不足であり、小手先の改正の感がある。関係者から、「各省指針・基準をすべて一本化した詳細指針を策定すべき」との意見も出始めており、今後あるべき方向性も含めた具体的な議論をまず重ね、その上での全面改定とすべきである。特に、動物実験と実験動物は切り離せるものではないにもかかわらず、「『動物実験』は各省、『実験動物』は環境省」とする現在の縦割り行政によって、動物福祉を目的として動物実験の内容に踏み込むような規定が作りづらくなっている現状を打開し、国際的な状況に対応する詳細なガイドラインの整備を行うべきである。その際には、最低限、OIE（国際獣疫事務局）の陸生動物規約及びCIOMS（国際医学団体協議会）の動物実験に関するバイオメディカル研究の原則を反映させ、国際的に用いられている「実験動物の管理と使用に関する指針（第8版）」等についても参考にしつつ、国際的な動向に対応するべきである。	3	
その他	動物実験については現時点では必要性を認めるが、廃止に向かって努力すべき。実施にあたっては、国の限られた機関に限定し、実験データの開示と情報共有により無駄な実験を廃止すべき			3
その他	・動物実験委員会の構成 管理者が設置する委員会の委員には、動物福祉に責任を持つ獣医師及び、施設と関わりのない外部の人間で、一般社会の関心を代表する者を含めること。	現行の基準は、現行法第7条4項（飼養保管に関わる事項）及び第41条4項（苦痛の軽減に関わる事項）に基づくものであるが、実際の内容は第7条4項に傾いており、第41条4項の観点の不十分である。しかしながら苦痛の軽減は、動物実験において最も配慮されるべき重要な動物福祉原則です。海外の同様の法制度と比較しても、日本の法制度はこの点で著しく遅れており、内容を充実させる必要がある。	御指摘の趣旨については、当該基準の解説書等において、必要に応じて具体的な内容等を例示していきたいと考えています。	14
その他	・獣医師の配置と獣医学的ケア 実験動物に関する見識と臨床経験を持つ獣医師で、機関内の動物福祉と実験動物の獣医学的ケアに責任を持つ獣医師を配置すること。		今後の参考とさせていただきます。	19
その他	・安楽死処置と死亡確認 実験実施者は、安楽死処置と死亡確認の方法について、十分な知識と経験を持つ者から適切な訓練を受けるとともに、実施時には細心の注意を払って行うこと。	死亡の確認がなされないまま廃棄されたため、瀕死状態の動物が廃棄物容器の中で動いているのが発見されるという事例が報告されている。	今後の参考とさせていただきます。	20
その他	・無麻酔実験の原則禁止 すべての実験は、原則として全身もしくは局所麻酔下で行うこと。どうしても不可能な場合は鎮痛剤、鎮静剤等の使用により動物の苦痛を最低限に抑えること。また、外科的な痛みを与える処置を行う場合には必ず麻酔を使用し、麻酔が切れた後に相当な苦痛を受ける場合は、早めに疼痛緩和処置を行うこと。これらについては獣医学的に認められた方法を用いること。		今後の参考とさせていただきます。	21
その他	・エンドポイントへの配慮 実験等の終わり、または最中であっても、ひどい苦痛や長時間の痛みや不快にさらされる実験動物、回復の見込みのない障害を受けた実験動物は、速やかにできる限り苦痛を与えない方法により殺処分を行うこと。実験実施者及び実験動物管理者は、常にエンドポイントの見極めに配慮すること。		今後の参考とさせていただきます。	20

その他	・苦痛カテゴリーEの原則禁止 アメリカの科学者団体であるSCAW (Scientists Center for Animal Welfare)作成の苦痛分類のカテゴリーE (麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置)にあたる実験を原則禁止とする。(SCAWの解説では、「それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない」とされている。)		今後の参考とさせていただきます。	17
その他	・大きな障害や激しい苦痛を伴う実験への複数回再使用の禁止 大きな障害や激しい苦痛を伴う実験に同じ動物を2回以上使用しないことを定める。		今後の参考とさせていただきます。	18
その他	・実験動物の譲渡(生存機会の拡大) 実験等を終了し、又は中断した実験動物の処分として、障害や疾病の程度が軽く、かつ安全衛生上問題がなく、かつ譲渡に適すると認められる動物については、終生飼養を希望する者へ譲り渡す等の措置を含めること。実験等に使用されない余剰動物や、施設の廃止時における動物の処分についても同様とする。	実験動物といえども命あるものであることに鑑み、可能な限り生存機会の拡大に努めるべきです。実験動物保護に関わるEU指令にも定めがあり、また、日本でも一部の大学では実績もあり、選択肢の1つに含めるべき。	今後の参考とさせていただきます。	20
その他	基本指針とは別に「環境省は、本基準の内容を解説する書類を作成することができる」のような「基準解説書」の根拠となる条文を基準の適所に加える。	「基準解説書」の根拠条文が、「基本的な指針」に加え「基準」そのものにもあるべき。	ご意見として伺います。	1
その他	「施設」が建物等の建造物、飼育室、飼育送致、飼育ケージのどれをしめすか不明な箇所、「適応除外」での畜産動物や生態研究用の動物に扱い等に混乱が生じている。		今後の参考とさせていただきます。	
その他	「動物実験を禁止する」と明記。 「動物実験はすべてにおいて原則禁止するもの」に変更。	・動物実験はそもそも禁止すべし ・実験済みのワクチンで副作用が出る等、動物実験が無意味であることは既に証明されている。	今後の参考とさせていただきます。	1

5. 産業動物の飼養及び保管に関する基準

該当箇所	意見等の概要	理由	回答案	数
第1	「管理者及び飼養者は」の後に、「動物が命と感受性あるものであることをかんがみ、」を追加すべき。	本法にて規定される動物種は中枢神経を持ち、苦痛に対する感受性が有り、感情を持つ。動物に関わる人間が、まず、認識すべきことである。本来は法で謳うべき。	法第2条の表現を踏まえたものであることから、原案のとおりとします。	1
第1	「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、責任をもってこれを保管し」を、「いずれ産業動物として、と畜されるのであっても、飼養している間は、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保し、愛情をもって飼養するように努めるとともに、快適性に配慮した飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、責任をもってこれを保管し」と修正すべき。		「いずれ産業動物として、と畜されるのであっても、飼養している間は、」との表現は、全ての産業動物がと畜される訳ではないことから、原案のとおりとします。 適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、には「愛情をもって飼養すること」を具現化するものと考えます	1
第1	「管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。」を 「管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに快適性に配慮した飼養管理の構築に努めること」に修正すべき	国が普及啓発をおこなっているアニマルウェルフェア「家畜の快適性に配慮した飼養管理」の基本指針の内容であり、第3の5の新設項の内容を盛り込むべきです。	本項では一般原則を述べており、産業動物の飼養では、人への危害への予防も重要であることから 原案のとおりとします。 また快適性に配慮した、というご指摘の趣旨については 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における修正部分に含まれています	1
第1	「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を「産業等の利用に供する達成だけを重視せず」に修正すべき	適切な給餌及び給水、健康管理、習性等を考慮した環境の確保で産業等の利用に供する目的の達成には支障は及ぼさない。これらを怠った方が目的の達成、食の安全を守ることはできない。	ご指摘の部分は法第2条の表現を踏まえたものであることから原案のとおりとします。 適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、には「愛情をもって飼養すること」を具現化するものと考えます	2
第1	「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除する。	「適切な給餌及び給水、必要な健康の管理」等は、産業動物の飼育のあらゆる側面が必要。 例えば採卵鶏の強制換羽に関しても、給餌・給水を完全に断つのではなく、低たんぱく・低エネルギーの飼料を与えることで誘導する方法もあり、「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」といった文言によって過度の苦痛が許容されることのないようにするべき。		6
第1	「産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」を削除する。また、素案で削除されていた「愛情をもって飼養するように努めるとともに」を残す。	「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」の一文がなくとも、それがこの基準の規定事項の前提であることは明らかであり、あえて述べる必要はない。ことさらに、「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で」と述べれば、産業動物管理者や飼養者は安易にこれを利用し、産業動物の福祉をないがしろにするどころか本来遵守すべき基準等に定められた事項を怠りかねない。また、天寿を全うすることなく殺される産業動物でも、飼養されている間、愛情を注がれるべきであるのは当然であり、「愛情をもって飼養するように努めるとともに」を削除する意図が理解できない。これを削除するならば、ますます産業動物の福祉が軽視されかねない。		9
第1	「環境を確保するとともに、」の後に「快適性に配慮した飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、」を加える	産業動物福祉の国際潮流を踏まえ、また、国内でもアニマルウェルフェア指針が策定され、今般の環境省における動物愛護管理基本指針の改定案でもこの普及啓発の推進が提案されている状況に鑑み、一般原則に「快適性に配慮した飼養及び保管の環境の構築」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。	3
第1	「支障を及ぼさない範囲で」の後に、「動物の福祉に基づき」を挿入。	我が国の畜産の現状は動物福祉を無視した工場的畜産が大半である。現在の指針では、不十分である。動物愛護管理法の理念を組み込むには、環境省が主体となって、一步前進することが望まれる。他の飼育動物の飼養管理のあり方と産業動物の飼養管理のあり方に差があってはならず、動物愛護管理法の愛護動物のすべては、この法律の基で動物福祉に配慮して飼養管理がされるべきである。		2
第1	「責任をもってこれを保管し、」を「責任をもってこれを飼養及び保管し、」とする。	「保管」のみでは、産業動物をモノ扱いしている感がある。法律や他の飼養保管基準にない、「飼養及び保管」とすべき。	ご指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	4
第1	飼養施設の構造（その際動物が向きを変えたり寝そべったり出来ない様なスペースを最低基準としてはならない）苦痛や恐怖を与えないと屠殺方法についても規定を設けてください。	子供の情操教育、食育ひいては人間社会の健全なあり方にかかわる重大事であるから。	苦痛や恐怖を与えない殺処分方法については、動物愛護管理法第40条と平成19年環境省告示第105号に記載があるので、ここで記載する必要はないと考えます	3

第1	<p>「管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性を理解し、かつ、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、」を</p> <p>「管理者及び飼養者は、命あるものである産業動物の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生理、生態、習性及びアニマルウェルフェアに配慮した飼育方法を理解し、また動物の健康が食の安全性につながることを認識し、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境と広さを確保するとともに、」に修正すべき。</p>	<p>他の基準同様、命あるものとするべきである。</p> <p>「産業などの利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲」というのがどういう範囲なのか、改正案では明確にされていない。現代の畜産業において、動物は無麻酔で体の一部を切断され、その習性に配慮されているとはいえない環境で飼育されているが、そういった動物への扱いが、「産業などの利用に供する目的の達成に」に欠かせないという解釈になるのかどうか、この一文では判断できない。しかし、もしそのような解釈ならば、それは誤りである。無麻酔で体の一部を切断したり、メスの豚を方向転換すらできない檻（妊娠ストール）の中に一生閉じ込めたり、肉用鶏に1㎡当たり16羽という過密飼育を強いる行為は、産業の利用に供する目的の達成に欠かせないものではない。残酷な行為をしなくとも目的は達成できるのであり、実際、畜産動物に対して無麻酔で体の一部の切断、過密飼育、妊娠ストール飼育などをしていない畜産業者もある。つまり、「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲」は不必要な一文であるため削除が望ましい。</p>	<p>ご指摘の部分は法第2条の表現を踏まえたものであることから原案のとおりとします。</p>	5
第1	<p>「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに」を</p> <p>「いずれ産業動物として、と畜されるのであっても、飼養している間は、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保し、愛情をもって飼養するように努めるとともに」に修正すべき。</p>	<p>産業などの利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲」というのがどういう範囲なのか、改正案では明確にされていない。現代の畜産業において、動物は無麻酔で体の一部を切断され、その習性に配慮されているとはいえない環境で飼育されているが、そういった動物への扱いが、「産業などの利用に供する目的の達成に」に欠かせないという解釈になるのかどうか、この一文では判断できない。しかし、もしそのような解釈ならば、それは誤りである。無麻酔で体の一部を切断したり、メスの豚を方向転換すらできない檻（妊娠ストール）の中に一生閉じ込めたり、肉用鶏に1㎡当たり16羽という過密飼育を強いる行為は、産業の利用に供する目的の達成に欠かせないものではない。残酷な行為をしなくとも目的は達成できるのであり、実際、畜産動物に対して無麻酔で体の一部の切断、過密飼育、妊娠ストール飼育などをしていない畜産業者もある。また「愛情をもって飼養するように努める」という一文を削除することは、産業動物への扱いを悪化させることになりかねない。現代の集約的な工場畜産では、乳牛は広々とした放牧地で草を食んでいるのではなく、糞をするのも寝るのも同じ畳一帖分のスペースで繋がれて飼育されるというのが一般的なスタイルである。また採卵用の鶏は1羽あたりB5サイズのケージの中に押し込められており羽ばたきすることも砂浴びすることも、巢の中で卵を産むこともできない。こういった動物への扱い、はあきらかに命ある動物への思いやりに欠けるものである。産業動物であっても動物の愛護および管理に関する法律の対象動物であり、犬や猫と同じように感受性があり苦しむ生き物である。この基準において、産業動物であっても愛情をかける対象であることを忘れてはならないと示すべきである。</p>	<p>ご指摘の部分は法第2条の表現を踏まえたものであり、「いずれ産業動物として、と畜されるのであっても、飼養している間は、」の表現は、全ての産業動物がと畜される訳ではないことから、原案のとおりとします。</p>	4
第1	<p>「考慮した環境を確保するとともに、」の後に、「快適性に配慮した飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、」を挿入。</p>	<p>産業動物福祉の国際潮流を踏まえ、また、国内でもアニマルウェルフェア指針が策定され、今般の環境省における動物愛護管理基本指針の改定案でもこの指針の普及啓発の推進が提案されている状況に鑑み、一般原則に「快適性に配慮した飼養及び保管の環境の構築」を追加すべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。</p>	5
第1	<p>「産業動物の飼養及び保管並びに産業上の利用が、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、施設内における本基準の適正な周知に努めること。」を、新設項として周知に関する項目を追加する。</p>	<p>近年、日本においても畜産施設は大規模・集約化しており、従業員への周知徹底は重要である。海外で畜産施設内での動物虐待が告発されるのも、従業員による虐待である。また、最低限、実験動物の飼養保管基準に合わせた項目を盛り込むべき。</p>	<p>法第2条の表現を踏まえたものであることから、原案のとおりとします。</p>	10
第1	<p>「管理者及び飼養者は、国際的にアニマルウェルフェアの中心的概念となっている「5つの自由」に対応した飼育管理を段階的に実施していくことによって、動物のストレスや怪我、疾病を減らし、家畜を快適で健康な状態に保ち、安心・安全な畜産物の生産につなげるように努めること」を追加すべきである。</p>	<p>これらを段階的に実行することは、産業動物の福祉向上にとって非常に重要である。</p>	<p>ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。</p>	1
第1	<p>「産業動物の飼養状況を一般に周知し、」「適切な飼養管理が出来ない場合は虐待となる事を十分認識しなければならない。」を追加すべき。</p>	<p>産業動物は経済性のみを優先し、動物の生態や快適性を無視した飼養をされる場合が多い。しかしその実態は飼養者によって隠されている事が多く、一般市民に知られておらず、その事が明らかになれば環境の改善につながる。動物を守る事を目的とする愛護法ではより動物の福祉に重きを置いた記述になるべきである</p>	<p>法第2条の表現を踏まえたものであることから、原案のとおりとします。虐待については法第44条第2項に規定されています。</p>	1

第1	下記の項目を追加するべき。 「人間の利益のために動物の命等を頂だいするのであるから、動物に対する感謝の念を忘れてはいけない。繁殖の目的だけで飼養するのではなく、命のある限りはその動物の尊厳と快適な生活を確保することに努めてこそ、私たち人間が動物の命を頂だいすることも許されるのではないかと考えます。 それぞれの動物は人間のためだけに生まれ生きてきたわけではなく、それぞれが、良い質の生を生きる権利を持っているはずで、産業動物に対しても良い質の飼養況を提供するべきと、これからは人間も意識を変えていくべきだと考えています。」	人間の利益のために動物の命等を頂だいするのであるから、動物に対する感謝の念を忘れてはいけない。繁殖の目的だけで飼養するのではなく、命のある限りはその動物の尊厳と快適な生活を確保することに努めてこそ、私たち人間が動物の命を頂だいすることも許されるのではないかと考えます。 それぞれの動物は人間のためだけに生まれ生きてきたわけではなく、それぞれが、良い質の生を生きる権利を持っているはずで、産業動物に対しても良い質の飼養況を提供するべきと、これからは人間も意識を変えていくべきだと考えています。」	産業動物の全ての種類が殺処分される訳ではないことから、原案のとおりとします。	2
第2. (1)	「哺乳類及び鳥類に属する動物」を「すべての脊椎動物と頭足類、円口類」に修正すべき。	C I O M S (国際医科学団体協議会)は医学生物学領域の動物実験に関する国際原則の中で「実験者は、人間に痛みを引き起こす処置は他の脊椎動物にも痛みを引き起こすと考えるべきである」と記している。またE U動物実験指令には「本指令には、脊椎動物に加え、痛み、苦痛、ストレスそして持続的な害からの苦痛を感じる事が科学的に証明されている円口類、頭足類を含む。」と記されている。 とくに、産業動物としての利用の多い魚類については、この基準から外れるべきではない。過密飼育される魚の養殖場では魚はストレスを感じ病気になるやすいため、たくさん水産用医薬品が投げ入れられている。また、養殖されるフグは過密飼育のストレスからお互いをかみ合ってしまうため、抜歯が行われるが、抜歯されたフグはしばらく食欲をなくすことも知られている。野生のタラは、海底付近で海藻やさまざまな物体を口で操って多くの時間を過ごすのが、養殖されるタラには、そのような機会がないので、タラは仕切りの魚網をかじってこの欲求を満たそうとすることも報告されている。また、O I E (世界動物保健機関)は水生動物衛生規約のなかで「養殖魚の安楽死の方法」を記している。	現時点では、追加する必要はないものと考えています。	11
第3	「産業動物の衛生管理及び安全の保持」を「産業動物の健康及び衛生管理並びに安全」に修正する。	家庭動物、展示動物、実験動物については、「健康及び安全の保持」となっているのに対し、産業動物のみ「健康」ではなく「衛生管理」となっていることに違和感がある。産業動物の福祉を重視したならば、「健康」も入れるべき。	衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。	36
第3	「産業動物の衛生管理及び安全の保持」を「産業動物の衛生管理及び健康と安全の保持並びに快適性の配慮」とする。	本来の習性が発現できるように努めること。必要な運動。休息及び睡眠を確保し、給餌及び給水を行うべき。	快適性については第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています	1
第3	「産業動物の衛生管理及び健康と安全の保持並びに快適性への配慮を十分に行い、先進欧米を目指す。」との前文を追加する。	利益を最優先して、十分な飼育環境・教育を怠る事は、信用を落とす。	衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。 快適性の記載については第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています また日本は日本の状況に適合した形で改善されると考えられることから、原案のとおりとします。	1
第3	「産業動物の衛生管理及び安全の保持」を「産業動物の適正管理と安全の保持」とする。	改正案には「5・・・快適性に配慮した飼養及び保管に努めること」が新設されている。従って、その表題も5項を含むべく変更すべき。	ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。	1
第3. (3カ所)	文中の「努める」を削除すべき。		本基準の根拠は法第7条であり、その構造からみて強制力のある規制を課すことはできません。	1
第3. 1. 3	1「産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する」を「産業動物の衛生管理並びに健康及び安全の保持」とする。 3「産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。」を「産業動物の衛生管理並びに健康及び安全の保持」とする。	改正法第一条で法の目的に盛り込まれた「健康及び安全の保持」、すなわち動物福祉の概念を、産業動物の飼養保管基準にも反映させるべき。産業動物の健康が保持されることは、生産者・消費者にとっても利益となり、決して産業と対立する事項ではない。改正法の理念を反映した基準改正とするべき。	衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。	2
第3 1~3	1. 2. 3に記載されている「衛生」を「健康」と修正すべき。	動物愛護管理法は、動物の健康と安全と記載され、衛生との記載はないから	衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。	1

第3.2	<p>「管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。」を</p> <p>「管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たって、電気・ガス・水道が停止した際、生存が困難になる動物を飼育する場合は、動物の生存を維持するために必要な、自家発電機などの装置を備える、火災の原因となる電気系の設備点検を定期的に行い消火器などの消火設備を設置する、など必要に応じて産業動物の衛生管理、健康及び安全の保持に必要な設備を設けなければならない。また災害時にスムーズな動物救護が行える施設構造にしなければならない。」に修正すべき。</p>	<p>ペット、実験動物、展示動物に比べ、畜産動物の数はずっと多いであり、災害時対策については、特に基準に明確にすべきである。</p> <p>また、家庭動物、展示動物、実験動物の基準においては、「健康及び安全の保持」と記載されている。産業動物だけ「衛生管理」と記すことは、産業動物への愛護意識の普及の妨げとなる。経済動物である前に、感受性のあるかけがえのない命であり、このような差別化はすべきではない。</p> <p>2012年の、動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議において、この法律の施行するにあたって留意する点として、「十 被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。」とされている。</p> <p>東北大震災では、原発20キロ圏内に鶏が40～60万羽、豚は30000万頭、牛は3000頭いたとされるが、その多くが金網の中に閉じ込められたまま、あるいは囲いの中で餓死していったのであり、人が避難して2ヵ月後、まだ生き残っていた畜産動物数千が殺処分されたのである。未曾有の大災害であったとはいえ、二度とこのようなむごいことを起こしてはならない。また養豚業者の勉強会では、停電で換気扇がとまって豚が窒息死し、何百頭も死んだという報告が何度も出されているという実態があり、緊急時対策は、畜産動物の安全保持に欠かせない。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	16
第3.2	<p>「必要に応じて衛生管理及び安全の保持に」を「環境管理及び安全の保持のために、動物種に応じて動物福祉に配慮して」に修正。「ように努める」を削除。</p>	<p>動物愛護管理法の理念に沿うよう、産業動物に対しても動物福祉に適合した飼養管理を行うべきである。また、飼育下に置かれた産業動物の尊厳を徹底的に無視し、非動物福祉的な飼育の有り方を一歩でも改善するために、文化国家として、全面的に改善されることを望む。</p>	<p>動物福祉に適合した飼養管理とは、必要に応じて衛生管理、健康や安全を保持することに他ならず、基準の目指すところは同様だと考えます。</p> <p>本規定は努力規定であるため、「ように努める」を削除することはできません</p>	11
第3.2	<p>「個々の産業動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。また、産業動物の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動を可能とする放牧場の確保に努めること。」</p> <p>「産業動物に過度なストレスがかからないように、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。」</p> <p>「床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、産業動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。」の項目を追加・新設すること。</p>	<p>最低限、実験動物の飼養保管基準に合わせた項目を盛り込むべき。</p> <p>特に、産業動物においては、「5つの自由」のうちの「行動の自由」が阻害されている場合が多く、空間について過度に狭くならないよう、規定を設けることは重要。また、できる限り放牧等ができる場所の確保を行うことを努力規定として設けるべき。</p> <p>また、高温多湿の日本においては、畜産施設における夏の暑熱対策は特に重要であり、適切な温度、湿度、換気などについて定めるべき。日照管理についても適切に行うべきである。施設・設備によって動物が傷害等を受けないようにすることも重要。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれています。</p>	2
第3.4	<p>4「産業動物の安全の保持」を「産業動物の健康及び安全の保持」とする。 (「健康」を追加する。)</p>	<p>改正法第一条で法の目的に盛り込まれた「健康及び安全の保持」、すなわち動物福祉の概念を、産業動物の飼養保管基準にも反映させるべき。産業動物の健康が保持されることは、生産者・消費者にとっても利益となり、決して産業と対立する事項ではない。改正法の理念を反映した基準改正とすべき。</p>	<p>衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。</p>	3
第3.5	<p>「管理者及び飼養者は、」の後に「『アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針』及び国際獣疫事務局(OIE)が定める動物福祉に関する指針を参考に、」を挿入。</p>	<p>国際的に畜産動物の福祉への取り組みが進められる中、日本においても2011年に畜産動物の、『アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針』が策定されており、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正案においても、(7) 産業動物の適正な取扱いの推進、の中で「我が国では各畜種について民間の取組により『アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針』が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。」と記されている。現時点で多くの畜産業者はこの指針を認知しておらず、普及させるためにも、この指針の存在を、産業動物の飼養及び保管に関する基準の中に明記すべきである。さらに、国際的なアニマルウェルフェアの動向に対応するため、OIEの定める指針への対応が必要である。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれています。</p>	10
第3.5	<p>「快適性」を「福祉」に修正すべき。</p>	<p>快適性に配慮した飼養・保管は、どのようなものか想像困難で説明できないし、5つの自由に基づく飼養完治の動物福祉の方が理解しやすいから。</p>		11
第3.5	<p>「飼養又は保管する産業動物の」を「産業動物の「5つの自由」を規範とした」に修正。</p>	<p>国際的に認知されている「5つの自由」を明記し、「快適性」に具体性をもたせるべきだから。</p>		3

第3,5	産業動物の適正な管理に、安楽死を追加すべき。		動物福祉の観点から、動物を殺す場合の方法については、動物愛護管理法第40条と平成19年環境省告示第105号、動物の殺処分方法に関する指針で、できるだけ苦痛を与えない方法を用いることが定められているため、追加する必要はないと考えます。	4
第3,5	「事例として採卵鶏のバタリーケージや妊娠豚用のストールは廃止」を追記。	国際的にもバタリーケージやストールは廃止の方向にあるので、日本も早く廃止の方向に持っていく必要があると思います。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	2
第3,5	「飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。」を、「産業動物のアニマルウェルフェア「5つの自由」をベースとした快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。」に修正すべき。	アニマルウェルフェアには家畜への福祉も含まれており、アニマルウェルフェアの思想は国際的に広まりを見せているため、先進国である日本も乗り遅れては恥であります。	ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれていません。	2
第3	「管理者は、飼養者に対して必要な教育訓練が確保されるよう努めること。」の「教育訓練等」の項目を新設する。	近年、日本においても畜産施設は大規模・集約化しており、従業員への教育訓練の必要性は増している。最低限、実験動物の飼養保管基準に合わせた項目を盛り込むべき。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	2
第3	「管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする産業動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。」を新設項として、追加する。	毎日の見回りは当然必要であり、動物の疾病や傷害の発見に努め、死体などが放置されないよう、基準に新設項を設ける必要がある。また、最低限、実験動物の飼養保管基準に合わせた項目を盛り込むべき。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	2
第3	「管理者等は、産業動物の飼養及び保管の適正化を図るため、産業動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、産業動物の記録管理を適正に行うよう努めること。」の「記録管理の適正化」に関する項を新設する。	経営上求められる記録は当然なされているものと考えられるが、動物の健康及び安全の保持の目的においても適正に記録を行うことで管理がなされるべき。また、最低限、実験動物の飼養保管基準に合わせた項目を盛り込むべき。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	2
第3	輸送に関する項を新設する。 「なるべく短時間に輸送できる方法を探り、長時間になる場合は適度な休憩を入れること等により、産業動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。」 「輸送中の畜産動物には過度な絶食・絶水を行わず、必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。」 「産業動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、産業動物の健康及び安全を確保し、並びに産業動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。」	日本においても北海道・九州から関東への出荷などの畜産動物の長距離輸送が行われており、輸送に関しても、最低限、実験動物の飼養保管基準に準じる項目を盛り込むべき。追加事項として、適度な休憩と、と畜前の絶食・絶水が過度とならないような配慮について追加する。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	3
第3	殺処分および死体の処理に関する項を新設する。 「疾病等により回復の見込みのない障害を受けた産業動物を殺処分する場合には、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号）に基づき適正に行うこと。また、産業動物の死体については、関連法に基づいた適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。」	最低限、実験動物の飼養保管基準に準じる項目を盛り込むべき。 特に殺処分方法は動物福祉にとって重要な課題であり、基準に定めがないことは考えられない。 また、死体の処理についても、放置・投棄等をするのではなく、?廃棄物の処理及び清掃に関する法律?にもとづいた処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすることを定めるべき。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	3
第3	「飼養・管理者は、「『5つの自由』（①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快感からの自由、⑤正常な行動ができる自由）を、飼養動物に対して保証しなければならない。」の項目を付け加えるべき。	「5つの自由」は、国際的に認知された概念であり、命あるものに対して最低限確保されなければならない自由である。現在の産業動物の置かれている状況は程遠く、動物が命あるものである以上、改善を促すためにひとつであるため。	ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれていません。	10
第3	「管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性に応じ、適切に給餌及び給水を行うこと。」を追加する。	改正法第二条で法の基本原則に盛り込まれた給餌・給水に関する定め、すなわち「5つの自由」のうちの「飢えや渇きからの自由」について、産業動物の飼養保管基準にも反映させるべき。	ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれていません。	10

<p>第3.1 ~5</p>	<p>該当箇所全体を以下のように置き換えるべきです。 「第3 産業動物の衛生管理及び健康と安全の保持並びに快適性への配慮 1 飼養及び保管の方法 管理者及び飼養者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、できる限り産業動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、できる限り健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。 (1) 産業動物の生理、生態、習性、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。 (2) 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、みだりに、疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないことは、動物の虐待となることについて十分に認識すること。 (3) 産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与え、産業動物の衛生管理及び健康と安全の保持に努めること。 (4) 産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持に努めるとともに産業動物に対する虐待を防止すること。 (5) その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。 (6) 産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び健康と安全の保持、快適性に配慮した飼養及び保管に関する知識と技術を習得するように努めること。 (7) 産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び健康と安全の保持、快適性に配慮した飼養及び保管に必要な設備を設けるように努めること。 (8) 産業動物の健康と安全の保持に不可欠な自動式又は機械式の設備は、最低でも1日1回点検を行うこと。 2 施設の構造等 管理者は、産業動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。また、当該施設ができる限り動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。 (1) 産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の産業動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。 (2) 産業動物に過度なストレスがかからないように、産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、通風、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。 (3) 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、産業動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。 3 飼養者の教育訓練等 管理者は、産業動物の飼養及び保管が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養者に対して必要な教育訓練を行い、産業動物の保護、産業動物による事故の防止に努めること。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本項目のタイトルが「産業動物の衛生管理及び安全の保持」となっていますが、家庭動物、展示動物、実験動物においては全て「健康及び安全の保持」となっています。産業動物のみ「健康」が配慮されない合理的根拠はないため、「健康」を含めるべきです。また、産業動物福祉の国際潮流を踏まえ、国内でも「アニマルウェルフェア指針」が策定され、今般の環境省における動物愛護管理基本指針改定案でも、この指針の普及啓発の推進が提案されている状況に鑑み、「快適性への配慮」を追加すべきです。 ・ 本項目の内容全体について、家庭動物、展示動物、実験動物の基準に比べて、本基準のみが昭和62年以来改訂されていないため、時代背景を全く加味しない著しく遅れた内容になっています。産業動物福祉の国際潮流を踏まえ、国内でも「アニマルウェルフェア指針」が策定され、今般の環境省における動物愛護管理基本指針改定案でも、この指針の普及啓発の推進が提案されている状況にも鑑み、少なくとも他の基準と同等の内容とすべきです。 ・ 今回の法改正で、虐待の例示に疾病または負傷した動物の適切な保護を行わないことが追加された（動物愛護管理法第44条第2項）ことを踏まえ、今般の環境省における家庭動物・展示動物の飼養保管基準の改定案で、疾病・負傷の放置が虐待に相当することが追記されました。動物愛護管理法第44条は産業動物にも適用され、他の動物と区別する理由はないため、本基準にも含めるべきです。 ・ 産業動物と同様に、人の利益のために飼養されている展示動物・実験動物においては、飼養保管基準中に動物の福祉に配慮した「施設の構造等」がすでに明記されているにも関わらず、同じく動物愛護管理法の対象である産業動物においては、今回の改定案にも反映されないのは不合理と言えます。他の基準との整合性をとるためにも、「施設の構造等」「教育訓練等」についての項目を追加すべきです。 ・ 国際的に家畜福祉への取組みが進展しており、また、基本指針改定案の中でも、「アニマルウェルフェア指針」の普及啓発の推進を掲げている以上、生産者側も家畜福祉を学び、取り入れていく姿勢が必要です。 ・ 近年の大規模集約型畜産の進展に伴い、給餌、給水、換気等の自動化、機械化が進んでおり、これらの設備の故障は産業動物の健康や飼養環境に悪影響を及ぼすため、適切に維持し、管理する必要があります。したがってこれらの設備が正常に作動しているかどうかを最低でも1日1回は点検を行う必要があります。 ・ なお、現実の産業動物の飼養保管状況との整合性をとるために、適宜「できる限り」または「産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、」という前置を入れましたが、欧米諸国でバッテリーケージやストール飼いの禁止が続々と進んでいる状況を鑑みると、このような前置は将来的に必要ななくなるような飼養保管形態をわが国でも目指すべきであることを付言します。 	<p>アニマルウェルフェアへの配慮については、第3-5による改正部分に含まれていますが、ご指摘いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます</p>	<p>19</p>
<p>第4</p>	<p>「産業動物を生きたまま輸出入することを禁止する」の項目を追加すべき。</p>	<p>長距離の輸送は動物に大きな負担を与える。世界動物保健機関(OIE)は2005年に畜産動物の地上輸送、海上輸送、航空輸送について福祉規約を定めており、その第一条で「最短にすること」が規定されている。日本は繁殖用などに毎年牛と豚だけで1万頭以上を輸入しているが、人工授精等による繁殖技法がある中、生きたまま輸出入の必要性はない。</p>	<p>この基準の根拠は法第7条7項であり、第7条の構造から見て輸出入の禁止など強制力のある規制を課すことは出来ないと考えます。</p>	<p>9</p>

第4.3	「産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。」を 「産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、できるだけ短時間に輸送できる方法を探ること等により、産業動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくし、輸送中には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。さらに、と畜されるものであっても、輸送時に恐怖やストレス、不快を与える状況に置かず、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。」に修正すべき。	家庭動物、展示動物、実験動物の基準においては、輸送時の取り扱いについて、上記のような基準が記されている。長時間の輸送、不適切な換気などでストレスを感じるのは、産業動物も一緒である。 さらにと畜されるものであることを前提としているためか、動物同士が重なり合い詰め込まれた状態で輸送されていることが見られるが、これは動物の衛生状況、食の安全の上でも不適切であり、基準への明記が必要である。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	12
第4.3	「衛生管理及び安全の保持」を「健康及び衛生管理並びに安全」に修正。	最低限「健康」に配慮すべき、本来ならば、展示動物と同等の規定にすべき。	衛生管理及び安全の保持が産業動物の健康を保つための手段であることから原案のとおりとします。	11
第4.3	「管理者及び飼養者は、産業動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意し、産業動物の健康及び安全の確保並びに産業動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。 (1) 産業動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。 (2) 産業動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を探るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、産業動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。 (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。」	2005年には01Eにおいて家畜の輸送に関する福祉規定が採択されています。また、展示動物・実験動物の飼養保管基準においても、輸送時の動物への福祉的配慮事項が明記されていることから、少なくとも両基準に書かれている、短時間輸送、休憩時間の確保、輸送時の適切な給餌・給水、車両等の室温調整、輸送に用いる車両・容器等について、本基準においても明記すべきです。	ご指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	20
第4.3	文中の「努める」を削除すべき。(2カ所)		本規定は努力規定ですので、努めるを削除することはできません。	9
第5.1	文中の「努める」を削除すべき。			1
第5.3	「管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、産業動物の保護並びに産業動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めること。」 該当箇所を修正すべきです。	2011年の東日本大震災において多くの産業動物が取り残され、惨たらしい死を遂げたことは多くの国民の記憶に新しく、また、今般の環境省における動物愛護管理基本指針の改定案で災害時対策の強化が提案されていることや、昨年の法改正における衆参議院での附帯決議（「牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、…」）も踏まえ、また、展示動物・実験動物の飼養保管基準との整合性の観点から、災害時対策の強化は必須です。	ご指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。	26
第5	施設の構造並びに飼養及び保管の方法、逸走時対策についての項目を追加することを求めます。	これらの項目は、展示動物・実験動物の飼養保管基準に定められていますが、産業動物の基準で定められない理由はありません。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。	15
第6	悪臭や害虫等の発生、水質汚濁の防止についても追加することを求めます。	展示動物・実験動物の飼養保管基準においては、悪臭や害虫等の発生の防止について、すでに明記されており、周辺的生活環境への汚染度がより高いと思われる産業動物についても、これについて明記する必要があります。また、ここ数年、畜産経営に起因する苦情のほとんどが、悪臭と水質汚濁が占めていることから（H24：悪臭55.5% 水質汚濁25.4% ※農水省調べ）、現状に即した内容を反映させるべきです。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	13
その他	国際的なアニマルウェルフェアの流れに即した動物福祉に考慮した基準とすべきです。 またそれらは、繁殖・飼養・管理・運搬においてはもちろん、屠殺・それ以外の殺処分においても遵守され、屠殺・殺処分の際には、できる限り苦痛の軽減に努め、獣医師の手によってなされるべき。	動物は苦痛を感じる命ある生き物である以上、産業動物に関しても、その利用に大きな支障がでない限り、国際的なアニマルウェルフェアの流れを考慮し、その基準を取り入れていくべき。	ご指摘の趣旨については、第1 一般原則における改正部分に含まれています。	1
その他	動物についての議論が希薄であり、さらに01Eの基準との兼ね合い、TPPIによる影響など、畜産業界の変動が予測され、5年後までこのままの最小限の基準であり続けることは現実的ではない。 よりアニマルウェルフェアを取り入れた明確な基準を設ける必要性があり、議論を続け、随時かいていく必要がある		ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	13
その他	この基準の全体について関係者も交えた十分な検討を行い、全面改正とすべき。	産業動物の飼養保管基準の改正については、積年の課題となっているが、今回の基準改正についてはあまりに議論不足であり、小手先の改正の感がある。関係者も交えた具体的な議論を重ね、最低限01E（国際獣疫事務局）の規約類を反映させた全面改正を行うべき。 また、今回小改正を行うに当たっても、最低限、実験動物の飼養保管基準に準ずる内容を盛り込むべき。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	4

その他	<p>全体について 産業動物の飼養保管基準は昭和62年に制定されており、今回が26年ぶりの初改正となりますが、制定から現在までの間に産業動物の福祉をとりまく国際情勢は大きな発展を遂げました。しかし、日本は先進国でありながらも、こうした国際的な潮流に反して、国内畜産業のほとんどが舎飼、繋留、拘束という低福祉と言わざるを得ない集約的畜産方式が続けられています。2011年に農林水産省において「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（以下、「アニマルウェルフェア指針」という。）」が策定されましたが、これはあくまでもある特定の事業計画の一環として作成されたものであり、法的な基盤を持ちません。日本で世界の動向と同じような産業動物の福祉向上を目指すためには、法律に基づいて行われるべきであり、産業動物の福祉を確保するための唯一の法律である動物愛護管理法に基づいた産業動物の飼養保管基準に、産業動物の福祉的配慮事項を取り入れることが重要となります。これらのことを鑑みて、今回の基準の改定において、国際的な流れにそった産業動物の福祉的配慮事項を随所に打ち出していくことを強く求めます。</p>		<p>ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>	4
その他	<p>以下の項目を新設すべきです。 「・人と動物の共通感染症に係る知識の習得等 飼養者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、産業動物の飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、産業動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分にを行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。 管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。 ・動物の記録管理の適正化 管理者は、産業動物の飼養及び保管の適正化を図るため、個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。」</p>	<p>これらの項目は、展示動物・実験動物の飼養保管基準に定められていますが、産業動物の基準で定められない理由はありません。特に人と動物の共通感染症に係る知識の習得については、公衆衛生の観点から産業動物の分野でこそ定められるべき項目です。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>	8
その他	<p>「・と畜場以外における殺処分と畜場以外でやむを得ず産業動物を殺処分しなければならない場合は、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号）に基づき、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。」の項目を新設すべきです。</p>	<p>食用に供さない目的又はと畜場法第13条第1項1から4に基づき、と畜場以外においてやむを得ず産業動物を殺処分しなければならない場合でも、人道の観点及び動物福祉の観点から、不適切な殺処分は行われてはならず、できる限り獣医学的に認められた苦痛の少ない方法で殺処分を行うことを規定すべきです。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、既に当該基準の中に盛り込まれているものと考えています。</p>	14
その他	<p>と畜場における個別基準等を新設し、係留及び屠殺時の家畜の福祉の確保について明記すべき。</p>	<p>屠殺に関しては、と畜場法が定められているが、その中で動物への配慮事項は明記されていない。2005年にOIEにおいて屠殺福祉規約が採択されたことから、「動物の殺処分方法に関する指針」を踏まえ、本基準においても屠殺時に産業動物に対して苦痛及び苦悩をなるべく与えない配慮事項を明記することを求める。 また、全国の半数以上のと畜場の係留所において、最低限の福祉である給水設備の設置がされていないことから（北海道帯広食肉衛生検査所、2012）、係留所に関する産業動物への福祉についても言及すべき。</p>	<p>本基準の根拠は法第7条であり、その構造からみて強制力のある規制を課すことはできません。</p>	13
その他	<p>「産業用動物飼育を禁止する」を明記。</p>	<p>産業用動物は禁止すべし</p>	<p>本基準の根拠は法第7条であり、その構造からみて強制力のある規制を課すことはできません。</p>	12
その他	<p>緊急時対策を加筆すべき</p>	<p>本基準改正の根拠は、動物愛護管理法の改正である。本法律の改正案を作成した環境委員会は、附帯決議において産業動物の緊急時対策について言及している。今回の基準改正でもこれらに添えるべく改正すべき。</p>	<p>ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>	1
その他	<p>産業動物の管理についても、動物の福祉に配慮し、具体的な適正給餌、給水等取扱い方法、虐待防止、設備の保持点検等明記すべき。 動物種に応じた空間の確保、空調設備、清掃義務等施設内構造等についても明記すべき、輸送にあたって湿度、気温などの環境保持、空間保持、給餌給水の義務などを明記すべき。</p>	<p>産業動物であっても動物の福祉は当然履行されるべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。</p>	1

その他	産業動物の管理についても、感染症の知識の習得、動物の記録管理義務等についても明記すべき		ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	1
その他	2011年社団法人畜産技術協会が「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を作成している。「5つの自由」も明記されている。畜産農家への飼育方法についてのアンケート結果のまとめも充実しており、これらの情報を動物愛護管法に活かせるとよい。		ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	1
その他	今回の基準改定において福祉的配慮事項を随所に打ち出すべき。	産業動物は人間等に食されるために飼養される動物だからこそ、飼養の過程では動物福祉の原則を大切にすこしでも快適で苦痛の少ない、恐怖のない日々を過ごさせてやりたい。	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。	1
その他	産業動物の飼養及び保管に関する基準改正案 に以下の項目を付け加えるべき。飼養・管理者は、「『5つの自由』（①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快感からの自由、⑤正常な行動ができる自由）を、飼養動物に対して保証しなければならない。	「5つの自由」は、国際的に認知された概念であり、命あるものに対して最低限確保されなければならない自由である。	ご指摘の趣旨は 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持における改正部分に含まれています。	1

6. 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

該当箇所	意見等の概要	理由	数
第1	「非常災害時に」の「非常」を削除する。	落雷等で逸走する事例も相当数あり、「非常災害」に限定する必要はない。	8
第1	「迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物」に「周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼした動物」を加える	所有者の特定は、所有者が加害者になる可能性を示すことで所有者に対して責任を認識させるため。	9
第4.(2).イ	「入れ墨」を削除すべき。	例えば動物が盗難等にあった場合、入れ墨部分を切除されてしまえば識別できなくなり、あまり有効とはいえない上、動物に痛みを与える方法は避けるべき。	3
第4.(2).イ	最後の一文に「併用して装着し、適宜点検を怠らないこと。」を追加する。	経時変化を見逃さないため。	3
第4.(2).イ	「非常災害時でも」を、「非常災害時においても」に修正すべき。	日本語としてわかりやすい。	4
第4.(2).ロ	「入れ墨」を削除すべき。	例えば動物が盗難等にあった場合、入れ墨部分を切除されてしまえば識別できなくなり、あまり有効とはいえない上、動物に痛みを与える方法は避けるべき。	1
第5	「可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。」の「可能な限り」を削除すべき。	「可能な限り」という但し書きをつけてしまうと、外科的な措置が必要な識別器具を装着するのに素人がやってもよいと、解釈されかねない。	2
第5	「動物個々の性質、性格を考慮して、装着を判断し、肉体的、精神的負担を与えないようにすること」を追加する。	たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねないため。	7
第5	「努める」を、「義務づける」に修正すべき。		2
第6.(2)	「有する所有情報」を「保有する所有情報」に訂正する。	用語の適切さ。	1
第7	「読取機（リーダー）を収容施設等に配備、」を「読取機（リーダー）を警察、清掃センター、動物病院、収容施設に配備」に修正。（「交番」を挿入する。）	拾得物、または遺棄物として警察経由で収容施設に搬入される動物も多く、収容施設に入れる前に警察でしっかりと所有者確認をすべきだから。警察は、動物は自治体の担当だと思込みすぎる。拾得物なら所有者確認、遺棄なら捜査としっかりやってもらいたい。	4
第8	「また、あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には、その目的及び所有者情報の登録・更新が必要であることについて、購入者へ周知に努めること。」の「販売する場合には」を「販売することに努める」に修正する。	トレーサビリティ問題など、犬猫等販売業者等の責任をより明確にするため、繁殖、販売の時点でマイクロチップは装着するべきである。 8週齢規制のための生年月日の確認の必要性、血統書の偽造、個体のすり替えや抹消等が行えないよう厳密に個体管理をすべきであるから。	2
第8	「販売する場合には」を「販売するとともに」に修正すべき。	犬猫等の販売自体に反対ですが、最低限、修正すべきです。犬猫等命ある者を引き渡す以上、迷子になることや捨てられることを防止する義務があると思います。	3
第8	「購入者への周知に努めること。」を「購入者へ周知すること。」に修正すべき。	・登録、更新を怠ると、マイクロチップのメリットがなくなるため。 ・「努める」では弱い。特にお金がかかることではないので、周知を義務ととらえられるように修正すべき。 ・8週齢規制のための生年月日の確認の必要性、血統書の偽造、個体のすり替えや抹消等が行えないよう厳密に個体管理をすべきであるから。	1
第8	この箇所すべてを削除する。	マイクロチップの装着を前提にした規定になっている。しかし、マイクロチップについては、今後、狂犬病予防法との兼ね合いやマイクロチップやリーダー、データベース管理等の技術的な点、さらに装着に関する啓発など、さらなる検討や施策を要する段階であり、現時点でこの規定を盛り込むことは時期尚早である。	8

第8	「また、業者自身の所有情報履歴管理を徹底すること。」を追加すべき。	引取り保管所にて、個体にマイクロチップが装着されていたにも関わらず、情報が白紙の状態でも入っていなかった事例がある。少なくとも、繁殖業者あるいは販売業者にてマイクロチップを装着する場合には、一次情報を記録し、譲渡後も履歴として継続保存しておかなければ、個体の所有者や過去の追跡が不可能である。本来、マイクロチップ情報の登録申請がなされた個体しか販売は不可と定め罰則も設けるべきと考えるが、チップに対する市民賛否で全頭に浸透が困難な状況では、罰則回避の為にチップ自体が敬遠され逆効果であろう事も想像する。	当該措置は、法第7条第3項に基づき、動物の所有者が努めなければならない措置を規定していることを踏まえ、原案とおりの表現が適当であると考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
その他	「マイクロチップ」を削除すべき。		所有明示措置の一つとして、マイクロチップの装着が普及しつつあり、その現状に即した表現と考えており、削除する必要はないと考えています。	1
その他	マイクロチップの早期義務化すべき		販売される犬猫等へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこととしています。	1

7. 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

該当箇所	意見等の概要	理由	数
第1.1	「第1 犬及び猫の引取り」を「第1 犬及び猫(野良猫を除く)の引取り」に改める	法第35条第3項の規定は、本来の飼い主を探すための規定であり、野良猫は本来の飼い主が名乗り出るはずのないものである。野良猫を引取ることは、処分前提の引取りとなる。動物愛護管理法では、野良猫が野外にいることを規制しているものではないことから引取りから野良猫を対象外とするべきである。	1
第1.1	「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、」を削除する。	終生飼養の努力義務が法律に明記されたこと、法35条に「殺処分がなくなることを目指して」との文言が明記されたこと、引取りを拒むことができる場面を法律上定めたこと、引取り数、殺処分数のさらなる減少を目標とする基本指針の定めと、引取りを容易にさせる方向の「住民の便宜を考慮する」との文言は明らかに整合せず、異質の内容である。	8
第1.1		この記述は、現在行われている定点回収の根拠であると言われている。犬猫の健康や安全を確保できるような収容施設もなく、適正飼養に関する知識をあまり持たない一般職員が保管を行う定時回収場所においては、犬や猫がずさんな取扱い、管理の下に置かれているという現状があり、定時回収場所において複数の子猫が玉葱袋に詰められて放置されているという事案があったことを把握している。改正動物愛護管理法において、地方公共団体は引取り拒否を行うことが可能となったが、定時回収場所では引取りを行うべきなのかという判断も十分に行えず、また引き取るにあたっての公的身分証による身元確認、動物取扱業者かどうかの確認、持ち込み者に対する指導や助言ができないと考えられ、住民の便宜を考慮するに相当する理由が見当たらないことから削除して差し支えない。	15
第1.1		この記述が、現在も各地で行なわれている定点回収の根拠となっていると言われているが、動物の福祉の確保がなされない場所での引取りは廃止すべきであり、この部分は削除すべき。特に、昨年の法改正により行政は引取りの拒否をできることとなったが、定点回収の現場では引取るかどうかの適正な判断や十分な指導等が行えていない現状があり、改正法の施行へ向け、住民の便宜を優先させることを止めるべき。本措置の制定された1970年代とは交通事情や自動車の普及率も大きく異なっており、問題はないはずである。	15
第1.1		・犬猫が不要になり、都道府県等に引き渡そうとする住民に便宜を図ったり周知する必要もないから。飼い主責任を明確にするためにも自治体が飼い主に気を使う必要はなく、過剰サービスである。 ・飼養放棄を促す規定である。法が「終生飼養」を謳い、「殺処分ゼロ」を目指す以上は不要。	16
第1.1		「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮する」というこの一文を根拠に、引取り業務の一環として、依然として日時や場所を指定して犬猫を回収してまわる引取りを行うシステム（以下、定時定点収集という）が一部の自治体で行われている。しかし、このような行政サービスは、安易な飼育放棄を助長する。そして、定時定点収集は、自治体から委託を受けた動物飼育に関する知識のない業者、例えば運送会社等が行うこともあり、引取りの際の飼養の継続や繁殖制限等の必要な指導が適正に行われていないのが現状である。安易な理由で引取りを求める飼い主に対して、何ら咎めることなく、収集場所を点々と巡り、犬や猫を集めて回るこのシステムはまさにゴミ収集と同じであり、動物愛護法の理念に反するものである。これでは、当該告示の次項「第1 犬及びねこの引取りの2」に示されている「飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言」がきちんと行えず、矛盾が生じてくる。こういった問題だけでなく、いまや、定時定点収集を実施していない、もしくは廃止した自治体のほうが圧倒的に多い状況で、そこから判断しても、この一文は動物愛護法の理念に反するだけでなく、時代の流れにも逆らったものになっている。そして、終生飼養を定めた動物愛護法に反し、安易な理由で引取りを求めるような一部のモラルの低い住民のために、貴重な税金を使ってこのような行政サービスを行うことは極めて不公平であり、健全な市民から強い反発を招いている。そのようなことから、二重下線部分の削除を強く求める。なお、この条項の削除による「野外に放棄する者が増える」といった懸念は、遺棄という犯罪防止を強化することで対処が可能と考える。	21

第1.1	「住民の便宜を考慮するとともに、」を削除。 「引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。」を「引取りの場所等について、保健所及び動物管理センター等に定め、住民への周知徹底に努めること。」に変更する。	改正により引取り拒否を行うのであるから、引取り数は減っていく事になる。引取り拒否の理由を説明するに当たって、引取り場所の指定を保健所や動物管理センターにするのが望ましく、定点回収による安易な引き渡しは防ぐべき。	引取り場所については、地域の実情に応じ多様であることから、原文どおりの表現が適当であると考えています。	25
第1.1	引き続き現行法「犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。」を残すことに賛成。	法の目的である生活環境の保全上の支障を防止するためには、住民が引取りの手続きの方法、場所があることを知り、無理なく手続きができることが必要であるため。また、場所が便利で手続きが周知されたとしても、引取り拒否事由に該当し周辺環境の保全の支障の防止が可能で終生飼養責務が優先されるべき事案に対して、当該拒否事由をもって行政から所有者に対する終生飼養の指導をすることに支障がない。(手続きが便利であっても「安易な」申請は拒否されるのであるから「安易な引取りにつながる」という主張は妥当性を欠く)	ご意見として承ります。	10
第1.1	「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、」を削除する。 引取りの場所等の指定に当たっては、「動物福祉指導員をおく」ことを追加すべき。	動物の福祉の確保がなされない場所（動物福祉指導員など専門の職員がいない）所での引取りはしてほしくありません。昨年の法改正により行政は引取りの拒否をできることになりましたけど、現在の保健所等では引取るかどうかの適正な判断や十分な指導等が行えていないと思われしますので、是非引き取る場所には、専門の動物福祉指導員をおいてほしい。それと、本措置の制定された1970年代とは交通事情や自動車の普及率も大きく異なっていますので、住民（動物を捨てて来る人）の便宜など考えなくていいと思います。	第35条により、都道府県等の犬及び猫の引き取りが規定されており、立地や状況等により、住民からの引取りが困難な場合もあることから、原案の表現が妥当と考えています。また、引取りに関する業務の方法については、自治体により、適切に行われるものと考えています。	1
第1.1	「犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、」の後に、「終生飼養が困難となった市民の相談に対応し、生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言が得られる窓口として」を挿入し、「引取りの拒否又は引取りを行うように努めること。」の後に「引取りにあたっては、公的身分証明書による身分の確認を求めるとともに、動物取扱業関係者に該当するかの確認も行うように努めること。」を加える。	犬又は猫が虐待を受ける恐れ	ご指摘の趣旨については、本規定に含まれていると考えています。また、法第35条第1項のただし書きに基づき、自治体は、犬猫販売業者からの引取りや引取りを繰り返し求められた場合などについては、引取りを拒否できることから、自治体が必要に応じ、引取りを求める者の確認を行うものと考えています。	1
第1.1	「に当たっては、」の後に「終生飼育が困難になった市民の相談に対応し、生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言が得られる窓口として」を挿入	引取り場所の指定については削除すべき。身分を詐称し、繰り返し動物を持ち込むもの、個人飼養者と偽って持ち込む動物取扱業者をなくすため、身元確認作業は必至。	法第35条により、都道府県等の犬及び猫の引き取りが規定されており、立地や状況等により、住民からの引取りが困難な場合もあることから、原案の表現が妥当と考えています。また、法第35条第1項のただし書きに基づき、自治体は、犬猫販売業者からの引取りや引取りを繰り返し求められた場合などについては、引取りを拒否できることから、自治体が必要に応じ、引取りを求める者の確認を行うものと考えています。	2
第1.1	末尾に以下の項目を追加すべき 「なお、引取りを行うにあたっては、公的身分証明書による身分の確認を求めるとともに、動物取扱業関係者に該当するかの確認も行うように努めること。」	全国の動物行政を所管する110の地方公共団体に対して行った当会の調査（以下「当会の調査」という。）によると、引取りにあたって公的身元証明書の掲示を求めているのは66、動物取扱業者の確認を行っているのは73となっています。身元を詐称し繰り返し動物を持ち込む者、個人飼養者と偽って持ち込む動物取扱業関係者（第一種動物取扱業登録者及びその関係者）をなくしていくためにも、全ての地方公共団体において身元確認作業を行っていく必要性を本措置に明記するべきである。特に動物取扱業者からの持ち込みについては、改正動物愛護管理法で犬猫等販売業にかかる規制が強化され、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても原則として終生飼養が義務づけられたこと等を鑑みて、適切な指導と併せて対応する必要がある。また、繰り返し余剰動物を持ち込むような動物取扱業者に対しては、立入り検査の回数を増やし、法定管理台帳等を閲覧して業務実態の把握に努めるなど改正動愛法で実現した犬猫等販売業者規制の実効性確保を意識した取組みも必要。	法第35条第1項ただし書きに基づき、自治体は、犬猫販売業者からの引取りや引取りを繰り返し求められた場合などについては、引取りを拒否できることから、自治体が必要に応じ、引取りを求める者の確認を行うものと考えています。	15

第1.1	「みだりな繁殖」の「みだりな」を削除。	繁殖は悪いという世論形成の妨害となってきた。国も地方自治体も繁殖を容認することは虐待を推進するのと同じだと認識すべき。 なぜなら、産ませた飼い主は命を持って余し、一日も早く家から追い出す目的で新しい飼い主を探す。一方、譲り受けるほうは、誰もが初めは「一生、大切に大切に飼います」と言うが、最後まで飼えない人があとを絶たない。虐殺目的で手に入る者もいる。不適切飼育で野良化させて近隣住民から毒殺されている事例が多い。所有者は暗い現実にごそ目を向けること。	終生飼養を前提とした適正な繁殖については、含まれないことから、原案の表現が妥当と考えています。	3
第1.1	「引取りの拒否又は、」を「緊急かつ他に選択の余地が無い場合以外は引取りの拒否を行い、それ以外は」に変更する。	引取りは緊急避難との位置づけであるので、緊急避難以外の引取りは拒否すべきであり、緊急避難の定義を「緊急かつ他に選択の余地が無い場合」と明文化し、引き取る場合のルールを分かりやすくする為。	引取りを拒否できる事由については、法第35条第1項ただし書きで規定されており、原案の表現が妥当と考えています。	4
第1.1	「引取りの拒否又は引取りを行うように努めること」を「引取りの拒否又は保護を前提とした引取りを行うこと」に修正する。	引取りは保護が前提でなければならないが、そのことがわからない自治体が存在する。いまだに駆除を前提にした自治体がある以上、引取りという言葉だけでは駆除目的で引き取る可能性がある。	自治体による引取り及び引取り拒否については、第35条に規定されており、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.1	「引取りの拒否又は引取りを行うように努めること」を「原則引取りの拒否を行うようにすること」に修正する。		自治体による引取り及び引取り拒否については、法第35条に規定されており、原案の表現が妥当と考えています。	4
第1.1	「殺処分を目的とした動物の捕獲・持ち込みの禁止。」を追加すべき。	上記は動物虐待にあたります。また、猫においては、地域猫活動が推進されている中、それに逆行する行動と考えられる。	法第35条に基づき、自治体が引取りを行うこととなっていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.1	「引取りの拒否又は引取りを行うように努めること」を、「健康な個体の引取りの拒否又は負傷動物は引取り治療し終生飼養すること。」に修正すべき。		法第35条に基づき、自治体が引取りを行うこととなっていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.1	「引取りの拒否又は引取りを行う」の「引取りの拒否又は」を削除すべき。	引取りを求める飼い主は、理由は何であれ、継続飼育の意思がない人である。このような人が引取りを拒否された場合、該当動物は、不適正譲渡、遺棄、ネグレクトによる病死、餓死等の虐待にあう可能性が非常に高いため、もし希望的観測により引取りの拒否を行うならば、該当動物を追跡し、拒否後にどのような飼育が行われているかを定期的に確認・指導しなければならない。そのための人員・予算等の体制が整っていない現在において引取りの拒否を行うことは時期尚早であり、動物福祉の観点からは極めて無責任な態度と言わざるを得ない。	法第35条第1項ただし書きに基づき、自治体は引取りを拒否することができることとなっていることから、原案の表現が妥当と考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	2
第1.1	末尾に以下の項目を追加すべき 「引取りの拒否を行った場合は、該当動物がその後どのような飼養が行われているかを定期的に確認と指導をしなくてはならない」	引取りを拒否された場合、該当の動物は遺棄、ネグレクト、飼養放棄による餓死、虐待にあう可能性が高く、非常に危険な状況に陥る可能性があるため。 引取りの拒否のみを行うことは、動物愛護の普及において、無責任な態度でしかない。	現在の制度上、ご指摘の事項にかかる指導等を義務づけることは困難であると考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
第1.2	「みだりな繁殖」の「みだりな」を削除。	みだりという言葉には恣意的な要素があり、動物虐待や飼育虐待時の解釈があいまいになり、罰則を弱める結果につながるから。	終生飼養を前提とした適正な繁殖については、含まれないことから、原案の表現が妥当と考えています。	16

第1.2	「引取りを拒否するよう努めること」を「引取りを拒否すること」に修正してください。	飼い主が保健所に犬猫を連れてくる理由は身勝手な理由ばかりである。飼い主としての責任(終生飼養)を果たさせるためには断固拒否すべき。	法第35条第1項ただし書きにおいて、引取りを拒否することができるという規定であることから、制度上、ご指摘の修文は困難であると考えています。	2
第1.2	「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、」を「緊急避難との位置づけで無い引取りが求める事由と認められる場合にあっては、」に、「引取りを拒否するよう努めること。」を「引取りを拒否しなければならない。」に変更する。	引き取りが緊急避難との位置づけであるので、引き取り拒否は緊急避難以外の場合に限られるということで、法、及び当該措置における整合性を保たなければならないため。そして、引き取り拒否の実効性を担保する為には、「努めなければならない」という努力義務を「しなければならない」という義務に変更する必要があるため。	法第35条第1項ただし書きに基づき、拒否することができる場合が規定されているとともに、引取りを拒否することができるという規定であることから、制度上、ご指摘の修文は困難であり、原案の表現が妥当と考えています。	4
第1.2	「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、」を「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、必要な助言、説明等を行なった上で、」とする。	現時点でも、行政の窓口ではむやみに引取りを行なっているわけではなく、次の飼い主を探すべきであること、しついで改善する可能性があること等、必要な助言を行なったうえで引取りを断っている場合がある。今後も、何らの助言・説明等もなく引取りを断ることは考えにくく、また、それらの指導・説明なく引取りを拒否するのであれば動物のその後の扱いに不安が残る。ここでは必要な助言や、拒否する理由について説明を行なった上で引き取りの拒否を行なうものとするべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、」と修文します。	3
第1.2	「ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については」を「ただし、犬及び猫の虐待や遺棄を防止するために必要と認められる場合は」と修正すべき。	生活環境の保全という名目で今まで多くの犬猫が引き取られてきたが、それらは行政が適切な指導を行うことで改善可能であるため動物の命を奪う理由としてはならない。一方で引取り拒否した場合に、遺棄、虐待される可能性が高いと判断されるケースでは、引き取って譲渡することが望まれる場合もある。事例毎の判断を動物福祉にかなうように丁寧にいう旨を明記すべき。	施行規則第21条の2において、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、引取りを求める相当の事由が無いと認められる場合であっても引き取ることであり、原案の表現が妥当と考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	3
第1.2	「引取りを拒否するよう努めること。ただし～助言を行った上で引取りを行うように努めること。」を「引取りを拒否すること。また、引取りが行われる場合、いかなる理由であっても、引取りを求める者には100万円の罰金が科せられる。職員は、氏名、住所、年齢等の情報および罰金を収集した上で引取りを行うこと。」と修正すべき。	罰金を科すことにより保健所持ち込みの予防になる。「相当の事由」は曖昧であり、限定列挙したところで抜け穴が生じる。むやみに殺した者は200万円の罰金に対して、保健所持ち込みが数千円の手数料というのは整合性に欠ける。「生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合」とは、いったいどういったケースを想定しているか不明確であるため。	法第35条に基づき、自治体が引取りを行うこととなっていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.2	「必要な助言を行った上で」を「必要な助言を行い、必要に応じて引取りに係る費用の負担を求めた上で」に修正。	犬猫の引取りを無料で行っている地方公共団体が一部存在するが、やむを得ない事由に該当しない、身勝手な理由で動物を飼養放棄する市民の肩代わりを、動物を適正かつ終生飼養している人や動物を飼養していない人にまで「税金」として負担させているという構造が生じている。引き取るにあたって費用の負担を求める地方公共団体も増加していることや、今改正で「法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを拒否するよう努めること」と明記されたことにより、引取りを求める相当の事由がある者だけに限定されるであろうこと等に鑑み、受益者負担の原則により全国統一的に引取りにかかる費用を徴収すべきと考える。	引取りについては、自治事務であることから、引取り料の徴収については各自治体の判断によるものであると考えています。	10
第1.2	「その他の措置に関する必要な助言を行った上で」を「その他の措置を理解できるまで説明し、実施を義務付け、必要に応じて引取りに係る費用の負担を求めた上で」に修正。	同一世帯、業者から繰り返し引き取りを認めるべきではない。不妊は徹底すべきことから、義務化すべき。引き取るにあたって費用の負担を求める地方公共団体も増加していることや、今改正で「法第35条第2項ただし書の規定に基づき、引取りを拒否するよう努めること」と明記されたことにより、引取りを求める相当の事由がある者だけに限定されるであろうこと等に鑑み、受原則により全国統一的に引取りにかかる費用を徴収すべきと考える。	引取りについては、自治事務であることから、引取り料の徴収については各自治体の判断によるものであると考えています。	10

第1.2	「助言を行った上で引取りを行うように努めること。」を「助言を行い、二度と引取りを求めることのないよう、所有者に厳しい対処をした上で引取りを行うことができる。」に修正する。	法改正により、第35条第1項の既存の条文に「都道府県等が、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができる」旨が追加された。 また、衆参両議院の環境委員会決議に「六 犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと」と盛り込まれた。 それらを鑑み、やむなく引き取る場合に、引取りを求めた所有者に対して、厳しい再発防止の徹底指導を行う旨も明記するべきである。	ご意見を踏まえ、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、」と修文します。	10
第1.2	「必要な助言を行った上で」を「必要な指導を行った上で」に修正する。	助言では引取りを求めた所有者が従わない可能性があり、強制力を持たせるため。	同上	7
第1.2	「都道府県知事等は・・・助言を行ったうえで引き取りを行うように努めること」とあるが、「引取りを行う場合は、二度と飼育しない誓約書（法的効果がある）と最悪殺処分に至る場合の注射による安楽死のための費用を徴収すべし」と修正すべき。	犬や猫だけが、殺されるだけで解決されるのはあまりにも理不尽である。飼い主にもなんらかのペナルティーが必要だと考える。また、各自自治体へ予算を広げ、保護シェルターの充実を図って欲しい。教育や愛情の欠落で、他人を思いやる事ができない人間は必ず存在し、避けられない予想外の不幸は誰にでもある。ペットビジネスを規制できないならば、せめて、行政挙げての啓蒙啓発を行ない、簡単に殺して解決しない社会を目指して欲しい。		1
第1.2	「その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うように努めること」を、「その他の措置に関する必要な助言、新たな動物飼育をしない旨の指導を行った上で引取りを行うように努めること」に修正すべき。	引き取りを申し出て動物を手放した人が、新たに別の動物を飼育するケースがあるが、適切な飼育ができるとは考えにくい。ため、今後、新たな動物飼育をしない旨を、引取り時の指導に加えるべき。		1
第1.2	末尾に以下の項目を追加すべき 「引取りの拒否を行った場合は、該当動物がその後どのような飼育が行われているかを定期的に確認と指導をしなければならない」	引取りを拒否された場合、該当の動物は遺棄、ネグレクト、飼養放棄による餓死、虐待にあう可能性が高く、非常に危険な状況に陥る可能性があるため。 引取りの拒否のみを行うことは、動物愛護の普及において、無責任な態度でしかない。		10
第1.2	「不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で」に「飼養を希望する者への譲渡に関する情報等」を追加すべき。	飼養の継続への助言・説得が最重要であるが、やむを得ない場合でも、引取りへ進む前に、飼養希望者の見つけ方等の情報も提供し、探してもらう事が必要であると考ええる。	ご指摘の趣旨については、「その他の措置」に含まれると考えています。	1
第1.2	「必要な助言を行った上で引取りを行うように努めること。」を、「必要な助言を行った上で引取り終生飼養すべき。」に修正すべき。		当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第1.2	「頻度」を「2度目以降は引取りしないこと」を追加すべき。		当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.2	「助言」に「殺処分の見学、ビデオを見せる事」を追加すべき。		当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.2	「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、」を削除すべき。	引取りを求める飼い主は、理由は何であれ、継続飼育の意思がない人である。このような人が引取りを拒否された場合、該当動物は、不適正譲渡、遺棄、ネグレクトによる病死、餓死等の虐待にあう可能性が非常に高いため、もし希望的観測により引取りの拒否を行うならば、該当動物を追跡し、拒否後にどのような飼育が行われているかを定期的に確認・指導しなければならない。そのための人員・予算等の体制が整っていない現在において引取りの拒否を行うことは時期尚早であり、動物福祉の観点からは極めて無責任な態度と言わざるを得ない。	法第35条第1項ただし書きに基づき、自治体は引取りを拒否することができることとなっていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.2	下記文章を追加すべき。 「なお、所有者の判明しない犬、猫の引取りについては、引き続き自治体の義務であり、拒否ができる規定とはなっていないことに留意し、円滑な引取りに努めること。」	生活環境の保全の支障の防止には、所有者責任に基づく管理下に置かれていることが必要であり、所有者が不明であることは、既に被害の未然防止・被害の回復の求めができない上であって、生活環境の保全の支障を防止できないことから、法に基づく引取り義務の対象であることを明確にする必要がある。	所有者の判明しない犬猫については、法第35条第3項に基づき、自治体が引取りを行うこととなっていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1

第1.2	下記文章を追加すべき。 「その際には所有者の戸籍、身分証すべてに動物飼養放棄歴を明記する。」 「今後一生涯動物の飼養を認めない」と追記すべき。	「頻度及び頭数に応じて」と書かれていますが、そんな悠長なことを言っているようでは、無意味に命を落とすたくさんの犬や猫を救うことはできないと考えます。厳しいくらいの罰則を含む規則作り、犬や猫の命を守るためのシステム作りを早急に行い、実践につなげることが必要です。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第1.2	下記文章を追加すべき。「ただし、1度限り。もしくは2度限り。等の回数を決めることにより、同じ所有者が同じことを繰り返さないように規則を決め、それを徹底させること。」		引取りを繰り返し求められた場合については、法第35条第1項ただし書きに基づき、引取りを拒否することができることとなっています。また、当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	3
第1.3	「都道府県警察との間で協力体制を構築すること。」を「都道府県警察との間で遺失物を預かるという前提で協力体制を構築すること。」変更する。	遺失物法第4条では拾得者が「拾った」もしくは「迷子」の犬猫を動物管理センターや保健所へ持っていった場合は、遺失物法は適用されないのではなく（適用しないとは定められていない）、遺失物を遺失者（所有者）に返還し、又は警察署長に提出しなくても良いだけである。つまり、動物管理センターや保健所は遺失物を引き取っている事になるが、遺失物としての手続きは取られておらず、「遺失物の取得（民法第二百四十条）による所有権の移動」は行われていない状態であるため、遺失物の手続きが動物管理センター等で行われるように都道府県知事等は、都道府県警察との間で遺失物を預かるという前提で協力体制を構築する必要があるため。	所有者等への返還等に関する協力体制の構築が求められており、原案の表現が妥当と考えています。	25
第1.3	「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。」を、「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築する為に、今後普及が推進されるマイクロチップ読み取りリーダーを、各警察の所有者不明動物取り扱い窓口に備品として配備し、読み取り作業を兼務する遺失物管理業務を体制を実施する」に修正すべき。	所有者不明動物が届けられる多くの機会は、通常行政の窓口が対応できる時間外である為、警察の遺失物係が処理する機会が多い。負傷動物である場合も多く、届出と共にMCによる読み取りで、飼い主が判明する効果は多岐に及ぶ。又実際の異なる組織が連携する為には、必要な業務を園特化する役割で分け、情報においては常に共有する事で体制強化が図れる為。	ご指摘の点については、関係機関と協議のうえ検討していくこととします。	1
第1.3	「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。」について、具体的なあるべき協力体制を明確にすることを検討すべき。		自治体の状況や判断により、様々な協力体制が想定されることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.3	「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。」を、「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築義務付けし、迷子も殺処分もしないこと。」	行政の不祥事が相次いでいるから。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.3	「都道府県警察との間で協力体制を構築すること。」を「都道府県警察との間で、犬又は猫の元の飼い主が見つかるように協力体制を構築すること。」変更する。	協力体制の意味が不明なため。	ご指摘の趣旨については、当該規定に盛り込まれていると考えています。	1
第1.3	「これを適用しないこととされていることを踏まえ」を削除。	飼い主が分かっていない犬猫である以上、警察に連れてきた本人の犬猫である可能性があり、抜け道が多く、このままでは使えない。マイクロチップの普及と共に明文化すべき内容である。	遺失物法第4条第3項の表現を踏まえたものであり、原案の表現が妥当と考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	8
第1.3	「また、法第35条第3項の規定により、猫を引き取る場合においては、駆除目的での捕獲や虐待など動物愛護に反する行為を行う者から引き取ることをないように十分に留意すること。」を追記する。	・各自自治体での猫の引取数に大きな差があるのは、駆除目的で連れてこられる猫や明らかに野良の引取りをしているかどうかであると推測される。担当窓口での混乱や全国一律の対応が乱れることを防ぐため、付帯決議を踏まえ、明文化するのが望ましい。 ・全国各地で、猫を疎ましく思っている市民が無差別に猫を捕獲器などで捕獲し、捕獲された猫であると知りながら引き取った自治体によって、殺処分され続けている。愛護動物である猫を「邪魔だ、迷惑だ」と捕獲し、殺すことをやめさせられない国では、殺処分ゼロは到底実現できない。そのようなことから、動物愛護法改正の際、与野党の国会議員の皆様がこの実態を訴え、その結果、衆参両議院の環境委員会決議において、「八（略）なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、（略）」と盛り込まれた。この付帯決議に基づき、十分留意して引取りの対応をすべきであることを追記すべき。	当該規定は、遺失物法に関する事項を記載しているため、原案の表現が妥当と考えています。また、所有者の判明しない犬猫の引取りについては、法第35条第3項に基づき、各自自治体が適正に行うこととなっています。	15

第1,3	「その体制のあり方については、犬又は猫に該当する物件の所有者の存在が明らかであるときは、第3の2に基づき、当該動物の情報を公開し所有者の発見に努めるとともに、できる限り長い期間飼養保管できるようにすること。犬又は猫に該当しない物件（法第44条3項の規定に基づく遺棄罪に該当する物件も含む）においても、法の対象となる愛護動物であることに鑑み、都道府県警察及び拾得者が適切な飼養保管が行えるよう、必要な情報を地方公共団体等が提供できるよう努めること。」を追加する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築」において、具体的にどのような協力体制となるのか不明瞭であるため、わかりやすい記載が必要。 ・明らかに所有者のいる犬猫については、情報公開を積極的に行うとともに、できる限り長く（最低でも遺失物法に規定される保管期間）飼養保管するものとするべき。 ・犬又は猫に該当しない動物（うさぎ、小鳥等）の届け出もあり、その保管及び再飼養先の確保に苦慮している警察署も少なくない。拾得物とはいえ愛護動物であることに鑑み、適切な飼養保管されるよう、地方公共団体が引取り規定外動物の対応に協力できる人材をリスト化するなどの「協力体制」も必要である。 ・警察署では、一時保管の際、適正飼養や人畜獣共通感染症及び保管檻の衛生管理に必要な情報を得ていないことがあるため、地方公共団体は情報の提供も行う必要がある。 	当該規定は、遺失物法に関する事項を記載しているため、原案の表現が妥当と考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	14
第1,3	もっと一般人に理解できるように書き直してください。	難しすぎて一般人には理解できない。これでは意見の出しようがありません。なのでもう少し簡潔に、誰が読んでもわかるように変えてください。	誤解の無いように記載しており、原案の表現が妥当と考えています。	14
第1,3	以下文章を追加すべき。 「また、法第35条第3項の規定により、猫を引取る場合においては駆除目的での捕獲や虐待など動物愛護に反する行為を行う者から引取りを行うことのないように十分留意すること。」	地域猫、野良猫の虐待は、メディアでも取り上げられるほど各地で多発している。こういった背景には、個人的な猫への偏見があり、嫌いというだけでむやみに捕獲し、行政に引き渡す者が存在している。このような引取りを容認し続けていると、犬又は猫の殺処分数を減らすことに繋がらないため。	当該規定は、遺失物法に関する事項を記載しているため、原案の表現が妥当と考えています。また、所有者の判明しない犬猫の引取りについては、法第35条第3項に基づき、各自治体が適切に行うこととなっています	1
第1,4	「引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所」を「引き取った犬又は猫について、環境省が作成した「犬猫の引取り申請書」に基づいた「引取り申請書」を使用するように努め、引取り又は拾得の日時及び場所」をに修正すべき。	申請書は持ち込みに至った原因を解明し、適切な指導を行う根拠となるばかりでなく、申請書を元に統計をとることにより引取り申請者の全体的な傾向をみるのが可能になるなど実効性のある施策を講じるうえでも重要な書式である。地方公共団体が、やむを得ない事由により所有者から犬猫を引き取る場合、申請書に個人情報詳細に記載させることで引取り後の譲渡時に必要な情報を得ることができる等、生存機会を増やす意味においても大変意義のある手続きであるため、環境省『犬猫の引取り申請書』に基づいた詳細な申請書を使用するものと明記すべき。	「犬猫の引取り申請書」については、業務の参考として作成、配布したものであることから、原案の表現が妥当と考えています。	15
第1,4	「首輪等」を「首輪、マイクロチップ等」に変更する。	マイクロチップは将来的に普及していくと思われることと、所在が体内と目に見えないのでチェックを怠りがちであろうことから、明文化が望ましい。	「等」にマイクロチップは含まれているとともに、ご指摘の趣旨は第2の5に含まれていると考えています。	14
第1,4	「所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し」を「所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長、並びに必要に応じ隣接する市町村の長に対し」とする。	逸走した動物の場合、市町村の境界を越え徘徊している場合も多く、見つかった場所の管轄先への通知だけでは不十分であるため、できるだけ広く通知し告知するべき。	ご指摘の趣旨は第3の2に含まれていると考えています。	7
第1,4	「明らかに所有者がいないと認められる場合等にあっては、この限りでない。」を削除すべき	愛護動物は、所有者の有無にかかわらず、虐待や殺傷を行ってはならないため	当該規定は市町村への通知等について規定しており、原案の表現が妥当と考えています。	5
第1,4	都道府県において開きがみられる、推定年月齢における「子犬」「子猫」等の定義づけをすべき。	法令及び指針、基準等において、「幼齢の子犬」や「子猫」等の記載が見受けられるが、その年月齢において明確な定義付けが行われていないために自治体によって開きが生じている。所有者不明の犬猫は年月齢が不明であるケースが殆どであるとはいえ、環境省が実施している各自治体の統計では「成犬・成猫」「子犬・子猫」という区別で調査されているのであり、より実態に近い把握を行うためにも統一した定義付けが必要。	今後の業務の参考とさせていただきます。	2
第1,4	「狂犬病予防法」以下を、「期限をつけることなく終生保養する。」に修正すべき。	とある自治体で飼猫を殺処分したから国が代償すべき。	当該規定は市町村への通知等について規定しており、原案の表現が妥当と考えています。	2

第1.4	「明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては」とは、どのように判断するのか。		拾得場所や所有明示状況、個体の状況等により判断されるものと考えています。	1
第1.5	「施術の状況について確認するように努めること。」を「施術の状況について徹底した確認を行うように努めること。」に修正。		ご指摘の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。	15
第1.5	「確認するように努めること。」を「確認すること。」に変更する。 「ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又は猫については、この限りではない。」を削除。	マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況ぐらい確実に確認すべきだから。 現場職員に生後何週齢からならチップが装着できるのか周知徹底できないと考えられるし、各々の勝手な判断では曖昧すぎるため、幼齢であってもすべての犬猫に対して確認すべきであるから。 普及啓発により、老齢よりも幼齢動物のほうが、チップが入っている可能性が高いから。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	17
第1.5	「ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又は猫については、この限りではない。」の「幼齢」を「離乳前」に変更する。	幼齢では意味が広すぎる。	識別器具の種類により、適正な装着時期が異なることから、原案の表現が妥当と考えています。	9
第1.5	「ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又は猫については、この限りではない。」を、削除すべき。	幼齢であってもマイクロチップを持つ可能性があり、幼齢を除外することはマイクロチップが入っているにもかかわらず見落とししてしまう可能性を招くと思います。	識別器具の装着の確認については、個体の状況により適切に判断されると考えられることから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第1.5	「また、引き取った犬猫に関しても、マイクロチップの確認をしなければならない。」を加えるべき。	飼い主を装って、他人の犬猫を自治体等に持ち込む人も少なからずいるため、殺処分は慎重に行われるべきだから。	マイクロチップの装着の確認については、自治体により適切に行われると考えられること、当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第1.5	「確認するように努める」を、「確認を義務とすべき。」に修正すべき。		識別器具の装着の確認については、個体の状況により適切に判断されると考えられること、当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第1.5	「および犬については自治体への登録が確実に実行されるようにするための措置を講じるように努めること。」を追加すべき。		犬の登録については、狂犬病予防法に基づき適正に登録されるものと考えています。	2
第1.6	「死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあつては」の「又は都道府県知事等」を削除すべき。	安楽死について、動物医療の専門家以外が判断すべきではないから。	状況により都道府県が適切に判断することも想定されることから、原案の表現が妥当と考えています。	13
第1.6	「必要に応じて治療を行うこと」を「適切な治療を徹底すること、またそのために獣医師の診療が適宜可能な支援体制整備を行うこと」へ修正すべき。	・劣悪な環境下での保管例は後を絶たない。仮に運営コスト増が行政を圧迫するのであれば、それは、引取り拒否及び現状を広く広報・周知徹底する等、改善への動機やインセンティブあるいは大義名分になり得る。 ・専門家以外の者が、安楽殺を判断すべきではないから。	引き取った自治体の判断により、適切に治療が行われることから、原案の表現が妥当と考えています。	16
第1.6	「必要に応じて治療を行うこと」を「適切な治療を徹底すること、またそのために獣医師の診療が適宜可能な支援体制整備を行うこと」へ修正すべき。 を、「まず獣医師の診察をうけさせ、治療の有無を確認し、治療を行うこと。」に修正すべき。	「必要に応じて」では基準が曖昧で、獣医師以外の素人では治療の有無を判断することが困難であるケースもあること、また、素人では見抜けぬ早期治療を受けさせることで完治に導き、犬及び猫に譲渡の機械を与えることができることから、殺処分率のさらなる減少を目標とする基本指針の定めに整合するため。実際、治療が必要にもかかわらず保管所で放置されている犬又は猫がおり、「必要に応じて」という表現の曖昧を盾に職務を遂行していない保健所やセンターがあること、また、その解釈は各地方自治体の動物愛護管理に対する取り組み度合いや職員個人の認識に大きく左右されることから、曖昧な表現を削除し、各地方自治体や職員個人の判断にゆだねない、明確な指針を記載すべきと考えます。	引き取った自治体の判断により、適切に治療が行われることから、原案の表現が妥当と考えています。	3
第1.6	「又は都道府県知事等が」を削除すべき。	動物が重篤な状態であるかの判断は、専門家の獣医師がすべきである。	状況により都道府県が適切に判断することも想定されることから、原案の表現が妥当と考えています。	3

第2.2	「負傷動物等を迅速に収容するよう努めること」を、「負傷動物等を迅速に収容し、獣医師の診断を受けさせること。」に修正すべき。	明らかに治療が必要であるため。	ご指摘の趣旨は、第2の3に含まれていると考えています。	2
第3.1	「その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。」を 「その健康及び安全の保持等を図る観点から、下記のような構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。 (1) 犬又は猫に対して適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。 (2) 犬又は猫の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。 (3) 疾病及びけがの予防等の犬又は猫の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した犬又は猫については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。」と修正加筆。	空調設備もない、暑さ寒さの対策も施されていない旧態依然とした動物収容施設が散見し、また、幼齢動物が死亡した事例等収容中に死亡してしまう犬猫の存在が問題になっている。動物が命あるのみならず苦痛の感覚、感情等を有する生命体であることや、殺処分がなくなることを目指すという目標を改正動物愛護管理法で掲げたこと等に鑑み、飼い殺しのような収容中の死亡は無くしていかなければならない。しかし素案中の「構造等が適正な施設及び方法」という文言のみでは定義が明確ではなく、自治体によって格差が生じるおそれ、また的外れの施設になってしまうおそれがあることから、意見内容のような基準の追記を求る。	当該措置は、具体的な基準を定めるものではないため、原案の表現が妥当と考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	16
第3.1	「構造等が適正な施設」を「医療等の保護支援体制整備が万全で、構造等が適正で且つ清潔な環境施設」と修正すべき。	自治体によるバラつき差異は大きいとしても、劣悪な保護環境の報告が多すぎる。殺処分期限ギリギリに飼養希望者（里親）を何とか見つけ出し、一生の家族として迎えに駆け付けても、飢餓ないしは病気で「既に死亡しておりました」との対応では、本改正案の根本理念に反し侮辱するものである。「どうせコストもマンパワーも足りないし・・・」という、処分が前提の保護ではなく、飼養希望者を必死に探す団体やネットワークと逐次情報共有・連携し、「必ず家族が見つかる、それまでは我々が家族だ、それまで守る」という、希望ある立場での使命感を伴った保護管理がなされるべきと考える。	ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれていると考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	13
第3.1	以下文章を追加すべき。 「動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌えさの種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。」		ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれていると考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	14
第3.1	以下文章を追加すべき。 「動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境の管理を行うこと。」		ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれているとともに、当該措置は、具体的な基準を定めるものではないため、原案の表現が妥当と考えています。	2
第3.2	「殺処分がなくなることを目指し」を、「殺処分をなくすことを義務付け」に修正すべき。		法第35条第4項を踏まえており、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.2	「推測されるもの」の後に、「されないものについて」を追加すべき。		推測されないものについては、第3の3に記述されています。	1
第3.2	「所有者の発見に努めること。」を「所有者の発見に努め、見つかるまで、若しくはみつからなくても終生保養する。」に修正すべき。		法第35条第4項において、所有者が発見されない場合は、自治体の判断により譲渡するよう努めることとされています。	1
第3.2	「所有者がいると推測されるもの」を、「原則として保管した動物すべて」に修正すべき。		所有者の有無については、自治体により適切に判断されるとものと考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.2	「都道府県知事等は～」を「市町村長含む行政機関は」と追記すべき。	都道府県括りで法を作っても、市町村単位の行政は守っていないのが現状である。	当該措置は都道府県、指定都市、中核市が行う措置について記述するものであり、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.2	「施設に保管する犬、猫等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、」の「のうち、所有者がいると推測されるものについて」は削除すべき。	迷子になった犬猫の中には、首輪が抜けたり、雨風で汚れたり、知らない環境で怯えたりすることから、ノラに見える場合があり、所有者がいるかどうかの判断が難しいから、全て掲載すべきである。	所有者の有無については、自治体により適切に判断されるとものと考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1

第3.2	「インターネット等による情報」を「公報、インターネット等による写真の公開を含めた情報」に修正。 「猫およびその他の動物種については公示の義務はないが、遺棄されたことが明らかな場合を除いて積極的に公示を行うように努めること。」を追加。	・殺処分をなくすには、収容動物の写真の公開に努めて返還率、譲渡率を上げていく必要がある。 ・所有者不明の犬が収容された場合、狂犬病予防法に基づき情報の公示を行わなければならないため、犬については高い公示率だが、猫は公示の義務がないためホームページ上の公示を行っている地方公共団体は少ない。猫の公示率を上げる努力を促す趣旨の文言も記載すべき。 ・環境省及び当会の調査においても猫の殺処分数の下げ幅が鈍化していることから、殺処分数のさらなる減少及び返還率の向上のため、こうした公示率を向上させるという措置もとる必要がある。 ・ウサギや小鳥等その他の動物種についても公示の義務はありませんが、迷子になる個体もあり、それらは所有者の財産であり原則として返還されるべきものであること等を鑑み、積極的な公示すべきである。	ご指摘の趣旨については、当該規定に含まれていると考えますが、今後の業務の参考にさせていただきます。	21
第3.3	文頭の「所有者がいないと推測される」は削除すべき。	迷子になった犬猫の中には、首輪が抜けたり、雨風で汚れたり、知らない環境で怯えたりすることから、ノラに見える場合があり、所有者がいるかどうかの判断が難しいから、全て掲載すべきである。	所有者がいると推測される保管動物については、所有者の発見に努めることとしており、それでも発見できない場合については、当該規定により、譲渡等に努めることとしています。	14
第3.3	「適性を評価し、適性があると認められたものについては、」は飼養を希望するものが適正か否かを評価すべき。	今まで譲渡対象外だった犬猫もホームページ等で飼い主を募集してほしい。	適正の評価は自治体が適切に行うものと考えています。	9
第3.3	「適正評価の際には、病気であること、老犬であることを、譲渡の適正がない事由としないこと」を追加すべき。	現在、病気であったり老犬であった場合に、温和な犬でも、引き取り手が希望しても、譲渡の対象から外している自治体が多い。再三交渉しても殺処分を行った自治体もあるため、基準に明記すべき。	適正の評価は自治体が適切に行うものと考えており、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.3	「また適正がないと評価された保管動物についても、譲渡適正に向けての行動修正等に努めることによって、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。なお、譲渡の適正判断においては、環境省が作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を参照すること。」を加える。	改正動物愛護管理法において殺処分をなくしていくという目標を掲げ、基本指針においては殺処分数をどこまで減らしていくかという数値目標を地方公共団体に課したことを鑑みると、譲渡の適正がないと評価された犬や猫についても、行動修正等による譲渡適正に向けての対策を行うことによって、生存の機会を与えるように努めていく必要があり、このことを本措置に明記すべきです。 また、当会が行った調査では、地方公共団体において犬猫の譲渡適正評価（判断基準）は獣医師の判断、専門書、環境省作成の『譲渡支援のためのガイドライン』など様々であることが判明しています。犬猫が殺処分あるいは譲り渡しとなるかの重要な判断基準は全国統一であることが望ましいため、環境省が既に作成している『譲渡支援のためのガイドライン』を参考に行うことを明記してください。	ご指摘の趣旨については、当該規定に含まれていると考えていますが、引き続き、適正な譲渡が推進されるよう努めて参ります。また、ガイドラインは業務の参考として作成したものであることから、原案の表現が妥当と考えています。	16
第3.3	「保護動物の譲渡に実績のある地域ボランティア等との連携を図り、」を追加すべき。		譲渡を行う自治体の判断により、必要に応じて連携が図られるものと考えており、ご意見の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。	15
第3.3	「適性があると認められるものについては、」を削除すべき。	実態としては、ハンディキャップを抱えつつも頑張っている動物に勇気をもらい、共に連れ添い人生を全うすべく、むしろ強い愛情をもって大切に引き取られるケースも数多い。よって、該当部分を削除し、適性評価後は、行政の主観を廃し、全て一旦応募を募るべきと考える。	譲渡等に際し、適正評価を行う必要があると考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第3.3	「家庭動物または展示動物としての適性を評価し適性があると認められるものについては」を、「原則として保管した動物すべて」に修正すべき。	原則、どの保管動物に対しても平等に、そして地域を限定せず行なうべき。	譲渡等に際し、その適正評価を行う必要があると考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.3	「努める」を、「すること」に修正すべき。		当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.3	「殺処分数がなくなることを目指して」を追加すべき。		ご指摘の趣旨は、第3の2に含まれています。	2
第3.3	全文の最後に「飼養希望者であれば、該当他府県や団体譲渡をすべての都道府県管轄にて認める」と追記すべき。	例えば、とある市や某愛護団体は少し施設に空きがあるが、殺処分ファーストに名を連ねる県のセンターでは動物があふれかえっている。 それを他県や愛護団体と連携していくことにより、むやみに殺処分される動物が減ることは一目瞭然だろう。 それに関しても都道府県や市町村どうしの柵なのか、できていないところがあるので、そこを徹底することが一番早急な手立てだと思う。	団体への譲渡や広域譲渡等の譲渡先については、自治体により適切に判断されるものと考えています。	1
第3.4	「できる限り広域的に行う」を、「原則として地域を限定しないこと」に修正すべき。	殺処分数をなくすためには、所有者に返還することはもちろん、愛護団体や一般の方等に譲渡すること。そのためには、譲渡先を地域限定にせず、広域とすべき。現状では地域が限定され、その地域でしか保護することしかできない。 命に地域や国境はない。	団体への譲渡や広域譲渡等の譲渡先については、自治体により適切に判断されるものと考えています。	1

第3.5	「また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。」を、「また飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあつては譲渡してはならない。」に修正すべき。		第二種動物取扱業への譲渡を禁止していません。	1
第3.5	「マイクロチップの装着及び」を削除する。	所有者明示は、動物の種類や動物個々の特徴、性質、性格等を考慮して、装着の有無の判断や方法の選択を行い、動物に肉体的、精神的負担を与えてはならない。さまざまな所有者明示方法があるなかでマイクロチップだけを例示することは偏りがあり、所有者がマイクロチップしかないように誤解しかねないため、例示は控えるべきである。また、たとえば首輪など異物を装着するとパニックになる、異物が肌に触れるとアレルギー反応を示すなど、個体によっては識別器具の装着を行うことで、負担をかける場合もあり、識別器具の装着は慎重にすべきである。間違っても無理矢理装着するようなことあれば、虐待になりかねないため、所有者明示は努力規定に留めるべきである。	マイクロチップの装着は所有明示の有効な手段の一つであると考えていることから、原案の表現が妥当と考えていますが、個体に合わせて、所有明示の方法が選択されるものと考えています。	10
第3.5	「マイクロチップの装着」を「マイクロチップの装着・データの登録」	マイクロチップが装着されていても、データが登録されていない事例が多いことから記載を求める	ご指摘の趣旨については、当該規定に含まれていると考えています。また、所有明示については、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置で規定しています。	2
第3.5	「マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるように」の一文に「と、犬については自治体への登録」を挿入する。	当たり前すぎて譲渡しの現場では、ぞんざいに扱われがちな事項であり、犬の登録が法定義務だと言う事を知らない人がいるため、狂犬病予防法で対応などせず、こちらにも明文化が望ましい。	犬の登録については、狂犬病予防法に基づき適正に登録されるものと考えています。	4
第3.5	「ための措置を講じるように努めること。」を「ために、マイクロチップの装着と不妊又は去勢が行われたという証明書を期間を決めて持ってこさせること。」と修正すべき。	講じただけでは、確実に行われているかどうか分からないから。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	6
第3.5	「不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための処置を講じるように努めること。」を「不妊又は去勢の措置を行ってから譲渡する事。」に修正すべき。	確実に実行する事が目的なら、譲渡前の処置が絶対に必要。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	9
第3.5	「措置を講じるように努める」を「講じる」に修正する。	都道府県等から保管動物が譲渡する際に不妊去勢が確実にされていないければ、不適切な飼養により動物の数が増え、引取りを求める事態になるおそれがあるため。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	10
第3.5	・譲渡にあつては、去勢不妊措置が確実に行われるよう譲渡誓約書を交わし、生後半年以内に領収証の提示を求めること。 ・第二種動物取扱業に該当する者へは譲渡してはならない。	処分削減のための新しい飼い主探しであるはずが、かえって処分数を増やす結果となつてはならない。そもそも、去勢不妊の啓発を徹底すれば、行政が取る頭数も激減するはず。一匹の里親探しよりも、一人への去勢不妊の必要性を啓発するほうが、処分数削減に繋がる。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	12
第3.5	保管動物の譲渡しを行う前に、狂犬病や混合ワクチンの接種実施に努めることも明記する。	犬及び猫への狂犬病ワクチン摂取を行っている地方公共団体は14であり、全頭を対象にしている所もあれば、成犬のみを対象として実施している所もあるなど対象の範囲はばらばらである。さらに混合ワクチンの摂取を行っている地方公共団体は85と比較的高い割合ですが、不特定多数の犬猫が集まる動物収容施設において動物の健康と安全を守るためにもワクチンの接種は不可欠であり、本措置においてワクチン接種の必要性を明記し、摂取率を上げていくべきであると考えます。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	14
第3.5	「マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。」を、「マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置、及び犬については自治体への登録が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。」に修正すべき。	狂犬病予防法をこちらにも反映させたため修正したほうが良いと思います。	犬の登録については、狂犬病予防法に基づき適正に登録されるものと考えています。	13
第3.5	以下文章を追加すべき。 「飼養を希望する者に対して事前に飼養方法などに関する講習会等を行うと共に」		当該規定に含まれています。	2

第3.5	保管動物の譲渡しを行う前に、できるかぎり不妊去勢手術を行うように努めることを明記し、特に猫の不妊去勢手術の徹底が肝要であることも記載する。	譲渡しに供する保管動物に対して不妊去勢手術を行っている地方公共団体は、成犬26、子犬12、成猫24、子猫12となっており、決して高いとはいえない状況である。動物収容施設に収容される多くは子猫であり、殺処分数の減少も鈍化している現状を鑑みると、猫に対する不妊去勢手術を重点的に行っていくべきであるのは明白であり、本措置にもそのことを明記すべき。なお、ワクチンや不妊去勢手術を行うにあたって、予算や人的資源に起因して徹底した実施が行えないという地方公共団体の動物愛護管理行政は、事業の見直しを図る必要がある。動物ふれあい事業をはじめ、獣医師会共催の動物愛フェスティバル等において移動動物園業者を利用していた地方公共団体もあったことから、動愛法の趣旨を履き違えた事業に予算を使っていないか見直すべきであり、動物の健康と安全、福祉を守るための事業を第一優先事項として行って行くべきであると考ええる。	当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	16
第3.5	不妊手術適齢前の動物については、飼養を希望する者に対し、不妊去勢手術の実施を義務とする内容を明記し、特に猫の不妊去勢手術の徹底が肝要であることも記載すべき。		当該措置は、都道府県等への技術的助言として定められていることから、原案の表現が妥当と考えています。	13
第3.6	「考慮して」の後ろに「長期間」を挿入する。	保管期間が長いほど、譲渡の可能性が高まるため。本法に新設された「殺処分がなくなることを目指して」を達成するために、保管収容期間の延長は最も大切な要素である。動物の収容数が施設の限界を超え、劣悪な環境になるなどのやむを得ない状況にならない限り、できる限り長期間、保管すべきである。	ご指摘の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。また、保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	5
第3.6	「保管期間は、最低3ヶ月とすること。飼い主からの持ち込みでも、保管期間を同じくすること。」を追加すべき。	現在、収容されてから実質5日で殺処分が行われている自治体もある。これでは譲渡を募る時間がない。自治体によって差が生じないように、一律「3ヶ月」と定めるべき。また、飼い主からの持ち込みの場合、保管期間を短く設定している自治体が多数ある。その場合でも同じ期間とすべき。	ご指摘の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。また、保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	7
第3.6	「できる限り」を「別途定める基準に基づき」へ修正し、各自治体での運用基準に関する最低日数を提示すべき。	個々の現場での様々な事情が存するとはいえ、市民意識の高まりに加え、インターネット関連の情報共有技術発展による支援で、一定期間があれば飼養希望者が見つかる可能性が年々高まっている事を考えれば、個々の現場での様々な事情が存するとはいえ、むしろだからこそ最低ラインに関しては目安を提示する必要性を強く感じる。現在ならば、引取り発生→募集情報開示→飼養希望者とのマッチング完了、までのおおよそのリードタイムは把握統計のうえ見積もる事も充分可能である。	保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.6	「便宜等を考慮して定めるように努めること。」を、「便宜等を考慮して収容させている動物の環境が悪化しない範囲で長期間定めるように努めること。」に修正すべき。	施設に置いておく期間が短すぎる施設があり、譲渡される可能性を減らしています。期間が短い分、殺される動物が増えてしまい、殺処分をなくしていく目的から遠のいてしまいます。可能な限り長く置いておくべきです。	保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.6	「施設における保管の期間は、できる限り」を、「最低でも1週間の保管期間」と修正すべき。		ご指摘の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。また、保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	2
第3.6	施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して長期間定めるように努めること。と修正すべき。	保管期間が長いほど、譲渡の可能性が高まるため。本法に新設された「殺処分がなくなることを目指して」を達成するために、保管収容期間の延長は最も大切な要素である。動物の収容数が施設の限界を超え、劣悪な環境になるなどのやむを得ない状況にならない限り、できる限り長期間、保管すべきである。	ご指摘の趣旨は当該規定に含まれていると考えています。また、保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	1

第3.6	以下文章を追加すべき。 「逸走した家畜と思料される所有者の判明しない犬及び猫については、遺失物法の規定を準用し、2週間これを保管するものとする。」	従来から保健所または愛護センターでの迷い犬、迷い猫の保管期間が短いことが指摘されていた。遺失物法では警察署において最低2週間は保管されることになっているのに、愛護センターでは3日～4日で殺処分されているケースが多い。 今年には、とある動物管理センターにて、迷い猫を即日殺処分するという事故が起きた。この事故では、殺処分直後に、迷い猫を探す飼い主からセンターに「猫を探している」旨の連絡があり、センターは飼い主に対し、殺処分した後の遺体を渡すという異例の事態となった。 問題は、センター等での迷い犬、迷い猫の保管期間が短かすぎるといえる点である。この事故でも、センターが2週間、保管していれば、猫は飼い主の元へ戻れたのである。 遺失物法では、動物については、警察署において2週間保管した後、処分（譲渡）をするものと定められている。もっとも、遺失物法においても、犬・猫については、保健所や愛護センターに持ち込むことを認めているが、その趣旨は、専門の人員も設備もない警察署において保管するよりも、それらが揃っている保健所や愛護センターに持ち込む方が、動物の生命と安全のためによいから、という理由である。 ところが、犬・猫の生命と安全という見地からは現状は逆転している。すなわち、警察署において保管されていれば最低2週間は生存していられるのに、保健所や愛護センターに持ち込まれば3日～4日で殺処分されるという現状となっている。 このような逆転現象は是正されるべきである。	保管期間については、飼養希望者等の便宜を考慮して、各自治体の判断により決められるものであり、原案の表現が妥当と考えています。	1
第3.7	「業務については、必要に応じて、動物愛護推進員、」を「業務については、必要に応じて事業化の検討をおこない、動物愛護推進員、」に修正。	譲渡し後の飼養状況の追跡調査を行っている地方公共団体は86あることがわかっていますが、今後さらに実施率を高めて終生飼養や繁殖制限の啓発モデルを蓄積していく必要があるとともに、譲渡し先の家庭において動物の生理生態、習性、行動ニーズが満たされた適正な飼養が行われているかについて確認を行うのは、動物福祉の観点からも重要な作業といえます。しかし人的資源の不足等により地方公共団体による実施が困難である場合、動物愛護団体及び個人ボランティア等との連携は不可欠ではありますが、個々のボランティア精神に依存するのみならず、事業化するなどして調査業務を委託すること等により、活動に尽力している人々への支援にもつながり、より継続的な調査を行うことが可能であると考えます。	事業化も含めた具体的な対応については、自治体により適切に判断され、行われるものと考えていることから、原案の表現が妥当と考えています。	15
第3.8	「特に譲渡しについては、場所と日時も考慮する。」と言う旨の一文を追加すべき。	返還については便宜を考慮する必要はないが、なるべく生存の機会を与えるべく譲渡しについては平日の昼間だけに限らず時間外窓口を設置し夜間、休日にも対応すべき。	ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれていると考えていますが、自治体の判断、状況に合わせ、適切に譲渡しが行われるものと考えています。	1
第3.8	「特に譲渡しについては、場所と日時も考慮する。」と言う旨の一文を追加すべき。	返還については便宜を考慮する必要はないが、なるべく生存の機会を与えるべく譲渡しについては平日の昼間だけに限らず時間外窓口を設置し夜間、休日にも対応すべき。	ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれていると考えていますが、自治体の判断、状況に合わせ、適切に譲渡しが行われるものと考えています。	1
第3.8	下記文章を文末に追加すべき。「また、譲渡しについてのみ、時間外窓口の設置等を行い夜間、休日への対応も考慮すること。」	殺処分をなくしていく目標のためには、対応できる時間を増やす考慮を行うこともやっていったほうがより良いと思います。	ご指摘の趣旨は、当該規定に含まれていると考えていますが、自治体の判断、状況に合わせ、適切に譲渡しが行われるものと考えています。	7
第4	動物実験への払い下げの部分が削除されることに賛成。	動物実験への払い下げは、全国で実績がなくなってから7年の月日を経ているが、動物愛護とは並立しないことから、本措置上の定めとしても即刻廃止されるべきである。動物実験関係者からいかなる要求があろうとも、この部分の削除は断行すべき。 かつて動物実験に適するとされた、おとなしくて健康で若い犬猫は、本来であれば譲渡にまわすべき犬猫であり、地方自治体が動物愛護団体と連携した譲渡活動等、殺処分削減へ向けた取り組みを始めている現在、再び復活することは考えられない。 また、昨年の動物愛護管理法改正時に、動物実験関係者が法規制を受け入れなかったことから、動物実験に対する不信任は高まっており、今後も払い下げに理解が得られることはないと考えられる。	ご意見として承ります。	3
第4	「又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者」を削除する改正案に賛成。	多くの自治体が行っていた動物実験用の譲渡（以下、払い下げという）も、90年代以降、徐々に廃止する自治体が増え、平成17年度末をもって払い下げを行っている自治体はなくなった。これは、国民の動物愛護意識の向上に自治体が応えたものと言える。 そもそも、犬猫の払い下げは何ら義務はなく、単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、法律に基づく公正なものでなけ	ご意見として承ります。	4

第4	次のように殺処分より譲渡を優先すること等を追記すべき。 「1. 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者への譲渡を最優先し、やむを得ず殺処分する場合においては、できる限り苦痛を与えない方法によって行わなければならない。 2. 飼養することを希望する者へ譲渡する場合においては、適正に終生飼養できる者であるかどうかを厳しく審査すること。」	ればならないが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われていた。一部研究機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。さらに、やむを得ない理由により、殺処分を行う場合においては、できる限り苦痛を与えない方法によることを動物愛護法で定めているが、実験転用がもたらす苦痛と恐怖は犬猫にとって耐え難いものであり、処分方法のひとつとして実験殺を選択することは同法に違反している。 この規定を残しておくことに、高い動物愛護意識を持つようになった多くの国民は到底納得せず、その国民の声に応えた自治体の決断をも否定することにもなる。よって、「第4 処分」から、「動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」の一文を削除し、本来の動物愛護に合った、生存の機会を与えることを最優先にした内容への改正を強く求める。	譲渡等を優先させることについては、第3の2、3に盛り込まれていると考えています。また、飼養することを希望する者への譲渡については、自治体により適切に判断されることになると考えています。	9
第4	「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」を「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡とする。殺処分は禁止する。」	殺処分はありえないため	動物愛護管理法に反する処分方法でないことから、原案の表現が妥当と考えています。	5
第4	「ただし、出来るだけ生存の機会を与えなければならない」を追加する。	「殺処分とする」だけでは、殺処分を無くそうとする気風が感じられないため、断固とした決意を肝心な部分で表明する必要があるため。	ご指摘の趣旨については、第3の2、3に盛り込まれていると考えています。	24
第4	「殺処分にあたっては、できる限り苦痛の少ない方法で処分するよう努める。」を付け加えるべき。	二酸化炭素による殺処分には恐怖と苦痛が伴う。動物にとって苦痛の少ない方法を選択することが出来る状況にも関わらず、していない自治体が多く見られるから。	殺処分については、動物の処分方法に関する指針に規定し、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いることとしています。	8
第4	殺処分方法については、世論の盛り上がりにより留意し安楽死に切り替えること。それに係る人員を増やすよう努めること。	せめて安らかなる最後を。	殺処分については、動物の殺処分方法に関する指針に規定し、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いることとしています。	10
第4	「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」を、「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者へ譲渡するよう努めること。」と修正すべき。	今回の動愛法改正で、引取りの拒否も追加され、安易な持ち込みという[入口]が減少されればと期待しています。処分という[出口]も殺処分という安易かつ残酷な方法は回避するべきであると考えます。それに加え、残念ながら処分＝殺処分という認識が未だ個人、自治体にあるように思われるので、殺すのではなく命を救うという方法がもっと普及されるよう願います。現在の記述では、殺処分しなければならない、するのが当然と誤解を生じさせる可能性があると思います。	動物愛護管理法に反する処分方法でないことから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第4	「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」を、「保管動物の処分は、原則として、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡とし、このほか相当の事由が認められる場合にあっては、別に定める手順に基づき、都道府県知事等の許可を得たものに限り殺処分とする。」に修正すべき。	殺処分に関する悲惨な状況が、行政内においても他組織等に広く認知共有されておらず、したがって現場では機械的に運営実施されている。単なる責任所在の明確化の意図ではなく、自治体のトップが現場を知る事が、同改正案第1の理念を自治体全体へ浸透徹底させる一助となる。人間の死刑に関する法務大臣署名のように、誰か一人が、一人の人間として、一度立ち止まり判断を躊躇できる手順がなければ、無思考で機械的な日常業務を断ち切る事はできない。		1
第4	「保管動物の処分は、所有者への返還、または、飼養を希望する者、動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者であつて法および別途環境大臣が定める基準等に従い動物を飼養もしくは取り扱うことが可能である者への譲渡し及び殺処分とする」等と修正すべきである。 また、併せて、飼養希望者又は科学上の利用に供する者に対して、基準の順守に関する書面の提出や報告を譲渡の際の条件とすることは自治体の裁量の範囲であるとを適宜自治体あて通知等で知らせるべきである。	研究目的譲渡規定を残しておくことに不都合がなく、削除することによる差別意識の助長、実験動物生産減少のための施策の制限といったマイナス要素があるため、削除に反対です。	動物を教育、試験研究用もしくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡については、実績がない、もしくは過少であると判断されることから、当該規定を削除することとしています。	4
第4	「殺処分」を、「終生保養」に終生すべき。		動物愛護管理法に反する処分方法でないことから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第4	「殺処分」という言語は削除すべき。	なぜ、殺処分ありきでものを考えるのかわからない。	動物愛護管理法に反する処分方法でないことから、原案の表現が妥当と考えています。	2
第4	「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。」を「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び安楽死による殺処分とする。」と修正すべき。	動物は痛苦の感覚を持つ命あるものです。苦痛を与えられ死に至らしめられる正当な理由などありません。できうる限りの尽力で生存の機会を見つけるべきであり、それがかなわない場合にも、苦痛を与える方法で処分することは絶対に避けるべきです。	殺処分については、動物の処分方法に関する指針に規定し、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いることとしています。	1

第5	「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。」を「ただし、動物の死体を教育、試験研究用その他の科学上の利用に供する者又は化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りではない。」に改める。	生体の払い下げは動物愛護上問題があるが、死体の活用は愛護上の問題が少なく獣医学教育（解剖実習等）などに有用であると思われるため。	ご指摘の趣旨については、当該規定の「その他の経済的利用」に含まれていると考えています。	1
第5	「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。」を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> ・故意に犬猫を殺して儲けようとする人が出るから。また、人間の死体を経済利用することは問題があるように、伴侶動物である犬猫もそうすべきではない。 ・この一文は、動物を道具的価値としか認めておらず、尊厳無く扱う事になり、動物愛護基本指針の第一「動物の愛護及び管理の基本的考え方にある「動物の愛護の基本は、人においてその命が大切のように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。」に反するため。 ・民間団体の調査によると、全国で払い下げが行われているのは3自治体だけであり、三味線などへの転用らしいが、殺処分数を減らそうと言う気運が高まる中、現状に即しておらず払い下げは無くしていくべきものであるから。 	動物の愛護及び管理を図る上で、当該払い下げを禁止する必要はないと考えています。	37
第5	「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。」を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動物はモノではない。どうせ殺す生命だから、死体だから、と有効利用しようという考えは、人道に反していて、善良な市民は決して容認しない。また、放棄した飼い主の罪悪感を薄めることにもなる。これでは、繰り返し持ち込むような常習者をなくすことができないばかりか、殺処分の減少や国民の動物愛護意識の向上を妨げる。 ■ 生体・死体を問わず、そもそも、犬猫の払い下げには何ら義務はなく、払い下げ先との癒着など単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、公正なものでなければならないが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われ、一部の業者や機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。 ■ 動物の死体の取扱いについては、国会でも議論され、衆参両議院の環境委員会決議において、「五 動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。（以下省略）」と盛り込まれた。昨今、動物霊園にお墓をつくる人、遺灰を自宅で大切に持ち続けている人が増え、さらには飼い主と動物と一緒に入れるお墓ができていくことを考えても、動物の死体を丁重かつ畏敬の念をもって扱うべきであるとは言うまでもない。（以下、略） 	動物の愛護及び管理を図る上で、当該払い下げを禁止する必要はないと考えています。	10
第6	文末に下記文章を追加すべき。 「また、当該議会報告、公報、インターネット等による情報の提供により、住民に報告すること。」	個別の悲惨な状況は現在ではインターネット等で周知が広がっているが、行政の取り組みのおかげで、実際に引取り数・殺処分率の改善がなされている事、であるから更に国民全体で努力が必要である、との全体像が浸透していない。よって個別の現場で対立も発生する等、逆効果となり本来協力すべき関係での信頼醸成がなされないのは哀しい事である。全体像の現状把握が浸透していればこそ、個別の情緒的要素のみにとらわれない前向きな改善に向けた関係者全員での検討へとつながる。全ての改善の大前提である。全国統計としての環境省からの国民への報告よりも、首長にとっては無論プレッシャーでもあろうが、より住民への認識共有度は強くなり、改善への大きな動機づけに寄与すると考える。	引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況をHPにて公表しています。	1
その他	迷子等でセンターに収容した際は必ず写真をHPに掲載すべき。 動物本体と首輪等の着用物の最低2枚の写真は必要。		所有者への返還の取り組みについては、自治体の状況や判断により、適切に行われ居ると考えていますが、今後の業務の参考とさせていただきます。	1
その他	ガスによる殺処分の禁止を明記すべき。		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
その他	定点回収の禁止を明記すべき。		第35条により、都道府県等の犬及び猫の引き取りが規定されており、立地や状況等により、住民からの引取りが困難な場合もあることから、禁止にする必要はないと考えています。	1
0	外部委託業者における適正飼養についても明記すべき。	多くの地方公共団体は、動物愛護管理行政に係る犬猫の収容、殺処分等の事業の一部又は全部を外部委託している。委託先は外郭団体、民間会社、NPO等様々であるが、地方公共団体における動物収容施設の運営基準や設置基準がない現在、地方公共団体間でかなりの差がある。こうした状況の中、保管動物の適正な飼養を行っていくためには各委託先にも適正飼養等の指導や普及啓発を行っていくべきことを本措置に記載しておく必要がある。	委託する自治体により、適切な指導が図られるものと考えています。	9

0	<p>別記様式について以下のように修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「引取り数」欄に、内訳として「所有者不明の引取り」数がわかる欄を設ける。 ・「譲渡数」欄に関して、「一般」と「その他」の区別をなくす。 ・「譲渡数」「殺処分数」に関しても、「成熟個体」と「幼齢の個体」の区別を設ける。 ・「引取り数」のうち、処分が前年から持越されている数と翌年へ持ち越しされた数を記入させる。 ・収容中に殺処分に至らず死亡した数を記入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の殺処分減少へ向けた対策へ生かすために、所有者からの引取りか、所有者不明の引取りかの区別をつけた統計をとるべきである。 ・処分方法として動物実験への払い下げが削除されるのであれば「その他」欄は不要。 ・処分されている対象が成体か幼齢かの分析ができるように、新たに欄を設けるべき。 ・引取り数合計と処分数合計が大きく離れている場合があり、統計としての正確性をはかるため、前年度からの持越し・翌年度への持越しについても記入させる。 ・上と同様の理由で、収容中に死亡した数についても記入させるべき。 	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、一部修正いたします。</p>	8
0	<p>別記様式について以下のように修正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「処分数」の欄に「収容中死亡数」についての項目を新設。 2) 「引取り数」の欄に「所有者からの引取り数」と「所有者不明の引取り数」を追加。 3) 全ての項目において、成熟個体と幼齢の個体の区別を行うべき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「処分数」の記入欄には返還数、譲渡数、殺処分数しかありませんが、それ以外にも収容中に死亡している犬や猫が少なからず存在していることが当会の調査で明らかになっている。今後、動物が命あるのみならず苦痛の感覚、感情等を有する生命体であることや、殺処分がなくなることを目指すという目標を改正動物愛護管理法で掲げたこと等に鑑み、収容中の死亡は無くしていかなければならない。また収容された動物がこういった処分を受けて収容施設からなくなったのかを明確にすることは、統計としての精度を高めるためにも、今後どういった方針で普及啓発等を行っていくかの計画にも、大いに役立つ。こうしたことから、収容中死亡数の欄を新設すべき。 2) 現在の様式では、こういった経緯で引取りが行われたのかが不明であり、殺処分数や収容数の減少を目指していくにあたって普及啓発等の有効な対策を行うことができないと考えられる。多くの予算や人材、時間を費やして見当はずれな普及啓発をしてしまうことないよう、本措置において追加を行うべき。 3) 現在「引取り数」においては成熟個体と幼齢の個体の区別がなされているが、幼齢個体と成熟個体がこういった処分をされているのか、それぞれにどのような特徴があり、こういった対応がたてられ得るのかを探っていくためにも、「処分数」や「譲渡数」においてもこの区別は必要。なお、この区別を行う際、先述の該当箇所「第1犬及び猫の引取り4」で述べたように定義付けを行うこと。 	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、一部修正いたします。</p>	11

その他

該当箇所	意見等の概要	理由	数	
	対面説明、現物確認が必要な対象動物から「爬虫類」を除外すべき。	・爬虫類については、犬猫等の恒温動物と異なり、変温動物であり飼養方法等も異なるため、同一の取扱いとすべきでない。 ・一部の限られた対面販売可能店舗の販売動物は犬猫が主であり、販売員が爬虫類の飼育知識を熟知していないため適正な飼養がされておらず、販売時の情報提供も不適切となる。 ・対面だけでなくインターネット等を使用し複数の画像や映像等を提示して知識豊富なブリーダーが販売した方が生体の情報を細かく提供することが可能となる。 ・平成24年11月13日から12月2日まで実施されたパブリックコメントのコメント数だけで決定されるのは避けて欲しい。 ・地方には爬虫類を扱っている店がなく、大都市まで時間、費用をかけて買いに行くことは困難。	動物取扱業の対象動物となっており、その販売等に当たっては、哺乳類や鳥類と同じく取り扱う必要があると考えていますが、ご意見として承ります。	41
	対面説明、現物確認が必要な対象動物から「鳥類」と「爬虫類」を除外すべき。	対面販売している店舗が少なく入手困難であり、そうした店舗でも店員の飼育知識等は少ないため。	動物取扱業の対象動物となっており、その販売等に当たっては、哺乳類と同じく取り扱う必要があると考えていますが、ご意見として承ります。	2
	対面説明、現物確認が必要な対象動物を「犬猫」に限定すべき。	犬猫以外の動物は専門店が少なく、インターネット上での取引が主流となっているため。また、小鳥や爬虫類はアマチュアブリーダーが数多く存在しており、彼らは特定の分類群に詳しく、動物園でも繁殖に成功していない種を専門的に飼育し、繁殖させている例も有り、対面販売が義務づけられると、そうした飼育繁殖技術が日本からなくなってしまう。	犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類は動物取扱業の対象動物となっており、その販売等に当たっては、犬猫と同じく取り扱う必要があると考えていますが、ご意見として承ります。	1
	対面説明・現物確認を義務づけるべきでない。	対面説明を義務づけても、いい加減な店舗はいい加減な説明しかしないし、現物確認しても衝動買いする購入者はいるため。	動物取扱業の適正化など、適正な動物の愛護及び管理を推進するために、対面説明・現物確認は重要な事項であると考えています。	2
	対面説明、現物確認の廃止	事実上の通信販売禁止に反対する。通信販売がなければ生体を購入する機会が減る。人間の勝手な解釈で、動物を擬人化する法律がおかしい。	動物取扱業の適正化など、適正な動物の愛護及び管理を推進するために、対面説明・現物確認は重要な事項であると考えています。	2
	爬虫類の移動販売禁止の反対	ネット販売等での宅急便発送とは違い、業者が管理するので、逸走などの問題はない。爬虫類を扱う販売店が少ないので、犬猫販売店と同じ枠で考えないでほしい	ご意見として承ります。	1
	爬虫類の通販禁止に賛成。	通信販売では生体を運送会社が輸送しているが、宅急便の受け取り時間の遅延等により販売者と購入者のトラブルが絶えず、生体が商品化している。生体の輸送を禁止している運送会社でも売り上げのために暗黙の了解で輸送している現状がある。通販専門とうたうなら自らがお客様にデリバリーすることが専門（プロ）と言えるのではないか。	ご意見として承ります。	2
	動物実験は廃止するべき。	化粧品等の為に動物をいためつけ、殺すのは間違っているため。	ご意見として承ります。	5
	実験動物のすべての過程の点検項目の一律化、可視化、中立外部機関のチェックの公表の義務化		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	化粧品実験での動物使用の禁止		ご意見として承ります。	1
	動物実験を届出制にするべき	補助金はださない。実験後は治療を義務づける。管理状況を第三者に報告すること	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	実験動物の福祉面からの法的規制を	自主規制では不十分	今後の業務の参考とさせていただきます。	2
	動物実験代替法を研究している機関への支援をすべき		ご意見として承ります。	1
	動物取扱業に対する規制、監視等を強化すべき	・動物取扱業について管理が行き届かないところが多い。 ・取扱う動物の種類や専属獣医師まで情報の公開することで、業者のモラルの向上を図る	今後の業務の参考とさせていただきます。	8
	ブリーダーを許可制にすること	・一定の定められた基準を満たした者に免許、資格を与える。適切に行使されているかを随時確認。1～2年ごとに更新させる制度が好ましい。	ご意見として承ります。	6
	生体販売禁止 ペットショップ、ブリーダーの廃止	・殺処分を減らすには無駄な繁殖をまず減らすべき ・ペットショップの販売ではブームが去った後の遺棄などが問題になるため。	今後の業務の参考とさせていただきます。	6
	生体販売展示の際は動物にとってストレスのない販売方法に規制する。		今後の業務の参考とさせていただきます。	1

	トレスビリティをしっかりとる。飼い主がブリーダーに連絡がとれるようにする。		今後の業務の参考とさせていただきます。	2
	犬猫、動物の殺処分について反対	・同じ命なので、税金を使うのであれば、生かすことに使ってほしい。 ・殺処分禁止を法整備化する	今後の業務の参考とさせていただきます。	8
	殺処分は仕方がないが安楽死にしてほしい。		動物の処分方法に関する指針において、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いることとしています。	1
	ペットを飼う人への規制をすべき	・動物を販売する場合は、飼い主に終生飼養の誓約書を書かせる。 ・ペット購入者への事前受講の義務付け ・飼い主も免許制にすべきマナーを守れる人のみが飼うようにする。 ・ペット購入時に身分証明や実印使用等	今後の業務の参考とさせていただきます。	9
	飼い主に終生飼養だけでなく、安楽死の選択肢も与えるべき	動物を傷みや苦しみから解放するため	動物の処分方法に関する指針において、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いることとしています。	1
	動物に対するタバコによる健康被害からの有効な救済策を積極的に盛り込むよう強く要請する。	タバコの煙には人間だけでなく、動物に対しても有害な物質が含まれているため。	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	全てのペットにGPSをつけ、登録することを義務化すべき	・ペットの迷子防止 ・名義を登録すること飼い主としての自覚を促す	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	マイクロチップ、ICチップ等の装着を義務づけにする。	・ペットの迷子防止 ・名義を登録すること飼い主としての自覚を促す	今後の業務の参考とさせていただきます。	5
	犬猫等の動物を飼育する場合は市町村に登録を行う制度が必要	安易な飼育放棄や保健所への持ち込みの抑止になるため	今後の業務の参考とさせていただきます。	3
	ペットが繁殖した場合も登録を行う。		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	猫も登録制にすべき		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	ペット税の導入	ペット税でアニマルポリスやシェルターの建設など動物の為に使えるようにしてほしい 登録を行うことで飼い主の適正な飼育の自覚をもってもらおう。	今後の業務の参考とさせていただきます。	5
	NPO動物愛護団体等に資本金を出してほしい		ご意見として承ります。	2
	全ての動物愛護センターや保健所等の犬猫その他の動物が保管されている施設に、動物が苦痛を感じないようにエアコンの設置等してほしい	公共の施設で、暑さや寒さで死亡する動物がいると聞いた。できれば生かすために税金を使ってほしいと思う。譲渡の前に死んでしまうのは、悲しい事だと思う。	今後の業務の参考とさせていただきます。	2
	アニマルポリスを設立してほしい。	法律があるが、それを監視する人間、罰則する人間が必要	ご意見として承ります。	9
	飼育放棄をする飼い主や保健所を持ち込む飼育者、動物への虐待をする人への罰則を強化してほしい	・保健所に動物を持ち込んだ飼い主に対しては、身分証明の提示等をする。身分を公表する。引取り料を高額に引き上げるべき。	今後の業務の参考とさせていただきます。	9
	動物虐待についての定義づけを厳しくすべし	福島の犬の飼い方のように、誰も住んでいない地域で、水、餌も十分でないまま鎖につながれている状態は他国では虐待にあたるから	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	保健所に夜間に捨て犬捨て猫がないように警備員をつける		ご意見として承ります。	1
	飼い主から手放された犬猫の受け皿になる大型施設を作る。	放し飼いができれば望ましい。	ご意見として承ります。	2
	動物の飼育を希望するものには、保健所等で譲渡できる動物がいるかどうか照会するシステムを作る 自治体は保護動物の情報の公開を広くすべき。 動物の保管期間を長くすべき	保護されている動物に対して、どうしたら里親になれるか等の一般国民に対する周知が足りない。 ・収容動物や譲渡、殺処分の現状などのデータベース化し、公開することで、各機関のスキルアップにつながる	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	譲渡会をもっと大きなイベントにすべき	行政やマスコミ、一般市民を巻き込んだ大きなイベントとすることで動物愛護の啓発につながる	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	職員の教育をすべき	殺処分をゼロにする取組をしている自治体からその考え方や方法等を学ぶべき	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	学校での動物愛護の授業を設ける	幼い頃から、動物愛護を授業として取り入れることで動物愛護精神を養うことができる。動物と一緒に暮らせない子供へ動物愛護について学ぶ機会を与えることになる。	ご意見として承ります。	1
	動物の飼い方、虐待防止、殺処分の現状などの啓発の徹底	テレビやマスコミを利用して啓発する	今後の業務の参考とさせていただきます。	2

	産業動物、実験動物を動物愛護管理法の適用外にしないでほしい。	ペット、産業動物、実験動物等すべての動物が、人間と同じ感情と苦痛を持つ生き物である。虐待をした場合は厳しい罰則を適用すべき	今後の業務の参考とさせていただきます。	2
	動物の皮をはいでの毛皮禁止		ご意見として承ります。	1
	特定動物のペットにすることに對して厳しい規制が必要	成長しすぎて面倒を見れないなどの安易な理由から飼育放棄をすることで、行政が捕獲するなどの	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	指針や基準を作成する際には、愛護団体等の一部の意見のみでなく、広く現場の意見、一般の意見も聞いてほしい	野生動物の農作物の被害に苦しんでいる。家庭動物、実験動物、産業動物もそれを生業にしている人もいる。国民の生活に支障をきたすような法令は本末転倒である。 ・一般市民が被害を強制されず、動物と共生できるように飼育に関する規制をお願いしたい	今後の業務の参考とさせていただきます。	2
	地域猫について「住民の同意を得て」という文言を削除	地域猫活動をスムーズに行うための障害になるから	基本指針においては、「住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理知る地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること」としています。	1
	地域猫は餌をやらないように。	地域猫でも糞尿被害は変わらないため	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	野犬、野猫についても飼育対象になることを考慮した上で政策を考えるべき		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	動物売買の禁止		今後の業務の参考とさせていただきます。	1
	公営譲渡サロンを人口10万人に1施設を作り、動物愛護の啓発、譲渡を行う。	雇用促進にもつながる。	ご意見として承ります。	1
	国際的な家畜福祉の流れに配慮して、せめて展示動物や実験動物の基準と同様な内容にしてほしい。		ご意見として承ります。	1
	動物を「家庭動物」、「展示動物」、「実験動物」、「産業動物」などに区分するのではなく、すべての告示の中で動物の苦痛や自由や感情などを考慮した決め事を統一すべき。	動物を「家庭動物」、「展示動物」、「実験動物」、「産業動物」など目的でそれぞれ区分しても、その動物にとって生きる権利や苦痛や幸福を求める本能に全く違いはなく、動物を人間の都合で利用しやすいように区別するのは、根本的に大きな間違いである。	ご意見として承ります。	1
	全面的に賛成		ご意見として承ります。	1
	地域に生息する猫に対して人間の都合で生き死にや生殖をコントロールするのはおかしい。		ご意見として承ります。	1